

# 決算特別委員会等記録

平成25年度一般会計・特別会計決算及び企業会計決算

自 平成26年10月2日

至 平成26年10月23日

沖縄県議会



# 決算特別委員会等記録

平成25年度一般会計・特別会計決算及び企業会計決算

自 平成26年10月2日

至 平成26年10月23日

沖縄県議会



# 目 次

平成26年第5回沖縄県議会(定例会)	比 嘉 京 子さん……………	55
	新 垣 安 弘君 ……………	58
<b>第1号(10月2日)</b> ……………		1
1 委員長の互選 ……………		3
2 副委員長の互選 ……………		3
3 乙第26号議案及び乙第27号議案、認定第1号から認定第23号まで(一般会計・特別会計決算及び企業会計決算)について ……………		3
4 決算特別委員会運営要領について ……		3
6 理事の選任について ……………		3
平成26年第5回沖縄県議会(定例会)閉会中継続審査		
<b>第1号(10月14日)</b> ……………		15
1 平成25年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明 ……………		16
2 平成25年度沖縄県一般会計及び特別会計決算審査の概要説明 ……………		17
3 平成25年度沖縄県病院事業会計決算の概要説明 ……………		19
4 平成25年度沖縄県病院事業会計決算審査の概要説明 ……………		21
5 平成25年度沖縄県公営企業会計決算の概要説明、平成25年度沖縄県水道事業会計及び工業用水道事業会計未処分利益剰余金についての概要説明 ……		22
7 平成25年度沖縄県公営企業会計決算審査の概要説明 ……………		25
8 平成25年度沖縄県一般会計及び特別会計決算に対する質疑 ……………		26
又 吉 清 義君 ……………		26
新 垣 良 俊君 ……………		29
浦 崎 唯 昭君 ……………		30
狩 俣 信 子さん……………		31
仲 村 未 央さん……………		34
瑞慶覧 功君 ……………		37
奥 平 一 夫君 ……………		39
吉 田 勝 廣君 ……………		43
前 島 明 男君 ……………		47
西 銘 純 恵さん……………		48
嘉 陽 宗 儀君 ……………		51
儀 間 光 秀君 ……………		55
<b>総務企画委員会第1号(10月15日)</b> ……………		63
1 平成25年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明 ……………		63
知事公室 ……………		63
総務部 ……………		64
公安委員会 ……………		66
2 平成25年度決算に対する質疑 ……		67
翁 長 政 俊君 ……………		68
照 屋 大 河君 ……………		72
高 嶺 善 伸君 ……………		76
玉 城 義 和君 ……………		79
吉 田 勝 廣君 ……………		84
前 島 明 男君 ……………		90
<b>経済労働委員会第1号(10月15日)</b> ……………		94
1 平成25年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明 ……………		94
農林水産部 ……………		94
労働委員会事務局 ……………		96
2 平成25年度決算に対する質疑 ……		96
砂 川 利 勝君 ……………		97
座喜味 一 幸君 ……………		99
崎 山 嗣 幸君 ……………		102
仲 村 未 央さん……………		105
瑞慶覧 功君 ……………		109
玉 城 満君 ……………		112
玉 城 ノブ子さん……………		114
儀 間 光 秀君 ……………		117
<b>文教厚生委員会第1号(10月15日)</b> ……………		122
1 平成25年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明 ……………		122
子ども生活福祉部……………		122
教育委員会 ……………		124
2 平成25年度決算に対する質疑 ……		125
又 吉 清 義君 ……………		125
狩 俣 信 子さん……………		128
新 田 宜 明君 ……………		132
赤 嶺 昇君 ……………		134
糸 洲 朝 則君 ……………		138

西 銘 純 恵さん	141
呉 屋 宏君	146
比 嘉 京 子さん	148
嶺 井 光君	151

儀 間 光 秀君	238
座喜味 一 幸君	242
新 垣 哲 司君	247

#### 土木環境委員会第1号(10月15日) ……156

1 平成25年度沖縄県一般会計及び特別 会計決算の概要説明 ……156	
土木建築部 ……156	
2 平成25年度決算に対する質疑 ……158	
中 川 京 貴君 ……159	
新 里 米 吉君 ……161	
仲宗根 悟君 ……165	
奥 平 一 夫君 ……168	
新 垣 清 涼君 ……172	
金 城 勉君 ……175	
嘉 陽 宗 儀君 ……178	
新 垣 安 弘君 ……182	

#### 総務企画委員会第2号(10月16日) ……188

1 平成25年度沖縄県一般会計決算の概 要説明 ……188	
企画部 ……188	
出納事務局 ……190	
監査委員事務局 ……190	
人事委員会事務局 ……190	
議会事務局 ……191	
2 平成25年度決算に対する質疑 ……191	
照 屋 大 河君 ……191	
高 嶺 善 伸君 ……195	
玉 城 義 和君 ……199	
吉 田 勝 廣君 ……205	
當 間 盛 夫君 ……209	
大 城 一 馬君 ……213	

#### 経済労働委員会第2号(10月16日) ……218

1 平成25年度沖縄県一般会計及び特別 会計決算の概要説明 ……218	
商工労働部 ……218	
文化観光スポーツ部 ……220	
2 平成25年度決算に対する質疑 ……221	
崎 山 嗣 幸君 ……221	
仲 村 未 央さん ……224	
瑞慶覧 功君 ……229	
玉 城 満君 ……232	
玉 城 ノブ子さん ……235	

#### 文教厚生委員会第2号(10月16日) ……252

1 平成25年度沖縄県一般会計及び企業 会計決算の概要説明 ……252	
保健医療部 ……252	
病院事業局 ……253	
2 平成25年度決算に対する質疑 ……255	
狩 俣 信 子さん ……255	
新 田 宜 明君 ……260	
赤 嶺 昇君 ……264	
糸 洲 朝 則君 ……268	
西 銘 純 恵さん ……272	
呉 屋 宏君 ……276	
比 嘉 京 子さん ……279	
又 吉 清 義君 ……282	

#### 土木環境委員会第2号(10月16日) ……287

1 平成25年度沖縄県一般会計及び企業 会計決算の概要説明、平成25年度沖 縄県水道事業会計及び工業用水道事 業会計未処分利益剰余金についての 概要説明 ……287	
環境部 ……287	
企業局 ……288	
2 平成25年度決算に対する質疑 ……291	
仲宗根 悟君 ……291	
新 里 米 吉君 ……295	
新 垣 清 涼君 ……298	
金 城 勉君 ……301	
嘉 陽 宗 儀君 ……305	
新 垣 安 弘君 ……308	
具志堅 透君 ……311	
中 川 京 貴君 ……314	

#### 第2号(10月22日) ……319

1 常任委員長に対する質疑 ……319	
狩 俣 信 子さん ……319	
西 銘 純 恵さん ……320	
比 嘉 京 子さん ……320	
2 「要調査事項」及び「特記事項」の 取り扱い等について ……321	
3 知事の委員会出席を求める動議 ……321	
4 知事の委員会出席を求める動議に対	

する意見、討論	321
砂川利勝君	321
4 動議の採決	322

**第3号（10月23日）** .....324

1 平成25年度決算に対する総括質疑	325
委員長による代表質疑	325
又吉清義君	326
仲村未央さん	327
狩俣信子さん	329
玉城満君	331
瑞慶覧功君	333
奥平一夫君	335
西銘純恵さん	338
嘉陽宗儀君	340
2 平成26年第5回議会乙第26号議案及 び同乙第27号議案の採決	342
3 平成26年第5回議会認定第1号の採 決	343
4 平成26年第5回議会認定第12号の採 決	343
5 平成26年第5回議会認定第16号の採 決	343
6 平成26年第5回議会認定第19号の採 決	343
7 平成26年第5回議会認定第2号から 同認定第11号まで、同認定第13号か ら同認定第15号まで、同認定第17号、 同認定第18号及び同認定第20号から 同認定第23号までの採決	343
8 要調査事項一覧	345
9 決算特別委員会議案処理一覧表	346
10 決算特別委員会決算処理一覧表	347

**巻末資料（各常任委員長からの決算調査報  
査報告書）** .....350





平成26年10月2日

平成26年第5回  
沖縄県議会（定例会） **決算特別委員会記録**

（第1号）



# 平成26年第5回 沖縄県議会（定例会） 決算特別委員会記録（第1号）

## 開会の日時、場所

平成26年10月2日（木曜日）  
午後7時38分開会  
第7委員会室

## 委員の選任

平成26年10月2日、本委員会は議長の指名で次のとおり選任された。

砂川利勝君	具志堅透君
又吉清義君	新垣良俊君
浦崎唯昭君	仲村未央さん
崎山嗣幸君	狩俣信子さん
玉城満君	瑞慶覧功君
奥平一夫君	吉田勝廣君
前島明男君	西銘純恵さん
嘉陽宗儀君	儀間光秀君
比嘉京子さん	新垣安弘君

## 委員長、副委員長の互選

平成26年10月2日、指名推選により崎山嗣幸君が委員長に、儀間光秀君が副委員長に選任された。

## 理事の選任

平成26年10月2日、理事に具志堅透君、奥平一夫君及び西銘純恵さんが選任された。

## 出席委員

委員長	崎山嗣幸君	
副委員長	儀間光秀君	
委員	砂川利勝君	具志堅透君
	又吉清義君	新垣良俊君
	仲村未央さん	玉城満君
	瑞慶覧功君	奥平一夫君
	吉田勝廣君	前島明男君
	西銘純恵さん	嘉陽宗儀君
	比嘉京子さん	新垣安弘君

## 欠席委員

浦崎唯昭君  
狩俣信子さん

## 本委員会に付託された事件

（10月2日付託）

- 1 乙第26号議案 平成25年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 2 乙第27号議案 平成25年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 3 認定第1号 平成25年度沖縄県一般会計決算の認定について
- 4 認定第2号 平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
- 5 認定第3号 平成25年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
- 6 認定第4号 平成25年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
- 7 認定第5号 平成25年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
- 8 認定第6号 平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
- 9 認定第7号 平成25年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
- 10 認定第8号 平成25年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
- 11 認定第9号 平成25年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
- 12 認定第10号 平成25年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
- 13 認定第11号 平成25年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
- 14 認定第12号 平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 15 認定第13号 平成25年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
- 16 認定第14号 平成25年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
- 17 認定第15号 平成25年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
- 18 認定第16号 平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 19 認定第17号 平成25年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について

- 20 認定第18号 平成25年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 21 認定第19号 平成25年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 22 認定第20号 平成25年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
- 23 認定第21号 平成25年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 24 認定第22号 平成25年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 25 認定第23号 平成25年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

業特別会計決算の認定について

- 18 認定第14号 平成25年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
- 19 認定第15号 平成25年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
- 20 認定第16号 平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 21 認定第17号 平成25年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
- 22 認定第18号 平成25年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 23 認定第19号 平成25年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 24 認定第20号 平成25年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
- 25 認定第21号 平成25年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 26 認定第22号 平成25年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 27 認定第23号 平成25年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
- 28 閉会中継続審査について
- 29 決算特別委員会運営要領について
- 30 理事の選任について

#### 本日の委員会に付した事件

- 1 委員長の互選
- 2 副委員長の互選
- 3 乙第26号議案 平成25年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 4 乙第27号議案 平成25年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 5 認定第1号 平成25年度沖縄県一般会計決算の認定について
- 6 認定第2号 平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
- 7 認定第3号 平成25年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
- 8 認定第4号 平成25年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
- 9 認定第5号 平成25年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
- 10 認定第6号 平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
- 11 認定第7号 平成25年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
- 12 認定第8号 平成25年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
- 13 認定第9号 平成25年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
- 14 認定第10号 平成25年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
- 15 認定第11号 平成25年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
- 16 認定第12号 平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 17 認定第13号 平成25年度沖縄県宜野湾港整備事

○宮城優議会事務局政務調査課主幹 決算特別委員会設置後、初めての委員会でありますので、委員長及び副委員長の互選を行う必要があります。

委員長が互選されるまでの間、沖縄県議会委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員が委員長の互選に関する職務を行うことになっております。

出席委員中、前島明男委員が年長者でございますので、この際、沖縄県議会委員会条例第7条第2項の規定により、前島明男委員に委員長の互選に関する職務をお願いいたします。

前島明男委員、委員長席に御着席をお願いいたします。

（前島明男委員、委員長席に着席）

○前島明男年長委員 ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

沖縄県議会委員会条例第7条第2項の規定により、年長の私が委員長互選の職務を行います。

どうぞよろしくをお願いいたします。

これより、委員長の互選を行います。

委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか、お諮りいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長の互選方法について協議)

○前島明男年長委員 再開いたします。

委員長の互選については、指名推選の方法によるとの御意見がありますので、指名推選の方法によることとし、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男年長委員 御異議なしと認めます。

よって、崎山嗣幸委員を委員長に指名いたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男年長委員 御異議なしと認めます。

よって、崎山嗣幸委員が委員長に互選されました。ただいま委員長が選任されましたので、委員長と交代いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、年長委員退席、委員長着席)

○崎山嗣幸委員長 再開いたします。

皆さんの御推薦で委員長に就任することになりました。議論をまた活発にして、私も皆さんの御協力を得て頑張りたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

○崎山嗣幸委員長 これより副委員長の互選を行います。

副委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか、お諮りいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、副委員長の互選方法について協議)

○崎山嗣幸委員長 再開いたします。

副委員長の互選については、指名推選の方法によるとの御意見がありますので、指名推選の方法によることとし、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○崎山嗣幸委員長 御異議なしと認めます。

よって、儀間光秀委員を副委員長に指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○崎山嗣幸委員長 御異議なしと認めます。

よって、儀間光秀委員が副委員長に互選されました。

ただいま副委員長に選任されました儀間光秀委員の就任の御挨拶を自席にてお願いいたします。

○儀間光秀副委員長 ただいま御指名いただきました儀間光秀です。一生懸命委員長をサポートしてまいりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

○崎山嗣幸委員長 以上で、委員長及び副委員長の互選は終わりました。

○崎山嗣幸委員長 休憩いたします。

(休憩中に、議題の取り扱いについて協議)

○崎山嗣幸委員長 再開いたします。

乙第26号議案及び乙第27号議案の議決議案2件、認定第1号から同認定第23号までの決算23件を一括して議題といたします。

ただいま議題となりました議決議案2件及び決算23件については、閉会中に審査することとし、議長に対して閉会中継続審査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○崎山嗣幸委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○崎山嗣幸委員長 次に、決算特別委員会運営要領について、御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、運営要領の取り扱いについて協議)

○崎山嗣幸委員長 再開いたします。

決算特別委員会運営要領については、休憩中に御協議いたしましたとおり、決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○崎山嗣幸委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○崎山嗣幸委員長 次に、ただいま決定されました決算特別委員会運営要領に基づき、委員長及び副委員長のほかに理事3人の選任が必要でありますので、理事3人の選任について御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、理事の選任について協議)

○**崎山嗣幸委員長** 再開いたします。

これより理事3人の選任についてお諮りいたします。

理事に、具志堅透委員、奥平一夫委員、西銘純恵委員の3人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**崎山嗣幸委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

理事の皆さんには、委員会の円滑な運営に御協力いただきますようお願いいたします。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定されました決算特別委員会運営要領に基づく各常任委員長への調査依頼書等の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**崎山嗣幸委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

次回は、10月14日 火曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後7時55分散会

## 決算特別委員会運営要領

- 1 委員会室  
第7委員会室を使用する。
- 2 委員席の配置  
別紙第1のとおりとする。
- 3 審査日程等
  - (1) 審査日程は別紙第2のとおりとする。ただし、審査の都合により必要があるときは、委員会に諮り変更することができる。
  - (2) 室部局に係る事項については、所管の常任委員会に調査を依頼して行うものとする。(別紙様式1)
  - (3) 常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に係る決算事項とする。
  - (4) 常任委員長は、調査終了後に調査報告書を提出するものとする。(別紙様式2)
- 4 質疑の要領
  - (1) 質疑の時間は、審査日委員1人10分とする。
  - (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日・時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡する委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
  - (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
  - (4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
  - (5) 質疑は一問一答方式で、起立の上自席から行うものとする。
  - (6) 質疑の順序は多数会派順とする。
- 5 説明員  
決算の概要説明は、会計管理者、病院事業局長及び企業局長とし、審査意見の概要説明は代表監査委員とする。
- 6 常任委員長等に対する質疑
  - (1) 常任委員長から提出された調査報告書に関し、常任委員長に対する質疑の通告がなされた場合、当該常任委員長等を委員外議員として出席を求めものとする。(別紙様式3)
  - (2) 決算委員は、常任委員長の報告に対して質疑を行う場合には、常任委員長への質疑を行う日の前日(県の休日を除く。)の午後3時までに政務調査課に通告するものとする。(別紙様式4)
  - (3) 常任委員長等への質疑は、2回を超えないものとする。
- 7 要調査事項に対する質疑
  - (1) 常任委員長から提出された調査報告書の「要調査事項」に関し、知事等の出席答弁が審査上必要であると認める場合には、委員会の決定に基づき、委員会の最終日に知事等の出席を求めることができるものとする。

(2) 知事等に対する総括質疑は、上記(1)において決定した要調査事項について、まず委員長が代表して行い、答弁を聴取した後、各委員から質疑を行うものとする。

## 8 理事会

- (1) 委員会の円滑な運営を図るため、理事会を置く。
- (2) 理事会は、委員長、副委員長及び理事3人をもって構成する。
- (3) 理事は、委員長が委員会に諮って指名する。
- (4) 理事は、委員会の運営について委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。

## 9 その他

決算議案の審査等については、本要領及び「決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)」（平成26年9月22日議会運営委員会決定）に基づいて行うものとする。

## 雑 則

以上のほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員長が委員会に諮って定める。



# 委員席の配置

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

議 会 事 務 局				
-----------	--	--	--	--

(録音・計時) 議 会 事 務 局				補 助 答 弁 席
----------------------	--	--	--	--------------

議 会 事 務 局
崎 山 嗣 幸 委 員 長

残 時 間 モ ニ タ ー	説	明	員
------------------	---	---	---

	具志堅透委員	砂川利勝委員
--	--------	--------

狩俣信子委員		仲村未央委員
--------	--	--------

浦崎唯昭委員	新垣良俊委員	又吉清義委員
--------	--------	--------

奥平一夫委員	瑞慶覧功委員	玉城満委員
--------	--------	-------

新垣安弘委員	前島明男委員	吉田勝廣委員
--------	--------	--------

儀間光秀委員	嘉陽宗議委員	西銘純恵委員
--------	--------	--------

--	--	--

		比嘉京子委員
--	--	--------

--	--	--

--	--	--

## 決算特別委員会審査日程

5階 第7委員会室

年 月 日	曜 日	時 間	事 項	関係室部局等
平成26年 10月2日	木	本 会 議 及 委 員 了 終	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委員長及び副委員長の互選</li> <li>○閉会中継続審査の件</li> <li>○委員会運営要領の件</li> <li>○理事の選任</li> <li>○各常任委員会に対する調査依頼の件</li> </ul>	
10月14日	火	10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成25年度一般会計及び特別会計決算の概要説明</li> <li>○平成25年度企業会計決算の概要説明</li> <li>○決算審査意見概要説明</li> <li>○会計管理者及び代表監査委員に対する質疑</li> </ul>	会 計 管 理 者 病 院 事 業 局 長 企 業 局 長 代 表 監 査 委 員
10月15日	水	10時	<b>各常任委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○所管事務に係る決算事項調査</li> </ul>	関係室部局
10月16日	木	10時	<b>各常任委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○所管事務に係る決算事項調査</li> <li>○決算調査報告書記載内容等についての協議</li> </ul>	関係室部局
10月17日	金		○決算調査報告書整理日	
10月18日	土			
10月19日	日			
10月20日	月		○決算調査報告書整理日	
10月21日	火		<ul style="list-style-type: none"> <li>○決算特別委員への決算調査報告書の配付(正午)</li> <li>○常任委員長に対する質疑の通告締め切り(午後3時)</li> </ul>	
10月22日	水	10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○常任委員長に対する質疑</li> <li>○「要調査事項」及び「特記事項」の取り扱い等についての協議</li> <li>○総括質疑の取り扱いについての協議</li> </ul>	
10月23日	木	10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成25年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について</li> <li>○平成25年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について</li> <li>○平成25年度一般会計及び特別会計決算</li> <li>○平成25年度企業会計決算</li> <li>○総括質疑及び採決</li> </ul>	

(案)

(別紙様式2)

平成 年 月 日

決算特別委員長

〇 〇 〇 〇 殿

各常任委員長

〇 〇 〇 〇

決 算 調 査 報 告 書

本委員会は、月 日 に依頼のあった決算議案の調査結果を、下記のとおり報告します。

記

議案番号	件 名

2 決算特別委員会においてさらに調査が必要とされる事項 (要調査事項)

3 特記事項

(案)

(別紙様式1)

平成 年 月 日

各常任委員長

〇 〇 〇 〇 殿

決算特別委員長

〇 〇 〇 〇

付託議案の部局別調査依頼について

本委員会に付託を受けた決算議案について、所管の常任委員会において室部局別調査を行っていただくようお願いいたします。

なお、調査結果につきましては、月 日までに御報告くださいますようお願い申し上げます。

記

常任委員会名	件 名

(案)

(案)

(別紙様式4)

(別紙様式3)

平成 年 月 日

平成 年 月 日	午前・午後	時 分	受付
発 言	通 告	書	
質 疑	質 疑		
質 疑 の 内 容			
<p>上記により質疑したいので、決算特別委員会運営要領6の規定により          通告いたします。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日          決算特別委員 印</p> <p style="text-align: right;">決算特別委員長 殿</p>			

各常任委員長

○ ○ ○ ○ 殿

決算特別委員長

○ ○ ○ ○

委員会への出席依頼について

みだしのことについて委員会の審査のため必要ですので、沖縄県議会会議規則  
第75条に基づき御出席願います。

記

- 1 日 時 平成 年 月 日 ( 曜日) 午前 時
- 2 場 所 第7委員会室
- 3 事 件 ○○○○について

## 決算議案の審査等に関する基本的事項 (常任委員会に対する調査依頼について)

常任委員会に対する決算議案の調査依頼は、特別委員会での審査に加え、各常任委員会において専門的な立場から所管事務に係る決算事項を調査することにより、効率的で充実した審査に資することを目的とし、決算議案の審査等に当たっては、下記の基本的事項を定めることにより、決算特別委員会及び各常任委員会の円滑な運営に資するものとする。

### 記

- 1 委員会室について  
決算特別委員会は第7委員会室で行うものとする。
- 2 審査日程について  
決算議案の審査日程はおおむね別紙1のとおりとし、具体的な決算特別委員会の審査日程は同委員会において決定するものとする。
- 3 調査依頼事項について
  - (1) 常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に係る決算事項とする。
  - (2) 調査依頼に関する様式は別に定めるものとする。
- 4 常任委員会における調査について
  - (1) 質疑の時間は、各審査日委員1人10分とする。
  - (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日・時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡する委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
  - (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
  - (4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
  - (5) 質疑の順序については多数会派順とする。なお、2日目は第2多数会派から質疑を行い、第1多数会派は最後に行うものとする。
  - (6) 監査委員である議員は調査には加わらないものとする。
  - (7) 常任委員会での採決は行わないものとする。
- 5 決算調査報告書の作成及び配付について
  - (1) 決算調査報告書(以下「調査報告書」という。)は、常任委員会での協議に基づき常任委員長が作成するものとする。この場合、常任委員会での協議を省略して調査報告書の作成を常任委員長に一任することができるものとする。

- (2) 調査報告書に記載する事項は、常任委員会における質疑・答弁の主な内容、決算特別委員会においてさらに調査が必要とされる事項（以下「要調査事項」という。）及び特記事項とする。
- (3) 調査報告書は、決算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日（県の休日を除く。）の正午までに決算特別委員に配付するものとする。
- (4) 調査報告書の様式は別に定めるものとする。

#### 6 調査報告書に対する質疑について

- (1) 常任委員長に対する質疑通告の締切日時は、決算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日（県の休日を除く。）の午後3時とする。
- (2) 調査報告書に関し、常任委員長に対する質疑の通告がなされた場合には、当該常任委員長を委員外議員として出席を求めるものとする。

#### 7 要調査事項に対する質疑について

- (1) 決算特別委員会は、知事等の出席答弁が審査上必要であると認める要調査事項について、同委員会の決定を経て知事等の出席を求め、総括質疑を行うことができるものとする。
- (2) 知事等への要調査事項に対する総括質疑は、同委員会の最終日に決算特別委員長が代表して行い、答弁を聴取した後、各委員からの質疑を行うものとする。

#### 8 その他

- (1) 上記6及び7に係る質疑の時間及び方法その他必要な事項は決算特別委員会において決定するものとする。
- (2) 決算特別委員会の円滑な運営に資するため同委員会に理事会を置くものとする。

(別紙1)

### 決算議案の審査日程

年月日	委員会	時間	事項	関係室部局等
9月定例会 会期中 (1日目)	決算特別 委員会	本会議及 び各委員 会終了後	○委員長及び副委員長の互選 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件	
以降 閉会中 (2日目)	決算特別 委員会	10時	○平成○年度一般会計及び特別会計決算 の概要説明 ○平成○年度企業会計決算の概要説明 ○決算審査意見概要説明 ○会計管理者及び代表監査委員に対する 質疑	会計管理者 病院事業局長 企業局長 代表監査委員
(3日目)	各常任 委員会	10時	○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
(4日目)	各常任 委員会	10時	○所管事務に係る決算事項の調査 ○決算調査報告書記載内容等についての 協議	関係室部局
(5日目)			○決算調査報告書整理日	
(6日目)			○決算調査報告書整理日	
(7日目)			○決算特別委員への決算調査報告書の配付 ○常任委員長に対する質疑の通告締め切り	報告書配付 時刻:正午 質疑通告締め切 り時刻:午後3時
(8日目)	決算特別 委員会	10時	○常任委員長に対する質疑 ○「要調査事項」及び「特記事項」の 取り扱い等についての協議 ○総括質疑の取り扱いについての協議	
(9日目)	決算特別 委員会	10時	○総括質疑 ○裁決	関係室部局等

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

年長委員 前島明男

委員長 崎山嗣幸



平成26年10月14日

平成26年第5回  
沖縄県議会(定例会)  
閉会中継続審査

# 決算特別委員会記録

(第1号)



平成26年第5回  
 沖縄県議会（定例会）  
 閉会中継続審査

# 決算特別委員会記録（第1号）

**開会の日時、場所**

平成26年10月14日（火曜日）  
 午前10時1分開会  
 第7委員会室

**出席委員**

委員長 崎山嗣幸君  
 副委員長 儀間光秀君  
 委員 砂川利勝君 具志堅透君  
       又吉清義君 新垣良俊君  
       浦崎唯昭君 仲村未央さん  
       狩俣信子さん 玉城満君  
       瑞慶覧功君 奥平一夫君  
       吉田勝廣君 前島明男君  
       西銘純恵さん 嘉陽宗儀君  
       比嘉京子さん 新垣安弘君

**説明のため出席した者の職、氏名**

会計管理者 島田勉君  
 出納事務局物品管理課長 大城光男君  
 病院事業局長 伊江朝次君  
 企業局長 平良敏昭君  
 代表監査委員 知念建次君

**本日の委員会に付した事件**

- 1 平成26年第5回議会 平成25年度沖縄水道事業会計未処分利益剰余金の処分について 乙第26号議案
- 2 平成26年第5回議会 平成25年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について 乙第27号議案
- 3 平成26年第5回議会 平成25年度沖縄県一般会計決算の認定について 認定第1号
- 4 平成26年第5回議会 平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について 認定第2号
- 5 平成26年第5回議会 平成25年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について 認定第3号
- 6 平成26年 平成25年度沖縄県中小企業振興

- 第5回議会 認定第4号 資金特別会計決算の認定について
- 7 平成26年第5回議会 認定第5号 平成25年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
- 8 平成26年第5回議会 認定第6号 平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
- 9 平成26年第5回議会 認定第7号 平成25年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
- 10 平成26年第5回議会 認定第8号 平成25年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
- 11 平成26年第5回議会 認定第9号 平成25年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
- 12 平成26年第5回議会 認定第10号 平成25年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
- 13 平成26年第5回議会 認定第11号 平成25年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
- 14 平成26年第5回議会 認定第12号 平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 15 平成26年第5回議会 認定第13号 平成25年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
- 16 平成26年第5回議会 認定第14号 平成25年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
- 17 平成26年第5回議会 認定第15号 平成25年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
- 18 平成26年第5回議会 認定第16号 平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 19 平成26年第5回議会 認定第17号 平成25年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について

- 20 平成 26 年 平成25年度沖縄県駐車場事業特  
第 5 回議会 別会計決算の認定について  
認定第18号
- 21 平成 26 年 平成25年度沖縄県中城湾港（泡  
第 5 回議会 瀬地区）臨海部土地造成事業特  
認定第19号 別会計決算の認定について
- 22 平成 26 年 平成25年度沖縄県公債管理特別  
第 5 回議会 会計決算の認定について  
認定第20号
- 23 平成 26 年 平成25年度沖縄県病院事業会計  
第 5 回議会 決算の認定について  
認定第21号
- 24 平成 26 年 平成25年度沖縄県水道事業会計  
第 5 回議会 決算の認定について  
認定第22号
- 25 平成 26 年 平成25年度沖縄県工業用水道事  
第 5 回議会 業会計決算の認定について  
認定第23号



○**崎山嗣幸委員長** ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

平成26年第 5 回議会乙第26号議案及び同乙第27号議案の議決議案 2 件、平成26年第 5 回議会認定第 1 号から同認定第23号までの決算23件を一括して議題といたします。

本日の説明員として、会計管理者、企業局長、病院事業局長及び代表監査委員の出席を求めています。

それでは、審査日程に従い、会計管理者、病院事業局長及び企業局長から決算概要の説明並びに代表監査委員から決算審査意見の概要説明を聴取した後、会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を行います。

なお、病院事業局長及び企業局長に対する質疑は、明日及び明後日に調査を依頼しております常任委員会において行われます。

まず初めに、会計管理者から平成26年第 5 回議会認定第 1 号から同認定第20号までの決算20件について概要説明を求めます。

島田勉会計管理者。

○**島田勉会計管理者** ただいま議案となっております認定第 1 号から第20号までの平成25年度沖縄県一般会計決算及び特別会計決算について、その概要を御説明いたします。

平成25年度沖縄県歳入歳出決算書につきましては、ページ数が多いこともございますので、お手元

に説明資料として決算書を抜粋した平成25年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書（抜粋）と、参考資料として平成25年度歳入歳出決算の概要という冊子の2つをお配りしてございます。

説明資料（決算書の抜粋版）に沿って御説明したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、概要の冊子につきましては、後ほど御確認いただければと思います。

それではまず、説明資料の 1 ページ、2 ページをお開きください。

資料のページは両端に付してございまして、中央の数字は決算書のページをあらわしております。

一般会計の歳入歳出決算事項別明細書、歳入の総括表となっております。

表は、1 款の県税から16款の市町村たばこ税県交付金までの款別、左から右に、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額となっております。

それでは、一番下の行の歳入合計欄で御説明申し上げます。

予算現額の計は、8242億6978万9399円となっております。

収入済額は7190億3884万9629円となっております。

お手元の表に記載はございませんが、予算現額に対する収入済額の割合、いわゆる収入率は87.2%で、前年度を0.3ポイント上回っております。

不納欠損額は5億9877万3548円となっております。

不納欠損額の主なものは、款別で申し上げますと、1 款の県税 3 億2554万9059円、14款の諸収入 2 億6679万4818円となっております。

収入未済額は、合計で41億8631万8268円となっております。

収入未済額の主なものは、1 款の県税24億8856万8214円、8 款の使用料及び手数料 7 億8472万1490円、14款の諸収入 7 億7310万2017円となっております。

3 ページと 4 ページをお開きください。

歳入歳出決算事項別明細書、歳出の総括表でございます。

表は、1 款議会費から14款予備費の款別、左から右に、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額となっております。

それでは、一番下の行の歳出合計欄で御説明申し上げます。

予算現額は8242億6978万9399円に対し、支出済額

は7049億2590万271円となっております。

表に記載はございませんが、予算現額に対する支出済額の割合、いわゆる執行率は85.5%で、前年度を0.5ポイント上回っております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が924億9844万4724円、事故繰越が29億121万460円、合計で953億9965万5184円となっております。

不用額は239億4423万3944円となっております。

不用額の主なものは、2款総務費53億6198万3652円、6款農林水産業費33億4155万7878円となっております。

次に、実質収支について御説明いたします。

5ページをお開きください。

一般会計の実質収支に関する調書で、単位は1000円単位で表示しておりますのでよろしくお願いたします。

歳入総額は7190億3884万9000円、歳出総額は7049億2590万円となっております。

歳入歳出差引額、いわゆる形式収支額は141億1294万9000円となります。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源107億5381万4000円を差し引いた、いわゆる実質収支額は33億5913万5000円となります。

次に、農業改良資金特別会計などの19の特別会計について御説明申し上げます。

7ページ、8ページをお開きください。

19の特別会計の歳入歳出事項別明細書の歳入の総括表となっております。表は、1の農業改良資金特別会計から19の公債管理特別会計までの会計別となっております。

一番下の行の歳入合計欄で御説明申し上げます。

予算現額の計は、1084億4733万564円、収入済額は1077億101万6467円となっております。

表に記載はございませんが、収入率は99.3%で、前年度を0.2ポイント上回っております。

不納欠損額は4億7873万7882円となっております。

収入未済額は81億7559万2098円となっております。

収入未済額の主なものは、2の小規模企業者等設備導入資金特別会計の71億9954万5493円となっております。

9ページ、10ページをお開きください。

特別会計の歳入歳出事項別明細書の歳出の総括表でございます。

一番下の行の歳出合計欄で御説明申し上げます。

予算現額は1084億4733万564円に対し、支出済額は1033億3993万142円となっております。

表に記載はございませんが、執行率は95.3%で、前年度を0.8ポイント上回っております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が39億7770万2438円となっております。

繰越額の主なものは、6の下水道事業特別会計の33億5088万164円、16の中城湾港マリン・タウン特別会計の6億564万8000円となっております。

不用額は11億2969万7984円となっております。

不用額の主なものは、6の下水道事業特別会計の2億8801万1625円、16の中城湾港マリン・タウン特別会計の2億54万527円となっております。

特別会計ごとの実質収支に関する調書は、決算書の349ページから367ページに記載がございますので、後ほど御確認いただければと思います。

以上で、平成25年第5回沖縄県議会認定第1号から第20号、平成25年度沖縄県一般会計決算及び特別会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いたします。

**○崎山嗣幸委員長** 会計管理者の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から同決算に対する審査の概要の説明を求めます。

知念建次代表監査委員。

**○知念建次代表監査委員** 平成25年度沖縄県歳入歳出決算の審査結果につきまして、お配りしてあります平成25年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書という白い冊子で御説明させていただきます。

まず、意見書の1ページをお開きください。

審査の概要であります。地方自治法第233条第2項の規定により、平成26年7月30日付で、平成25年度沖縄県歳入歳出決算書等が知事から審査に付されましたので、慎重に審査を行い、審査意見書を取りまとめ、9月9日に知事に提出いたしました。

審査に当たりますは、決算の計数は正確であるか、決算の様式は所定の様式に従って調製されているか、予算執行は法令に適合して行われているか、財政運営は合理的かつ健全に行われているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか等の諸点に主眼を置き、決算書と関係諸帳簿及び証拠書類等との照合を行うなどして審査を実施いたしました。

2ページをお願いいたします。

審査の結果及び意見について御説明いたします。

まず、1の審査結果であります。平成25年度一

般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書等の計数は、それぞれ関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、いずれも正確であると認められました。

また、予算の執行や財務に関する事務については、関係法令等に照らし、おおむね適正に処理されていると認められました。

次に、2の審査意見であります。歳入歳出決算の状況につきましては、先ほど所管である会計管理者から説明がありましたので、私からの説明は省略させていただきます。

3ページの8行目をお願いいたします。

平成25年度の一般会計及び特別会計予算に計上された各般の事務事業は、総じて順調な成果をおさめているものと認められますが、次の5点に留意し、適切な措置を講ずるよう要望しております。

1点目、行財政運営についてであります。

県の財政構造を示す指標を見ますと、経常収支比率は94.8%と前年度に比べ若干改善しているものの、実質公債費比率は12.2%と悪化しています。

高率補助制度により、実質公債費比率が全国より低い状況にあり、一定程度の基金残高は確保されているものの、財政力指数は九州平均や全国平均を下回り、依然として脆弱な財政構造となっています。

そのため、さまざまな手段を講じ、自主財源の充実確保に向けた取り組みや将来の税収増につながる環境整備を強力に推進する必要があります。

また、県債残高は6720億4400万円と前年度に比べ109億5000万円減少しておりますが、引き続き県債発行の抑制に努める必要があります。

県では、第7次沖縄県行財政改革プランを策定しており、今後は同プランを着実に実行し、持続力ある財政基盤の確立に努めるとともに、PDCAサイクルによる事業評価を通して、健全で創意工夫を凝らした行財政運営に取り組まれるよう要望しております。

2点目、収入未済額の縮減についてであります。

収入未済額は、一般会計と特別会計を合わせて123億6191万366円となっています。

4ページをお開きください。

その主なものは、一般会計で県税が24億8856万8214円、使用料及び手数料が7億8472万1490円、特別会計で小規模企業者等設備導入資金が71億9954万5493円、農業改良資金が5億4987万9698円となっています。

収入未済額の縮減は、財源の確保と住民負担の公

平性の観点から、極めて重要な課題であります。

各部においては、債務者の実態把握に努め、債権の法的措置を検討するなど適切な債権管理を行うとともに、福祉制度の活用や効率的な徴収対策を講ずることにより、収入未済額の縮減と新たな発生防止に努めるよう要望しております。

3点目、不納欠損処理についてであります。

不納欠損額は、一般会計と特別会計の合計で10億7751万1430円となっています。

債権の管理については、個々の債務者の実態把握に努めるとともに、関係法令に基づく措置を的確に講ずるなど適切に対処すること、また、不納欠損処理として整理できるものは事務手続を進めるよう要望しております。

4点目、事業執行についてであります。

一般会計の予算の執行率は85.5%で、前年度に比べ0.5ポイント上回り、特別会計の予算の執行率は95.3%で、前年度に比べ0.8ポイント上回っています。

翌年度繰越額は、一般会計が953億9965万5184円、特別会計が39億7770万2438円で、前年度に比べ42億7816万7341円減少しています。

また、不用額は、一般会計が239億4423万3944円、特別会計が11億2969万7984円で、前年度に比べ52億8355万3471円増加しています。

事業の執行に当たっては、事業効果が早期に発揮されるよう執行管理を徹底し、計画的かつ効率的に実施するとともに、随時、事業の進捗状況を的確に把握しながら適切な対応を図り、補正等を行うなど効率的な予算執行に努めるよう要望しております。

5点目、会計処理等についてであります。

財務会計事務については、契約事務が不適切であったものや職員手当等が過不足払いとなっていたものなどが繰り返し発生しています。

日常的なチェック業務を徹底するとともに、研修の強化や全庁一斉点検等、内部統制機能の強化に一層取り組む必要があります。

また、県有財産については、適正な管理に努めるとともに、平成26年度から取り組みが実施されているファシリティマネジメント導入基本方針に基づき、有効な財産管理システムの構築に努めるよう要望しております。

以上が審査意見であります。

なお、6ページ以降に、会計管理者において調製された平成25年度沖縄県歳入歳出決算書等に基づいた決算の概要を記述してありますので、後ほど御参

照くください。

以上で、決算審査意見書の説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○**崎山嗣幸委員長** 代表監査委員の説明は終わりました。

次に、病院事業局長から平成26年第5回議会認定第21号の決算について概要説明を求めます。

伊江朝次病院事業局長。

○**伊江朝次病院事業局長** それでは、平成26年第5回議会認定第21号平成25年度沖縄県病院事業会計決算について、その概要を御説明申し上げます。

お手元にお配りしてあります平成25年度沖縄県病院事業会計決算書に沿って御説明いたします。

初めに、県立病院の事業概要について御説明申し上げます。

決算書の11ページ、沖縄県病院事業報告書をお開きください。

1、概況の総括事項であります。沖縄県病院事業は、6つの県立病院と16カ所の附属診療所を運営しております。医師や看護師等の医療スタッフの確保を図るとともに、医療機器の整備充実を図るなど、適切な医療提供と医療水準の向上に努めてまいりました。

エ、業務状況につきましては、入院患者延数が67万4465人、外来患者延べ数が77万6667人で、総利用患者延べ数は145万1132人となっております。前年度と比べますと6091人の減少となっております。

それでは、病院事業の決算状況について御説明申し上げます。

1ページにお戻りください。

まず、沖縄県病院事業決算報告書の収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款病院事業収益は、当初予算に補正予算を加えた予算額の合計513億8381万8000円に対し、決算額は486億6121万8095円となり、27億2259万9905円の減収となっております。

これは、第1項の医業収益において26億1696万8064円、第2項の医業外収益において1億8261万3752円の減収となったことが主な要因であります。

一方、支出の第1款病院事業費用は、当初予算に補正予算を加えた予算額の合計513億527万5000円に対し、決算額は484億5730万3968円で、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰り越しが1億1609万7000円となり、不用額は27億3187万4032円となっております。

この不用額は、第1項の医業費用において26億

7286万516円、第2項の医業外費用において2821万4780円の不用が生じたことなどによるものであります。

次に、2ページの資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款資本的収入は、当初予算に補正予算を加えた予算額の合計37億1974万3000円に対し、決算額は31億975万1145円となり、6億999万1855円の減収となっております。

これは、第1項企業債において5億2050万円の借り入れの減があったこと、第2項他会計負担金において8303万8520円の減があったこと等によるものであります。

第2項他会計負担金の決算額20億5438万6480円につきましては、その主なものが各県立病院の資産購入費及び企業債償還金に対する一般会計からの負担金となっております。

第3項国庫補助金の決算額237万6665円につきましては、各病院の医療機器購入に充当した補助金であります。

第4項寄附金の決算額1548万8000円につきましては、中部病院に対する寄附金となっております。

一方、支出の第1款資本的支出は、当初予算に補正予算を加えた予算額の合計55億3666万9000円に対し、決算額は49億1038万6927円で、地方公営企業法第26条の規定による繰り越しは5億4775万円となっております。

不用額は7853万2073円となっております。主に施設整備費及び資産購入費の執行減などによるものであります。

次に、3ページの損益計算書に基づき、経営状況について御説明申し上げます。

医業収益は、入院収益、外来収益、診療所収益及びその他医業収益で合計434億431万9499円となっております。

一方、医業費用は、給与費、材料費、経費などの合計で459億7528万9747円となっております。差し引き25億7097万248円の医業損失が生じております。

医業外収益は、受取利息配当金、他会計補助金、国庫補助金などで合計50億6161万7053円となっております。

次に、4ページをお開きください。

医業外費用は、支払利息、繰延勘定償却、雑損失で合計16億853万3282円となり、差し引き34億5308万3771円の医業外利益が生じております。

この医業外利益と先ほどの医業損失とを合わせた

結果、経常利益は8億8211万3523円となっております。

さらに、特別利益が1億2259万3894円であるのに対し、特別損失が12億5563万3800円となっており、11億3303万9906円の損失が生じております。

この主な要因は、旧宮古病院の固定資産除却に伴う臨時損失10億5777万4027円によるものであります。この損失を経常利益と合わせますと、当年度純損失は2億5092万6383円となり、前年度繰越欠損金167億6823万1184円を加えますと、当年度未処理欠損金は170億1915万7567円となっております。

次に、5ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

資本金、資本剰余金、利益剰余金の合計である資本合計は、前年度末残高635億3151万3498円となり、前年度処分額がゼロ円であるため、処分後残高は同額となっております。

当年度変動額は、マイナス15億9918万3257円となります。

その主な内訳は、固定資産除却に伴う除却損への補填がマイナス3億5118万3797円、企業債の発行が10億3750万円、企業債の償還がマイナス20億4492万3746円、負担金の受入が20億5438万6480円、補助金の受入が237万6665円、当年度純損失が2億5092万6383円となり、その結果、資本の当年度末残高は619億3233万241円となっております。

次に、欠損金処理計算書について御説明申し上げます。

当年度未処理欠損金は、先ほど御説明申し上げましたように、170億1915万7567円となっております。これにつきましては、地方公営企業法第32条の2の規定に基づき、全額を翌年度に繰り越すこととしております。

次に、6ページの貸借対照表について御説明申し上げます。これは、平成26年3月31日現在における病院事業の財政状況をあらわしております。

まず、資産の部における固定資産について申し上げますと、土地が45億8844万2289円、建物が346億9495万5780円、構築物が9億8516万223円、器械備品が92億6392万5003円、車両が2140万234円、建設仮勘定が4億1262万2687円、その他有形固定資産が210万円で、有形固定資産合計が499億6860万6216円となり、無形固定資産1260万3544円と合わせた固定資産合計は499億8120万9760円となっております。

次に、7ページの流動資産について御説明申し上げます。

現金預金が87億3211万4492円、未収金が112億7457万3771円、貯蔵品が5億8592万8566円などとなっております。流動資産合計では206億7734円となっております。

なお、未収金112億7457万3771円のうち、18億9194万9029円が個人負担分の未収金となっており、残りの大半は平成26年2月及び3月請求分の診療報酬などとなっております。

次に、繰延勘定について御説明申し上げます。

繰延勘定は8億4466万4467円となっておりますが、これは固定資産の購入等に係る控除対象外消費税であります。

ただいま御説明いたしました固定資産、流動資産、繰延勘定を合わせました資産合計は714億2588万1961円となっております。

次に、8ページの負債の部における固定負債について御説明申し上げます。

公立病院特例債に係る企業債が11億9305万9580円、他会計借入金36億円、引当金が218万5729円で、固定負債合計は47億9524万5309円となっております。

なお、他会計借入金36億円の内訳は、沖縄県産業振興基金16億円、一般会計20億円となっております。

次に、流動負債について御説明申し上げます。

未払金が45億41万3164円などで、流動負債合計は46億9830万6411円となっております。

固定負債と流動負債を合わせた負債合計は94億9355万1720円となっております。

次に、資本の部について御説明申し上げます。

資本金は、自己資本金18億7858万4732円、借入資本金となる企業債314億6747万4093円、合計で333億4605万8825円となっております。

次に、9ページの剰余金について御説明申し上げます。

資本剰余金は、他会計負担金及び国庫補助金などで、合計456億542万8983円となっております。利益剰余金は、当年度未処理欠損金が170億1915万7567円となったため、剰余金合計は285億8627万1416円となっております。

この剰余金と資本金を合わせた資本合計は619億3233万241円となり、さらにこれに負債合計を加えた負債資本合計は714億2588万1961円となっております。

11ページ以降は、決算関連の附属資料を付しておりますので、御参照ください。

以上が、決算概要の説明でございます。



どうぞよろしく申し上げます。

○**崎山嗣幸委員長** 病院事業局長の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から同決算に対する審査の概要の説明を求めます。

知念建次代表監査委員。

○**知念建次代表監査委員** 平成25年度沖縄県病院事業会計決算の審査結果につきまして、お配りしております、白い冊子の平成25年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書により御説明いたします。

まず、意見書の1ページをお開きください。

第1、審査の概要、1、審査の対象であります、地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成26年7月30日付で知事から審査に付されましたので、慎重に審査を行い、審査意見書を取りまとめ、9月9日に知事に提出しました。

2の審査の手续であります、審査に当たりましては、事業運営が常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかについて、特に意を用い審査を実施しました。

2ページをお開きください。

第2、審査の結果及び意見について御説明いたします。

1の審査結果であります、審査に付された決算諸表は、地方公営企業法等の関係法規に準拠して作成され、その計数は正確であり、平成25年度の経営成績及び平成26年3月31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

経営成績及び財政状態につきましては、先ほど所管である病院事業局長から説明がありましたので、私からの説明は省略させていただきます。

4ページをお開きください。

2の審査意見であります、県立病院は、救命救急医療、周産期医療、高度・特殊医療、離島・僻地医療など、県民の生命及び健康を守り、生活の安心を支える重要な役割を担っております。

平成25年度決算は、医業費用の増や旧宮古病院建物等の除却に伴う特別損失の増により、2億5092万6383円の当年度純損失を計上し、その結果、当年度末の累積欠損金は170億1915万7567円となり、前年度に比較して1.5%増加しております。

經常収支については引き続き黒字を維持しているものの、医業損失は前年度より38.5%増加しており、これまでの経営改善の取り組みの成果に足踏みの状況が見られます。

また、各県立病院においては、県民に対する質の高い医療の提供及び医業収益の確保を図るため、医師、看護師等を増員してきており、増員に伴う給与費の増加が見込まれる一方、患者数は減少傾向にあり、今後さらに経営環境が厳しくなることも予想されます。

新たな公営企業会計制度への移行など、経営環境の変化に適切に対応し、県立病院が今後とも公的医療機関としての役割を果たすためには、当面の課題である公立病院特例債等の長期債務約48億円の解消に努めるとともに、公営企業として経営体質の改善を図り、健全経営を確保することが求められております。

病院事業局は、これまでの経営改善の成果を踏まえてさらなる経営安定化に取り組んでいるものの、まだ多くの課題を抱えていることから、今後の病院運営に当たっては次の4点に留意し、適切な措置を講ずるよう要望しております。

1点目、経営安定化に向けた取り組みについてであります。

県立病院が今後も地域において必要な医療を適切かつ安定的に提供していくためには、自律的な経営のもとで県立病院経営安定化計画に掲げた目標に向けて着実に取り組み、持続的な経営の健全化を達成する必要があります。

2点目、経営改善の取り組みについてであります。

県立病院が本県の基幹病院、また、地域の中核病院として今後も必要な医療を提供していくためには、自律的な経営のもと、健全経営を確保する必要があります。

そのためには、医業収支の改善、未収金対策の強化など、実効性のある対策を講ずる必要があります。

医業収支の改善については、引き続き収益の確保に努めるとともに、さらなる経費節減に取り組む必要があります。

未収金対策については、個人負担分医業未収金の縮減に向けて、クレジット支払いの導入、窓口におけるチェックの強化、事前の支払い相談等による未収金発生の防止、情報の共有化による各部門の連携強化などの取り組みを行っております。

平成25年度末における残高は18億9194万9029円となっており、前年度に比較して2713万7075円減少しているものの、依然として多額となっております。

今後とも、窓口チェックの強化や福祉部門との連携等により未収金の発生防止に努めるとともに、債務者個々の実態を把握し、それに応じた適切な債権

管理を行うなど、未収金の解消に向けた組織的な取り組みを強化する必要があります。

6 ページをお開きください。

3 点目、医師等医療スタッフの確保についてであります。

県民の医療ニーズに対応し、良質で安定した医療サービスを提供するためには、医師、看護師等を安定的に確保する必要があります。

県立病院の一部では、医師や看護師の欠員等により診療制限や休床も生じており、良質な医療の提供や医業収益の確保を図るために、引き続き医師、看護師等の安定的な確保に向けた諸方策を講ずる必要があります。

4 点目、是正・改善を要する事項であります。

定期監査を実施した結果、不適切な事務処理が多く確認されております。これまでも病院事業に対する指摘件数は多い状況が続いていることから、改善が必要であります。

このため、研修の実施や事務指導の強化等により適切な事務処理に努めるとともに、チェック体制等が十分であるかについて検討する必要があります。

以上が審査意見であります。

なお、7 ページ以降に、管理者である病院事業局長において調製された平成25年度沖縄県病院事業会計決算書等に基づいた決算の概要を記述してありますので、後ほど御参照ください。

以上で、沖縄県病院事業会計決算審査意見書の説明を終わります。

よろしくお願いたします。

**○崎山嗣幸委員長** 代表監査委員の説明は終わりました。

次に、企業局長から平成26年第5回議会乙第26号議案及び同乙第27号議案の議決議案2件、平成26年第5回議会認定第22号及び同認定第23号の決算2件について概要説明を求めます。

平良敏昭企業局長。

**○平良敏昭企業局長** 平成25年度の水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算並びに両会計決算の結果生じた未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明申し上げます。

初めに、平成25年度沖縄県水道事業会計決算について、お手元にお配りしております決算書に沿って御説明申し上げます。A4横の決算書でございます。

まず、水道事業の概況について、お手元の決算書の11ページをお開きください。

(1) の総括事項についてであります。平成25

年度の水道事業では、那覇市ほか20市町村及び1企業団、これは南風原町と八重瀬町で構成しております企業団ですが、20市町村及び1企業団に水道用水を供給しております。

アの営業収支等とイの建設工事等については記載のとおりでございますので、後ほど御確認いただければと思います。

それでは、水道事業の決算状況について御説明申し上げます。

恐縮ですが1ページにお戻りください。

平成25年度沖縄県水道事業決算報告書の(1)、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は、予算額合計162億6370万7000円に対しまして、決算額は165億3645万1557円で、予算額に比べて2億7274万4557円の増収となっております。

その主な要因は、第1項の営業収益における給水収益の増によるものであります。

次に、支出の第1款水道事業費用は、予算額合計169億3309万455円に対しまして、決算額は159億182万6864円で、翌年度繰越額が1億8021万3410円、不用額が8億5105万181円となっております。

繰り越しが生じた主な要因は、工事計画の変更等に際し、不測の日数を要したことによるものであります。

また、不用額の主な内容は、第1項の営業費用における動力費や負担金等の減少によるものであります。

2ページをお願いいたします。

(2)、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

まず、収入の第1款資本的収入は、予算額合計153億1966万9000円に対しまして、決算額は126億3867万597円で、予算額に比べて26億8099万8403円の減収となっております。

その主な要因は、建設改良費の繰り越しに伴い、第1項の補助金における国庫補助金が減少したことなどによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計196億4134万4640円に対しまして、決算額は160億4101万6542円で、翌年度への繰越額が33億2342万6134円、不用額が2億7690万1964円となっております。

繰り越しが生じた主な要因は、工事計画の変更等に際し不測の日数を要したことによるものであります。

また、不用額の主な内容は、第1項の建設改良費

における執行残等によるものであります。

次に、3ページの損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明申し上げます。

営業収支につきましては、1の営業収益合計154億3883万363円に対しまして、2の営業費用合計は131億5772万4993円で、差し引き営業利益が22億8110万5370円となっております。

また、営業外収支につきましては、3の営業外収益合計2億3530万4565円に対しまして、4ページの4の営業外費用合計は17億5391万3226円で、右になりますが、差し引き15億1860万8661円の営業外損失となっております。

この営業外損失と先ほどの営業利益とを合わせた経常利益は、7億6249万6709円となっております。

さらに、5の特別利益合計9007万3350円に対しまして、6の特別損失合計は3億5519万6322円で、差し引き2億6512万2972円の損失となっております。

これを経常利益と合わせますと、当年度の純利益は4億9737万3737円となっております。

この当年度純利益が当年度未処分利益剰余金となっております。

次に、5ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高6528億5529万4227円に対し、当年度変動額が65億6859万2083円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は6594億2388万6310円となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書（案）について御説明申し上げます。

右端にあります未処分利益剰余金は、当年度末残高4億9737万3737円の全額を今後の企業債償還に充てるため、議会の議決を経て減債積立金に積み立てることにしております。

このことから、認定議案とは別に、平成26年第5回議会乙第26号議案平成25年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを提案しているところでございます。

次に、7ページの貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部について申し上げますと、1の固定資産は合計で、次の8ページの上でございますが、6489億5893万8275円となっております。

これに、2の流動資産合計の225億3976万7058円を合わせますと、資産合計は6714億9870万5333円と

なっております。

次に、負債の部について御説明申し上げます。

3の固定負債は合計で41億4694万894円となっており、これに4の流動負債合計の79億2787万8129円を合わせますと、負債合計は120億7481万9023円となっております。

9ページをお願いいたします。

資本の部について御説明申し上げます。

まず、5の資本金は合計で905億3461万2047円となっており、これに6の剰余金合計、右端の下から3行目でございますが、5688億8927万4263円を合わせますと、資本合計は下から2行目になりますが、6594億2388万6310円となっております。

なお、11ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど目を通していただければと思っております。

これで、平成25年度沖縄県水道事業会計決算の概要説明を終わります。

続きまして、平成25年度沖縄県工業用水道事業会計決算について御説明申し上げます。

53ページをお願いいたします。

工業用水道事業の概況について御説明いたします。

(1)、総括事項についてであります。平成25年度の工業用水道事業では、沖縄電力株式会社石川火力発電所ほか93事業所に対して工業用水を供給いたしております。

アの営業収支等としましては、後ほど目を通していただきたいと思っております。

それでは、工業用水道事業の決算状況について御説明申し上げます。

恐縮ですが43ページにお戻りください。

平成25年度沖縄県工業用水道事業決算報告書の(1)、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款工業用水道事業収益は、予算額合計3億3094万1000円に対しまして、決算額は3億5816万3933円で、予算額に比べて2722万2933円の増収となっております。

その主な要因は、第1項の営業収益における給水収益の増によるものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用は、予算額合計3億5688万8000円に対しまして、決算額は3億2209万485円で、翌年度への繰越額が1025万8550円、不用額が2453万8965円となっております。

繰り越しが生じた要因は、工事計画の変更等に際

し、不測の日数を要したことによるものであります。  
44ページをお願いいたします。

(2)、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

まず、収入の第1款資本的収入は、予算額合計7995万7000円に対しまして、決算額は8035万9428円で、予算額に比べ40万2428円の増収となっております。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計1億9549万円に対しまして、決算額は1億8643万8507円となっております。

翌年度への繰越額は741万2400円、不用額は163万9093円であります。

繰り越しが生じた要因は、工事発注に際し、不測の日数を要したことによるものであります。

次に、45ページの損益計算書に基づき、経営成績について御説明申し上げます。

営業収支につきましては、1の営業収益合計2億7357万1690円に対しまして、2の営業費用合計は2億8335万9542円で、差し引き営業損失が978万7852円となっております。

また、営業外収支につきましては、3の営業外収益合計6084万9311円に対して、46ページになりますが4の営業外費用合計が1976万9940円で、右端上になりますが、差し引き4107万9371円の営業外利益となっております。

この営業外利益と前ページの営業損失とを合わせた経常利益は、3129万1519円となっております。

さらに、5の特別利益合計1006万6646円に対し、6の特別損失合計は496万9874円で、差し引き509万6772円の利益となっております。

これを経常利益と合わせますと、当年度の純利益は3638万8291円となっております。

この当年度純利益が当年度未処分利益剰余金となっております。

次に、47ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高175億4138万1326円に対し、当年度変動額が511万5169円減少したことにより、資本合計の当年度末残高は175億3626万6157円となっております。

次に48ページをお開きください。

剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

右端にあります、未処分利益剰余金につきましては、当年度末残高3638万8291円の全額を今後の企

業債償還に充てるため、議会の議決を経て減債積立金に積み立てることにしております。

このことから、水道事業と同様に、平成26年第5回議会乙第27号議案平成25年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを提案しているところであります。

次に、49ページの貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部について申し上げますと、1の固定資産は合計で、50ページの右端の上でございますが、169億7473万9964円となっております。

これに2の流動資産合計7億3456万9169円を合わせますと、資産合計は177億930万9133円となっております。

次に、負債の部について御説明申し上げます。

3の固定負債は、合計で1億5725万2881円となっており、これに4の流動負債合計の1579万95円を合わせますと、負債合計は1億7304万2976円となっております。

51ページをお願いいたします。

資本の部について御説明申し上げます。

まず、5の資本金は合計で8億8354万1196円となっており、これに6の剰余金合計、右端下から3行目でございますが、166億5272万4961円を合わせますと、資本合計は175億3626万6157円となっております。

なお、53ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

これで、平成25年度沖縄県工業用水道事業会計決算の概要説明を終わります。

決算の概要説明に続きまして、当該決算と関連のある議案として提出しております未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明申し上げます。

別冊の平成26年第5回沖縄県議会(定例会)議案(その2)の81ページをお開きください。

平成26年第5回議会乙第26号議案平成25年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

本議案は、決算における未処分利益剰余金の処分を行うために、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とすることから、議案を提出しております。

内容につきましては、平成25年度水道事業会計の未処分利益剰余金4億9737万3737円の処分について、今後の企業債償還に充てるため、全額を減債積

立金に積み立てるものであります。

これで、平成25年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての概要説明を終わります。

続きまして、平成26年第5回議会乙第27号議案平成25年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

82ページをお開きください。

本議案は、平成25年度決算における未処分利益剰余金の処分を行うために、水道事業会計と同様に議会の議決を必要とすることから、議案を提出しているところであります。

内容につきましては、平成25年度工業用水道事業会計の未処分利益剰余金3638万8291円の処分について、今後の企業債償還に充てるため、全額を減債積立金に積み立てるものであります。

これで、平成25年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての概要説明を終わります。

以上で、決算及び関連する議決議案の概要について御説明申し上げました。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

**○崎山嗣幸委員長** 企業局長の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から平成26年第5回議会認定第22号及び同認定第23号の両決算に対する審査の概要説明を求めます。

知念建次代表監査委員。

**○知念建次代表監査委員** 平成25年度沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計の決算審査の結果につきまして、お配りしてあります平成25年度沖縄県水道事業会計決算審査意見書及び沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書により御説明いたします。

意見書1ページの第1、審査の概要につきましては、沖縄県病院事業会計と同様でありますので、説明は省略させていただきます。

2ページをお願いいたします。

第2、審査の結果及び意見、1の審査結果であります。審査に付された決算諸表は、地方公営企業法等の関係法規に準拠して作成され、その計数は正確であり、平成25年度の経営成績及び平成26年3月31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

水道事業会計の経営成績及び財政状態について、また、4ページから記述してあります工業用水道事業会計の経営成績及び財政状態につきましては、所

管である企業局長から説明がありましたので、私からの説明は省略させていただきます。

次に、6ページをお願いいたします。

2の審査意見であります。平成25年度は第8次沖縄県企業局経営計画の最終年度に当たり、企業局においては計画の基本方針を踏まえ、諸施策を展開しております。

同計画に基づき、人件費や支払い利息の縮減に努めたことなどにより、平成25年度決算では水道事業会計で4億9737万3737円、工業用水道事業会計で3638万8291円の純利益を計上し、計画目標を上回っております。

企業局においては、平成26年度から平成29年度までを実施期間とする第9次沖縄県企業局経営計画を平成26年3月に策定しており、今後は同計画に基づく各種施策を積極的に推進し、目標の達成に向けて全力で取り組み、経営基盤の強化に一層努められるよう要望しております。

水道事業会計について、平成25年度は4億9737万3737円の純利益となっており、前年度に比較して2億7567万7365円減少しております。

純利益が減少したのは、給水収益の増などにより収益は増加したものの、大保ダムに係る納付金の発生による営業費用の増により、費用が収益を上回って増加したためであります。

今後も、石川浄水場高度処理施設等の施設整備に伴う減価償却費、老朽化施設の修繕、企業債償還金など資金需要が増加する一方で、給水収益の伸びは鈍化傾向にあり、厳しい経営状況が予想されております。

引き続き、新たな経営環境に適切に対応しながら、第9次沖縄県企業局経営計画に掲げる各種施策を着実に推進し、経営基盤の一層の強化を図る必要があります。

工業用水道事業会計について、平成25年度は3638万8291円の純利益となっており、前年度に比較して734万4999円増加しております。

純利益が増加したのは、営業費用などの増があったものの、給水収益の増による営業収益の増などにより、収益が費用を上回って増加したためであります。

しかしながら、施設利用率は57.02%で施設規模に比較して需要が低迷しており、また、供給単価は給水原価を4.73円下回り、営業損失も978万7852円と依然として厳しい経営環境であります。

今後も、水道用水供給事業と連動して経営の効率

化に努めるとともに、関係部局と連携を図りながら、工業用水道の布設沿線地域に立地する企業の需要開拓を図り、経営の健全化を推進する必要があります。

以上が審査意見であります。

なお、7ページ以降に、管理者である企業局長において調製された平成25年度沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算書等に基づいた決算の概要を記述してありますので、後ほど御参照ください。

以上で、水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算審査意見書の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

**○崎山嗣幸委員長** 代表監査委員の説明は終わりました。

以上で、平成26年第5回議会乙第26号議案及び同乙第27号議案、平成26年第5回議会認定第1号から同認定第23号までの決算概要の説明及び同審査意見の概要説明は終わりました。

平良企業局長及び伊江病院事業局長、どうも御苦労さまでした。御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、企業局長及び病院事業局長退室)

**○崎山嗣幸委員長** 再開いたします。

これより会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を行います。

なお、本日の質疑につきましては、決算特別委員会運営要領に従って行うことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、自席で起立の上、重複することがないように簡潔に発言するよう御協力をお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は在席する必要がありますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

又吉清義委員。

**○又吉清義委員** 御説明大変ありがとうございます。たくさん説明をいただいたのですが、欲張って全部はいたしませんので、また、具志堅透委員から御配慮いただき、10分間時間をいただいて20分ですが、20分間目いっぱいはいしませんのでどうぞ御安心してください。

きょうやりたいところは、一般会計の90ページの財産売払収入について主に取り上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、質疑に入る前に確認を一つ一つさせていただきたいと思っております。

まず1点目に、今回の平成25年度の決算についてですが、先ほども説明がありましたように、実質公債費比率は対前年度比で1.2%伸びております。しかし、全庁体制の中、職員の皆さんは不納欠損額を対前年度より実績をかなり少なくする、そしてまた収入未済額も対前年度よりかなり改善しております。そして県税も伸びている分野が結構見受けられるものですから、県全体で取り組むというこの姿勢は本当に高く評価するものであります。

ですから、県全体でこのようにぜひ今後も取り組んでいただきたいことと、そしてもう一つは、そのあかしとして今後の財政収支の見通しというものが一去年、皆さんが平成25年6月に全議員に配られたかと思うのですが、その中で、皆さんのこのように全庁体制で取り組む姿勢は、平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成29年度と財政収支の見通しでかなり赤字が出るということで、収支不足が出るということで、そのように危機感を持った取り組みの中で大幅に改善されたかと思うのですが、まず1点目、今後の財政収支不足について、全庁体制としてこれに対応するために大幅に改善する中で、このような不納欠損額のかんりの減、収入未済額の減、また県税等の大きな取り組みの実績が出たかと思うのですが、それ以外にも何かあるのかどうかを確認いたします。

**○知念建次代表監査委員** 今御指摘の財政収支の見通しは、平成25年6月に総務部から出ている今後の財政収支の見通しだと思っておりますが、財政見通しにつきましては、ある一定の仮定をしてそれに基づいて試算しているものですから、ある意味では県財政がこういう傾向でありますということを県民に周知させるためのもので、どちらかというとし厳し目の見通しになっているかと思っております。確かに平成25年度決算については県税収入も伸びておりますし、ある面、行財政改革の効果等もあらわれた結果として、平成25年度決算については良好な状態だという評価はしております。

**○又吉清義委員** ぜひ全庁体制で職員一人一人が危機意識を持って取り組むことによって、今後迎える財政収支不足で、私たち県民は皆様方に対してはいろいろなニーズ、また市町村もまずは補助制度を要

望することが当然かと思えます。しかし、そういった要望、ニーズを求める中で、財源がなければほとんど実現されることは厳しいといった中で、どこまで県民にも求めるべきであるのか。今後迎えるであろう財政収支不足と県民のニーズに応えるためにも、そして福祉サービスの向上のためにも、ぜひこれを県民の皆様にも知らせるべきではないのかと。

私は議会人として、それを意識してどこまで皆様方に求めるのか、また、改善できる点はどこがあるのかということは今後大いに取り組んでいかないと大変な時期が来るなど。今後もとにかく県民のニーズ、そして補助制度のニーズはふえるばかりで減ることはありませんので、その辺は全庁体制プラス県民一丸となって取り組む姿勢を一皆様方は姿勢を示しておりますので、大いにPRして、そういったものをやるべきだろうと思えます。また、平成25年度の実績が出ておりますので、平成26年度の決算でもそういうものをぜひ引き続き実績を出していただきたいと思えます。

そこで本題に入りたいと思えます。まず90ページにある一般会計の財産売払収入についてですが、なぜあえて財産売払収入を取り上げるかといいますと、これから県民ニーズに応えるために簡素化するべきところは簡素化する、できるところは抑える。しかし、ニーズに応えるべきところは応えていかないとどうしようもございません。そのためには、私は収入をふやさないといけないかと思えます。県としても不納欠損、収入未済額を限りなくゼロに近い状態に持って行く中でも、入るべき収入をいかにして税金以外でも県の事業で収入をふやすか。私は非常に大事な点かと思えます。

ですから、そういった意味で、いかに県がこのような収入をふやすことによって、県民のニーズに応える予算をうまく配分できるのかという意味で財産売払収入についてお尋ねいたしますけれども、そこで気になるのですが、財産売払収入、家畜売払代が本来でしたら収入未済額に入るのはいかがなものかと思えますが、まず1点目は家畜売払代で141万2000円が未収金となっております。

次に、生産物売払収入の中で非常に感心するのは、各高等学校等で産業まつりを行う中で、いろいろないいアイデアがあり、そして多くの市民、県民に生徒たちがつくった生産物、畜産物を販売、そして生産も行っております。その中で、私はぜひそこをもう少しレベルアップしていただきたいと思うことが一今、沖縄県全体、日本全体の農家で何が起きてい

るかということです。何が起きているかという、沖縄県北部農林高等学校でもそれが起きておりました。皆さんで調べてみたらわかるかと思えますが、立派なマンゴーハウスがございます。多分収穫は年々減っているかと思えます。これは今、日本全国の農地のあちらこちらで収穫量が減り始めております。大きな原因があります。その原因もやっとわかりました。ですから、農家の悩み、農家の現状を関係機関に委託業務をするとかなり経費がかかります。しかし、こういった専門の学校で長いスパンで実験をする、データを集めることは、生徒を使う、先生を使うことによって長いスパンで引き続きできる。そして人件費が出ない。私は、コスト低減で、品種改良で今農家が持っている悩みを大いに実験材料として、実習材料として使うことができるかと思えます。そういったものも勘案していただきたいのですが、学校の実績として生産物売払収入の中にはそういったものもないのかということと、もう一点は、生産物売払収入の集金は一旦県で全部引き取ります。そして、これはまた学校側にどのように還元するかということで、その3点から御答弁をお願いしたいと思います。

**○島田勉会計管理者** 生産物売払収入の件で農業高等学校等のお話が出ました。農業高等学校等では生産物、畜産物等ということで、実習の中で出てきた収益等については収入源とされているということで、これがどのようにまた学校等へ返っていくかについては管轄外で承知しておりませんが、一般的に特定財源として還元されていることも考えられると思えます。

もう一つは、家畜の未収金の決算として141万2000円が未収金となっておりますが、これは農林水産部の所管でございますが、内容は、県有家畜を一定期間貸し付けした後に当該農家に払い下げ、譲渡するわけでございますけれども、その農家の経営不振により代金の支払いが困難となって収入未済となっていると伺っております。

**○又吉清義委員** あと少しだけ生産物売払収入の考え方をぜひ教えていただきたいと思えます。例えば、海洋深層水利用生産物売払収入というものがあります。今後、沖縄21世紀ビジョンの中で各部署の考え方として、このような売り払い収入の中身がどのようなものであるかということがわからないので御説明いただきたいということです。そしてこの考え方です。

**○島田勉会計管理者** 海洋深層水利用生産物売払収

入は、沖縄県海洋深層水研究所において海洋深層水及び表層水を販売した代金ということで、決算額が1414万7000円ということでございます。当然多額の資金を投入して立派な施設をつくって、海洋深層水をつくっているわけですから、海洋深層水の効果もいろいろと高い効果もあることは知られておりますので、県においてはその辺は十分に承知した上で利用していくと考えております。

**○又吉清義委員** 今説明がありましたのは、考え方ということでお尋ねしているわけでございますが、海洋深層水を売った利潤と解釈していいかと思うのですが、海洋深層水の使い方は、主に農林水産部が収入源となっております。その分を農林水産部だけではなくて、もう少し全庁的にいろいろな分野で生かしていただいたらどうかということをお尋ねしたいから取り上げている次第でございます。

なぜかといいますと、海洋深層水の魅力です。今私たちが取り扱っている海洋深層水は、1トン当たり100円で売る、200円で売る、そしてこれをろ過して飲み水で売る、この2通りかと思っております。しかし、先ほど申し上げました沖縄県の農家で全体的に、日本全国的に生産が減り始めております。その原因が何かということです。そういった意味で、海洋深層水も生かして県全体で取り組むことによって、県全体の例えば農家の所得が上がると。

そればかりではございません。もう一つは、医療費が限りなく伸びております。まず高血圧は非常に多いです。その原因は何かといいますと、よく言われることが塩分であり、また栄養のとり過ぎです。この海洋深層水で何が可能かといいますと、塩ではあるけれども、大幅にNaClを除いた塩をつくってしまえばいいわけです。技術を一步前に進める。皆さんがやっている海洋深層水の考え方は原液そのものを売る、これをろ過した飲み水としてミネラルを売る、この2通りです。これをもっと事業展開してもらおう。事業を展開して県全体で取り組むことによって、私はかなり波及効果があちらこちらに出てくるかと思うのですが、そういった考え方も可能であるかどうかですが、いかがでしょうか。

**○島田勉会計管理者** 委員からの御質疑で会計管理者として少しお答えしにくいのですが、当然海洋深層水の効果として、例えば今、久米島等でクルマエビの養殖に大分効果があるということと、別の水産物の養殖にもかなり効果があることは前々から知られております。当然また農業にも生かせるということもあります。事業の仕組みについては、多分もう

やられているところはあるかもしれませんが、企画部がある面、事業仕込みの所管部局になりますので、そこでまずは仕込むか、そしてその後、関係部局、それぞれの部局へおろして詳細な事業化をしていく。そういう考えは従来からあると思いますので、それは十分可能だと思います。

**○崎山嗣幸委員長** 事業を広げて、売り上げ収入をふやしたらどうかという指摘だと思いますが。

知念建次代表監査委員。

**○知念建次代表監査委員** 少し違う角度かもしれませんが、今、県の予算、決算であらわれている海洋深層水の部分は久米島の海洋深層水の部分で、確かに今おっしゃっている利用ということは地理的な条件もあるものですから、少し不利的な要素が見受けられることは御指摘のとおりだと思います。海洋深層水そのものの利用は、おっしゃるように工業面であり、今利用しているものは久米島で飲料水であり、養殖のためのものであり、あるいは農業用水にも利用されているということは、我々が監査に行ったときにいろいろ事情は聞いております。ただ、それを入れる工業的な要素、あるいは今、商工労働部で電力関係の実証のための事業に入っていることも少し聞いているのですが、詳しいことは部局に改めてお尋ね願いたいのですが、水そのものについては多角的な利用が十分考えられると思います。今、久米島の中で地理的な不利性をどう克服するかもあわせて、確かに今後の検討課題としてはあるかと思っております。

**○又吉清義委員** ぜひ検討課題としていただきたいと思うのです。沖縄21世紀ビジョン実施計画の5ページにあるのですが、海洋資源調査・開発の支援拠点形成を行うということで、しっかり計画を立てているわけです。ですから、この中で県全体としてお願いしたいことが、海洋資源というものをしっかり活用することによって、県としても今後収入をふやす、財源を潤すことができる。決算ですから適当かどうかはわからないのですが、決算をしてみて、これから需要供給に対する収入をふやすことも一つの考え方として必要ではないかということであえて聞いているわけです。

ことしから平成29年度まで収支不足に向かうのであれば、とるべきところはとる、そして節約するところは節約をする。なおかつ足りなければ、収入をふやすという一つの考え方も大事ではないのかということであえて聞いている次第ですが、その中で今、収入をふやすことができるという考え方を、例えば



企画部であり、これから県全体で開発云々もいろいろな分野からぜひやっていただきたいことをあえて申し上げたいのです。

なぜ農産物が収穫できなくなっているかという点、1点目は、畑でミネラルが不足していることが日本全国で言われております。ですから、畑に必要なミネラルは海洋深層水にいっぱいありますよということです。ですから、水を丸ごと1トン売った場合は、農家としては非常に不自由さがあります。しかし、1トンの水をわずかに10リットルに濃縮してしまえば、持ち運びに便利ですよということです。そういった技術開発をすることによって、今後離島の農家の支援ができる、そしてそれをまた県内の農家にもできる。今のは濃縮しただけです。濃縮するだけではなくて、海洋深層水に入っているミネラルを人間がじかにとるためにも、塩分だけを取り除くことによって減塩の食べ物ができる。ぜひそういった開発も今後進めていくことによって収入がふえていきませんか。今後、県が進めている海洋深層水を活用した収入源—日本全国、世界に売り出すものに生まれ変わらませんか。県が投資をして、費用対効果の中でそういったものをもう一歩進めることによって、県民の皆様方に還元ができる。そういった考え方のもとにそのような努力もぜひしていただきたいということを、今回の決算を見て、少し細か過ぎるぐらいですが、あえて皆さんに述べている次第です。決算で数字だけを動かすのではなくて、足りない分はどのように収入をふやすか。最後に、こういった考えもぜひ持っていただきたいということです。いかがでしょうか。

**○島田勉会計管理者** 委員の御指摘はごもっともだと思いますので、全体的な財政運営、それから財源の確保等については総務部で所管しておりますので、そのお話についてはぜひ総務部にお伝えしたいと思います。

**○又吉清義委員** 数字を見るだけではなくて、県みずからも費用対効果で、投資したものからいかに還元できるかも大事なポイントかと思えます。余り細か過ぎて大変でしたけれども、あえてそういったことを申し述べて終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

**○崎山嗣幸委員長** 新垣良俊委員。

**○新垣良俊委員** まず、決算の質疑に入る前に、10月2日の新聞紙上に県税徴収率が最高を記録したということがあったのですが、2013年度の県税徴収率が前年比の0.5ポイント増の97.3%になり、過去最

高だった復帰時の1972年度の97.0%を更新したことが新聞紙上にありました。またその中で、2012年度に続いて2年連続で全国平均を上回り、都道府県別の順位で20位になったことについて、これは県総務部税務課の御努力に対して敬意を表したいと思えます。毎年、決算については収入未済額、それから不納欠損額、いろいろな質疑が出ますが、この努力に対して敬意を表したいと思えます。これは佐次田税務課長、また税務課皆さんの努力でぜひ頑張ってほしいと思えます。

その中で税務課長の談話があるのですが、個人県民税の滞納整理で市町村との連携が大きな成果を上げており、さらに強化して取り組みたいということではありますが、今後も徴収率の向上に頑張ってほしいと思えます。97.3%で徴収率のアップが図られているのですが、90%にもいかない市町村もあると思えます。そういうことで、市町村と連携を組み合わせながら、ぜひとも徴収率のアップに頑張ってほしいと思えます。

徴収率の件はよく問題になるのですが、その中で一点だけ質疑をしたいと思えます。まず、沖縄県歳入歳出決算審査意見書の9ページ、平成25年度の不納欠損額は約10億7751万円となっているのですが、前年度より3億9145万円増加しています。不納欠損の内容と手続について説明をお願いします。

**○島田勉会計管理者** 平成25年度の不納欠損額の状況等について御説明申し上げます。平成25年度決算における不納欠損額は、一般会計と特別会計を合わせて10億7751万2000円となっております。まず一般会計でございますが、平成25年度が5億9877万4000円。これは対前年度3633万2000円の減となっております。不納欠損の主な内容でございますが、大きなものが県税で3億2554万9000円、それから諸収入—談合違約金に係るものでございますが、1億5848万円となっております。

次に、特別会計の不納欠損額ですが4億7873万8000円。これは対前年度4億2778万2000円の増となっております。主なものは、小規模企業者等設備導入資金特別会計の貸付金でございまして、額が4億7422万円となっております。

**○新垣良俊委員** それから、沖縄県歳入歳出決算審査意見書の4ページですが、不納欠損処理についてということであるのですが、その中ほどに「債権の管理については、債権を放置したまま時効を迎えることのないよう、個々の債務者の実態把握に努めるとともに、督促、差押え、債務の承認等関係法令に

基づく措置を的確に講ずる」とあるのですが、それについては講ずるということが記載されているのですが、これはどういうことか、代表監査委員に説明をお願いします。

**○知念建次代表監査委員** まず、不納欠損が生じる前に未収金として残っているわけです。不納欠損というか、未収金については基本的には督促等をして、要するに収納できる状況に置くことが原則だと理解しております。未収金につきましても、督促してもなお納入されない場合には、それぞれ税法であり、地方自治法で滞納処分という強制執行等の手続があります。その手続にはそれぞれ執行猶予等の手続もありまして、それらの手続に入る前に大事なこととして、できましたら滞納者に個別に接触し、滞納者の生活あるいは財産状態を把握した上で、法にのっとった手続を行ってくださいという意味での審査意見でございます。

**○新垣良俊委員** 今回の決算については、一般会計、それから特別会計に計上された各般の事務事業は総じて順調な成果をおさめているものと認められるが、行財政運営についてとか、収入未済額の縮減について、3番目に不納欠損処理について、4番目が事業執行について、5番目が会計処理等についてということですが、県民のニーズが今後高まると思いますので、自主財源の問題もそうですし、今は3割自治とかとよく言われるのですが、九州の平均よりもずっと下なのです。こういうことで自主財源、それから今の5点を代表監査委員、会計管理者を中心に、自主財源は執行部のいろいろな考えもあると思いますが、ぜひとも頑張って予算に対して満額になるような決算にしてほしいと思います。

以上で質疑を終わります。

**○崎山嗣幸委員長** では、次に浦崎唯昭委員。

**○浦崎唯昭委員** 角度が違って、代表監査委員にお聞きしてまいります。

まず、監査委員に県議会議員が2人入っておりますけれども、県議会議員が入っていることについていい面というか、だから監査がスムーズに進むということがあれば教えていただきたいと思います。

**○知念建次代表監査委員** 今、監査委員は私を含めて4名の委員で構成されております。私が常勤の代表監査委員として務めさせていただいていますが、ほかに今、非常勤の監査委員として税を専門としておられる監査委員がお一人おまして、そのほか2人は議選という形で、それぞれ与野党から議員お一人ずつ参加していただいています。

監査委員は、御存じだと思いますが、委員の決定は合議によって決定されるものですから、それぞれ委員は独任性ということで、それぞれの意見が尊重されるということが法的にうたわれておりますので、委員協議会というものを月1回、それぞれ議題あるいは日程等の調整等でやっております。そのときには結構自由闊達な御意見をそれぞれの委員から出していただいております。今度の審査意見書もそうですが、基本的に案を事務方で作りますので、それを委員協議会に上げるわけですが、その中でいろいろ活発な意見が取り入れられまして、最終的に今の沖縄県歳入歳出決算審査意見書になっておりますので、その面では、今の委員の皆さんは結構自由に御意見を出していただいて、まとまっているものだという理解をしております。

**○浦崎唯昭委員** ものだと理解しておりますということで、明確な答えがないような感じがするのですが、なぜこれを質疑するかといいますと、議会運営委員長も委員長として座っていらっしゃるのですが、監査委員に就任すると、その議員は常任委員会における調査に加わることができなかったが、今回から議長については調査に加わることができることとした。監査委員である議員は、昨年同様調査に加わることができないということが、議会運営委員長を中心にまとめた10月1日の我々議員各位宛ての通達なのです。

私の立場で言いますと、議員は県民から選ばれてくる中で、調査の権能に対してこれをしてはいけない、これはやれませんかというあり方はよくないのではないかという感じを個人的に前々から思っておりますし、監査委員の選任議案のときに総務部長にもよく質疑をさせていただきました。予算特別委員会でも質疑をさせていただきました。しかし、代表監査委員がおっしゃるような部分もあるかもしれませんが、議員として役割が制限されていることがさきの議会運営委員会での決定事項なのです。あなたが監査委員になるのであれば、決算審査には加われませんかということがある中で、私はいささかそこに問題があるのではないかということで過去のいろいろな議論を調べたら、代表監査委員がおっしゃるようにこれは法律なのです。法律に基づいて議会の代表を出しなさいということになっているようで、各市町村の自治体もそういう方向で出しているようです。

ただ、こういう形で、監査委員になるとみずからの権能に少しかかわってくるのであれば、今、地方

制度調査会で議論しているのですが、地方制度調査会の委員に沖縄県から西銘恒三郎代議士が入っているのです。自分で沖縄県議会でも経験しているでしょうと。地方制度調査会における議論を真剣にやってもらいたいというようなお話をしているのですが、監査委員の立場から、そういうことが制限されていることに対してお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

**○知念建次代表監査委員** 議選の選任事項については、先ほどお答えさせていただきましたように法にのっとって選任されておりますし、議会の同意も得て選任されておられます。今委員がおっしゃった委員会での立場は、議会の内部のことに私の立場で言及するのは御勘弁を願いたいと思います。

**○浦崎唯昭委員** まさにそういう意味での議論があったということで、改革していくことができれば一私は自民党を代表して質疑をしているわけではないですから、私個人の意見ですが、そういう立場から議選は長年、戦前から続いていることだと思いますけれども、改革の一つのあり方として議論を議会ではやっております。議会ではそういう立場でやるべきではないかというお話はしておりますけれども、代表監査委員としてそういう議論があったということをしるべき場所でお話する機会があるのであれば、お話ししていただければありがたいと思うのですが。少なくとも県民代表として来た議員が、監査委員になるとこれができませんよ、決算審査には加われませんと言われるのは、議員としては少しいろいろと抵抗感を持つのです。そういう意味で、そういう議論があることをもししるべき場所で話す機会があれば、お話し願いたいと思うのですがいかがでしょうか。

**○知念建次代表監査委員** 私の立場で意見交換ができる場としては、先ほどお答えしたように委員協議会という4人の委員が意見交換をする場はございます。そこで今委員がおっしゃったお話ができるかどうかについては、また改めて各委員の御意見等も拝聴しながら意見交換ができれば……。そういう場はありますということで御勘弁を願いたいと思います。

**○浦崎唯昭委員** 何も議員が監査委員としてふさわしくないとやっているのではないです。議員本来の職務の権能にまでさわってくることになりますと、みんなで議論していいのではないかと思っているのですから、そういう質疑をしたわけでございますけれども、私の意のあるところを含んでいただきま

して、御理解賜れればと思っております。

**○崎山嗣幸委員長** 休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時22分再開

**○崎山嗣幸委員長** 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

狩俣信子委員。

**○狩俣信子委員** では、お尋ねいたします。

まず、沖縄県歳入歳出決算審査意見書からいきますが、この5ページで、事業執行について監査委員の皆さんからも御意見が出ていますが、まず1点目、その事業執行について、年度繰越額が一般会計でも953億円余りということで結構高いですし、それから特別会計は39億幾らとなっていますが、その中で主な原因は、国の補正予算に対応した経済対策事業の執行期間の不足、それから用地買収の難航、計画変更と出ているのですが、これを計画的かつ効率的に実施していただきたいということがあるのですが、ここらあたりについてどのようになっているのか、お聞かせください。

**○知念建次代表監査委員** 繰越額の状況ですが、一般会計の状況としては、減になっている部分は沖縄振興一括交付金一たしか平成24年度が初年度だったので、交付決定が何回かに分けてやられている部分が改善されて、減になっている部分がございます。沖縄振興一括交付金が増になった分、従来の経済対策の関連予算が減少していますので、それによって繰越額が減少している状況はございます。ただ、繰り越しの要因として、やはり経済対策関連は国の補正予算等に関連して予算計上がなされるものですから、執行期間が十分確保されないで繰り越される状況はまだ経済対策関連等では見受けられます。

あと、我々が各部から繰り越しの要因別状況を手したところ、従来から言われている設計調整のおくれ、用地取得の難航、計画変更等がやはり多いものですから、審査意見にはそのように記述してございます。

**○狩俣信子委員** そういうことはもちろんあるのですが、執行率85.5%ですか。やはり執行率をしっかりと高めるためにも、この改善は各課とも徹底していくべきだと思っております。

次へ行きます。不用額についてですが、不用額については、精度の高い所要経費の見積もりに加え、随時事業の進捗状況を的確に把握しながら適切な対応を図るとともに、補正等を行うなど効率的な予算執行に努めていただきたいということがあるのです

が、不用額も結構たくさんあるものですから、不用額をなぜこんなにたくさん出すのだろうという思いがあって、これは少し質疑させてください。

**○島田勉会計管理者** 不用額は、一般会計において前年度に比べて54億140万7000円増でございます。主な要因ですが、沖縄振興特別推進交付金、ソフト交付金—これは市町村事業の入札残や事業計画の変更等による不用が36億6002万7000円でございます。

それから子ども生活福祉部の安心子ども基金事業において、市町村からの申請が見込みより少なかったということで不用にしているものが8億2478万4000円でございます。

それから商工関係ですが、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業において、県事業及び市町村補助金で実績減ということで不用になったものが5億9097万1000円でございます。

**○狩俣信子委員** 安心子ども基金も8億円余りですか。待機児童もたくさんいる中で、やはりこういうものはしっかりと活用していただかなければいけないと思っていますのです。各市町村に対しては、そこらあたりの連携はどうなっているのですか。

**○島田勉会計管理者** 具体的な市町村との事業のやりとりについては子ども生活福祉部のほうで承知していますので、申しわけございませんが、よろしくお願いたします。

**○狩俣信子委員** わかりました。私は未収金についてもちょっとお尋ねしたいのですが、この包括外部監査の結果報告書の5ページを見ると、監査の趣旨というものがいろいろあって、未収金管理の状況で4点ぐらい—未収金の回収実績が不良である、それから不納欠損処理が進んでいない、未収金の発生を未然に防ぐ対策が不十分である、その他、未収金の管理に不備が存すると書かれていて、その次に、未収金の発生に対する責任主体が不明であるとあるものですから、なぜこういうことが起こるのかと思っているのですが、そこらあたりはなぜですか、お願いたします。

**○知念建次代表監査委員** 未収金の大きな要素として、一般会計で収入未済が一番大きいものは県税でございます。その次に使用料及び手数料で、県税の中でお大きいものは個人県民税という状況になっています。使用料及び手数料の中では県営住宅使用料です。包括外部監査では多分そういうものも全部ひっくるめて、あるいは少し個別に債権管理すべき部分を含めて包括外部監査が入ったかと思えます。包括外部監査というものは、外部監査人がその監査

人の責任で監査の対象等についても全部おやりになるものですから、報告はトータルの結果で受けているのですが、どういう方法でとか、そういう詳細については十分把握しておりません。先ほども答弁しましたが、我々が未収金について一番気をつけてほしいことは、それぞれの債務者、滞納者の—県税にしても住宅入居使用料についても同様なことが言えるかと思うのですが、それぞれの実態がどうかを各部においてきちんと把握して、それぞれの状況に応じた対応が可能であれば、未収金はかなり減額される部分が出てくるのではないかと。それはある面、毎年同じことを言い続けているのですが、毎年同じ注意をして、徐々によくなっていくという方策を含めて、我々の審査意見書においては、各部においてそういう対策をしっかりとっていただきたいという趣旨で記載していますが、やはり一般会計では県税と住宅使用料等が一番大きい状況でございます。

**○狩俣信子委員** 未収金について、ちょっとびっくりしたのですが、この8ページに、例えば昭和50年代に発生した債権について明らかに回収不能でありながら、現在もなお未収金として計上されている債権もあると書かれているものですから、昭和50年と言ったら大分古いではないですか。そういう処理もやらないで、そのまま未収金という形にしておくのかと。そこらあたりのお考えを少しお聞かせください。

**○知念建次代表監査委員** 具体的に、この包括外部監査で指摘した件名がどうかということは今資料を持ち合わせていないのですが、ただ、特別会計等も含めて、それぞれの会計ごとに全部が全部100%掌握している状態とは必ずしも言いがたい部分が確かにあります。ですから、その辺は不納欠損処理すべきものが債権でそのまま残ってしましたら、県の財政、予算の構造—実際消したほうがわかりやすいものがまだ残っているということは、ある面でその全体を見るためにも、いろいろ見方の問題が出てきますので、いわゆる債権の管理、これはもう時効に到達しているのか、援用されてよいものなのかも含めて、各部局においてしっかり管理してほしいということがまず一義的に言えることだと思います。

**○狩俣信子委員** 外部監査人の皆さんがしっかりと見て、せっかくこういうことを出してきているわけですから、やはり県としては、この昭和50年代という大変古い債権について本当にそのまま残してよいものか、もう回収不能であれば処理をしていくのか、

そこらあたりはしっかりやっていただきたいと思っています。

それから、予算執行率について平成25年度は85.5%、その前年度は81.0%と出ていますが、この5年ぐらいの執行率からすると、ほぼ同じような形で推移しているのでしょうか。

○島田勉会計管理者 平成25年度が85.5%、昨年度が85.0%、その前年の平成23年度が90.2%、少しさかのぼっていきませんが平成22年度が89.6%、平成21年度が89.0%、平成20年度が91.1%という状況でございます。

○狩俣信子委員 大体90%台もあって、89%とか高い執行率になっていくわけです。だから、85.5%でこのぐらいで普通なのかと思ったのですが、やはり執行率というものは90%もあるわけですから、そこらあたりをもう少し頑張っていたきたいと思うのです。それはいかがですか。

○島田勉会計管理者 平成24年度、平成25年度の執行率がそれ以前と比べて大分落ちたのは、沖縄振興一括交付金と、そのうち市町村分についても県に計上してやるということで、その分もかなり大きかった要因があるのですが、執行率を全国平均、九州平均並みに上げていくことは当然のことです。その予算の執行率を上げるために、特に公共事業等は額が大きいので、部局のほうでは知事を本部長に、各部長で公共事業等施行推進本部というものを構成して、従来から各年度の事業執行を上げていこうということでやっております。そういうことで総務部を中心にやっておりますので、当然これからもそういうものを中心に執行率を上げる努力は必要だと思います。

○狩俣信子委員 それはまた御努力をお願いしたいと思います。

次に、監査委員事務局の皆さんについてですが、去年でしたか、16名でやっていらっしゃると聞きました。去年、スタッフの皆さんは大変厳しい状況だという話を少しなさっていたものですから、現在は何名で、状況はどうか。

○知念建次代表監査委員 現在の事務局体制も、去年と同じく16名でございます。その状況でいかがかという、例えば住民監査請求、あるいは随時監査等が同時並行的に起こってきたら、かなり厳しい体制であるという認識をしております。

○狩俣信子委員 大変お疲れさまですね。増員の要求はできるのですか。

○知念建次代表監査委員 要求はできるのですが、

トータルの中でいろいろな判断が出てくるかと思えます。

○狩俣信子委員 そういうもろもろの事情がおりなのですね。厳しい中ですが、頑張ってください。

では、次に行きます。本庁と出先機関の関係についてお尋ねしますが、出先機関の執行状況のチェックは、本庁との間でうまくいっているのでしょうか。

○島田勉会計管理者 先ほどお答えした中で、県において公共事業等施行推進本部を設けているというお話をいたしました。これは本庁のほうで設置しているのですが、当然執行部の中で上半期、下半期の公共事業等の施行計画というものを設定いたします。その中で、関係部局においては管下の一本庁の課長、それから出先機関の所属長等で、その本部のもとで執行管理を行うという状況でございます。

○狩俣信子委員 あと1点、重点監査項目というのですか、外部の専門家に委託をして監査しているものがあるのですか。例えば工事の設計積算、施工管理、そして工事に関する技術面の調査とか、そこらあたりについて少しお聞かせいただけますか。

○知念建次代表監査委員 工事監査についてはかなり技術的な部分があります。先ほどお話しした事務局体制の16名は全て事務の職員です。工事については専門の技術士の資格を持った団体がありまして、一昨年、いろいろ情報収集をして、九州各県等ではそこに外部委託をして、工事については委託をすることによって工事の監査、現場、設計等については見られるような仕組みがあることがわかったものですから、去年からその手法を入れようということで、工事監査ということで技術士の資格を持った団体にその工事の技術的な部分をお願いしております。

工事監査については事務局職員も一緒に同行して、手続的なものについては事務局の職員が見て、工事の現場等については同行して、その技術士の意見等を参考にしながら一緒に見ていただくというような形で今やってございます。これはことしもそのまま工事監査は実施してございます。

○狩俣信子委員 3ページの中で、行財政運営に当たっては、行財政改革プランを着実に実行しというところがあるのですか。その中で、PDCAサイクルによる事業評価を通して経済性、有効性、効率性に十分留意しとあって、健全で創意工夫を凝らした行財政運営に取り組んでいただきたいとあるのですが、大筋でPDCAサイクルの事業評価というものはどうなっているのでしょうか。良ですか、優ですか、可ですか。

○知念建次代表監査委員 御存じだと思いますが、PDCAサイクルは、企画部でそれぞれ各部の事業所管課の施策、取り組みを取り上げて、プラン、ドゥー、チェック、アクションのサイクルで推進状況とか成果指標、達成状況を毎年毎年検証していくというシステムで、我々のところに平成25年度の実績があるのですが、例えば平成25年度実績でいくと、施策数246で、その主な取り組みとして1683のPDCAサイクルの検証実績が上がっています。例えば観光ですと、その施策として誘客活動の展開があって、取り組みとして、それに向けて誘致対策事業はどのようななどがPDCAサイクルの検証結果の成果報告として上がってきます。これは企画部の取りまとめの状況だと思うのですが、先ほどの対象取り組み数1683のうち、順調が1377、ややおくれが193、大幅おくれが85、未着手が28という実績の状況になってございます。

○狩俣信子委員 大筋オーケーというのがあるわけですが、どういうものが未着手ですか。28事業と言うものですから、やはり一つ一つとても大切だろう、どういうものが計画されて、何に手がつけられなかったのかを知っておきたいと思ってお聞きしました。

○知念建次代表監査委員 詳細資料を持ち合わせていなくて、申しわけございません。

○狩俣信子委員 あと1つ、私もとてもうれしいのは、先ほど県税について大分改善が見られたという話がありました。コンビニエンスストアーコンビニで納付できるということが入っていて、これが功を奏したのかと思うのですが、コンビニで納税しているものは何%ぐらいですか。

○島田勉会計管理者 総務部からの資料ですが、平成25年度の納付機関別納付状況というものがございます。コンビニ利用は自動車税で利用しているものですが、通常は金融機関に納付書で納めるわけですが、金融機関利用が53%、コンビニが38.5%、そのほか郵便局で納めることもできますが、これが4.3%、それから平成25年度よりクレジットカード利用もできますので、これが4.1%となっています。ちなみにコンビニ収納ですが、前年の平成24年度が37.1%ですので、平成25年度は1.4ポイント、コンビニ収納の割合がふえています。

○狩俣信子委員 三十七、八%がコンビニということになると、やはり私たちの生活の身近にあって納めやすいのですね。そういう方法を考え出したことが大変すばらしいと思います。そのほかの部分でも

こういうものが利用できれば改善できるかと思っております。私の質疑は以上で終わります。ありがとうございました。

○崎山嗣幸委員長 仲村未央委員。

○仲村未央委員 まず、執行率からお尋ねをしたいのですが、85.5%と全体的に低い傾向は昨年が続いているかを見ております。この理由をどのように見ているのかです。それから、その推進体制自体が財政規模にかみ合っていないことはないか。いわゆる人員削減等も含めて、体制がその事業執行に追いつかないことが起きていないかどうか。そこら辺はどのように見ていらっしゃいますか。

○知念建次代表監査委員 確におっしゃるような85.5%と昨年よりは改善されていますが、なお懸念される部分があると思います。一番大きい原因は沖縄振興一括交付金の国庫が増額したことによるものだと思います。この1年、まだそれに執行が追いついていない状況が続いていると認識しております。

我々のほうから執行体制云々について評価することを念頭に置いての監査自体はしてございません。ただ、監査をしながら、いわゆる技術の職員等が不足がちというか、そういう話は現場に行きながらも往々にして耳にしている部分はありますので、そういう面では、今後検討する余地はひょっとしてあるかということとは言えると思います。

○仲村未央委員 これは昨年度来、非常に気になる点で、沖縄振興一括交付金の導入に伴って執行率が落ちていることに対して、どこに起因するものか一恐らくその規模でその体制が追いつかないということは、この計数的にも見てとれるだろうと。今、監査の御指摘のとおりだと思うのですね。

先ほど狩俣委員の質疑の中にもあった未着手の28事業です。個別の事業はどの事業かわからないということでしたが、なぜ着手ができなかったのかという理由はお手元にあるわけですか。

○知念建次代表監査委員 沖縄県PDCA実施結果、対象年度平成25年度という資料からですが、未着手の主な理由として、先行・関連事業との区分整理や事業熟度の向上に不測の時間を要した、それと市町村や関係団体等との調整未了が大きく2つ載っています。

○仲村未央委員 今の簡単な御説明ではここですぐ即断はできませんが、実際には、その事業の詰めが未熟な中でも予算を立てていかなければいけないという中で、結局は着手に至らないと。これも含めて、

やはり体制が追いつかないということが出ているのではないかと見えるのです。

ここら辺は、監査の指摘の中で事業側、執行側に言える範囲というか、その指摘ができる範囲はどのあたりまでなのか。そこを酌んで、それこそ予算のスムーズな執行を促していくというときに、どういう仕組みで一今の決算から見えることとして、それが監査の指摘として上がり、事業執行側にその改善を促すという流れにつながるのか。そこら辺はぜひ見解を述べていただきたいと思います。

**○知念建次代表監査委員** 例えば個々の事務所を監査する上で、なかなかその個々の事務所、それも個々の事業だけでその体制—我々が監査しているものは基本的に財務事務で、書面等でやっているものですから、なかなかそこまで、特に事務監査で議論をすること自体が非常に難しい状況でございます。

ただ、本庁監査は委員4名で本庁の部単位でしているのですが、その中でいろいろ各委員と意見交換等をしている中では、さっき言ったことも少し見受けられる部分があるということで、さきほどの答弁をさせていただきました。確かに沖縄振興一括交付金がこれだけ増額している。今まで公共事業はどちらかというと減少ぎみだったものが、ここに来て増傾向にある。それはある意味で予算的には非常によいことだと思いますし、景気対策というか、経済効果等についても非常によい効果が生まれると思います。多分に金額の増に見合う、執行が万全にいくような体制を今後構築する必要は当然あるかとは思いますが。

**○仲村未央委員** それでは次の質疑ですが、監査の基本的な視点の中では、予算執行が法令に適合して行われているかという、当然の法令遵守が大きな視点の一つになっているかと思っています。

その中で、これを監査が指摘した非常に大きなこととはおととしですか、識名トンネルに係る違法の公金支出への指摘が監査結果—住民監査請求に基づくものですが、監査委員の見解が示されたわけですね。その中で、予算の執行そのものが適切であるかという前提として、予算執行伺いが適切でなかったということがこの問題の前段に大きな問題としてあるわけですね。予算執行伺い自体が、実際には終わった事業を抜き出して、今からやるごとくに見立てをしたと。その手続書類が綿々整っていれば、これはなかなか監査の立場からどこまでそれを見抜けるのかという、この仕組み上の問題ですね。技術的にどうだろうということが、結局は非常に大きな課題と

して浮かんだと思うのです。

だから、財務規則では確かに予算執行伺いはもちろんこれからやる前提で、こうしましょう、ああしましょうということで整っていくはずですが、今回の支出に至る予算執行の段階で、終わったものを抜き出していた。その書類が全部整っていたということになると、監査はこれを見抜くことができるのか。まずその視点まで含めて、監査が押さえるべきところなのか。そこら辺をまずお尋ねしたいと思います。

**○知念建次代表監査委員** 原理原則論では押さえないとはいけないとは思いますが。ただ、押さえ切れるかということに関しては、かなり難しいものがあると思います。先ほどもお話ししましたが、我々はまず書面で監査をします。その書類上、日時、相手方等が整っていれば、それから先のことを見抜くことは現実的には非常に難しいものがあります。

そして、なぜ見抜けなかったかと言われると、もう申しわけないといしか言いようがないのですが、繰り返しですが、一件一件の書類は、やはり執行伺いから支出に至るまでの一連の書類が手続的にきれいに整っていれば、それから先を見抜くことはかなり難しいものがあると思います。

**○仲村未央委員** 先ほど工事監査のことにも少し触れていましたが、その現場の実際の確認—今の体制の中でそこを見抜くとなると、やはり実際に現場へ行行って、どこまでどのように進捗がされているのかということまで見ないことには、恐らくその見抜くという作業には入らないと思うのです。書面だけでは余りに全て整った中での出来事なわけですよ。ですから、逆に見抜けなかったことになったと思いますが、その識名トンネル問題の前と後で、監査体制のあり方として何か改善点があったのか、その強化された部分があったのか。そこら辺はいかがでしょうか。

**○知念建次代表監査委員** 委託であれ、工事監査を導入したことは、まさしく識名トンネルの件もあって、まず工事の部分について監査委員事務局サイドからどれだけ入れるかと。例えば土木、農林のいわゆる監査の対象として、工事の部分は設計、積算、それから施工管理等がございます。これはもう極めて技術的な部分で、土木の部分でも道路があり、橋梁があり、港湾があり、海岸がありということになってくると、かなり専門的な知識を要するものですから、そこまで事務的に対応することはなかなか難しいものがあって、工事監査ということで、それぞれ

去年土木と農林について監査を入れてもらったわけです。今2年目ですが、それに我々が同行することによって、あるいは設計変更のタイミングであるとか、事務的な部分まで研修というか、学べる部分がないかも含めてやっているところで、この工事監査については引き続きやっていきたいと思っています。

**○仲村未央委員** 起こらないことが前提であるからこそ、本来は監査というものが生きてくるのだと思います。どこまでそこを疑って一そもそも執行伺いまでうそではないかという視点ではなかなか見ない前提がある以上、やはり皆さんの中の体制の限界、そして仕組み上の技術的な限界をおのずと伴うと思うのです。

ただ、あれほどの大きな違法行為があったことを受けて、一応行政も行政考査の中では、本体工事に関連した工事の変更の際には、当然にこれに請負比率を掛けていくとか、こういった見直しは改善点として挙がってはいるわけです。それをちゃんと確約しておくとか、そういう変更であれば当然にこれは議会上げていくということが、もう手続の当たり前のことを当たり前にやっているという中で信頼関係でしょうけれども、やはりそこら辺は、前と後でその監査上の、今御指摘のような幾らかの改善点もあったということなので、あとはやはり執行部に対して引き続き緊張を促していくことが求められると思いますが、その点についていかがでしょうか。

**○知念建次代表監査委員** 先ほど会計管理者からもありましたが、県全体としては公共事業等施行推進本部で公共事業の進捗状況を総体的に管理している部分があります。たしか土木建築部の中でも、土木事務所長会議あるいは室長会議等で進捗状況をチェックしていると聞いていますし、農林サイドにおいても、そういう進捗のチェックをしているそれぞれの機関があると聞いていますので、我々サイドとしてはそういうものを最大限に生かせるよう、側面から叱咤激励と言っては失礼かもしれませんが、応援、支援していきたいと思っています。

**○仲村未央委員** あと、不納欠損処理については、特段包括外部監査の指摘もあるものですから、少し皆さんの指摘との事実関係はどうなのだろうというところも含めてお尋ねしたいのですが、監査意見書の4ページには「債権の管理については、債権を放置したまま時効を迎えることのないよう、個々の債務者の実態把握に努めるとともに、催促、差押え、債務の承認等関係法令に基づく措置を的確に」して

くださいということが基本ですよ。

ところが、この外部監査からは、時効の援用について特段の指摘が出ているのですが、時効の援用を必要としない場合において、それ以上の処理は本来はないのだけれども、その時効完成以外の要件がないにもかかわらず、未収金回収の努力をしたかと。それを条件に付して、その上でなければ不納欠損処理しないという扱いが出ている。この取り扱いはいわゆる財務規則に違反するものであると。時効完成以外の要件はないのに、督促したか、適切にその把握をしたか、その証明がない限りは不納欠損にしないということになると、これ自体が財務規則違反ではないかという指摘です。こういったことに対して、皆さんの監査の中でもそういうものが散見されるのか。その辺を先ほどの指摘との関連でお尋ねをいたします。

**○知念建次代表監査委員** たしか消滅時効の件だと思います。援用をしなくても消滅時効が完成したと。

**○仲村未央委員** そう、満たしている場合です。

**○知念建次代表監査委員** 我々も意識しています。具体的に今お示しする材料は持っていないのですが、きちんと債権管理されているという状況であれば、我々としてもその消滅時効が完成しているものについて、きちんと不納欠損を、財務規則にのっとった手続をとりなさいという意見は出さないことが前提です。具体的にどこどこかということは今資料的に表示できないのですが、100%債権管理がきちんとなされているという状態とは少し言いたい部分があります。

**○仲村未央委員** そうでしょうね。だから、時効が完成したと言えるかどうかというときに、時効を中断したということを証明せよと、余りにもその所管課、事業課にこれを求め過ぎるとなると、その中断の証明が立証できないというか、記録や余りにも時間がたち過ぎていて、これを証明できないがために要件を満たしていないと判断してしまう。これは所管課が個々ばらばらに扱っているのではないか。本当は統一した規則に従えば、財務規則上は当然にもう時効が完成して、それは不納欠損に回しなさいよ、むしろ議会上に積極的に上げなさいと。ところが、議会上げるとまた議会が何か言うのではないとか、いろいろな作用の中で、本来は不納欠損に行くべき処理が滞っているのではないかということですよ。これについて、これはあくまで包括外部監査の指摘からのものですが、監査委員は同じような認識を持っているのか。そこら辺はもう少し統一した



対応を促す必要があるのではないかと見えますが、いかがですか。

○知念建次代表監査委員 基本的に認識は一緒だと思っています。4ページの不納欠損処理についての監査委員の意見として、債権の管理については、債権を放置したまま時効を迎えることのないよう、基本的に徴収が原則です。ただ、その債権の管理はきちんとやってくださいということは言っているつもりだし、それに債権というものは結構細かくというか、個々になる部分もその会計によってあるものですから、そういう実態把握はきちんとしてください。その上で、その不納欠損処理として整理できるものについては整理してくださいと言っていますので、認識的には同じ認識に立っていると思います。

○仲村未央委員 ただ、実際には所管課によっては事業の延長線上に不納欠損が発生したり、未収が発生したりする場合に、その担当としては、なかなかどこまでその経済的困窮者に向かい合って債権を処理すればよいかわからない。そのままずっと置いているようなことがどうも見えるようですし、そうであれば、やはりそこは議会もあるわけですから、情報公開をして不納欠損として確定していくところにもう少し行かないと、費用対効果の面からもありますので、そこはやはりまだ改善の余地が大いにあるのかなと思います。いかがでしょうか。

○知念建次代表監査委員 御指摘のとおりだと思います。ただ、やはり基金であれ会計であれ、それぞれそういう不納欠損、収入未済の部分についてはいろいろな仕組みがあると思いますので、それぞれの仕組みの中で、やはり担当部局がその中身をきちんと把握することがまず一番先、前提だと思います。その上で、今委員がおっしゃったように、生活困窮者に対する対策、あるいは滞納対策等について、それぞれに応じた対策をとる必要は当然あるかと思っています。

○崎山嗣幸委員長 瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 監査委員の審査意見書から。審査結果のほうですが、「予算の執行や財務に関する事務については、関係法令等に照らしおおむね適正に処理されていると認められた」としていますが、このおおむねという表現の意図するものは何でしょうか。

○知念建次代表監査委員 審査結果として書類、帳票等については適正に処理されています。ただ、後ろのほうに行財政運営、収入未済、先ほどありました不納欠損処理等についての意見も抽出しています

とおおり、我々は決算審査と同時に定期監査もやっています。その中で、例えば事務的な手続ミス等についてはまだ往々にして見られますので、それも含めておおむね適正に処理されているという表現を用いてございます。

○瑞慶覧功委員 おおむねというのは大体とかおおよそ、方言で言えばテーゲーのようで、何かもつとよい表現があればと、監査にしてはちょっと歯切れが悪いと感じました。

次に、3ページの自主財源についてですが、沖縄県は全国的に見て自主財源の割合が低いと。全国平均との差は大体どれぐらいあるのですか。

○島田勉会計管理者 平成25年度決算で申し上げます。これは普通会計ベースでお答えさせていただきますが、本県の自主財源比率が平成25年度は25.2%。これはまだ正式には公表されておりませんで、聞き取りでの数値ということで御理解いただきたいと思いますが、全国平均は43.3%となっております。

○瑞慶覧功委員 大分低いですね。

次に、5ページの復帰後からの自主財源の推移と、いろいろな要因があると思いますが、お願いします。

○島田勉会計管理者 復帰後ということでございましたが、復帰後からの数字は探せなかったのですが、大変申しわけございませんが平成10年度から前年度まで5カ年単位で区切って、その平均の数値ということでお答えしたいと思います。まず平成10年度から平成14年度の5カ年間で平均で24.2%、平成15年度から平成19年度までが27.8%、平成20年度から平成24年度までが27.5%、そして平成25年度は25.2%という推移になっております。

○瑞慶覧功委員 途中、平成15年度から平成20年度前後ですか、伸びていますよね。その要因というのはどういったものですか。

○島田勉会計管理者 過去の伸びた理由は、今手元にございませませんが、ただ、平成25年度が過去5カ年間の平均に比べて2ポイント余り下がっているのは、諸収入とか県税とかは大幅にアップはしているのですが、それ以上に今回、国庫支出金等が沖縄振興一括交付金関連で伸びて、相対的に自主財源比率が下がってしまったということだろうと思います。

○瑞慶覧功委員 わかりました。いずれにせよ沖縄は低いわけですね。新たな自主財源というものはどういったものが考えられるでしょうか。

○島田勉会計管理者 まず、自主財源の確保という観点から言えば、当然県税については先ほどのようにいろいろな対策をとって収納率をアップしていま

すので、それは必要だろうし、それから滞納に当たっては、適切な滞納処理をすることがもう一つ必要。あと、総体的には今の沖縄21世紀ビジョンを推進する、達成するために沖縄振興関連の事業を進めて、県全体の経済状況を上げて財源の涵養を図ることが考えられるだろうと思います。

ただ、今委員の御質疑で新たな自主財源ということですので、考えられるものが、これは総務部の所管になるかと思うのですが、例えば新しい税を創設することも考えられるだろうと思います。

ちなみに現在、都道府県では法定外普通税や法定外目的税を創設される県もございます。本県でも石油価格調整税、産業廃棄物税という法定外の税も創設してございますので、各県、いろいろなそういう税も創設していますので、そういうことも考えるのだろうと思います。ただ、これを創設するかどうかは私のほうではお答えできませんので、もしよければまた総務部あたりにお聞きいただければと思います。

**○瑞慶覧功委員** 一時期のレンタカー税とかいった話もいつの間にか聞こえなくなったのですが、選挙の絡みですかね。あと観光入域税とか、やはりそういうものは大きいと思うのです。もっとそういうところに視点を当てていくべきではないかと思うのです。

続いて4ページの収入未済額についてですが、一般会計のほうで県営住宅使用料、およそ7億100万円の内訳ですか、県営住宅は全体で何戸あって、これに対して何%になりますか。

**○島田勉会計管理者** 県営住宅使用料の収入未済額についてですが、平成25年度は7億107万6000円が収入未済となっております。その調定額に対する割合ですが、12.5%でございます。これは土木建築部に確認したところ、平成26年3月末においてですが、入居戸数が1万6793戸ございます。そのうち滞納になっているものが2183戸、率にして13%ということのようでございます。

**○瑞慶覧功委員** わかりました。

次に談合違約金ですが、談合問題が平成17年でしたか、その背景を少し教えていただけますか。

**○島田勉会計管理者** 談合違約金は、県発注工事に関して平成17年度に公正取引委員会が談合の疑いで立入検査を行い、談合を認めた対象建設業者に対して課徴金納付命令等が行われました。そのことを受けて、県においても対象企業に対し、工事請負契約に基づき平成20年2月に違約金の請求を決定したと

いう案件でございます。

**○瑞慶覧功委員** この83ページ、和解による不納欠損額とあるのですが、この不納欠損額はどのように決定して、それをどう処理されているのか。

**○島田勉会計管理者** 談合違約金に関する和解による処理状況は、県はその対象建設業に対して、工事請負契約に基づき平成21年3月に契約金額の10%の違約金を請求いたしました。裁判所の調停を受けて、平成22年6月議会でその違約金10%中、半分の5%を債権放棄するという内容を含む調停案の議決をいただいております。それを経て平成22年8月10日には、その違約金を5%とするなどの調停合意が成立したものでございます。

その調停合意の内容ですが、今申し上げた違約金債権の2分の1相当を放棄、それから残りの2分の1相当分については履行延期等支払計画書をおつけいただきまして、一括納付あるいは5年間の分割納付というように進めております。

ということで、先ほど申し上げましたとおり、平成22年度に調定成立により請求を放棄した5%については不納欠損にしてございます。ちなみに、平成22年度で不納欠損した額が一般会計、特別会計合計で39億1402万円という状況でございます。

**○瑞慶覧功委員** この不納欠損額ですが、倒産した企業もあろうかと思うのですが、何社ぐらいになっていますか。

**○島田勉会計管理者** 平成25年度決算で申し上げたいと思いますが、平成25年度決算における談合違約金に係る不納欠損額は1億5848万4000円ですが、そのうち破産等によるものが5社で、金額にしますと1億4659万8000円でございます。残り1188万6000円は、新たに調定合意が成立した1社に係る債権放棄ということでの不納欠損額でございます。

**○瑞慶覧功委員** 次に、特別会計で小規模企業者等設備導入資金、約71億9900万円の内訳を教えてください。

**○島田勉会計管理者** 小規模企業者等設備導入資金特別会計は、中小企業の設備近代化及び構造の高度化を図るために企業の共同化、協業化を図る場合に資金の貸し付けを行うもので、当会計の収入未済額ですが、高度化資金と設備近代化資金に分けてお答えします。高度化資金では元利収入分が70億8714万1000円、その違約金及び延滞利息が4794万6000円でございます。設備近代化資金については、元利収入に係る未済額が6168万9000円、違約金及び延滞利息が276万9000円、合計で71億9954万5000円となって

おります。

○瑞慶覧功委員 これもさっきの不納欠損という  
か、そういうものにつながっていく要素というか、  
そこら辺の流れはどうでしょうか。

○島田勉会計管理者 この会計は商工労働部の所管  
ですので、詳しいことは後ほど商工労働部でお尋ね  
いただきたいのですが、必ずしもこれが全て不納欠  
損されるというわけではございませんので、当然債  
権管理については、商工労働部のほうでも債権管理  
マニュアルもございますので、それに沿って一応回  
収の努力はするだろうと思います。ただ、やはりど  
うしても取れない場合もございますので、これは先  
ほどの財務規則等にのっとして、どうしようもない  
ものについては不納欠損になることも十分考えられ  
ます。

○瑞慶覧功委員 次に、消費税が増税されましたが、  
増による県財政への影響、経過を教えてください。

○島田勉会計管理者 県財政の運営等については所  
管は総務部ですので、こちらのほうでは把握しかね  
ます。申しわけございません。

○瑞慶覧功委員 最後ですが、工業用水道事業です。  
工業用水と一般水道の区別はどういう形で分けてい  
るのか。

○知念建次代表監査委員 企業局が管理するもの  
で、水道事業会計は我々が飲料水として使用してい  
る、いわゆる上水道で、工業用水道は企業に直接、  
いわゆる工業用水を供給するもので、区別して会計  
を設けているということです。

○瑞慶覧功委員 これは純然たる工業用ですか。いろ  
いろ商業等ありますが、あれは入っていないわけ  
ですね。工場へ行くことになりますか。

○知念建次代表監査委員 いわゆる製造業などの工  
業用水で、商業というと例えば商店などの飲料水等  
については上水道の区別ですので、そういう意味で  
いくと製造業というのですか、工場等に使う工業用  
水で、原水の処理の仕方が上水はろ過処理、浄水処  
理までするのですが、工水は浄水処理までしないで、  
飲料水として利用できない状況のものでございま  
す。

○瑞慶覧功委員 単価的にはどうなっていますか。

○知念建次代表監査委員 企業局の資料ですが、工  
業用水道の供給単価が43.82円、上水道が102.24円  
で、給水原価が工業用水道は48.55円、上水道が98.76  
円。浄水処理等をする分、やはり上水道のほうが単  
価的に高くなっております。

○瑞慶覧功委員 施設利用率が57.02%とあるので

すが、やはりこの需要を上げるための開拓というの  
ですか、そういう方策はどうなっているのでしょうか。

○知念建次代表監査委員 やはり工業用水道を使用  
する分については工場等、工業企業等ですので、1  
つには企業立地等が増大していくと需要も伸びてい  
くわけですから、そういう意味では、まだ五十何%  
という施設利用率ですので、企業立地等を推進する  
等関係部局との連携も含めて、総合的な施策でこの  
利用率は伸ばしていく必要があるかと思えます。

○崎山嗣幸委員長 奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 それでは代表監査委員と、それか  
ら会計管理者にも交互に聞きながら質疑をしていき  
たいと思います。

まず、実質公債費比率が悪化したと記されてお  
りますが、これはどういう理由で悪化しているとい  
う考え方を示されたのでしょうか。

○知念建次代表監査委員 実質公債費比率の計算は  
3カ年平均でやります。今年度高くなっているのは、  
平成25年度単年度の比率が高くなっていて、その分  
3年平均も前年より高くなっていて、公債費比率が  
高いということは、結局財政構造としてはよい状況  
ではないものですから、こういう表現の仕方をして  
います。

○奥平一夫委員 いや、悪化しつつあるという表現  
であればわかるのですが、悪化しているという表現  
をしたものですから、そういう聞き方をしているの  
です。ちなみに、5年前からの実質公債費比率はど  
れぐらいあるのでしょうか。もし平成26年度の見込  
みがわかれば、それも教えてください。

○島田勉会計管理者 平成21年度が11.4%、平成22  
年度が11.2%、平成23年度が11.0%、平成24年度が  
11.0%、そして平成25年度が12.2%でございます。

○奥平一夫委員 これは沖縄振興一括交付金等、あ  
るいは国庫支出金がふえていることなどが原因とい  
いますが、一括交付金制度が影響しているという見  
方をしてもよろしいでしょうか。

○島田勉会計管理者 私なりの感覚ですが、確かに  
平成24年度より悪化ということでは数字は悪くな  
っております。ただ、実質公債費比率を全国の数字と  
比べますと、例えば全国平均が14.6%で、本県は12.2  
%で2.4ポイント下回っているという結果ですので、  
確かに借入金将来財政を圧迫する可能性はあるの  
ですが、少なくとも他県に比べれば低いということ  
で、そういう意味では、臨時財政対策債はどうし  
ようもなかったのですが、通常債を抑えるとか、国庫

等の補助率も結構高いので、そういう意味では他県よりはよいという感触ですが……。

**○知念建次代表監査委員** 多分に県債残高との絡みが出てくるかと思えます。おっしゃるように公共事業が増になりますと、その裏として起債を活用するわけですから、そういう面では沖縄振興一括交付金、あるいは今後予定される那覇空港等の事業によって県債もそれ相応に増大することは想定されます。

例えば臨時財政対策債は御存じだと思いますが、交付税措置ができる起債もごございます。そういうものも含めて、やはり県債の発行抑制、将来の財源の見通し等を立てて、そういう公債費比率が悪化しないような対策はとるべき必要が今後ますます重要になるとは思っています。

**○奥平一夫委員** 私は何も公債費比率が12.2%で悪化したと思っていないものですから、これはいろいろな財政投資をしながら景気を上げていく、税収をふやしていくという意味で、よいのではないかと私は思って質疑をしているのですが、どうもそれには公債費比率が悪化したと書いてあるものですから。いや、ちょっとそれを言ったらまずいかなという空気で、会計管理者は随分言葉を選んでおられました。これは沖縄振興一括交付金で国庫からかなり入ってくるわけですから、その対応費が必要になってくるわけで、これは当然少々悪くなっていくことはわかります。ですから、来年度の見込みはどうですかと言ったことも、私は多分上がっていくだろうという見込みを持っているものですから、それを聞いたのですが、どうでしょうか。

**○知念建次代表監査委員** おっしゃるように、沖縄振興一括交付金事業も増大傾向にあると理解していますし、今後いろいろな、先ほどの那覇空港第2滑走路の整備等の計画もあるようですし、確かに今後のハード事業の増大に伴って県債も必要とされる、その分公債費にもはね返りますし、それは比率にもはね返ってきます。やはり公債費はある程度義務的なものですから、財政構造上は悪化しているという表現をせざるを得ないところでありまして、確かに今後伸びてくることは想定されます。

**○奥平一夫委員** 一括交付金制度を悪者にしようという意味では全然ありませんので、御理解ください。

次に、収入未済額についてお伺いしたい。代表監査委員、それから会計管理者にその認識についてお伺いしたいと思います。

**○知念建次代表監査委員** 収入未済については先ほども答弁したかと思えますが、大きなものが県税で

ございます。その次に県営住宅入居使用料で、県税の収入率はここ最近非常に改善の余地が見られます。そういう面では評価したいと思います。ただ、まだ県税の中でも個人県民税が収入未済に占める率が高いものですから、今後は個人県民税の対策を重点としていく必要があるかと思えます。ただ、個人県民税は御存じのように市町村と連携してやらないといけないものですから、それについてはいろいろな対策が今後必要になってくるかと思っています。

**○島田勉会計管理者** 当然、調定した収入はできる限り100%収納率を上げるのが当たり前ですが、そういうことで前年度に比べて未済額は一応減ってございます。そういう意味では、私も各部局その未済額を減らすために努力したということだろうと評価できるものと思います。特に県税が大きいということは代表監査委員からもございましたので、県税の収納率アップやその確保のためのいろいろな努力は評価できるものと思います。今後も各部局で未済額を減らすための努力をしていただけるものと信じております。

**○奥平一夫委員** ぜひ頑張ってくださいと思います。その収入未済額については不納欠損へという流れになっていく可能性もたくさんありますので、この辺は非常に警戒しなければならないと思うのですが、簡単でいいです、お二人ともその不納欠損についての認識を聞かせてください。

**○知念建次代表監査委員** 不納欠損処理については、まさしく審査意見書に書いてあるとおりでして、まず基本的に債権の管理をきちんとすること。そして、いわゆる消滅時効等、要するに不納欠損処理をしないといけない状況については、規則にのっとってきちんとやってくださいということです。まず一番大事なことは、それぞれの債権管理をきちんと掌握することと思っています。

**○島田勉会計管理者** 私も代表監査委員と同様の認識でございます。

**○奥平一夫委員** それでは、先ほど瑞慶覧委員からもありましたが、談合違約金に係る不納欠損で、2点ぐらい少し聞きたい。答弁の中で支払計画書をつくったというお話がありますが、会計管理者、これは何年間の計画書が出ているのでしょうか。

**○島田勉会計管理者** 5カ年間の計画でございます。

**○奥平一夫委員** さっきの答弁ではトータルで39億1000万円近くあると覚えているのですが、それでよ

ろしいですか。

**○島田勉会計管理者** 当初、損害賠償として請求した金額の合計が一般会計、特別会計合計で75億4962万9308円で、39億円は平成22年度に不納欠損した額ということです。

**○奥平一夫委員** この違約金の残額は、現在のところどれぐらい残っているのでしょうか。

**○島田勉会計管理者** 平成25年度末現在で2億9227万6035円で、それと履行期限が未到来の債権額が一履行延期などをしていきますので、それが平成25年度末現在高として残っているものが14億7921万5071円でございます。

**○奥平一夫委員** それでは、これは違約金の話ではなくトータルで、その不納欠損に至るまでの話で強制執行というのですか、例えば平成25年度にはございましたか。もしわかれば5年間の記録も教えてください—もし資料をお持ちでなかったら、別に後日。

それでは次に、自主財源について少しお伺いしたいと思うのですが、沖縄県は自主財源が非常に低くて大変でもあるのですが、今、審査意見の中には、この自主財源の充実確保への取り組み、将来の税収増につながる環境整備をすることと記してあるのですが、代表監査委員、これはどういうことを意図してそういう意見になっているのでしょうか。

**○知念建次代表監査委員** 自主財源の要素で一番大きいものはやはり県税でございます。その県税収入を上げるためにいろいろな方策をとってくださということで、1つには今、いわゆるソフト交付金等を活用して、いろいろ産業振興に寄与する部分もかなりあるかと思っておりますので、そういう産業振興が起きることによって担税能力が高くなるわけですから、それによって自主財源が高くなることを期待して、こういう環境整備もいろいろ視野に入れて、長期計画等も視野に入れてやってくださいというような意味でございます。

**○奥平一夫委員** これは少しお聞きしたいと思っております。納税者をふやすことが一番大事です。納税者の要件を満たしていても納税できない人たちがたくさんいるわけですから。そういう意味で、どう言えばよいのかわかりませんが、納税者比率というのですか、つまり現在、平成25年度に例えば個人県民税でもいいですよ、税金を払った人数と払わなければならない県民の割合はどれぐらいですか。

**○島田勉会計管理者** 納税者数は決算にあらわれませんので、それは総務部にお聞きになるしかないとと思うのですが、決算では額でやりますので、調定額

が払うべき額、収入済み決算額が払われた額ということでございます。

**○奥平一夫委員** これは県政のあり方にも非常に深くかかわってくる問題だと思うのです。今、納税資格がありながら、事情があって納税できない人がたくさんいる。これは例えば無業者であったり、生活保護受給者であったりという方々、あるいは失業中で払えない人がいたりというところを底上げしながら、納税者になってもらう。納税したいという思いはみんなあると思うのですが、その辺を県の行政がどう仕掛けていくかが非常に大事だと思うのです。税の公平負担の中から、確かに取れないものを一生懸命取ることも大事だと思いますが、こういうところに視点を置いて、納税者をどうふやしていくか。これは県行政の全体的な、子ども生活福祉部も商工労働部も非常にかかわる重要なことです。ですから、そういう視点をもちながら、ぜひ納税者をふやしていく。あるいは企業についても、今皆さん一生懸命企業支援をしています。これは何かというと、別に企業がよくなれと一手段としてはよくなるのですが、彼らがもうかって税金を納めていくことを一応目指していると思うのです。

ですから、県がどういう形でその納税者をふやし、あるいは納税できる企業をふやしていくかが非常に重要かと思うのですが、代表監査委員、会計管理者、どうでしょうか。

**○知念建次代表監査委員** 確かに御指摘のとおりだと思います。要するに納税者そのものがふえるということと、あるいは、ある面企業もよい企業ということも含めて、確かに納税者がふえるということは県財政にとっても非常によい状況になるかと思っております。その環境をつくるということは、やはり先ほど言った企業立地であり、おっしゃるいろいろな福祉制度等いろいろな要素があって、いろいろな政策を生かす必要はあろうかと思っております。ただ、我々監査の立場でそれを個々にどうかということまでは把握していませんので、申しわけございません。

**○島田勉会計管理者** いろいろな県の施策等を推進して、産業を活性化して税源の涵養を図る。そうすれば当然、企業等からの税収もふえますし、そこからの給与等で労働者としての県民の所得もふえる。そういう意味では全体的に納税率も上がるし、納付額もふえるということで、それが進む道だと思います。

**○奥平一夫委員** 特に若者の無業者、あるいは閉じ

こもりしている若い青年たちを外へ出して、本当に働いてもらうというきっかけをつくっていくことは、県の政策としては非常に重要なことなので、あれだけの若者を働かさないとそのまま終わらせてはもったいなくて、ぜひ県民のために、あるいは社会のためにということで、本当にそういう政策で彼らに一生懸命働いてもらう、汗を流してもらうことができれば非常によいのかなと思っております。

次に、県債について少しお伺いします。もうじき7000億円という県債の累積額になりつつある。今回は大分下がってはおりますが、監査委員あるいは会計管理者、いろいろ予算規模にもよりますが、今の県の予算規模で、県債のある程度の目安はどれぐらいだと思いますか。

**○知念建次代表監査委員** 総務部の資料で見通しがあるものですから、それで答えたいと思うのですが、県債残高及び公債費の推移と見通しということで、「今後の財政収支の見通し」の平成25年6月公表版でそれを示していますが、県債残高は、平成13年度以降交付税の振りかえである臨時財政対策債を発行したことにより年々増加しており、今後も増加する見込みであると。そして、平成12年度以降、通常の県債残高は、公共事業の縮減や現行の新沖縄行財政改革プラン等に基づく大型箱物整備の抑制に伴い減少してきたが、沖縄振興一括交付金事業の実施、那覇空港第2滑走路の整備等に伴う県債の発行により、今後は一定規模の残高で推移する見込みということがあります。

そして公債費は、平成26年度の652億円から平成35年度には790億円に増加する見込みとあります。県債残高は既に歳入予算額と同規模であり、今後も増加傾向にあることから、平成35年度には8000億円台に達する見込みという収支見通しが総務部から出てございます。かなり厳しい見通しだと思います。

**○奥平一夫委員** ですから、いろいろな景気浮揚策であったり、あるいは沖縄県独自の一括交付金制度が導入されて、本当に各市町村でもいろいろな公共事業がどんどん展開されているわけです。そこで、本当は市町村財政も非常に心配しているのですが、非常に使い勝手はよいので、あるから使わなければならないとどんどん使いますが、代表監査委員が書いてありますように、県債発行の抑制に努める必要がありますと。この辺はきちんとお互いに見ながら、本当に抑制していくことをしないと、すぐ公債費比率だってはね上がりますし、公債費も8000億円の累積になるというお話ですよ。そうなりますと、本

当に財政は大丈夫かなと非常に気になりますよ。そういう意味では、本当に県債一臨時財政対策債だって結局は借金ですから、それをどんどん使いなさいと、これまでみんな使ったではないですか。これが積み上がってくるし、あるいはこの一括交付金でまた積み上がっていくしということで、この県債残高あるいは公債費がかなりふえていくということで、ちょっと厳しいなと見ていますが、会計管理者、代表監査委員も、その辺はいかがでしょうか。

**○知念建次代表監査委員** 平成25年6月公表の財政収支の見通しに立ってというか、県債発行についても、それを抑制する一つの手段としていわゆる行財政改革プラン等があると思います。それが将来の財政負担の軽減を図るため、県債発行の抑制と金利負担の軽減を推進項目として挙げていることもございますので、そういう収支見通しの上で立って、行財政改革プラン等で堅実な財政運営をしていくという方策を県全体としてとる必要があるかということが、今、財政収支の見通しと行財政改革プランと相まって県が推進している状況だと思います。

**○島田勉会計管理者** 県債については、当然それは県債を発行する理由もありますので、それはそれで必要だろうと思いますが、やはりこれまでの経過、それから財政課のほうで見込んだ今後の財政収支見通しでも、県債残高や公債費がアップすることは県財政への圧迫にもつながりかねませんので、当然行財政改革プランに沿った秩序ある発行が必要だろうと思います。

**○奥平一夫委員** 行財政改革プランも、本当に成果が相当上がっていると皆さんはおっしゃっていますが、あれを見ると、もうほとんど何か随分人減らしをしているのではないかと思うぐらいに、非常に気になって仕方がないです。そういう形で、とにかく県債も抑制していくというきちんとした考え方を持って、ぜひ財政運営をしていただきたいと思っています。

次に、会計処理についてお伺いしたいのですが、この会計処理は非常に大事だと思うのです。代表監査委員の報告にも有効な財政管理システムの構築に努めるとありますが、そういう報告に対して、会計管理者はいかがでしょうか。

**○島田勉会計管理者** 確かに審査意見書の中で、会計事務の不適切な処理等が前年度に引き続きあったということは私もすごく残念に思います。出納事務局におきましては、その会計事務の適正な執行を図るために、ああいふ財務規則の中で、例えば支出負

担行為等の事前審査とか、支出命令が執行側からあったときの支出負担行為の確認や書類の審査等を行って、チェックを行ってございます。

大方は出先機関での指摘事項が多かったのだらうと思います。出先かいについては、うちのほうでもかいの指導という部門を設けてございますので、今3名体制でやっておりますが、年間60件程度をかい指導で回るほか、そのかいの出納員やかいの会計事務職員を対象とした研修会等にも取り組んでおります。

ただ、正直なところ、我々だけでのチェックがどうしてもできない部分もございますので、当然その執行は執行側で、これは内部でチェックしていただく体制も必要だらうと思います。そういう指摘がまた審査意見書での指摘だらうと思いますので、それについては執行部側と連携をとりながら、適正な会計事務を執行できるようにチェック体制の強化、内部牽制の体制を構築できるよう連携してやっていきたいと思っております。

○奥平一夫委員 最後になりますが、県有施設の集約化あるいは長寿命化に取り組んでいるというお話、この意見書の中で出されていますが、会計管理者、それにどのようにして取り組んでいるのかを少し聞かせていただけませんか。

○島田勉会計管理者 これは総務部管財課で取り組んでございまして、内容についてはこちらで承知しておりませんので、申しわけございません。

○崎山嗣幸委員長 吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 まず1ページの審査に当たってはというところで第3、予算執行は法令に適合して行われているかというところ、法令は何かということを少し説明してくれませんか。基本的なことを少し聞きたい。

○知念建次代表監査委員 県の法令—財務規則等と手続関係の法令がございまして、それに則して執行されているかを監査で見たということです。

○吉田勝廣委員 これは各部、各会計が財務規則にのっとっているかということですか。

○知念建次代表監査委員 基本的に財務規則にのっとってやるのが原則ですので、それに適合して行われているかを監査の上で見ているということです。

○吉田勝廣委員 そうすると、例えば会計監査の役割は、その財務規則にのっとって会計監査をする。この会計監査の権力の範囲というか、皆さんの力の範囲というか—指導していくとか、あるいはここは

間違っているから、ここは訂正すべきであるとか、そういう事例はたくさんあるのですか。

○知念建次代表監査委員 1つには会計処理の問題だと思えますが、財務会計事務は、いわゆる予算執行伺いから支出負担行為、支出までの一連の流れで行われていくものですから、その過程においては、例えば支出負担行為の手続がおくれているという事は、出先機関、本庁とも指摘事項として挙げられています。

○吉田勝廣委員 例えば百条委員会で少し気がついたことですが、5億円をいろいろ執行しますと。そのときに、この5億円を執行するためには期間が3カ月間しかなかったと。こういうところは、例えば出納事務局はそれに判こを押してお金を支出します。そういうチェック機能は、その財務規則、あるいは3カ月間でその工事はできないということは頭の中で大体わかるはずだけれども、しかし、それを出納事務局がお金を支出しているわけです。そういうときには、この財務規則はどういう力を持つのかなと思ってね。例えば、さっき代表監査委員が言われたように、支出行為から予算の組み立て、そして支出、そして会計管理者が出す、それをまた監査する。そういう手続の中で、例えばその5億円の執行が3カ月でしかできないと言うならば、普通はこれほどどこかでおかしいということに気がつく。けれども、それを支出するということになってくると、これはどういうことかとあのときに思ったのです。こういうときはどうなるのですか。そこまでは皆さんの力は及ばない、範疇ではないのですか。

○島田勉会計管理者 これは例の識名トンネル関連の話ですか—過去のことについて、私は詳しくは承知しておりませんが、少なくとも部局から会計課に支出命令が来る場合は、当然予算の範囲内であるか、予算は確保されているか、支出負担行為はされているか等書面審査をして、適合していれば当然支出するということですので、恐らくそのときには全てそろっていたのだらうと思います。

○吉田勝廣委員 そういう工事が3カ月でできるかということは、誰だって普通は感ずるわけです。それを支出したというところに対して、やはり問題があったのではないかと思ったものですから、財務規則とか、その各規則に基づいて支出行為をするわけだから、その辺に問題があるのではないか。これはもう過去のことでけれども、しかし、そういうところにはまた注意して見る必要があるのではないかと思っています。

次に、10ページで事故繰越が今回29億円ぐらいあるので、その事故繰越の説明を少しお願いします。

**○島田勉会計管理者** 事故繰越は平成25年度、一般会計で29億121万円ございました。そのうちの大きなものは、予算の（目）レベルで言いますと、農林水産部の所管ですが特産振興費でございます。事業名が製糖施設近代化緊急整備対策事業ということで、中身は伊是名の製糖工場の整備等ですが、ここで20億9793万7000円の事故繰越となっております。この伊是名製糖工場整備において、製造機械設備と工場建屋の実施設計の調整に時間を要したことから建屋工事の着工がおくれ、年度内完了が困難になったと聞いております。

**○吉田勝廣委員** 事故繰越は、あと1年すると補助金の返還になりますよね。だから、その補助金の返還になる可能性はありますか。執行しなければ補助金返還になるでしょう。

**○島田勉会計管理者** その辺の状況はまだ農林水産部から聞いておりませんので、申しわけございません。

**○吉田勝廣委員** しかし、そこをぴしゃっとしないと会計監査は役に立たないのではないのですか。

もう一つ、7ページの事故繰越額として、これは少し額は少ないけれども、約4000万円単位で事故繰越があるわけです。その理由を説明してくれないのですか。事故繰越が繰り越してできるのかできないのか、そこを少し説明してくれますか。

**○知念建次代表監査委員** 7ページの一般会計実質収支の状況で、翌年度へ繰り越すべき財源として事故繰越財源がありますので、先ほどの事故繰越の農林の製糖工場ですか、それに要する繰越財源だと思います。さっきの伊是名村の製糖工場が事故繰越になりましたよね。それに伴って財源も国庫の分を繰り越さないといけないわけです。それがここで言う事故繰越の財源として三千幾らかが載っているということだと、これは翌年度へ繰り越すべき財源としてここに実質収支の分で表示しています。

**○吉田勝廣委員** わかりました。

では、もう一つ、県からの補助団体がありますね。この補助団体を会計監査する場合は、大体どういうリストをつくってやるのですか。全てやるのかやらないのか。5年に1度とか10年に1度とか。

**○知念建次代表監査委員** いわゆる県が監査している部分としては、財政的援助団体ということで監査対象にしていることはもう御承知かと思います。出資の割合が25%以上超えている。その中で補助金を

出している団体についても、1000万円以上の団体を選定して監査を実施してございます。

**○吉田勝廣委員** これは毎年やっているのですか。

**○知念建次代表監査委員** 補助金団体のその年の全てをとということではありませんが、補助金団体を抽出して、2年ないしは3年に一遍のローテーションで監査をしている状態です。

**○吉田勝廣委員** その監査内容について少し説明してくれませんか。

**○知念建次代表監査委員** 補助金等の支出団体ですから、その補助金等に係る出納その他の事務ということですか。

**○吉田勝廣委員** その場合に、例えば私は医療法人ほくと会でいろいろな調査をしたけれども、県の補助金が支給されている団体で、会計監査がなくて、それが会計監査報告として提出されたときは、どのような罰則というか、沖縄における会計監査報告の法令というか、その辺の罰則規定はあるのですか。

**○知念建次代表監査委員** 補助金団体に対しての我々の監査の範囲は、先ほどお答えした出納事務その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るもの、いわゆる補助金の範囲に係るものを監査することができます。ですから、その財政的援助に係らない団体の定款の内容とか経営方針とか、人事等については及ばないということです。当然監査の範囲内で違反なり違法行為なりがあれば、その旨指摘し、状況によっては返還もあり得ると思います。

**○吉田勝廣委員** 皆さんの監査の中での罰則規定というのは、例えば補助金の返還命令だけではなくて、やはりそれなりの罰則規定—例えば20万円以下の罰金であるとか、別に刑法で処するとかいうものはないのですか。あるはずですよ。

**○知念建次代表監査委員** 今委員がおっしゃっている意味での罰則規定はないです。

**○吉田勝廣委員** 補助金の返還だけですか。

**○知念建次代表監査委員** はい。

**○吉田勝廣委員** 次に、先ほど税収をふやすためにどうあるべきかという話が議論されましたが、例えば今まで税収が1000億円を超えた、950億円を超えた年代があります。例えば平成19年度、平成20年度、平成21年度には税収が1000億円を超えた。今は下がっていますね。私が調べた範囲では、予算は上がったけれども税収は下がっているという関係が出てくると思うのです。

そうすると、この税収が伸びるということは、予算と税収が伸びる関係を会計責任者はどう考えてい



ますか。総務部関係も考えると思うけれども、会計課はどのように考えていますか。

**○島田勉会計管理者** 簡単なようでなかなか難しい御質疑で、予算編成なので総務部の所管ですが、基本的に予算をつくっていく場合には、入るをはかりて出るを制すということで、当然収入を見込んでその範囲内で支出をしていくわけなので、要求がたくさんあってもその範囲で振っていきます。県税の税収見込みも、そのときの経済状況や昨年度の決算状況等を見ながら見込んでいきますし、国庫支出金についても国の動向を見ながら、各省庁と調整しながら国庫の見込みもつくっていきますし、あと交付税も国の地方財政計画を見ながら交付税の見込みを算定していきます。総体的に税収等がふえれば、予算が大きくなることも十分考えられますし、当然投資的事業がふえるということは、沖縄県であれば国庫支出金に依存していますのでその部分で恐らく膨らんでおりますので、当然その分の税収は高率補助で入ってきます。そうすると、その事業を執行することによって、県内の法人、企業等の経済が活性化して税収がふえることは多分あるだろうと、そういう循環をしているだろうということは思います。済みません、少し答えになっていないかもしれませんが。

**○吉田勝廣委員** 一般的には皆そうでしょう。でも、県税を調べたら平成18年度が973億円、平成19年度が1062億円、平成20年度が1067億円、平成21年度が953億円です。そして現在は950億円です。そうすると、何か国庫支出金はふえました、あるいは投資的経費がふえました。しかし、税収は少し下がっています。この関係はどうですか。

**○島田勉会計管理者** 今、委員がおっしゃった県税の税収1000億円台は普通会計ベースで決算統計の中で出てくる数字でして、当然一般会計で言う県税については950億円で、多分、現在が過去最高だったと思いますので、1000億円を超えたことはないです。なぜ1000億円を超えているかと申しますと、この普通会計で言う決算統計については、多分、県税に地方消費税清算金の県に入ってくる分、出していく分、この部分の差額を加えて1000億円を超えているのだらうと思います。これからすると、平成25年度決算においても1000億円は超えております。

**○吉田勝廣委員** いや、私はこの県税のしおりを読んでやっているわけですから、もしそういうことであれば、ここにそういう説明をしてもらいたいわけです。そうすれば私がそういう質疑をしなくてよいから、読めばわかることだから。ただ、それは後で

やりましょう。

ではもう一つ。そうすると、今度法人事業税があります。法人事業税を納めている業種別を少し説明してくれませんか。

**○島田勉会計管理者** これも総務部からの聞き取りということで御理解いただきたいと思います。ちなみに平成25年度の法人事業税決算額が156億1589万円ということで、前年度に比べて20億4007万8000円、率にして15%ふえてございます。平成25年度決算で申し上げますが、調定額に占める割合が一番大きなものが卸売小売業で、割合として17.5%ございます。その次がサービス業で16.8%ございます。その次が金融保険業で14%、これが大きな業種でございます。その次に大きなものが電気ガス供給業で8.7%、その次が製造業7.7%、次が建設業6.2%、その他ということで恐らくいろいろな業種が一緒になって23.9%ございます。

**○吉田勝廣委員** もう少し細かく、サービス業、卸売小売業とは大体どういう事業ですか。

**○島田勉会計管理者** 済みません、今言った業種の中にどんなものが入っているかは責任を持ってお答えできませんので、総務部にお聞き願いたいと思います。

**○吉田勝廣委員** まあ、よいでしょう。賃金と税収との関係とか、予算と税収との関係とか、こういうことは非常に大事だと思いますので、そこをどういう形で税収に結びつくような投資計画を出すか。予算を編成するときには、それをどういう形で組み立てていくかは非常に大事だと思っています。それからまた、もちろん将来の企業というか、将来の人材育成とかも含めて非常に大事だと思うから、少し細かく聞いたわけです。

次に、沖縄の財政力指数は常に低いわけですね。これは国庫支出金が絶対大きいから。それで、この皆さんの15ページにも、平成21年度より今回の平成25年度は財政力指数が落ちているわけですね。この仕組みを少し教えてくださいませんか。

**○知念建次代表監査委員** 御存じだと思いますが、財政力指数は基準財政収入額と基準財政需要額の割合で指数を示しますので、財政力指数が改善している……。

**○吉田勝廣委員** いや、いや、悪くなっています。

**○知念建次代表監査委員** 平成24年度から平成25年度については改善されているのです。

**○吉田勝廣委員** いや、平成21年度からです。

**○知念建次代表監査委員** 申しわけありません、平

成24年度から平成25年度の改善の理由は把握しているのですが、例えば平成24年度から改善している部分は、基準財政収入額が高くなって需要額が低くなった、その割合でよくなっている。その要因は、収入額がよくなったのは県税収入が多くなってきている。そして需要額はというと、人件費が平成25年度まで減少傾向にあるということと、那覇市が中核市に移行して県の行政が移行した部分があるので、その分で需要が落ちている分で改善はされています。

平成21年度からとなると、多分財政収入額と需要額との兼ね合いですので、その時々収入額が多いか需要額が多いかということだと思います。計算式はそうなのですが、その年度年度で、では、平成21年度から平成22年度には県税がふえたか、何か減ったかということは、今、把握していません。

**○吉田勝廣委員** よく財政力指数で各都道府県を分析したり、各市町村を分析して、類似団体と比べて、そのときの人口とか面積をいろいろ勘案して比べているものがあるではないですか。そういうことからすると、平成21年度から平成25年度にかけても財政力指数が落ちていると。平成21年度は0.29755です。今は0.28855であるわけです。これは落ちている。落ちているからどうのうこうのとは余り言いたくはないけれども、問題は、例えば依存財源が大きくなる。依存財源が大きくなるということは、地方交付税がどうなるかということがありますね。地方交付税も伸びて、国庫支出金も伸びる。では両方伸びていくかという相関関係になってくると、依存財源が伸びてくると地方交付税は若干少なくなってくるのではないかと。この相関関係ですね。これは今から財政をやるときには、この辺の財政需要額、基準財政収入額とかいろいろなデータの分析もするけれども、ぜひそういうことも考えたほうがよいということが1つ。なぜそう言うかということ、依存財源というのは、また普通の高率補助金の場合、例えば10分の8であるとか、あと20%はいわゆる地方交付税でまたいろいろやろうということであるでしょう。よそ様はそうです。当県の場合は10分の9だから、その10分の1にいわゆる地方交付税をかけるものだから、そうすると現実的に言って下がるわけです。だから、そういうことをぜひ今度、会計監査の中でもひとつ我々にも勉強させていただきたいと思えます。どうですか。

**○知念建次代表監査委員** 財政構造、財政分析という話だと思うのですが、監査の段階でなかなかそこ

まで力が及ばないところがあることは現実であります。いわゆる交付税でも、御存じだと思いますが、算入の根拠、算定根拠、基礎の数値等がいろいろございまして。おっしゃるように高率補助と交付税の関連も単純な計算式ではなくて、いろいろな計算方法がありますし、そのことを含めると交付税の算定はかなり複雑な要素でされていると思えます。

それを今解明、分析しているところは総務部で、財政課が中心になって行っていると思えますので、我々はその資料をもとにして、いろいろなデータを参考に監査に生かしている状況はございますが、それを我々自身が分析するというところまでは、正直言ってまだ至れない状況でございます。

**○吉田勝廣委員** わかりました。

では、県債が約6000億円から7000億円になったと。そうすると、今度は基金制度—減債基金から財政調整基金があるでしょう。これら全ての基金を一緒ににすると大体幾らぐらいですか。1500億円ぐらいありますか。

**○知念建次代表監査委員** 基金の状況を平成26年5月末時点で申し上げます。主要4基金ということで、合計で767億1347万7000円です。財政調整基金、減債基金、県有施設、退職手当の各基金を主要4基金ということで総務部で管理していますが、その合計額767億1347万7000円が平成26年5月末時点の数字です。

**○吉田勝廣委員** いや、それにプラス全ての基金です。例えば安心こども基金とか、いろいろな基金がいっぱいあります。

**○知念建次代表監査委員** 審査意見書64ページの前年度末現在高で、物品調達基金から農業構造改革支援基金までの合計額で1395億1709万円です。

**○吉田勝廣委員** それで、私は全国の全基金と県債を割って、その比率を出してもらいたい。そうすると県債の、今自分がどういう借金をしているかがイメージ的に大体わかるのです。ぜひ資料を提出願えますか。

**○崎山嗣幸委員長** では、後ほど資料提供をお願いしたいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時43分休憩

午後4時6分再開

**○崎山嗣幸委員長** 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

まず、島田勉会計管理者から、先ほどの答弁の訂正がありますので、発言を許したいと思います。

島田勉会計管理者。

○島田勉会計管理者 先ほど吉田委員への答弁で、私の認識違いがございましたので、おわび申し上げ訂正いたします。

先ほど吉田委員の質疑の中で、県税の収入額が過去1000億円を超えた時代があるのではないかとということで、私はないと申し上げましたが、確認いたしましたところ、ございました。平成19年度に1062億3613万円、平成20年度に1066億7381万1000円と、1000億円を超えた年度がございました。訂正しておわび申し上げます。

○崎山嗣幸委員長 前島明男委員。

○前島明男委員 ここまで来ますとほとんど質疑もし尽くされておまして、何を聞こうかなと思っっているのですが、ダブるかもしれませんけれども、一、二点お尋ねしたいと思います。

実質公債費比率は、九州平均あるいは全国平均に比べて非常にいい状況にありますけれども、自主財源という面では九州、全国よりもかなり低いという状況にあります。自主財源を高める特効薬になるものはないのでしょうか、地道にいろいろな方策を構築していくしかないと思うのですが、せめて九州平均ぐらいには持っていくべきではないかなと思うのです。九州とは大体七、八ポイントの差があるようですが、それに近づける方策は企業誘致とかいろいろあると思うのですが、特に力を入れるべき点はどのような点なのか。この辺をお尋ねしたいと思います。

○島田勉会計管理者 自主財源の確保を図る取り組みでございしますが、いろいろあるかと思いますが、当然徴収対策の強化もきちんとやるということ。それと、使用料手数料については見直しをしていくということ。それと、県有財産の有効活用を図っていくと。現在もやっておりますが、そういった取り組みを地道にやるということが1つだと思います。

それから、先ほども答弁いたしました、法定外普通税、法定外目的税の導入も考える。今導入していますが、そういうことも今、課税自主権の行使という観点からやっておりますので、それもやるということ。それからもう一つ、法人県民税では現在超過課税も実施しておりますので、これで平成25年度でも4億5484万円余りの自主財源を確保してございますので、こういった課税自主権の行使もやるということが考えられます。

それと、先ほど徴収対策の強化と申し上げましたが、特に自動車税においてはコンビニ収納とかも始

めてかなりの効果を得ているということで、そういうことも続けていくことがあろうかと思えます。それと県民税。これが県税でも一番大きな比重を占めるものでございますが、市町村との連携強化でその実績も上がってきていますので、それも地道にやる必要があるかと思えます。これが一応短期的には地道にやっていく手だてだと思います。

それから、中長期的には、先ほどから申し上げておりますが、経済の活性化に結びつくような産業振興施策を進めて、税源の涵養を図っていくことが必要だろうと思えます。

○前島明男委員 次に、質疑を変えます。

不納欠損処理についてですが、一般会計と特別会計を合わせて10億円余ですが、自主財源が少ない中で、不納欠損額がこれだけ出ているというのは大変大きい課題ではないかと思えます。これは法か何かで定められているかと思うのですが、この不納欠損処理に至るまでの期間はたしか5年ぐらいかなと思っっているのですが、何年ですか。

○島田勉会計管理者 一般的に申し上げますと、公法上の債権は5年、私法上の債権は10年です。ただし、私法上の債権は消滅時効にかかったとしても、時効の援用が必要という制約はございます。

○前島明男委員 この期間をもう少し、1年か2年ぐらい延ばすとその欠損額も減るのではないかなと思うのですが、その方法はとれないですか。

○島田勉会計管理者 今の消滅時効の期間は法定ですので、これをどうこうするということはできませんが、ただ、のうのうとしてそれを待つというわけではなくて、当然時効中断の措置を県としてはとりますので、そういう意味では実質的に延びることはあります。そういった債権管理をきちんとやっていく必要があるということだと思います。

○前島明男委員 処理に至るまでの間で、いわゆる分割納付の方法があると思うのですが、分割納付は何回まで、何年ぐらいまで適用されるのですか。期間と回数ですね。

○島田勉会計管理者 済みません、調べてみないとわからないのですが、それぞれの債権でそれぞれの事情に合わせて、債務者の状況に合わせて納付回数を決めているのではないかなと思うのですが、確認させていただきます。

○前島明男委員 最後に、会計処理について伺います。5ページですが、支出負担行為の手続がおくれているものや、支払い遅延により不経済な支出になっているもの、あるいは予定価格調書が作成され

ていなかったもの等、あるいは職員の手当等が過不足払いとなっていたものなどが繰り返し発生していると。繰り返しですよ。そこが問題です。どうして皆さん方の指摘、指導に従わないでこういうことが繰り返し行われているのか理解に苦しむところですが、このことに関して皆さん方のお考えを伺いたいと思います。

**○知念建次代表監査委員** 指摘事項が多いのは、どちらかという本庁より出先のほうが多い傾向にございます。その要因としては、いわゆる職員の異動で事務のふなれがあったり、あるいは規定等がまだきちんと熟知されていなかったり、あるいは内部のチェック体制が十分機能していれば、その大半は防止できたのではないかとということが考えられます。そういう意味では、通常の日常的なチェック業務、業務の進捗管理を徹底していただきたいということで、この会計処理についての意見を審査意見として出しています。

**○前島明男委員** これは防げるやつですよ。今、県の出先機関は本庁以外に何カ所ありますか。土木、農林、その他いろいろあると思うのですが。

**○島田勉会計管理者** 財務会計上かいと言っておりますけれども、出納員を置いている出先機関でございしますが、170カ所ございます。

**○前島明男委員** 年度初めに人事異動があつて、最初の1週間から2週間の間に、担当者を全部集めて徹底指導を行うという方法はとれませんか。

**○島田勉会計管理者** 現在でもそのかいつの出納員を対象に研修を実施しております。新任の出納員研修を、今年度実績で言いますと7月に実施しておりますし、継続して出納員をやっている方への研修を10月に実施しました。それ以外にも、会計事務に携わる職員を対象に、総務部の自治研修所と共催で実施しております。また、自治研修所が主催しております新採用職員を対象とした研修があるのですが、そこにもうちから職員を派遣して、財務会計にかかわる研修を実施しております。

**○前島明男委員** これは各出先機関に任せるのではなくして、皆さん方のほうで徹底してそういう指導研修を行えば、ここに書いてあるようなことは起こらないと思いますし、また、起こってはいけなと思います。その辺を徹底してもらいたいということ要望して、私の質疑を終わります。

**○崎山嗣幸委員長** 西銘純恵委員。

**○西銘純恵委員** 最初に、病院事業会計からお願いいたします。

病院事業は、公共の福祉を増進するように運営されているかどうかについて、特に意を用いと、その病院事業の本来の目的というものに、そういうことを最初に審査の手続のほうで述べております。県立病院の役割についてお尋ねいたします。監査意見にあるのですよ。

**○知念建次代表監査委員** 読ませてもらってよろしいでしょうか。「県立病院は、救命救急医療、周産期医療、高度・特殊医療、離島・へき地医療など、県民の生命及び健康を守り、生活の安心を支える重要な役割を担っている」ということでございます。

**○西銘純恵委員** そういう県立病院の経営状況や財政状態について、どのように考えていらっしゃいますか。結果としてどうでしたでしょうか。

**○知念建次代表監査委員** 病院事業の平成25年度決算を見てみますと、純損失で2億5000万円計上されています。この要因は旧宮古病院の処分によるもので、経常収支としては県立病院経営再建計画で5年間黒字を維持しています。ただ、動向を見てみますと、今後出てくる医業収支の状況として前年より損失が増加している状況がございします。それと、患者の状況が横ばいから減少傾向にある状況が見られます。そういう意味でいいますと、経営環境的には厳しいことが予想されるということ想定してございします。

**○西銘純恵委員** 経営安定化に向けた取り組みについて、結果報告をお願いします。

**○知念建次代表監査委員** 県立病院経営安定化計画がございします。3つの目標を示してございします。経常収支の黒字維持、手元流動性の確保、70億円の長期債務の縮減、これについてはおおむね順調に達成している状況であろうかと思ひます。

**○西銘純恵委員** 今、患者が減っているということ、医業収益が減る傾向にあるのではないかとおっしゃったのですが、現在、病院定数に対する現員は何名になっているのでしょうか。そして、6ページの医師等医療スタッフの確保についてのところに病床の一部を休床とあるのですが、休床というのはどういう理由でしょうか。

**○知念建次代表監査委員** 病院の職員数ですが、沖縄県病院事業会計決算審査意見書の12ページに記載してございします。平成25年度、医師が現員として332人、看護部門職員が1757人、医療技術員が330人、事務職員及びその他職員で192人、合計で2611人、条例定数が2654人で現員が2611人という状況でございします。

それから休床の状況ですけれども、平成26年3月31日時点で沖縄県立中部病院が休床31の状況でございます。

**○西銘純恵委員** 定数は、多分昨年度途中から定数増をしたと思うのですが、その影響で増員が定数どおりにできなかったというのも要因ではないかと思うのですが、わかりますでしょうか。

それと、沖縄県立中部病院は3月31日ということですが、その後、この31床の休床によって、患者の入院数の減少、診療に関する減少でどのような影響があったか聞いていませんでしょうか。

**○知念建次代表監査委員** 現員数が定員数を下回っている理由等については、条例定数の改正後に職員の募集を行い、その後に試験等を経て採用に至るまで時間がかかるため、すぐには定員が埋まらない事情があると病院事業局から聞いてございます。

それから、沖縄県立中部病院の状況ですが、今年の4月には再開されていると聞いております。その間の影響については、その部分だけのデータは今持ち合わせていません。

**○西銘純恵委員** 患者が減ったという問題が、これが1年間もし休床していたら相当な影響が出るだろうというのがありますので、そこもきちんとまた監査でもやっていただきたいと思います。

未収金についてお尋ねします。未収金は総額幾らで、その未収金の内容についてどうでしょうか。

**○知念建次代表監査委員** 沖縄県病院事業会計決算審査意見書の26ページ、貸借対照表からで、総額112億7457万4000円が未収金全体です。そのうち、個人負担分の未収金が18億9194万9000円でございます。

**○西銘純恵委員** 病院の医療費ですから払いたいと思病民は思っていると思うのですが、払えていないのではないかと私は推測しています。1つは、窓口チェックの強化というのは福祉につながる窓口の部門だと思うのですが、「福祉部門との連携による医療扶助等各種福祉制度の紹介・相談等による未収金の発生防止に努める」ということで意見を述べていらっしゃると思いますが、実績としてどうあったのかということもつかんでいらっしゃいますか。

**○知念建次代表監査委員** 今回の病院事業局の監査におきまして、各病院もそれぞれ監査させていただきましたが、窓口チェックの強化というのは、実際の病院の窓口、医療事務を扱うところの窓口は委託をしている部門なのです。医療事務を扱う部門も委託しているものですから、その部分について病院事業局、各病院職員が一沖縄県立中部病院ですが、連

携して強化したということで約5000万円余り、その部分で当年度分、発生防止につながったというのがあるものですから、窓口チェックの強化というより効果的な方法を、ほかの病院にも発信したほうがいいのではないかとということもあまして、この窓口チェックの強化というのは審査意見書の中に入れてございます。

従来から福祉部門との連携—クレジット支払いのほうですが、福祉部門との連携というのは生活保護等、いわゆる福祉部門とその病院の診療部門との連携によって、いろいろ福祉の制度の活用も図られますので、そこの連携も引き続き視野に入れて未収金対策をやってくださいという意味でございます。

**○西銘純恵委員** 入院したその日に生活保護につながったときには、医療費全て未収金にはならないわけですね。ですから、その連携というのはとても重要だと思うのですが、実際、県民の患者の状況を調べて未収金も回収に回るということも、対策をとるという回収業務のことをおっしゃってはいますけれども、その前に発生することを抑えるというのは、沖縄県民の状況は福祉部門に今、一番近いのではないかと思いますので、そこの実績がどうかというのは聞いていませんか。そして、それをどうつなげていくかという体制をとるのが第1ではないかと思うのですが。

**○知念建次代表監査委員** 福祉部門との連携の必要性というのは、病院事業局とも意見交換してございます。ただ、その福祉部門との連携によって、幾ら、どれぐらいの効果があったという分析までは至ってございません。申しわけございません。

**○西銘純恵委員** もう一つお尋ねします。

経営ということは、県立病院ですから、やはり一般会計からの繰り入れがどうなっているかということも大事だと思うのですが、全国と比べて1床当たりの繰入額は幾らでしょうか。

**○知念建次代表監査委員** 収益的収入に係る1床当たり繰入額が220万5000円で、全国平均の372万3000円と比較しますと151万8000円少ない状況でございます。また、資本的収入に係る1床当たり繰入額が93万9000円で、全国平均の115万8000円と比較しますと21万9000円少ない状況でございます。収益的収入及び資本的収入合計額に対する1床当たり繰入額が314万4000円で、全国平均488万1000円に比較して173万7000円少ないという状況です。

**○西銘純恵委員** 県民の医療を守るという立場で、やっぱり全国と比べても一般会計からの繰り入れは

まだ相当少ない状況にあるということで、その繰り入れについても病院事業局のほうにはふやしていくことも求めていきたいと思えます。

次は、歳入歳出一般会計と特別会計を合わせてお尋ねします。収入未済額の県税の内訳、どれだけの県税項目があるのでしょうか。

○**島田勉会計管理者** 県税でございますが、個人県民税が18億9642万6122円、法人県民税が4310万6495円、個人事業税が2244万5199円、法人事業税が6454万8744円、不動産取得税が1億4953万1254円、自動車取得税が3万7300円、軽油引取税が1313万5950円、自動車税が2億9729万5049円、鉾区税が114万7100円、それから旧法による税で89万5001円、合計24億8856万8215円となっております。

○**西銘純恵委員** 収入未済の徴収に関して、県税についてはコンビニ収納をやったので収納機会が拡大されたということですが、先ほどから県税全てにそれがなされているのかというのが見えなかったのですが、いかがですか。

○**島田勉会計管理者** コンビニ収納は自動車税だけでございます。

○**西銘純恵委員** 自動車税で、ほかの税も同じようにすれば3割近い収納率、自主納付がふえるのかなということがありますが、コンビニ支払いということは全ての税でもできるのでしょうか。

○**島田勉会計管理者** 申しわけございません、ほかの税もコンビニ収納で対応できるかどうか、私のほうでは把握しかねますので、総務部のほうで御確認をお願いしたいと思います。

○**西銘純恵委員** 個人県民税については市町村との連携ということですが、市町村に全て一県民税と一緒に委託というのか、そういう徴収はもう数年間、何十年間とやられているのではないかと思うのですが、違いますか。

○**島田勉会計管理者** 住民税、県民税、市町村民税でございますが、そのうちの県民税は、市町村が市町村民税とあわせて県民税も徴収することは法律で決まっております。ということで、今まで市町村が徴収して、それを県民税として県に納付するという体制だったのです。

○**西銘純恵委員** 住民税を徴収するのに強制徴収をやっている市町村は、41市町村のうちどれだけありますか。差し押さえです。

○**島田勉会計管理者** 申しわけございません、こちらでは把握しておりません。

○**西銘純恵委員** 県税以外の未収金についてはサー

ビスアー、民間回収会社の活用とか裁判ということはあるのですが、今、歳入をどう確保するかということとは大きな問題だと思うのですが、先ほどから議論されているように、県民が税金を払えないぐらいの低所得、もう暮らしていけないぐらいに収入が落ちているという状況を把握したら、強制徴収という立場ではなくて、福祉につなげるとか、減額するとか免除するとか、そういう考え方をどう制度として持っていくかということのも大事だと思うのですが、その辺についての考え方はどうでしょうか。

○**島田勉会計管理者** 福祉につなげるということについても、私どもではお答えしかねます。一般的な税の徴収ということでお答えさせていただきますが、県税事務所としては当然法にのっとって、悪質な滞納者についてはそういった滞納処分をやっていくということをやっているかと思えます。その過程の中で、当然納税者の所得の状況とか生活状況とかを見れば、徴収停止をかけるとか、さらにひどいときには即時消滅するとか、そういうこともやっておりますので、それ以外に福祉につなげるかどうかについては、私のほうで把握してございません。

○**西銘純恵委員** 個々の債務者の実態を調査してということ監査意見で出していますけれども、徴収猶予とか、とれる法的な制度はあるわけですよ。それともう一つは、消滅時効の援用をするかどうかということではなくて、具体的に訪問活動とかそういうことをしたら、もうこの人は取れないと一例え破産状態にあるとか、そういうことを把握されたら、消滅時効の援用制度がありますよということを引きちんと周知していくというのですか、逆にそういうのを知らせて、収入未済から落としていくこともあると思うのですが、考え方はいかがでしょうか。

○**島田勉会計管理者** まず、整理させていただきますが、県税につきましては公法ですので、全体的に消滅しますので援用の必要はございませんが、私的債権については援用が必要でございます。それぞれのものについては各部局で債権管理しておりますので、その辺、時効の援用制度を話したかどうかは私どもで把握しておりません。

○**西銘純恵委員** 78ページの使用料及び手数料の中で、身体障害者福祉施設使用料、平成24年度と平成25年度の収入未済が同額ですね。そして、その下の知的障害者援護施設使用料も同じように同額が収入未済になっていますが、これはどういう理由か聞いていますでしょうか。

○**島田勉会計管理者** 申しわけございません、ただ

いまの件については把握してございません。

○西銘純恵委員 これは30万円余りと134万円余りということですが、こういう連続してということは、私は不納欠損もしくは生活保護とかの手だてがきちんととられていないのではないかと思うのですよ。額の問題ではなくて、そこそ皆さんがきちんと指摘をすることでないかと思うのですが、いかがですか。

○知念建次代表監査委員 少し監査の視点になるかと思うのですが、いわゆる不納欠損の処理に至るまでに徴収の努力あるいは債権の保全策、先ほど来申したように、それぞれの債権管理をきちんとやるのがまず肝要だと思います。まず債権管理をした上で、確かに消滅時効、あるいは時効の援用に結びつくものについては周知する必要もあるでしょうし、それぞれの状況でそれぞれの対応があるかと思いません。ただ、県としては、歳入を確保する分においては、基本的には最善の保全策を行うことが基本だと思います。その上で、それぞれの状況に応じた対応策、それはおっしゃるように福祉との関連で猶予とかそういう措置をとる必要がある部分は、その個々の部分の状況についてはそれぞれ各部の中で把握していただいて、その対策をとっていただきたいということでございます。

○西銘純恵委員 同額2年間連続、もしかしたら数年間の可能性があるのではないかと。こういうところは着眼できると思いますので、今後の監査のやり方にも関連すると思います。

次は45ページの特別会計、母子寡婦福祉資金貸付制度ですが、貸し付け状況と貸付残高についてお尋ねします。

○知念建次代表監査委員 45ページに母子寡婦福祉資金の状況がございます。貸付状況及び年度末貸付残高という表ですが、前年度末貸付残高が件数で2723件、金額で11億9774万8000円、本年度貸付額が件数で253件、金額で1億3097万9000円、本年度償還額が9353件、金額で1億3465万7000円、不納欠損額がゼロで、本年度末貸付残高として2836件で、11億9407万円でございます。

○西銘純恵委員 この貸付制度は、単年度で見たら償還額が貸付額より大きくなっているのですよね。だから、貸し付けそのものも縮小されているのではないかと思うのですが、今年度、父子世帯も貸し付け対象に変わっていくのですが、やはり貸し付けをふやしていくのが本来の趣旨だと思います。この制度は収入未済も2億703万円になっています。実際

は貸し付けの条件が保証人をとったり、なかなか借り入れができないという厳しいものになっているということですが、ちなみに、延滞利率というのを御存じでしょうか。

○島田勉会計管理者 申しわけございません。承知しておりません。

○西銘純恵委員 今、母子の生活福祉資金で10%を超える延滞利率を取っているのですが、延滞利率が高過ぎると思うのですよね。本当に福祉制度として機能しているかという部分をもっと一常任委員会でやりませけれども、そこもごらんになって、収入未済も大きいなということをとっていただけたらと思います。特別会計はほかにもいろいろそういうものがあると思うのですが、やっぱり収入をいかにふやすかという観点だけではなくて、収入を得るということではなくて、なぜ払えないのかという部分に目を当てた監査の方法や、そういうことが大事ではないかということ指摘して終わります。

○崎山嗣幸委員長 嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 私は、予算の執行率に関することを中心にして聞きたいと思います。

まず初めに、九州各県で一番執行率の高い県はどこで、執行率は幾らですか。

○島田勉会計管理者 平成25年度決算で申し上げます。九州各県で一番執行率が高いのが福岡県で、94.5%となっております。

○嘉陽宗儀委員 沖縄県と比べると約10%の違いがありますけれども、福岡県がどうして94%と高い状況になっているか調べていますか。

○島田勉会計管理者 いえ、調べてございません。

○嘉陽宗儀委員 では、それに比べて沖縄県の執行率についてはどう考えますか。

○島田勉会計管理者 平成24年度、平成25年度と執行率が90%を割っているということは、先ほどの沖縄振興一括交付金等の影響もあるであろうということは承知しておりますが、それであっても他県とも90%を超えていますので、そういう意味では沖縄県の執行率を上げることは必要だと認識しております。

○嘉陽宗儀委員 執行率が94.5%という他県の話がある中で、沖縄県は約10%落ちているということは、予算額としても相当の金が執行されていないということになりますよね。県の事業執行がね。これについてはどう責任を感じますか。

○島田勉会計管理者 会計管理者として執行率を上げるか、どうかかわるかということにもなるので、

そういう意味では、私の権限としては執行率を高めることへの権限は地方自治法上定められていないと思うのですが、ただ、県の一職員としては、やはりせつかくの公金、県民から集めた税金でございますので、これを効率よく執行するのは必要だろうと認識しております。

○嘉陽宗儀委員 今回の答弁では、どうも監査委員のほうで執行率を上げる責任があるみたいに聞こえましたけれども、どうですか。

○知念建次代表監査委員 確かに県全体として執行率を上げる方策というのは、監査委員は監査委員の立場で、それぞれ監査の場で執行管理の徹底あるいは計画的な執行の促進等について、各部に意見、具申をする必要はあろうかと思えます。基本的には、各部でそれぞれの事業効果が早期に発揮されるように、執行管理を徹底していただきたいということでございます。

○嘉陽宗儀委員 会計管理者に聞きますけれども、前は出納制度でしたよね。出納長で、県三役が絶対的な権限を持っていた。今は制度が変わって、皆さん方の権限がなくなったのですか。

○島田勉会計管理者 出納長のころの会計事務にかかわる権限と、それから一般職の会計管理者の会計事務権限は、何ら変更はございません。

○嘉陽宗儀委員 出納長から今の制度に変わるときに、議会で大分私は聞きましたけれども、名前が変わるだけで、出納責任はやはり県の予算執行全体に責任を持つから、権限もあってしっかりやっていきたいという答弁が当時の出納長からありましたが、今の答弁ではそういうのはなくなったのですか。

○島田勉会計管理者 私が申し上げたのは、会計管理者の権限につきましては、地方自治法第170条に規定されております。委員もよく御存じだと思います。その中で執行率を高めるとか、確保するとか、そういうものがございます。そういう意味での話でありまして、当然執行率を高めるといふのは、執行部が高めていく努力をするという認識でございます。

地方自治法第170条の規定を読み上げますが、「現金の出納及び保管を行うこと、小切手を振り出すこと、有価証券の出納及び保管を行うこと、物品の出納及び保管を行うこと、現金及び財産の記録管理を行うこと、支出負担行為に関する確認を行うこと、決算を調製し、普通公共団体の長に提出すること」等が職務権限として規定されております。執行率を高めるといふことは執行の問題でございますので、執行部側で努力すべきだと思います。そういう意味

では、会計管理者の権限外ではないかと認識しておりますが、ただ、私どもとしては、その会計事務の指導ということは担っておりますので、そういうことを通して予算の円滑な執行にかかわって、執行率を高める、そのように寄与できるものだと思います。

○嘉陽宗儀委員 結局、執行率がずっと低いのは、出納事務局そのものが県の予算執行について緊張感を持ってきちんとやっているかどうか、これにかかっていると思うのですよ。改めてこの84%台という事態については、県の予算全体を考えてみて深刻な問題だと思うのですよ。今後改善する気はありますか。

○島田勉会計管理者 会計管理者としては、どうこうして上げるということは多分できないのだろうと思います。

○嘉陽宗儀委員 これは後で。ほかの議論をします。では、監査委員は執行率を上げるためにどういう努力をしていますか。

○知念建次代表監査委員 執行率を上げるための具体的な方策を監査委員として行っている事項はございません。ただ、監査の際に執行状況等もチェックさせていただいていますので、その執行状況を上げるよう指摘し、意見交換—どのようにすれば上げられるか、きちんと連携しているか等の意見交換は監査の場でやっているということでございます。

○嘉陽宗儀委員 少なくとも、お目付役として各部局の予算執行状況についてきちんと掌握して、執行率を上げるための努力をしないといけないと思うのです。基本的なことは後で聞きますけれども、代表監査委員として県の執行率を具体的にどう上げるかという案は何かありますか。

○知念建次代表監査委員 基本的なことになろうかと思うのですが、執行管理を徹底すること、それから予算補正等も含めて計画的な予算の実施を各部で意識して行うことだと思います。

○嘉陽宗儀委員 意識して行うということですが、意識は自然に湧きませんね。その意識して行うためにどういう手だてをとっていますか。

○知念建次代表監査委員 先ほど申し上げました各部の監査の場で執行状況のチェックはしてございます。各部が執行管理に対してどういう方策をとっているかの聞き取りもしてございます。それをなお促進するようにとか、そういう意味での意見交換というか、注意喚起等は監査の場でやっているということでございます。

○嘉陽宗儀委員 後でこの議論は続けますけれど



も、少なくとも最低限執行率を上げるために、僕が監査委員をしているときには、ずっと内部チェック体制がどうなっているか、各部局の監査のときでもそれは必ず聞きましたよね。今、全部局で内部チェック体制は確立されていますか。

**○知念建次代表監査委員** 大きいところで土木建築部、農林水産部等について、監査の場でヒアリングというか意見交換をして聞いている状況では、土木建築部ではいわゆる各土木事務所の所長会議を月1回やって執行推進を図っている。各課長を定期的に集めて執行促進を図っているというような状況の聞き取りをやってございます。

**○嘉陽宗儀委員** 非常に不思議ですが、お互い全庁的に議会で決めた予算については、100%執行するために最大の努力をするということが皆さんの機関でしょう、出納事務局にしたって。どうもこの辺の責任分担もはっきりしないものだから、委員から質疑されたら誰が答えるかお互い見合わせていますね。なぜですか。責任分担が明確ではないでしょう。そういうことだから執行率が上がらないのだよ。ちゃんとしてよ。

**○知念建次代表監査委員** 特に責任を回避するために見合わせているわけではありませんので御理解願いたいと思うのですが、会計管理者は会計管理者としての業務の範囲がありますし、監査委員は監査委員としての業務の範囲があるとは思いますが。ただ、執行に関してはおっしゃるようにそれぞれの立場で、先ほど申したように事業執行は各部できちんと執行管理をすることが一番肝心なことですし、それに向けて監査委員としてどうするか、あるいは会計管理者としてどうするかということだと思いますので、それぞれの立場で、我々は監査委員の立場でできる努力はこれからもしていきたいと思っています。

**○嘉陽宗儀委員** なぜそのことをうるさく聞いているかという、本来ならばこういう監査というのは、例えば国の会計検査院であれば独立機関ですよ、プロフェッショナル。税務署でもGメン。一般行政事務とは分離して、独立して、専門機関として養成して、自然発生的に意識が芽生えるのではないと僕は言いましたけれども、徹底した訓練をする。簿記会計についても、一目見てこれはどこに問題がある、領収書がどう、貸し方、借り方のどこに問題がある、これを見分けるような能力をきちんとしないと、いつまでたっても同じような、今の答弁では解決の見通しが全くお先真っ暗だと思う。改めて、今まで自

分たちがやってきたことについて、皆さん方自身が内部チェックをして、自己分析をして、どこに問題があるかというのをきちんと明らかにすべきではないですか、代表監査委員。

**○知念建次代表監査委員** おっしゃる趣旨はよく理解しているつもりですが、監査委員事務局の職員もできる範囲の努力は一生懸命やっているかと思いません。会計検査院と比較されるとかなり厳しい面があるかと思うのですが、この陣容で、我々は我々でできる範囲でと言ったらまた怒られるかもしれませんが、できる範囲で最大限の努力は今後ともやっていきたいと思っています。

**○嘉陽宗儀委員** 僕が監査委員をしているとき、かいの監査をしに行くと、おお、何々君と、監査委員事務局の皆さん方と県の職員が非常に仲がいいですね。あれでは、例えば不正があった場合にでもきちんと指摘できるかということが少し気になったのですよ。それで僕は監査委員事務局については独自に一人事は今はシステムでそうならないかもしれないけれども、やっぱり一般行政職だった人が監査委員事務局へ行って、自分がやってきた業務を監査して、これが問題ですとはなかなか言えない。執行率についても同じですよ。県庁職員と一般人事異動でどうしてもそういう問題があるのではないかと僕は思っているものだから指摘するのですが、今後、少なくとも監査委員事務局に配置された以上はプロフェッショナル、Gメンになって、県庁内部の一般職員から恐れられるぐらい、今度はどうも悪いのが見つかりそうだというぐらい緊張感があればまだよくなると思うのですよ。そうすれば執行率の問題についてもやっぱり上がる。どう思いますか。

**○知念建次代表監査委員** おっしゃるように、プロパーというか専門職員の確立ということは非常に大きな課題だと思います。今の県全体の仕組みの中では結構厳しいものがあることもまた片面で承知していかなければいけない状況だと思います。その中で、監査委員事務局の職員もある一定期間というか、定期的に研修等も内部等でやっている状況もございませし、先ほどと同じようにできる範囲で最大限の努力はやっているつもりですし、今後もやっていきたいと思っています。

**○嘉陽宗儀委員** だから、やっているつもりですというだけを議会で答弁してもらったのでは、次にどういうぐあいで改善されるのかよく見えない。私は、監査委員事務局の皆さん方は非常に一生懸命で、熱心だと思いますよ。夜遅くまでやったりね。それが

問題だというのではなくて、組織的に訓練して、即座にこの会計事務はどこに問題があるかを見抜く力をきちんと養成しないと。例えば、僕が監査委員をしたときに、全国の監査委員会議で、どこに問題があるかという問題点を一目瞭然でわかるように監査委員も訓練している。職員についてはこれで十分というわけにはいかないだろうけれども、例えば識名トンネルの問題もありましたが、国の会計検査院が指摘しないと、本来ならばあれは県の監査委員がきちんと指摘して、明らかにすべきだったと思うのですができなかった。このような案件もありますよね。本来ならば県が自分で監査をして指摘して、国にまで厄介にならなくてもよかったものが結構あると思うのですよ。そういうものはありますか。

**○知念建次代表監査委員** 確かにおっしゃるように、識名トンネルについても会計検査院の指摘の後に我々の監査が入った状況であることは否めない事実であります。その前にそういうことがなかったかという、具体的に事例を出すわけにはいきませんが、ただなかったと言える状況にはないと思います。

先ほども午前中に申し上げましたように、我々の監査は書面で監査している状況でございますので、なかなか工事とかそういう内容にまで入っていくのは今のところ厳しい状況でございます。それで工事監査と委託等の手法ですが、それも導入してやれる状況をいろいろな角度から模索して、監査の資質向上につなげていきたいと思っています。

**○嘉陽宗儀委員** 一生懸命頑張っている代表監査委員を問い詰めて少しかわいそうではあるけれども、こと県民の税金をどう使うかという問題にかかわっていますから、これは皆さん方にかかっているのですよ。そういう意味では、いろいろな意見を聞いて、改革できるところはきちんと改革する努力をしてほしいと思うのですが、どうですか。

**○知念建次代表監査委員** ありがとうございます。委員も監査委員の御経験者でありますし、我々もこれで十分だということに甘んじることなく、研修等機会があれば職員の研修機会もふやし、あるいは内部でいろいろ意見、討論等する機会があればそれまでできるだけ機会をつくって、システム向上に努めていきたいと思っています。

**○嘉陽宗儀委員** ぜひやる気のある職員ですから、しっかり研修をして監査委員事務局の見る目をしっかり高めるといふか、力のある職員をつくり出して、監査委員事務局が来たぞと一般職員が恐れるぐらいの権威を打ち立ててくださいよ。ニタカマンターで

はだめですからね。ぜひそういうことで頑張ってください。

最後に1つ聞いておきましょうか。入札参加資格のチェックについてはどこがやっているのですか。業者の資格。

**○島田勉会計管理者** 出納事務関連でお答えいたしますが、物品調達に関する入札参加資格の審査は出納事務局の物品管理課で行っております。

**○嘉陽宗儀委員** この入札参加業者資格の点検項目について、要約で説明してもらえませんか。

**○大城光男物品管理課長** 入札に際しての物品関係の資格登録要件に係るものかと思えます。県の規定等で規定していきまして、要件としましては5項目、登録の不適合事項がございます。5つを申し上げますと、まず、一般競争に係る契約を締結する能力を有しない者、これは地方自治法施行令の中で規定しております。あと、申請書類に虚偽の事項を記載した者、営業上の許認可を得ていない者、原則で同一業種の営業を引き継いで1年以上営んでいない者、契約履行の困難者、これはいわゆる不適合事項でございます。これらのいずれも該当しない者について、申請書類、別途納税証明とかそういったものもございしますが、そういった申請書類の書類審査等を行った上で、資格登録者について3年の有効期間で登録事務を行っております。

**○嘉陽宗儀委員** その中で、財務についてはどういう調査をしていますか。

**○大城光男物品管理課長** 先ほど規定の中で申請書類を出していただくということを申し上げました。申請書類が11項目ほどございます。その中で、特に財務関係というわけではなくて、会社の安定的な運営、それから先ほど申し上げました納税をしている事業者等を書類でチェックしていきますが、その中で、いわゆる貸借対照表とか損益計算書、さっき申し上げました営業上の許認可の証明書等、法人の場合ですと登記事項の証明書等ございます。財務ということで言えばそういった内容になろうかと思いますが、そういったものを含めて書類の審査を行っているということです。

**○嘉陽宗儀委員** 金が幾らあるかというのは、いつの時点の調査になっていますか。

**○大城光男物品管理課長** これは毎年一3年の有効期間の名簿と申し上げました。7月1日から向こう1カ月間にいわゆる定期登録ということで申請を受け付けております。財務関係といいますと、通常証明、いわゆる登記証明事項とかそういったものもご

ざいます。通常の証明ですと登記所等で3カ月以内の証明書ということで発行されますが、ただ、それ以外に事業税、それから消費税の納税証明がございます。これは直近3年ということでございます。

**○嘉陽宗儀委員** 最後に、なぜそういうことを聞いたかという、今、公共工事を請け負って、下請、孫請に回して、下請や孫請に工事代金が入ってこないという例がたくさんあるのです。追及した結果、ちゃんと県の入札資格に合致してそれで落札した。しかし、實際上その会社は破産状況だった。工事をやって工事代金は入ったけれども、元請がその金をとって、実際工事をやったところに払わないという深刻な事態があるのです。なぜかという、やっぱり1年前の預金残高でやれば、この間いろいろな経済変動が激しいでしょう。この財務の押さえ方については、今のようなことにつながらないように、もっと現実的に県民に迷惑がかからないような方法を少し検討してください。どうですか。

**○大城光男物品管理課長** 委員おっしゃる質疑については、公共工事関係の孫請、下請の状況を想定しているのかなと思うのですが、実は私どもがやっています物品の一括調達は、そもそも各部局で使う物品、内部職員が使うものがございます。それから、各事業で使う小さな物品、小さいものになるとボールペンとか、事務関係になります。それを一括で効率的に調達することが大きな仕事です。今おっしゃるように、登録業者は小さな業者が主です。そういった事例はほとんどないかと思います。また、そういったことを身近で聞こえる場面は少ない。私の記憶の中ではそう考えています。

**○崎山嗣幸委員長** 儀間光秀委員。

**○儀間光秀委員** もうほとんどほかの委員が質疑していて、予定していたものはもうほぼ答弁もお聞きしました。

1点だけお聞きしたいのですが、先ほど来、監査委員事務局の体制についていろいろお話、質疑があったのですが、沖縄振興一括交付金の監査で市町村も含めて、全国が注目している沖縄振興一括交付金ですので、国も会計検査を強化してくると思うのです。それに対応できるよう県の監査も強化していく必要があると思うのですが、見解をお聞かせください。

**○知念建次代表監査委員** まずお断りしておきたいのですが、市町村についての監査は、市町村にも監査委員が設置されていますので、県では行っていません。沖縄振興一括交付金については、平成25年度、

平成26年度の定期監査をやっています。その中で沖縄振興一括交付金は重点事項として位置づけて、今所管課あるいは委託先等の調査を実施しているところでございます。

**○儀間光秀委員** 先ほども嘉陽委員から話があったのですが、識名トンネルという事例がありまして、そういうことがもう二度と起こらないように、ぜひ監査強化、チェックしていただきたいと思います。

**○崎山嗣幸委員長** 比嘉京子委員。

**○比嘉京子委員** たまたま今、沖縄振興一括交付金のお話がありましたのでそこから聞きますが、沖縄振興一括交付金の昨年度の県の執行率、それから市町村の執行率について伺います。

**○島田勉会計管理者** 平成25年度の沖縄振興一括交付金の執行率につきまして、国費ベースでお答えさせていただきますが、県と市町村の合計が交付決定額は803億4000万円、執行額が547億900万円ということで、執行率が68.1%。参考までに、前年度の平成24年度が62.9%でございました。その内訳でございまして、県分は交付決定額が485億7000万円、執行額が332億800万円、執行率が68.4%でございまして、市町村分は交付決定額が317億7000万円、執行額が215億100万円、執行率が67.7%となっております。

**○比嘉京子委員** ただいまの数字に対しての代表監査委員の御意見を伺います。

**○知念建次代表監査委員** 沖縄振興一括交付金の状況ですが、ソフト交付金とハード交付金を分けて分析させていただいていますが、先ほど答弁した平成24年度は交付決定等がずれて、かなり繰り越しが多い状況でございました。そういう面で行くと、ソフト交付金については、平成25年度は平成24年度に比べて執行はよくなっている状況であると思います。ただ、先ほど来いろいろ議論しています85.5%というトータルの数字の中でのものですので、執行率を上げる努力はなお重ねる必要があるかと思えます。

一方、沖縄振興公共投資交付金、ハード事業の交付金については、実は繰り越しが前年よりふえてございます。これは、平成25年度に国会で予算成立がおくれたことと、部局からの聞き取りですが、入札不調もかなり要因として大きくなっている部分があるという話は聞いております。

**○比嘉京子委員** 今のお話も決して無関係ではないと思うのですが、私は朝からの質疑の中で、例えば28の未着手事業のお話。それから今の執行率が85.5%のお話。もう一点ですが、不用額が250億円強に

なっておりますよね。それに対して、これは監査委員から出された決算特別委員会説明資料が4枚か5枚ぐらいあるのですが、この4ページを読みますと、不用額は239億4000万円余りと。それから11億円を足すと、大体250億円余りかなと思うのです。不用額というのは、これまでそんなにみんなが議論をしなかったのは、例えば、計画したけれども経費的に予算より少なく済んだので支出しなかったよというようなお金ですよね。そういうお金だから余りみんな議論しなかったかもしれないと思うのですが、これが前年に比べて52億円ふえているというお話がありますが、例えば3年前、4年前からするとどうですか。不用額は去年の分までは出ているのですが、3年前、4年前はどれぐらいございますか。

**○島田勉会計管理者** 推移は今持ち合わせがないのですが、5年前、10年前との比較では……。

**○比嘉京子委員** 確かに、計画した金額より経費が少なくて済んだから余りましたというのはわからないわけではないのですよ。それで皆さん、浮いたお金というような捉え方もあろうかと思うのですが、今の事業が未着手、執行率が85%、不用額が250億円余りというのを並べてみて何が見えてくるかというと、本当にこれだけの予算をこなせるだけの人材といえますか、職員数といえますか、能力といえますか、それが果たして見合っているのだろうかと思うわけです、朝からずっと質疑を聞いていてですね。それに対してどうですか。

**○知念建次代表監査委員** 午前中にもお答えしましたが、組織体制等について、監査の立場ではなかなか入り切れない部分があるのですが、ただ、おっしゃるようにこの事業の執行状況というか、去年からの比較を見てみますと、沖縄振興一括交付金という国庫支出金が増加している状況で、それはソフト、ハードとも増加している状況の中で、やはり十分な執行体制を確立する必要はあろうかと思えます。ただ、具体的にどの分野でどうこうという条件まで我々が把握している状況ではございませんので、御理解願いたいと思えます。

**○比嘉京子委員** 沖縄振興一括交付金が先ほど60%台の話になっていたわけですが、例えば沖縄県は欲しい、欲しいと言うけれども、お金を上げたって執行率が悪いではないかと、使えないでしょうということさえも起こってくる可能性があるのではないかと私は思うのですよ。欲しい欲しいと言うけれども使い切れないではないかと。そういうことも含めると、私はこれをどなたに聞いたらいいのでしょうか。

例えば県全体の部署部署に決算が分けられて、我々は審査をするときにトータルの数字を見るわけですよ。今、代表監査委員も会計管理者も答えられないと思うのですが、これをまとめて執行率を上げるために力をといるか、言える人というのはどなたですか。先ほど知事だというお話があったのですが、それでいいですか。

**○知念建次代表監査委員** どこにというか、不用額の主なものとして我々が把握しているものが、沖縄振興一括交付金の中の市町村事業が一番多くて、37億5000万円余りの不用額が生じています。これは多分企画部で総括している状況だと思います。

それからもう一つ、財政調整基金の積立金、これは収支の状況の不要ですので、ある面財政が好転した分、財政調整基金を積み立てなくてよくて不要になった分ですから、いい材料というか資料だと思います。もう一つ、先ほど午前中に会計管理者からもありましたが、安心こども基金事業の事業量減等による不要が13億5000万円あります。これは福祉部門で所管しているかと思えます。4つ目には鉱工業振興費で、賃貸工場の関係の入札残あるいは事業量減等ということで9億円余りの不要が生じてございます。これは商工サイドです。詳細についてはそこでいろいろと資料等は持っているかと思えます。

**○比嘉京子委員** いえ、他の委員からもありましたように、例えば十分な精査をした計画案なのか、それから予算の出し方がなされないままに事業計画を出すようなことになっていないだろうかという意見もありましたよね。そのことを考えますと、私はこれは最終的な責任者は知事であるということで、午前中にあったと思うのですよね。これは総括質疑にでもお聞きしたいなと思えますので、提案しておきます。

それで、どなたに聞いてもこれは多分各部署の問題になっているのですよ。でも、トータルしたときに、予算は組みました、これだけ使えませんでした。これはある意味で県民サービスを十分に行き渡らせるだけの仕事をしていないとなるわけですよ。そうすると、非常に欲しがっているところ、非常にやってほしいことがありながら、それを使い切らずにサービスを受けられないということが今後続いているいけないと思います。そのために、多分にたらい回しになっているような気がします。

この話はこれでおしまいにしますけれども、まず、よく言われるのが、全国的に見て沖縄県は国依存の財源で成り立っているのではないかという意見があ

ります。これに対して、きょうの決算特別委員会において、そうなのかそうでないのかというお話を聞きたいと思うのですが、いわゆる国依存の財源というのはどういう財源のことを言うのでしょうか。

**○島田勉会計管理者** 依存財源というのは地方交付税、国庫支出金等が大きなものでございます。

**○比嘉京子委員** その地方交付税と国庫支出金はならずたために出てくるわけですから、例えば県民1人当たりになると、全国的に見てどれぐらいの位置に沖縄県は依存している地位といたしますか、場所はあるのでしょうか。

**○島田勉会計管理者** 手前どもで計算したものを御披露したいのですが、平成25年度の普通交付税の決算額は2011億9143万2000円でございます。これを仮に、平成25年度末の住民基本台帳人口144万8358人おりますが、それで割りますと1人当たり13万9000円となります。ただ、他県の状況等については申しわけございませんが、把握してございません。

全国での位置については、把握してございません。

**○比嘉京子委員** 私の資料では、2011年の資料があるのです。全国平均が20万8000円です。そうすると、沖縄県は13万円といったら全国よりもかなり低くて、国依存の財源としては沖縄県はかなり低いほうになるように思うのです。それでいいかどうか。これを2011年と比べてはいけないので、平成25年度と比べないといけないわけですが、少なくともこれまでに沖縄県が突出した依存財源になっているという経験、全国1位の依存財源になったことはありますか。

**○島田勉会計管理者** 平成25年度会計決算でも、これはまだ全国で公表されておられませんので恐らく聞き取りだと思えますが、本県は依存財源1位でございます。依存財源ということですので、地方交付税、国庫支出金、ほかのものもございまして、トータルして反対である自主財源比率が最下位、裏返しで依存財源は1位ということでございます。その理由として、国庫支出金の割合が他県より13%も高いということが大きな背景にあるかと思えます。

**○比嘉京子委員** わかりました。では、全国的に流布されていることは事実であると理解させていただきますけれども、よろしいですね。

**○島田勉会計管理者** 先ほどの答弁を訂正させていただきますと思います。先ほど全国1位と申し上げましたが、実は、決算統計で財政力指数でグループ分けをいたしますが、その財政力指数が0.3未満というグループの中の順位でございますので、申しわ

けございません、訂正させていただきます。

**○比嘉京子委員** 先ほど財政力指数というのは、言ってみれば地方自治体の財政力のことを言うわけで、その指数が0.3以下のところを私は類似県と呼びしようとしていたのですが、それは何県ありますか。

**○島田勉会計管理者** 平成25年度で申せば、沖縄県を含めて10県だったかと思えます。

**○比嘉京子委員** 10県の中でトップであると。

**○島田勉会計管理者** そうでございます。

**○比嘉京子委員** では、全国的には0.3以下というのは一番財源力も体力も弱いところですから、その最下位の10位のグループにおいて1位だということですから、47都道府県でやるとどうだと—これを厳密に求めているわけではないですが、沖縄の経済状態を県民に知らせるときに、また、全国的に言われていることが果たして正当な言われ方なのかどうかを聞きたくて、そういう質疑をいたしました。

時間がないのですが、先ほど教育委員会の方々と質問どりで会ったので、こういうことを最後に聞こうと思えます。本人たちもわからないので、教員の給与というのは、義務教育と県立で違うかもわかりませんが、どういう構成でなっているのですか。

**○島田勉会計管理者** 額については手元にありません。当然、今委員おっしゃったように義務教育については、義務教育国庫負担金で国が3分の1負担しておりますし、県立の教諭については全て県負担ということでございます。それについては交付税で、基準財政需要額のほうで見ているかと思えます。詳しいことは部局のほうでお聞きいただきたいと思います。

**○比嘉京子委員** 交付税というのがとてもややこしくて、今持っていないなくても、例えば教員1人当たりに対する交付税の算定基準があるはずですよ。どうですか。

**○島田勉会計管理者** どのように需要に算入されているか、今私どもで承知しておりませんので、総務部か教育委員会のほうでお聞き願えればと思えます。

**○比嘉京子委員** 教育委員会に、教員の給与の構成について先ほどお話を聞いたのですが、いわゆる教員の給与は交付税の中に多分に算定基準があって、単価があると思うのです。私は幼稚園教諭の単価については資料を見たことがあるのです。ですから、多分教員についてもあるだろうということがあって、これに義務教育の場合に県から持ち出しという

ことはあり得ないですよ。教員1人に対して。

**○知念建次代表監査委員** 管轄外かもしれませんが、地方交付税の話です。地方交付税の算定の基礎は、基準財政収入額、基準財政需要額がそれぞれあります。それぞれの事業項目について算定基礎がおっしゃるようになっています。それについて、例えば教員であり、あるいは病院の状況であるとか、いろいろ地方交付税の算定基礎は多岐にわたっているものですから、例えば部局においてもなかなか掌握することが難しい状況かと思えます。それを算定しているのは県分については総務部の財政課、市町村分については多分市町村課で総括しているかと思えますので、そこのほうがより詳しい算定基礎等の資料については意見交換できるかと思えます。

**○崎山嗣幸委員長** 比嘉京子委員から沖縄振興一括交付金、不用額についての質疑の中で保留された事項については、10月22日の委員会で協議したいと思えます。

新垣安弘委員。

**○新垣安弘委員** 質疑通告した8件の中でダブっているところも結構ありますので、気になるところだけ質疑をしたいと思えます。

まず1つですが、知念代表監査委員は何年か監査業務をしてこられたと思うのですが、事務局の皆さんと一緒にやられる中で、この監査の意見がどの程度執行部、各部の運営に反映され、重く受けとめられているのか。そこら辺の感覚、感想と、もう一点は、今まで監査されてこられた中で、このことについては監査意見がしっかり反映されていい結果が出たと、監査委員冥利に尽きるということがあれば、御紹介いただければと思います。

**○知念建次代表監査委員** 監査委員は4人の委員の合議制で運営しています。実質的には、事務局職員がそれぞれ出先機関等において事務監査をしている状況でございます。監査は、事務局監査として1月から各出先機関、警察署等も含めて出向いて、8月の本庁監査で委員監査をして、その中に決算審査の意見等も踏まえて審査している状況でございます。その中でいきますと、例えば事務職員の監査のやりとりの中で改善される部分もございますし、審査結果に記載させてもらっていますように、ある程度繰り返しミスが起こっている現状もありますので、そういうことは審査結果もそうですし、1月に定期監査の報告ができるかと思えますが、その中でも繰り返し起こっていることは繰り返し指摘して、改善していただくようにという視点で行っている部分もあ

りますし、確かにその場で直っている部分等もあります。具体的にどうこうという事例を出すわけにはいきませんが、そういう例もあります。

また1つに、我々がよく言っている内部チェック体制という部分につきましては、今度は1月から総務部の中に総務事務センターということで、いろいろ手当関係を集中してやる組織が新たにできるようですので、そこの成果も次年度以降期待していきたいと考えております。

**○新垣安弘委員** わかりました。

あと、沖縄振興一括交付金に関して何度もいろいろと出ましたので、それについて少し触れてみたいと思うのですが、これはわずか3年数カ月の民主党政権の大きな成果ではないかと思っているのです。これのそもそもの出発は、いわゆる中央官僚主導の政治を地方のことは地方に任せろと。権限も金もよこせと。そういう理念から出発して、沖縄でこれはやることになったのです。しかも、いわゆる沖縄振興新法の中で10年間これをやることになっています。他府県はありません。そういう意味で、沖縄でこれが成功するかどうか、日本の政治が地方のことは地方がやるとなるか、そういう鍵を握っていると思うのですが、それでいろいろ問題が出ております。

そこで1つ、平成24年度、平成25年度は執行率が落ちました。それはさまざま交付要綱の決定のおくれ、事業予算の許可のおくれ、そしてまた平成25年度への繰り越しとかさまざまありました。そういうことで落ちたかもしれませんが、平成26年度は大きく改善されると予想されますか。そこら辺をひとつ。執行率ですね。

**○知念建次代表監査委員** これは総務部の資料から参考で答弁させていただきますが、平成26年9月末時点における交付金事業の執行状況という資料がございます。それによりますと、平成26年の9月末時点で63.7%、それが平成25年度の9月末時点と比較しますと、平成25年度9月末時点で61.6%ですので、2.1%、約29億円の改善措置が今の執行状況の中にとられているという資料を受けてございます。

**○新垣安弘委員** わかりました。

あと、会計管理者にお伺いします。この2年間、沖縄振興一括交付金をやってきました。これは地方の職員もそうだと思うのですが、今まで中央のメニューを見て、それを探るのが地域の職員の仕事だったみたいな部分もあるのですが、主体的に考えて事業をやっていないといけない。特にソフト事

業などもそうだと思うのですが、そういう点、2年間沖縄振興一括交付金という制度の中に職員がつかって、その職員の資質、あるいはその仕事のあり方、そこら辺でどういう変化があったのかなかったのか。その辺、感想をお願いします。

**○島田勉会計管理者** ここ2年間の経過観察ということでございます。会計管理者の立場としてどうこうというのは少し答えにくいのですが、3月まで執行部側にいた人間として、一職員として申しわけございませんが感想を述べさせていただきたいと思えます。

沖縄振興一括交付金の交付決定事業でございますが、先ほども答弁いたしました、県分に限定させていただきますと、平成24年度は208事業、これが2年目の平成25年度は231事業とふえてございます。御参考までに、平成26年度ですともう既に260事業とさらにふえてございます。当然、当初スタート時の平成24年度は初めてということもあり、それから交付決定もかなりおくれたこともございまして、事業化に向けて各部局とも大分苦労したかと思えます。ただ、この平成25年度、平成26年度の実績を見ますと、かなりその事業内容も多彩となっておりますし、従来の補助事業では対応できなかった離島振興とか子育て・福祉分野とか、人材育成分野とか、そういう分野でも事業がかなり出てきてございます。また、当然産業振興分野についても集中的、戦略的に実施されてきているかと感じております。

事業の成果でございますが、県は沖縄振興特別推進交付金の事後評価ということで、平成24年度、平成25年度、それぞれ8月に公表しておりますけれども、この平成25年度分の事業評価を見ますと、評価対象事業数241事業中、達成、おおむね達成が185事業で達成率77%と、平成24年度より1%向上しております。そういう意味では頑張りもあったのかなと。まだまだ、これが十分というわけではないと思えますので、さらなる成果が期待されると思えます。

事業化についてですが、私も3月まで執行部側、教育委員会に2年ほどおりましたので、事業の必要性はもちろんのこと、どう事業化するか、本来事業化するべき主体とか予想される効果とか、当然既存事業との整合性とか、かなり職員は苦労いたしました。手前みそで大変申しわけないですが、教育委員会の例で申し上げますと、昨年度は4月、5月の年度当初から次年度の事業化に向けて、総務課を中心にチームをつくりまして、全職員からアイデアを募集しました。その中で総務課を中心に査定をいたし

まして、早目の次年度の事業へ反映できるような、そういった取り組みもやりました。そういう中で、かなりおもしろい事業等もいろいろ出てきております。そういう中で、各部局においても同じような努力はされていると思えますので、それが今回の交付決定事業の多さだと思えます。そういう意味では、せつかく目指した事業ですから、県としては今後必要に応じて見直し、改善を図りながら、より効果的、効率的に事業を実施して、沖縄振興の取り組みをさらに着実に推進していく必要があるかと思えます。少し長いですが、私の感想でございます。

**○新垣安弘委員** 日本の政治が、地方のことは地方が決めるというのか、そういう方向に変えていく大きな鍵だと思いますし、そしてまた職員の皆さんにとっても、自分たちが考えて自分たちがやっていくというのか、権限も財源もあるというのか、そういう形になると思えますので、ぜひ沖縄で成功させてもらいたいと思っております。

それでは、あとは県債の残高とか公債費についていろいろ出たのですが、1つお伺いします。県債残高ですが、これは前年度に比べて100億円減らしていると思うのです。その減らすことができた要因、先ほどいろいろなやりとりの中で実質公債費比率は上がったということがあったのですが、全体の県債残高からしたら平成25年度は100億円減少させているのですが、そこら辺を説明してもらえますか。

**○知念建次代表監査委員** 御存じのように、県債残高というのは新規発行額と元金償還額との相殺関係でして、平成25年度は公共事業等の起債の新規発行よりも、臨時財政対策債の元金償還のほうが109億5000万円大きかったと。償還したことによって残高が減ったという状況でございます。

**○新垣安弘委員** 県債残高がどんどん減っていけば、恐らく自動的に一もちろん県債をどんどんまたふやしてしまっただけは別ですが、いい方向になっていくとは思っています。

1点またお伺いしますが、今、県債残高は沖縄県はほぼ予算規模と同じぐらい、6000億円規模になっていると思うのです。片やこの県債残高を他の府県と比べた場合に、九州とか全国のもの載っているのですが、1兆4000億円とかそういう形になっているのですが、同規模のほかの県とかは県財政に比べて県債残高は大体どれぐらいの割合なのかわかりますか。大体でいいのですが。沖縄県だと、今大体県予算と同じぐらいにまで来ているという状況ですが、どこか1県でもいいですよ、もしわかれば。

**○知念建次代表監査委員** 県民1人当たりの県債残高をよく財政構造の分析で比較するのですが、平成25年度末の沖縄県の県債残高6720億4410万円を1人当たりにしますと、約48万3000円になっています。これが九州平均だと約85万1000円、全国平均だと約83万6000円、九州平均に比べると1人当たりの残高としては本県は約36万8000円少ない。全国からしますと約35万3000円少ない状況でございます。これは今まで補助率等の特例等で県負担分が小さく済んでいること等が要因として挙げられると思います。

**○新垣安弘委員** 今、自主財源は他府県に比べたら物すごく低い。でも、今までの高率補助のおかげで県債残高は他府県に比べたらぐんと低くていいと。そのために財政健全化の判断数値も別に問題ない。そういう我が県の状況ですが、こういう複雑な状況を、いわゆる財政に対する危機感というか、あり方というか、そこら辺はこれからどう持つべきだと思いますか。自主財源は物すごく低い。しかし、県債残高で見ると高率補助のおかげで半分ぐらいで済んで、赤字の心配はないと。これからの沖縄を考えたときに、財政の健全化という問題に関してどのような感覚、危機感とかを持つべきなのか、ほかの県に比べてですね。そこら辺、率直なお考えを聞かせていただければと思います。

**○知念建次代表監査委員** いわゆる自主財源との絡みですと、財政力指数との関連が出てくると思うのですが、その財政力指数が低いということは、ある面、県の財政力は先ほど会計管理者からも答弁ありましたように、力的にはまだまだ不足。ただ、それを例えば沖縄振興一括交付金であり、国庫支出金である依存財源ということですが、沖縄振興一括交付金という仕組みをとるといいますか、要するに国からそういうことをかち取るというか、そういうことも含めてトータルの財政運営が必要かと思うのです。

確かに自主財源だけで運営できる状況は他県でもそう多くはない状況だと思いますので、ある面、自主財源をふやす方策、県税収入、そのために例えば国庫支出金、沖縄振興一括交付金等を使って産業政策を図っていく。それによって県税収入がアップするという好循環を繰り返していければ財政力も上がると思いますし、そういう施策を積極的に進めていく必要はあろうかと思えます。

**○新垣安弘委員** そうですね。そういう政策ともう一点は、これからは対政府の政治力も必要でしょうね。

あと2点ほどお伺いします。未収金の回収に関してですが、特別会計の中の小規模企業者等設備導入資金の収入未済額が71億円ほどあると思うのですが、これは議論も出たかと思うのですが、商工労働部が一応管轄だとは思いますが、この収入未済額の解消に関して各部署が責任を持つべきことは当然ですが、例えばこの問題に関して言うと、銀行が貸し出しのときにかかわっていると思いますし、そういう点で各部だけが責任を持つのではなくて、全庁的な回収システムの仕組みをつくるとか、部をつくるとか、あるいは回収のプロである銀行マンのノウハウを使っていくとか、そういう全庁的な収入未済額回収に対する仕組みづくり、そこら辺を今までこうしてきたとか、これからこうすべきだというのが挙がっているとか、あれば教えていただけますか。

**○知念建次代表監査委員** おっしゃるように、未収金の回収、解消についての全庁的な対策ということですが、第7次沖縄県行政改革プランの実施項目としても未収金の解消という項目が挙げられてございます。それを総務部が中心になりまして、各部所管課の未収金担当者による担当者会議を開催する、あるいは成功事例等の情報の共有化を図っていく等のプランを出して、より実効性の高い全庁体制化による解消策を策定し、解消に向けてより一層取り組むということが沖縄県行政改革プランの中で挙げられてございます。現に財政課が中心になって未収金対策会議というのを年に2回ほど開いている状況も認識してございますので、それらの効果を期待していきたいと思っております。

**○新垣安弘委員** 今の件ですが、全庁を挙げてやろうとしている部分はあるのですが、そこに、例えば先ほども言いました銀行であれば銀行もその回収はもう必死でやっていると思うし、そういう外部の力あるいはノウハウ、そこら辺をもっと入れるべきだという観点は、監査委員の皆さんからはないでしょうか。

**○知念建次代表監査委員** 県税等は、コンビニ収納等の方策をとっている部分はあります。もう一つに、例えば各特別会計あるいは県営住宅使用料等については、民間回収会社の活用を図って未収金の回収に当たっている部分もあります。それが農業改良資金であるとか、小規模企業者等設備導入資金とか県営住宅使用料、あるいは沿岸漁業改善資金等については、民間回収会社の活用を図って未収金の回収に努めている部分もあるように聞いています。

**○新垣安弘委員** 最後に、県議会でしたら、例えば



県議会のさまざまな改革で他府県がどうやっているかということで見に行くと、三重県議会がよくやっているなどいろいろあるところがあって、そこを参考にしたりするのですが、この監査業務において、あるいは県の行財政改革でもいいのですが、そこは皆さんの権限との多少の違いはあるかもしれませんが、沖縄県が、例えば行財政改革あるいは監査業務という点で、他府県のいわゆる先進地の参考にすべきところがあるのか。あるいはそういうところをしっかりと探して、そういうところにもアンテナを張っているのか。そこは監査委員の皆さん、あるいは皆さんから見て行財政改革をやろうとしている県の熱意はどうかとか、そこら辺を最後にお聞かせ願えますか。

**○知念建次代表監査委員** 少し一般論になろうかと思うのですが、行財政改革は総務部、企画部を中心にして、今第7次沖縄県行政改革プランを既に策定して実行に移したところですが、その策定に当たっては、当然各県、全国の状況等を見て策定していると思われま。

我々の監査ですが、いわゆる監査の手法として基本的なことは各県から学ぶ部分もありますし、それは全国の研修会等についても積極的に研修を受けさせる機会を設けていきたいと思っています。

もう一つ、先ほど言った工事監査という部分では、九州は委託で専門的にやっているという事例を聞いて、それをどうにかこちらでも取り入れられないかという施策というか、監査の方向性のある面予算の獲得に向けて総務部と調整して、平成24年度から工事監査に入ることになりましたし、ある面では、監査については基本的なことを十分研修で習得していきながら、沖縄振興一括交付金は本県独自の仕組みですので、それは監査する際にもほかの県とは違う注意が必要かと思しますので、そういうのも含めていろいろ監査の技術等についてもいろいろ研修していきながら、向上できればいいという感じです。

**○崎山嗣幸委員長** 以上で、会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を終結とします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

執行部の皆さんは御退席をお願いします。

今回は、10月22日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

午後6時10分散会

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 崎 山 嗣 幸

平成26年10月15日

平成26年第5回  
沖縄県議会(定例会)  
閉会中継続審査

# 総務企画委員会記録

(第1号)



# 総務企画委員会記録（第1号）

## 開会の日時、場所

平成26年10月15日（水曜日）  
午前10時5分開会  
第4委員会室

## 出席委員

委員長	山内末子さん
委員	翁長政俊君 具志孝助君 照屋大河君 高嶺善伸君 玉城義和君 吉田勝廣君 前島明男君 當間盛夫君 大城一馬君

## 説明のため出席した者の職、氏名

知事公室長	又吉進君
広報交流課長	金城敦君
基地対策課長	運天修君
参事兼地域安全政策課長	池田克紀君
防災危機管理課長	池田竹州君
総務部長	小橋川健二君
財政課長	渡嘉敷道夫君
税務課長	佐次田薫君
管財課長	照屋敦君
警察本部長	加藤達也君
警務部長	幡谷賢治君
生活安全部長	親川啓和君
刑事部長	大城盛重君
交通部長	當山達也君

## 本日の委員会に付した事件

- 平成26年第5回議会認定第1号 平成25年度沖縄県一般会計決算の認定について（知事公室、総務部、公安委員会所管分）
- 平成26年第5回議会認定第8号 平成25年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
- 平成26年第5回議会認定第20号 平成25年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について

○山内末子委員長 ただいまから総務企画委員会を

開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る平成26年第5回議会認定第1号、同認定第8号及び同認定第20号の決算3件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、総務部長及び警察本部長の出席を求めています。

まず初めに、知事公室長から知事公室関係決算の概要の説明を求めます。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 平成25年度の知事公室所管の決算の概要について、お手元に配付いたしました平成25年度歳入歳出決算説明資料知事公室に基づきまして御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

初めに、一般会計の歳入決算の概要について、御説明申し上げます。

最上段の知事公室計の欄をごらんください。

知事公室所管の歳入決算総額—これは計（A）でございます。予算現額が26億2487万2000円に対し、調定額（B）21億6100万2273円、収入済額は21億6100万2273円となっております。過誤納額、不納欠損額、収入未済額はいずれもゼロ円となっております。

また、調定額に対する収入済額の割合であります収入比率は100%となっております。

次に、歳入を（款）別に申し上げます。

（款）使用料及び手数料は、予算現額8806万3000円、調定額及び収入済額ともに4840円となっております。なお、予算現額に対し調定額及び収入済額が過少となっていることにお気づきだと思いますが、この調定額及び収入済額につきましては、証紙収入を所管する出納事務局において事務をとり行っておりますので、ここには出てまいりません。ちなみに、証紙収入の収入済額は、出納事務局によりますと7745万2550円で、予算現額に対する比率は87.9%ということになっております。

（款）国庫支出金は、予算現額24億8058万5000円、調定額及び収入済額ともに21億764万1931円となっております。

（款）財産収入は、予算現額4540万7000円に対し、

調定額及び収入済額ともに4395万2997円となっております。

(款) 諸収入は、予算現額1081万7000円に対し、調定額及び収入済額ともに940万2505円となっております。

以上が一般会計歳入決算の概要でございます。  
2ページをお開きください。

次に、一般会計の歳出決算の概要について、御説明いたします。これも(A)の欄でございます。

最上段の知事公室計の欄をごらんください。

知事公室の歳出総額は、予算現額42億9008万5000円に対し、支出済額37億7820万378円、翌年度繰越額が7179万6000円、不用額が4億4008万8622円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合であります執行率は88.1%、予算現額に対する翌年度繰越額の割合である繰越率は1.7%となっております。

翌年度への繰越額は、不発弾等処理事業費に係るものであります。

次に、不用額4億4008万8622円について、その主なものを御説明申し上げます。右側の(A-B-C)の欄でございます。

(款) 総務費(項) 総務管理費(目) 一般管理費の不用額2034万3406円は、主に人件費及び物件費の執行残等によるものであります。

(目) 広報費の不用額465万902円は、主に物件費の執行残等によるものであります。

(目) 諸費の不用額6393万3681円は、主に地域安全政策事業の委託料など物件費の執行残等によるものであります。

(款) 総務費(項) 防災費(目) 防災総務費の不用額3億4667万1241円は、主に不発弾等処理事業費の委託料の入札残及び申請件数が見込みより少なかったことによる補助金の執行残等によるものであります。

(目) 消防指導費の不用額448万9392円は、主に物件費の執行残等によるものであります。

以上が、知事公室所管一般会計の平成25年度歳入歳出決算の概要でございます。

御審査のほど、よろしく御願いたします。

○山内末子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、総務部長から総務部関係決算の概要の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 平成25年度の総務部所管の

一般会計と所有者不明土地管理特別会計及び公債管理特別会計の2つの特別会計の歳入歳出決算につきまして、お手元にお配りしております平成25年度歳入歳出決算説明資料総務部に基いて、御説明いたします。

なお、説明の都合上、ページが前後することがございますが、あらかじめ御了承をお願いいたします。

まず、1ページをお願いいたします。

それでは、総務部所管の歳入総額について、御説明申し上げます。

予算現額(A)の欄5063億1517万9383円、調定額(B)の欄5018億7921万6329円、収入済額(C)の欄4990億5370万3304円、不納欠損額(D)の欄3億4754万6325円、収入未済額(E)の欄26億3019万1515円となっております。

調定額に対する収入済額の割合である収入比率は、99.4%となっております。

なお、説明資料の右端の欄に沖縄県歳入歳出決算書のページを記載しておりますので御参照ください。

続きまして、総務部所管の歳出総額について、御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

予算現額(A)の欄2214億392万5000円に対し、支出済額(B)の欄2182億3845万6252円、翌年度繰越額(C)の欄1170万円、不用額31億5376万8748円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合である執行率は、98.6%となっております。

次に、会計ごとの歳入歳出決算について御説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入決算の概要について、御説明申し上げます。

総務部所管として、予算現額(A)の欄4240億3369万6383円、調定額(B)の欄4197億175万329円、収入済額(C)の欄4168億8854万2961円、うち過誤納金1億5222万4815円、不納欠損額(D)の欄3億4754万6325円、収入未済額(E)の欄26億1788万5858円、収入比率は、99.3%となっております。

収入済額4168億8854万2961円の主なものは、2行目にあります(款) 県税949億5833万3886円、少し飛んで恐縮ですが、5ページの下から4行目の(款) 地方交付税2085億7894万4000円であります。

恐縮ですが、また3ページにお戻りいただきまして、収入済額のうちの過誤納金1億5222万4815円の

主なものは、2行目の(款)県税1億5219万3408円です。

過誤納金の主な理由としては、県税に係る減額更正等によるもので、出納整理期間中に還付処理ができない分です。

なお、平成26年度で還付処理をしています。

同じく3ページ、不納欠損額3億4754万6325円の主なものは、2行目の(款)県税3億2554万9059円です。

(款)県税の不納欠損額の主なものは、(項)県民税、(項)自動車税、(項)事業税、(項)不動産取得税などとなっております。

不納欠損の理由としては、滞納者の所在不明、滞納処分ができる財産がないことなどにより、地方税法に基づき不納欠損の処理をしたものです。

次に、同じく3ページの収入未済額26億1788万558円について、御説明申し上げます。

2行目の最も大きな割合を占めます(款)県税の収入未済額24億8856万8214円の主なものは、(項)県民税、(項)自動車税、(項)不動産取得税、(項)事業税などとなっております。その主な要因としては、失業、病気等による経済的理由によるもの、法人の経営不振による資金難、倒産による滞納などによるものです。

次に、飛んで恐縮ですが、6ページをお願いいたします。

下から2行目の(款)財産収入の収入未済額7046万1222円は、(項)財産運用収入の(目)財産貸付収入で、その主な要因は、借地人の病気や経営不振、生活苦等の経済的理由によるものなどです。

次に、8ページをお願いいたします。

1行目の(款)諸収入の収入未済額5885万6422円は、(項)延滞金、加算金及び過料の(目)加算金及び(項)雑入の(目)違約金及び延滞利息に係るもので、その主な要因は、経営不振による資金難、倒産による滞納などによるものです。

次に、一般会計の歳出決算の概要について、御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

予算現額(A)の欄1391億1763万6000円に対し、支出済額(B)の欄1362億1578万751円、翌年度繰越額1170万円、不用額28億9015万5249円、執行率は97.9%となっております。

不用額の主なものを御説明申し上げますと、2行目の(款)総務費の不用額6億417万8765円は、主に、勸奨退職者数の減による退職手当の執行残や個

人県民税徴収取扱費及び県税の還付金が見込みを下回ったことなどによるものです。

下から1行目(款)公債費の不用額1億5429万6984円は、主に、当初予定しておりました県債の繰り上げ償還を行わなかったことや、借入利率が当初設定した率を下回ったことによるものです。

11ページをお願いいたします。

5行目(款)諸支出金の不用額21億1348万3500円は、主に(項)財政調整基金積立金や(項)自動車取得税交付金、(項)利子割交付金の不用であります。

12ページをお願いいたします。

一番下の(款)予備費の不用額1819万6000円は、年度内の緊急支出に充用したものの残額でございます。

以上が、平成25年度一般会計における総務部の決算概要でございます。

次に、特別会計の決算概要について、御説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

所有者不明土地管理特別会計について御説明申し上げます。

当会計は、所有者不明の土地を県が管理するための特別会計であります。

まず、歳入決算の概要について御説明いたしますと、予算現額(A)の欄2億4191万3000円、調定額(B)の欄2億5308万533円、収入済額(C)の欄2億4077万4876円、収入未済額(E)の欄1230万5657円となっております。

収入未済額1230万5657円は、主に、4行目の(目)財産貸付収入956万7682円で、借地人等の経済的理由などによる滞納額であります。

次に、歳出決算の概要について御説明を申し上げます。

15ページをお願いいたします。

予算現額(A)の欄2億4191万3000円に対し、支出済額(B)の欄9829万34円、不用額1億4362万2966円となっております。

不用額の主なものは、予備費であります。

次に、16ページをお願いいたします。

公債管理特別会計について御説明申し上げます。

当会計は、公債費を一般会計と区別して管理するための特別会計であります。

まず、歳入決算の概要について、御説明申し上げますと、予算現額(A)の欄820億3957万円、調定額(B)の欄、収入済額(C)の欄とも同額で、819億2438

万5467円となっております。

次に、歳出決算の概要について、御説明申し上げます。

17ページをお願いいたします。

予算現額(A)の欄820億3957万円に対し、支出済額(B)の欄819億2438万5467円、不用額1億1518万4533円となっております。

不用額の主なものは、当初予定しておりました県債の繰り上げ償還を行わなかったことや、借入利率が当初予定していた率を下回ったことによるものです。

以上が、総務部所管一般会計及び特別会計の平成25年度歳入歳出決算の概要でございます。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

**○山内末子委員長** 総務部長の説明は終わりました。

次に、警察本部長から公安委員会関係決算の概要の説明を求めます。

加藤達也警察本部長。

**○加藤達也警察本部長** 公安委員会所管の平成25年度一般会計歳入歳出決算の概要について、お手元にお配りしております平成25年度歳入歳出決算説明資料公安委員会に基づき御説明をいたします。

初めに、歳入決算について御説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

公安委員会所管の歳入決算の総額は、予算現額12億9415万4000円に対しまして、調定額は12億7092万8045円、収入済額が12億2715万45円、不納欠損額は1313万9000円、収入未済額は3063万9000円、調定額に対する収入率は、96.6%となっております。

収入未済額、不納欠損額はともに(款)諸収入における(目)過料であります。(目)過料は放置駐車違反車両の使用者に対する放置違反金であります。

不納欠損の理由といたしまして、滞納者の所在不明、滞納処分できる財産がないためなどの理由により、地方税法に基づき不納欠損の処理をしたものがあります。

以下、主な(目)ごとに順次御説明いたします。

まず、(款)使用料及び手数料ですが、収入済額は、2181万909円であります。

2行下に(目)警察使用料とありますが、これは、警察本部庁舎等の行政財産の使用許可に伴う土地使用料と建物使用料であります。

予算現額275万6000円に対しまして、調定額、収入済額ともに280万8709円となっております。

次に、2行下の(目)警察手数料であります。これは、那覇市内と沖縄市内に設置しておりますパーキングメーター及びパーキングチケット発給設備の作動手数料であります。

予算現額2110万7000円に対しまして、調定額、収入済額ともに1900万2200円となっております。

続いて中ほどの行の(款)国庫支出金の収入済額は、8億8691万4300円であります。

2行下の(目)警察費国庫補助金であります。これは、警察活動及び警察施設、交通安全施設の整備に対する国庫補助金並びに交付金であります。

予算現額9億1231万9000円に対しまして、調定額、収入済額ともに8億8691万4300円となっております。

続いて、2行下の(款)財産収入の収入済額は、5702万8518円であります。

2行下の(目)財産貸付収入は、警察官待機宿舎貸付料及び自動販売機設置に伴う土地、建物貸付料であります。

予算現額5850万8000円に対しまして、調定額、収入済額ともに5692万3405円となっております。

続きまして、(目)物品売払収入であります。これは廃棄車両などの物品の不用決定に伴う売払収入で、予算現額6万9000円に対しまして、調定額、収入済額ともに10万5113円となっております。

説明資料の2ページをお開きください。

(款)諸収入であります。収入済額は2億6139万6318円あります。

2行下の(目)延滞金であります。これは放置違反金の滞納に対する延滞金でありまして、予算現額33万8000円に対しまして、調定額、収入済額ともに77万9964円となっております。

さらに1行下の(目)過料であります。これは、さきに説明いたしました、放置駐車違反の車両使用者が納付する放置違反金であります。

予算現額1億6406万3000円に対しまして、調定額は1億6262万円、収入済額は1億1884万2000円、不納欠損額は1313万9000円、収入未済額が3063万9000円あります。

続いて、2行下になります(目)弁償金ですが、これは留置人に要する経費で、法務省が負担をする弁償金と、交通切符等の作成費用に関する協定に基づく那覇地方裁判所、那覇家庭裁判所及び那覇地方検察庁の負担費用の弁償金であります。

予算現額4983万5000円に対し、調定額、収入済額ともに5643万7966円となっております。



その1行下の(目)違約金及び延納利息であります。これは、物品購入契約等について、契約の履行遅滞に伴い、違約金を徴収したものであります。

調定額、収入済額ともに2万1768円となっております。

続いて(目)雑入であります。これは遺失物売代、駐車違反車両移動費、警察施設の移転補償費等であります。

予算現額8515万9000円に対しまして、調定額、収入済額ともに8531万4620円となっております。

以上が、平成25年度一般会計公安委員会所管の歳入決算の状況であります。

次に、歳出決算について御説明いたします。

説明資料の3ページをお開きください。

(款)警察費の歳出決算は、予算現額309億4511万9500円に対しまして、支出済額は305億3467万3303円、翌年度繰越額は8691万8800円、不用額は3億2352万7397円、執行率は98.7%となっております。

以下、各(項)ごとに説明いたします。

最初に(項)警察管理費ですが、予算現額が281億6282万1500円、支出済額は278億8225万5488円、翌年度繰越額が8691万8800円、不用額は1億9364万7212円となっております、執行率は99%となっております。

(項)警察管理費における翌年度繰越額について御説明いたします。

中ほどの行の(目)警察施設費の翌年度繰越額8691万8800円につきましては、交番等建設工事に係るもので、入札不調による発注計画の変更や工事計画調整等に当初見込みより時間を要したことなどにより、翌年度に繰り越したものであります。

次に、(項)警察管理費における主な不用額について御説明いたします。

初めに、(目)警察本部費の不用額1億2781万6767円は、主に(節)職員手当等でありまして、退職手当等の実績が当初見込みを下回ったことによるものであります。

(目)装備費の不用額1186万3611円は、主に(節)需用費でありまして、車両修繕等に要する経費が当初見込みを下回ったことによるものであります。

(目)警察施設費の不用額3361万7835円は、主に(節)委託料でありまして、警察施設維持管理委託業務の入札残等によるものであります。

(目)運転免許費の不用額1985万9161円は、主に(節)委託料でありまして、更新時講習等の委託料が当初見込みを下回ったことによるものであります。

す。

続いて、(項)警察活動費について御説明いたします。

予算現額が27億8229万8000円に対しまして、支出済額は26億5241万7815円、不用額は1億2988万185円となっております、執行率は95.3%であります。

次に、(項)警察活動費の主な不用額について御説明いたします。

(目)一般警察活動費の不用額1089万3125円は、主に(節)役務費でありまして、加入電話回線使用料等が当初見込みを下回ったことによるものであります。

続いて、(目)刑事警察費の不用額2525万5689円は、主に(節)報償費でありまして、捜査活動協力者に対する謝礼金の執行残等によるものであります。

(目)交通指導取締費の不用額9373万1371円は、主に(節)工事請負費でありまして、交通安全施設整備工事の入札残等によるものであります。

以上が、平成25年度一般会計歳出決算状況であります。なお、特別会計の歳入歳出については、ございません。

以上で、公安委員会所管の平成25年度一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。

よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

**○山内末子委員長** 警察本部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、「決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)」(平成26年9月22日議会運営委員会決定)に従って行うことにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会の運営に準じて譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔に発言するよう御協力をお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決算事項でありますので、十分御留意をお願いいたします。

なお、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑

に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うこととしたいと存じますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

さらに、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

翁長政俊委員。

**○翁長政俊委員** それでは、平成25年度一般会計決算の歳入歳出認定について質疑させていただきませぬ。

歳入における部分から質疑させていただきませぬが、沖縄県の財政依存度が他府県に比べてかなり高いことがわかりますが、まずはその主な要因を説明いただけませぬか。

**○渡嘉敷道夫財政課長** 沖縄県における依存財源が高い理由といたしましては、高率の国庫補助によりまして、他県より国庫補助金が多いということ、それから、近年におきましては、平成24年度に創設されました沖縄振興一括交付金等が措置されたことなどが主な要因と考えております。

**○翁長政俊委員** 国費の投入に占める構成比率の指数は、全国、九州を含めて示すことができますか。国庫支出金及び地方交付税のバランスが、類似県を含めて沖縄県の場合は特に国庫支出金が突出している。その部分の説明も含めて、指数を説明願いたいのです。

**○渡嘉敷道夫財政課長** 沖縄県における国庫補助金の構成比ですが、本県は33.9%、それから全国平均が15.7%、類似県の平均が18.2%となっております。これは平成25年度の数字でございます。

**○翁長政俊委員** 地方交付税も含めてわかりますか。

**○渡嘉敷道夫財政課長** 平成25年度の普通会計決算における地方交付税と国庫支出金を合わせた県民1人当たりの金額ですが、沖縄県は32万3000円となっております。これに対しまして、全国平均は19万2000円、類似県の平均は29万2000円となっております。

**○翁長政俊委員** 沖縄振興特別措置法があって、今こういう財政構造になっているのですが、いわゆる法律の期限によって一切れることが想定されると私は思っているのです。その段階で、財政の構造はどのように変わっていくと予測されていますか。そういう中長期的な財政構造の判断みたいなものはされておるのですか。これは総務部長ではないですか。

**○小橋川健二総務部長** 沖縄振興特別措置法が終了するところまでの財政推計は実はまだできておりませぬが、昨年度6月の4年間の中期財政の収支見通しがございます。ただ、沖縄振興特別措置法がどうなるかということは非常に想定がしづらいところであります。ただ、今の御質疑の中で国庫支出金の割合が高いというお話ですが、結果として、自主財源が低いという形になっております。

ちなみに申し上げますと、これは消費税の精算後の数字ですが、例えば自主財源の一番大きな部分を占めます地方税が沖縄県の場合は1045億円ございます。それが、例えば財政力指数が同じ0.3未満の長崎県、人口でも140万人ございます。大体我が県と人口規模は同じぐらい、そこが1115億円です。ほかの県につきましても、人口もかなり少ないですが、例えば秋田県が100万人、和歌山県も100万人、それぞれの地方税が931億円とか892億円、絶対額で言うと、沖縄県の税収はそんなに低いものではないと思っています。国庫支出金が多いので、結果として割合が低いということになります。

それで、今後の財政運営をどうしていくかということだと思っておりますが、まず今あります国庫支出金、中でも沖縄振興一括交付金がございます。それから、地方交付税は最大限確保しないといけないと思っています。こういう財源を使うことによって、産業振興でありますとか、あるいは子育ての充実をする中で働きやすい環境をつくるといったことで、経済のパイを大きくして行って結果として税収をふやしていく、それが自主財源の増加につながる。

今、私が思っているのは、割合を上げることももちろんですが、やはり自主財源、特に県税の絶対額をふやしていく営みが非常に重要ではないかと思っています。そういう意味では、沖縄振興特別措置法の期限が切れますあと7年をターゲットに、こういった取り組みを加速させていこうという財政運営を今やっておるつもりでございます。

**○翁長政俊委員** 今の説明を聞きますと、私の認識では、九州、全国平均からしても、自主財源は極めて低い、下回っているという認識を持っているのですが、脆弱な財政構造は依然として続いている。しかし、今の総務部長の説明では、低い県を事例として出したのかどうかわかりませぬが、実態、全国平均からしてみても、いわゆる自主財源の脆弱さというものは依然として続いているのではないですか。

**○小橋川健二総務部長** それはそのとおりです。私が申し上げましたのは、地方交付税の算定をする際

に、いわゆる財政力で都道府県の団体をグループ分けしておりますが、AからEまであります。Eグループは財政力指数が0.3未満の県で10県ほどございます。これが、私が先ほど申し上げました長崎県ですとか和歌山県でございます。ですから、全国の中では当然低い。それから、九州の中でもやはり低い。ですが、こういうEの中では、絶対額から言うとそれほどではない。ですから、まだまだ頑張る余地がありますという意味でございます。

○翁長政俊委員 当然のこととして、自主財源を確保していくことは重要なことですし、その対策も随時やっていかなくてはいけないと思っておりますが、将来の税収増につながるような環境整備をどう図っていくかは、近々の大変重要な課題だと思っております。これは具体的にどういうことをなさっておられるのですか。

○小橋川健二総務部長 例えば、今、沖縄振興一括交付金を活用して産業振興施策、中でもリーディング産業である観光施策は、もちろん沖縄振興一括交付金だけではなくて、着陸料ですとか航空機燃料税、さまざまな制度がまた重層的に行われている結果でもあると思っておりますが、過去最高を記録した。それから、今クラウドデータセンターでありますとか航空機整備場、ロジスティクスセンター、それから国際物流についても、那覇空港は貨物の取り扱い量が日本で3位になっております。そういう重層的な取り組みの中で雇用をふやし、賃金をふやし、所得をふやし、経済を大きくしていく、これが最終的には県財政の持続的な運営を可能にする、そういう取り組みをしているつもりでございます。

○翁長政俊委員 当然、沖縄21世紀ビジョンを含めて、いわゆる経済成長を創出していくことが自主財源確保を図っていく上で大変重要なことだと思っておりますし、特に産業の創出、県民所得の向上といった税収向上を図る対策は、沖縄21世紀ビジョン実施計画の中でも年次目標を持ってやっていただいているものと思っております。

もう一つ、税収機会の拡大というものがあります。平成25年度は収納率がこれまでの最高を達成したのですか。

○佐次田薫税務課長 平成25年度の県税収納率は97.3%で、復帰以後最高値を記録したということでございます。

○翁長政俊委員 今後、納税機会を上げていくことは重要なことで引き続き頑張っていただきたいと思っておりますし、さらにはワーキングチームをつ

くって新税の導入が検討されたと思っておりますが、その結果どう展開されているのですか。

○小橋川健二総務部長 新たな税の導入については、平成22年に沖縄県法定外目的税制度協議会を部長クラスで組織しております。この協議会を設置し、その下に幹事会、それからワーキンググループを置きまして、ワーキンググループにおいて合計25回ほど検討会議を持ちました。そこの結果を踏まえて、租税法ですとか観光行政、それから環境行政にすぐれた識見を有する委員で構成いたします専門家委員会をつくって、その中で施行する場合におけるいろいろな課題などについて議論をしていただきました。あわせて、この専門家委員会が、ホテルでありますとか航空、それからレンタカーなど、関係事業者の意見も聴取しております。その結果として、専門家委員会から意見を出されまして、再度協議会を開きまして、最終の報告として取りまとめております。

その内容として簡単に申し上げますと、まず3つの税が検討されました。まず入域税ですが、これは既に県内で3村、伊江村、伊是名村とか伊平屋村などで実施をされていることから、二重課税に当たるのではないかというような懸念が示されました。2番目のレンタカー税でございますが、これは税収と徴税経費の関係で、費用対効果の観点から問題があるのではないかということ。3つ目が宿泊税でございますが、これは制度設計上の問題はない、税収の用途などからも、税目として適当であるという専門家の意見もございました。ただ、その際に付言しまして、導入に当たっては観光産業に与える影響などを十分に考慮して判断するのが適当であるといったような意見がございました。

その結果、私どもが最終的に現時点で考えておりますのは、この新たな税の導入につきましては、これはヒアリングをした結果なども踏まえてのことですが、観光関連産業への影響、それから消費税が8%に引き上げられたということもございます。それから、検討を始めた後に、例えば沖縄振興一括交付金の導入があったり環境変化もございまして、現在、直ちに導入することは非常に厳しいのではなかろうかと思っております。ただ、先ほど来財源の話も議論がございまして、多様化する行政需要に対応するには、やはり新たな税財源が必要だと思っております。そういう意味でも、今は引き続き3税を含めて新たな税の導入については、時期も含めて検討していこうという状況でございます。

○翁長政俊委員 確かに消費税の8%は、ことさらに10%まで引き上げるかどうか安倍内閣で検討がされているところですが、いずれにしろ、こういった新税の導入については、先進県もあることですし、いわゆる新税導入の環境整備という意味においては、外的要素でチェックすれば、なかなか導入しにくいという環境は、そんなに大きな変化があるということとは期待できないだろうと思うのです。ある意味、どこかで踏み切っていくことになるでしょうし、法定外目的税制度協議会の最終報告で出されたものをどう活用し、生かしていくかは、執行機関の中で判断する必要があると私は思っているのです。ひいては、いわゆる入域税を取るとするのであれば、それが沖縄の新たな一つの観光資源を生み出すものに活用ができる、こういったものに用途を限定していけば、私はもっといい形で新たな成果が生み出せるのではないかという期待感を持っているのですが、ここは、県の執行部の皆様方との話し合いは、どうなっているのですか。

○小橋川健二総務部長 これについては、私と観光担当の部長、それから環境担当の部長で議論をして、先ほどのようなお答えをいたしました。もちろんこれは現時点で直ちに導入するのは厳しいのではないかとことを申し上げているだけで、これまで検討してきた結果は当然次への発射台だと思っておりますので、これは引き続き導入時期も含めて模索をしていくという営みをこれからも続けていきたいと思っております。

○翁長政俊委員 次に歳出についてですが、平成25年度の決算で投資的経費の増額があったという決算の報告がありますが、県経済にどのように生かされて、どういう成果が生まれたのかは検証されていますか。

○渡嘉敷道夫財政課長 平成24年度から沖縄振興一括交付金が創設されまして、その沖縄振興一括交付金を活用した事業は積極的に展開しているところがございます。沖縄振興一括交付金を活用したことと、そのほかに特区制度や企業への税制上の優遇措置なども含めまして、各施策を総合的に取り組んでいるところがございます。沖縄振興一括交付金だけの税収への影響額というものは算定することがなかなか難しいのですが、総合的な取り組みにより各方面で成果が上がっていると考えております。内閣府沖縄総合事務局や日本銀行那覇支店などによります景況判断におきましても、観光需要等を背景に個人消費が堅調に推移しているほか、全体として拡大基調

にあるという結果が出されております。

また、平成26年3月に公表した県経済の見直しにおきましても、県内総生産の増加を見込んでおきまして、経済成長に伴い、県税収入も増加していくものと考えております。引き続き、安定的な自主財源の涵養を図るために、産業振興施策等に沖縄振興一括交付金等を活用しながら重点的に取り組むこととしたいと考えております。

○翁長政俊委員 これは限られた予算ですから、選択と集中の中で、いわゆる投資的経費に増額していくという方向性がきちんと定まれば、その効果がどうなのかはきちんと検証する必要があります。そうでないと、費用対効果という意味で問題が出るのです。そこは、もう少ししっかりと追跡調査ができるようにしていただきたいと思っております。

それと、同じく歳出なのですが、公債費の増額が懸念されているのが1つと、県債残高もいわゆる財政硬直化の一つにつながっていくと思っております。今後の財政運営の見直し、さらには財政負担を抑制していく必要もあると思っておりますが、そこについて伺いたいと思っております。

○渡嘉敷道夫財政課長 まず、沖縄振興一括交付金を活用しました事業につきましては、その裏負担の2分の1につきましては普通交付税措置をされるということで、その影響額は限定的であると考えております。

また、今後の財政運営につきましては、第7次沖縄県行財政改革プランに基づく歳入歳出両面の見直し、それから、新たに得られる財源や沖縄振興一括交付金等を効果的に活用して、将来の税収につながる施策に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、委員御指摘の今後の増加が見込まれます公債費や県債残高に対応するため、国の経済対策や地方財政対策等に係る県債を除くいわゆる通常債につきましては、発行を抑制していくということで考えております。それとともに、収支状況を踏まえた繰り上げ償還等を機動的に行いまして、県債残高を減らしていくことで将来の財政負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

○翁長政俊委員 次に、知事公室、主要施策の成果に関する報告書の3ページ、基地対策、さらに4ページの普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策事業についてお聞きしたいのですが、知事が国に求めた普天間飛行場の5年以内の運用停止、早期返還についての進捗を教えてください。どういう状況になっ

ていますか。

**○又吉進知事公室長** 経緯から申し上げますと、昨年12月17日の沖縄政策協議会におきまして、知事は、協議会の場で県が求める4項目、普天間飛行場の5年以内の運用停止を含む4項目を要望したわけでございます。12月25日に、総理大臣から、できることは全てやるという回答をいただきまして、改めて本年2月10日に運用停止を要請し、さらにその後、普天間飛行場危険性除去の推進会議—普天間飛行場負担軽減推進会議というものが2月18日に設置されました。以降、推進会議は、官房長官が座長になりまして各大臣が参加しておりますが、この推進会議が2回、さらに官房副長官を座長といたしまして各省の局長級が参加、あるいは県の副知事と宜野湾市の副市長が参加する作業部会が5回という形で議論されております。

現在の進捗状況ですが、具体的な取り組みについてこの推進会議並びに作業部会で議論されているわけですが、今まである程度議論の俎上に上ったものといたしまして、まず外来ジェット機がやはり大変負担であるという宜野湾市からの声を踏まえまして、小野寺前防衛大臣から国防長官に申し入れを行いまして、日米両政府で考えていくということを表明していただいております。また、KC130空中給油機の移駐につきましては、8月末までに完了したということでございます。キャンプ・キンザーの7年以内の返還につきましては、防衛省の中に牧港補給地区返還推進チームが設置されて…。

**○山内末子委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、翁長委員から現状での普天間飛行場の機能移転の状況について答弁するよう指摘がされた。)

**○山内末子委員長** 再開いたします。

又吉進知事公室長。

**○又吉進知事公室長** 現在しっかり見えていることは、KC130空中給油機15機の山口県岩国市への移転ということになります。

**○翁長政俊委員** これから先、この推進会議の中で、可能性があつてこういった成果が見込めるということ報告できるものはないですか。

**○又吉進知事公室長** 確かに現在作業中で、政府と県の要望を踏まえて処理していただきたいということ強く申し上げております。ただ、一つ一つが米軍の運用に絡むということで簡単ではありませんが、例えば先ほどの外来機の問題、オスプレイの県

外移転、最終的にはオスプレイを県の外に出していただくという問題、それから、宜野湾市から最も要望のある夜間飛行訓練の件につきましては、強く申し上げて一定の成果を求めている状況でございます。

**○翁長政俊委員** 次に、牧港補給地区はどうなっていますか。

**○又吉進知事公室長** キャンプ・キンザーの7年以内の返還につきましては、防衛省に牧港補給地区返還推進チームというものができております。この4月に、陸軍倉庫の移設先であるトリイ通信施設のマスタープランが日米合同委員会で承認されております。防衛省において、海兵隊のマスタープラン作成を日本側から支援する、移設先の施設配置検討業務というものが締結されておまして、現在検討中ということでございます。また、移設先とされます読谷村、あるいは沖縄市との調整も始まっていると聞いております。

**○翁長政俊委員** 牧港補給地区の一部の倉庫群を嘉手納弾薬庫知花地区に移すという計画が今進んでいますが、それほどどこまで進捗していますか。

**○又吉進知事公室長** このマスタープランに基づきまして、今、防衛省から沖縄市長に対して説明が行われていて、沖縄市の中で現在それを検討しているという段階であると聞いております。

**○翁長政俊委員** いずれにしろ、目に見える形で嘉手納飛行場以南の基地の返還を着実に実施していくという意味においては、牧港補給地区の一部にしろ沖縄県の道路事情の大動脈である国道58号沿いにあつて、非常に経済性の高い地域である。そこを勘案すると、知花地区に移設できるものがあれば移設していく、そのことによって今使われている基地が返還されてくる。そういう意味では、整理縮小という方向性で一つの解決策を見出していけないと、沖縄県の基地の削減はなかなかうまくいかないだろうと感じていますが、知事公室長はどう思われますか。

**○又吉進知事公室長** 全く委員の御指摘のとおりでございます。沖縄県の基地の整理縮小といったものを求めておるわけですが、今米側から出されておりますマスタープランにおきましては、所用の施設をキャンプ瑞慶覧、あるいは知花地区等に移設する。ただ、県といたしましては、その際にもしっかりと移設先となる市町村にも十分説明をして、くれぐれも基地負担の増という形にならないようにということ強く申し入れているわけでございます。

**○翁長政俊委員** 政治的立場から言うと、即時全面

撤去というような言い方もありますが、行政側としては、より現実的に今の負担の軽減を確実に実施していく。そして、年次的にでもいい、確実に基地の削減が、そういう方向で沖縄の基地負担が減っていくという手法も、行政側としては推進していく重要な沖縄県の基地政策の大きな方向性だろうと私は思っていますので、ぜひそこは、今、知事が求めている4項目については、少なからず実施できていくような環境を整えていただいて頑張ってもらいたいと思っております。

○山内末子委員長 照屋大河委員。

○照屋大河委員 主要施策の成果に関する報告書のうち、公安委員会の部分についてまず伺いたいと思います。285ページ、少年非行防止対策の推進という事業がありますが、事業の目的・内容の中に、本県の刑法犯少年の検挙・補導人員は、平成17年をピークに減少傾向にあるものの、全国と比較すると、再犯者率・共犯率が高い状況にあるということが今示されています。そして、深夜徘徊、飲酒、喫煙等の不良行為で補導された少年も高い状況で推移していると示されていますが、沖縄県の子供たちを取り巻く環境の実態をどのようにごらんになっているのか、決算の中から伺いたいと思います。

○加藤達也警察本部長 本日は警察本部の各部長が出席しておりますので、お許しをいただきまして、御質疑につきましてはそれぞれ所管の部長から答弁をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○親川啓和生活安全部長 平成25年中、県内における窃盗、傷害等の刑法犯で検挙、補導された少年は1315名で、前年同期と比較しますと225名、20.6%増加しております。飲酒や深夜徘徊等の不良行為で補導された少年は5万9695名で、前年同期と比較しますと1万8808名、46.0%増加しております。県警察におきましては、少年の非行を防止するため街頭補導活動を一層強化するとともに、関係機関、団体や少年警察ボランティア等と連携した立ち直り支援や居場所づくり等を行っているところであります。県警察といたしましては、今後とも関係機関、団体や少年警察ボランティア等との連携を強化し、より効果的な少年の非行防止及び健全育成活動を推進していく所存であります。

○照屋大河委員 前年と比較して、それぞれ増加している。46%という数字は少し驚きました。そういう意味で、この事業の内容が示されていますが、大学生少年サポーター、少年補導員の活用ということ

で、決算で謝金も出ています。この中身について伺いたいと思います。

○親川啓和生活安全部長 大学生少年サポーターの活動状況、事業内容についてお答えします。

県警察におきましては、平成15年から問題行動のある少年に対しての学習支援活動や居場所づくり活動を行うことを目的とした大学生少年サポーター制度を実施しております。平成25年度は、警察本部長から県内各大学113名、平成26年度75名を大学生少年サポーターとして委嘱し、各種支援活動を推進しております。大学生少年サポーターの活動としましては、警察官や少年補導職員と連携した繁華街や公園などのたまり場における街頭補導活動への参加、非行防止教室や薬物乱用防止教室への参加、居場所づくり、立ち直り支援活動への参加、学校へ出向いての学習支援活動などを行っております。平成25年度の事業としては、大学生少年サポーターの活動については約27万円、1日の活動440円、1カ月10回を上限とする報奨金を執行しております。県警察といたしましては、今後とも大学生少年サポーター制度を積極的に活用し、より効果的な少年の非行防止及び健全育成活動を推進する所存でございます。

○照屋大河委員 1日440円、当初の報告にもありましたが、増加傾向にある中、大学生のサポーターを活用していこうといった県警察の皆さんの目的がありますね。それに対して、このサポーターの活用を強化していこうという答弁だったと思うのですが、効果が発揮されていると実感されているのか。それから、440円という日当、謝礼に対して、ことは募集人員が113名でした。そういう意味で、応募が足りないのか、足りているのか、どのように皆さんが考えられているのかについて伺いたいと思います。

○親川啓和生活安全部長 大学生については、少年と年齢が近いことから、問題を抱えている児童・生徒にとって、周囲の大人や先生よりも親しみやすい、相談しやすいという面があります。委嘱を受けている大学生少年サポーターについては、少年の特性に理解と熱意を持っており、クラブ活動等を通じて培った趣味や特技を生かして、スポーツや伝統芸能活動の支援や、授業についていけない生徒に対する学習支援活動等を積極的に推進しているところであります。ちなみに、平成25年度は高等学校進学を希望する中学校生徒に対する学習支援を実施した結果、80名の生徒が高等学校を受験し、52名が高等学校に合格、合格率は65%とするなど、学校関係者か

らも高い評価を得ております。日当については440円ということですが、趣旨がボランティアということもありまして、現在440円で実施しているところでもあります。

**○照屋大河委員** 今、答弁があったように、年齢が近いという意味では、多感な子供たちに対して大きな効果を与えたいと思いますので、さらなる事業の展開をお願いしたいと思うのですが、例えば地域では、PTAの人たちが街頭活動を一緒に協力したり、あるいは退職なさった教職員の皆さん、地域の先輩方が学習支援を行ったりということでもあります。先ほどの大学生少年サポーター113人の応募に対して、地域の割り振りは全県にわたって配置されているのか。例えば、学習指導をやっている、街頭補導をやっているという答弁があったのですが、こういう地域の実情、子供を抱える親としては、最近のこの中学校は非常に問題が多いぞとか、ことしの何々中学校は、ことしの何々小学校はとか、毎年毎年状況も違ってくると思うのです。そういう地域との連携というか実情把握は、どのような形で行われているのですか。

**○親川啓和生活安全部長** 大学生少年サポーターについては、地域の実情に応じてサポートをしている状況であります。県警察におきましては、少年警察ボランティアや関係機関と連携して、非行少年等の問題を抱えている少年を健全な状態へ導く立ち直り支援活動を行っております。これまで実施した主な立ち直り支援活動といたしましては、農業実習、社会奉仕活動、三線教室、ハーリーなどの体験活動を通じた支援活動、大学生少年サポーターによる学習支援活動、児童・生徒の規範意識の向上のための非行防止教室の拡充、保護者や少年に対する継続的な指導、助言などを推進しており、非行少年を生まない社会づくりの取り組みを強化しているところであります。

**○照屋大河委員** 子供たちについて、被害者にもさせない、加害者にもさせないという地域と連携した取り組みを今後ともお願いしたいと思います。

次に、292ページ、暴力団対策についての成果の資料から、現状について、取り締まりの状況がいろいろ数値で示されていますが、具体的に説明をいただきたいと思っております。

**○大城盛重刑事部長** 県内暴力団の現状と取り締まり状況についてお答えいたします。

平成26年9月末現在、県内の暴力団は指定暴力団旭琉会のみであり、その構成員は約470人でありま

す。平成4年の暴力団対策法施行時、県内には約1000人の暴力団構成員がおりましたが、これまでの暴力団の徹底した取り締まりと県民一体となった暴力団排除活動の推進により、現在半減している現状にあります。

平成25年の暴力団検挙人員については、159人を検挙しております。罪種別の内訳としましては、凶悪犯が3人、殺人未遂が1人、強盗致傷が2人、粗暴犯が54人、内訳は傷害致死で4人、傷害が21人、暴行が8人、恐喝等で21人、あと窃盗犯が13人、知能犯が44人、その内訳は詐欺が39人、横領が2人、偽造が3人、賭博の幫助ということで風俗犯が1人、あとはその他の刑法犯で13人、覚せい剤取締法違反が18人、その他の特別法犯が13人となっております。

暴力団は、組織の維持、拡大強化のため恐喝、覚醒剤の密売等の伝統的な資金獲得犯罪のほか、民事事案や企業活動への介入、風俗営業、飲食店等への経営関与とあらゆる分野に触手を伸ばしており、その手口を巧妙化させて資金源獲得活動を活発に行っております。今後とも、暴力団組織の維持運営を支える資金源犯罪の徹底した取り締まり、幹部及び組員の大量かつ反復検挙による長期隔離、社会が一体となった暴力団排除活動の推進等を重点に、暴力団総合対策を推進してまいります。

**○照屋大河委員** 293ページの図に示されていますが、先ほどもあったように平成2年から比較すると暴力団構成員の推移については半減だと、この5年間についても微減していると見ます。

一方、過去5年間における検挙状況は、5年間余り変わっていない。構成員が減っていけば検挙の数もどんどん減っていくという感覚を持つのですが、この点は取り締まりをさらに強化しているという結果なのか、この数字から見るとそのように感じるのですが、その点についてはいかがですか。

**○大城盛重刑事部長** 構成員は減っている状況にありますが、いろいろなあらゆる法令を駆使して、暴力団の取り締まりを強化しているところでございます。その結果だと考えております。

**○照屋大河委員** この中に中止命令発出状況というものがありますが、これについて説明をお願いします。

**○大城盛重刑事部長** 中止命令発出状況について、お答えいたします。

まず初めに、中止命令について御説明いたします。中止命令とは、指定暴力団の構成員らが暴力団の威力を示して金品や債務免除を要求したり、暴力団へ

の加入を強要した場合などに、暴力団対策法に基づいて発出される行政命令でございます。中止命令を発出することで、既に行われている暴力的要求行為をやめさせる、または今後行われる同じ行為を未然防止することができ、暴力団の資金源獲得活動を封じ、かつ被害者がこれ以上被害に遭わないようにすることができます。

次に、中止命令の発出状況について御説明いたします。県内の指定暴力団に対する中止命令の発出件数は、暴力団対策法施行の平成4年から平成26年9月末までの間に572件を発出しており、年平均では26件の発出となっております。平成25年中は26件発出しており、内訳といたしましては、用心棒料等を要求する行為が14件、54%で最も多く、ほかにみかじめ料要求行為2件、不当債務免除要求行為2件、不当債権取り立て行為1件、不当贈与要求行為1件、脱退妨害行為1件、加入勧誘行為1件、現場助勢行為4件となっております。当県の中止命令の発出件数は、九州において福岡県に次いで多い状況にあります。その理由といたしましては、指定暴力団の構成員が福岡県に次いで多いということでございます。あと、発出対象者が他県に比べて多いこと、また、暴力団の資金源封圧に大きな効果がある中止命令事案について、県警察が強力に取り組んできた結果だと考えております。今後とも、暴力団対策法を積極的に適用し、中止命令を発出するなど暴力団総合対策に努めてまいります。

**○照屋大河委員** この図で見ると、福岡県の人口と比較して見てしまうので、今説明を聞いて、指定暴力団が沖縄県にあるがゆえに、例えば大分県の1件とか、鹿児島県の2件とか、佐賀県の3件と比較した場合に非常に多く感じたものですから、特別な事情があるということで、今後、県警察としては市民の安心した生活を守るために、こういう不当な行動を許さないという決意、取り締まりが厳しくなると同時に、手口もインターネットでやってみたりとさまざまに発展、高度化していると聞くのですが、その辺の県警察の決意を最後に伺いたいと思います。

**○加藤達也警察本部長** ただいま委員御指摘のとおり、九州の中では福岡県に次いで沖縄県が暴力団の構成員数が多い状況になっております。先ほど刑事部長からも御説明申し上げましたように、ひところよりは半減してはいるのでありますが、まだまだ多い数であります。平たい言葉で言いますと、基本的にはこれだけの人数が暴力団として食っていけるということでありまして、これは警察として徹底的に

検挙することはもちろんであります、あわせて社会の中で彼らが資金を得る土壌というものを断っていく努力も必要かと思っております。これにつきましては、関係する企業、あるいは自治体等とも連携をいたしまして、暴力団排除活動を進め、暴力団を少しでも沖縄県から減らしていきたいと考えております。

**○照屋大河委員** 続いては、県政プラザが最近新聞にも大きく取り上げられています。この県政プラザについて伺いたいと思います。決算書の110ページ、(款)総務費(項)総務管理費(目)広報費の支出済額の中に含まれていると思うのですが、この費用に関して、あるいは広報の目的等について説明をいただきたいと思います。

**○金城敦広報交流課長** 沖縄県では、前に県政プラザをやっていたのですが、近年は予算の減少等がございまして、琉球新報社とタイアップして、このような県政特集というものを出版しております。これで、県政の計画や方針を具体的に解説した新聞紙面広報を行っております。

**○照屋大河委員** 今、琉球新報社とタイアップしてということだったのですが、予算はどうなっていますか。

**○金城敦広報交流課長** おおよその額なのですが、2012年までは100万円ぐらい県で負担しておりました。2013年は、県が記事の内容を提供して、琉球新報社に広告をとっていただいて、2013年一平成25年度に限っては県の負担はゼロでございます。

**○照屋大河委員** 平成25年度は県負担ゼロ、これは予算も計上されていなかった。あるいは平成24年度は100万円程度だったのか、その点についてもう少し詳しく。

**○又吉進知事公室長** 県政プラザは、10年以上前に県の予算をもって県政の広報活動の一環としてやっていた事業でございます。しかしながら、さまざまな予算の制約等がございまして、これをむしろメディア、マスコミ側、広告会社が提案するという形で、広告費で新聞に掲載する。その内容については、県が説明するという形でこの数年来ております。したがって、ことしは少し状況が変わったのですが、平成25年度まではそのような形でやっておった。したがって、予算の負担は極めて少なかったということでございます。

**○照屋大河委員** ことし、状況が変わった理由についてはいかがですか。

**○又吉進知事公室長** 御承知のように、県政プラザ



を平成26年度は3回掲載しております。広報の流れを御説明いたしますと、県の広報は年度末に次年度の広報計画というものを立てます。広報広聴連絡会議というもので各部局を集めまして、次年度のそれぞれの事業について必要な広報の計画を立てるわけでございます。その場合に、広報交流課が持っている広報予算の範囲内で、テレビ番組や県の広報紙といったものの計画を立てますが、さらにその場合、各部局、とりわけ企画部でありますとか商工労働部はそれぞれ広報の予算を持っておりまして、どういふところに重点を当てるかという議論をいたします。その上で広報計画を立てていくわけなのですが、本年度の場合は沖縄21世紀ビジョンの事業がある程度進みまして、そのビジョンに基づく事業の進捗状況でありますとか、今後の計画といったものをしっかりと広報する必要があるかというような議論になりました。

県の中で部門別の戦略会議というものができておりまして、企画部と知事公室は一つの企画部門というような位置づけになりまして、企画部と知事公室が十分調整をいたしまして、企画部が戦略、行政政策立案の立場から進めている沖縄21世紀ビジョンをしっかりと戦略的に広報していこうということが決まったのが今年度初めてでございます。それを踏まえまして、ならば県政プラザという名前を復活させた上で3回にわたって広報をしていこうという方針が決められたわけでございます。これが最終的に決まったのは6月ですが、その前の4月、5月と既決の企画部の予算も使いながら、実際に広報は知事公室が担当するという体制でやってきたということでございます。

**○照屋大河委員** いろいろ議論があった後、今年度初めにやったということなのですが、選挙前にこういう形をやっているのではないかという話が県民からあるわけです。先ほどからあるような県政プラザ、今回復活した新たな取り組みとなった県政プラザ、沖縄振興は新たなステージへと示されているのですが、これは仲井眞後援会事務所、沖縄21世紀ビジョンを実現する県民の会の資料なのですが、沖縄振興は新たなステージへとという全く同じような見出しで展開されているのです。

もう一度聞きますが、選挙前にこういう税金の使われ方は県民は非常に納得いかないと思うのですが、この件も踏まえて、改めて今回の取り組みについて伺いたいと思います。

**○又吉進知事公室長** まず、結論から申し上げます

と、この県政プラザの内容も含めまして、その時期は先ほど申し上げましたようにことし3回、しかも沖縄21世紀ビジョンの進捗を踏まえてやっていく。その時期については、これまで県が行っています広報活動の一環であると考えております。また、委員御指摘の内容の選挙との類似性につきましては、沖縄県は沖縄県が推進する沖縄21世紀ビジョン、さらにこれが新しい年度で、これから推進していくのだということで新たなステージにという用語を使っております。それを県庁外の団体がお使いになるということに対しては、特に私どもは規制をかけておりませんので、そういうこともあろうかと思いますが、いろいろ御意見はいただいております。

先般、海上ヘリ基地建設反対・平和と名護市政民主化を求める協議会の方が広報交流課に見えまして、いろいろそういう御意見も賜りました。また、御承知のように、新聞の論談で非常に批判をされたという情報も知っております。ただ、いずれにいたしましても、県といたしましては、これまで長年培われていた広報活動の範囲を全く逸脱するものではないと考えております。

**○照屋大河委員** 県庁外の団体に規制をかけていないということですが、この書かれ方は、先ほど私が言った仲井眞知事の後援会の責任なのでしょう。後援会の住所と番号が示されている資料です。県庁外の人に規制はかけていないというのですが、これはまた仲井眞知事はそれぞれの顔を持つのか、その辺についても県民にとっては疑問だと感じます。

それから、この中身ですが、そういう意味では県政プラザを模倣した、利用された資料だと捉えるのですか。先ほどの新たなステージという文言も含めてそれぞれのこまがあるのですが、そういう点も含めてもう一度聞きますが、戦略会議なるものが県庁内にあって、時期などを決定していった。これは誰が責任を持つのですか。知事の指示とか、あるいは戦略会議の長とか、そういう意味でこの時期にこのプラザを各部から予算を集めながら新たな取り組みとしてやった責任を明確にさせていただきたいと思えます。

**○山内末子委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から照屋委員に対し質疑内容の確認があり、所管事務に関する決算事項に留意するよう指示がされた。)

**○山内末子委員長** 再開いたします。

又吉進知事公室長。

**○又吉進知事公室長** 県広報といいますのは、県民

の負託を受けた知事を中心とした政策を県民に知らしめる、わかっただく、理解していただくという大きな目的がございます。なお、知事は政治家としての顔を持っておりませんが、私どもの広報におきましては、行政の広報であるという使命と自覚、さらに一定の抑制を持って常日ごろ行っているわけでごさいます、御指摘のような事実が仮にあったといたしましても、県といたしましては、県民の利益に資するような形で広報を心がけているということでごさいます。

**○照屋大河委員** 抑制があったかどうかということは、また県議会でさらに検証していかなければいけないだろうし、県民の評価もあると思いますが、今回の時期的な問題も含めて、県知事選挙前の突然な取り組みも含めて、非常に疑問があるということだけは申し上げて終わりたいと思います。

**○山内末子委員長** 高嶺善伸委員。

**○高嶺善伸委員** 台風19号は全国を縦断して大きな被害をもたらしたようであります。本県においても、けさの沖縄タイムスの報道を見ると、農林水産被害も含めて多額に上っているし、県民生活に与えた影響は大きいのではないかと考えております。被災された皆さんには、心からお見舞いを申し上げます。

県民生活への影響という意味では、避難勧告は新聞報道で21万人とありました。防災危機管理という意味で、知事公室長、今回の台風19号が県民生活へ与えた影響等々について、どのように把握しておられますか。

**○池田竹州防災危機管理課長** まず、台風19号の被害状況を御説明します。人的被害が26名、うち重症者が3名になっております。また、住家被害は半壊が1棟、一部損壊が4棟、そして床上浸水が1棟、床下浸水が4棟になっております。非住家の被害としましては、全壊が1棟、そして一部損壊が2棟、土砂崩れは全部で12件報告がございます。避難勧告は、委員からありましたが、最大6市町村で9万世帯余り、20万9814名に出されておりました。現在も、那覇市において3世帯7名の非難勧告が継続と聞いております。

避難者数につきましては、最大33市町村で752名、現在はゼロとなっております。台風は、暴風警報が発令されたのが約44時間、そして、実際に暴風域に入ったのが約35時間ということで、その間、停電等も相当発生しておりますし、飛行機の停止などもございまして、非常に大きな影響を与えたものと考えております。

**○高嶺善伸委員** 観光立県で台風常襲地帯でもありますし、県経済に与える影響も大きいですので、検証して災害に備えるように要望して、質疑に入りたいと思います。

まず、知事公室ですが、与那国島への自衛隊配備計画です。昨年の第7回県議会の代表質問において、私は地元の理解が十分ではない、強行配備は地元を混乱させているのではないかと質問いたしました。答弁は、配備に当たっては政府において今後とも地元の理解と協力を得るよう最大限の努力をすべきであると考えているという答弁でございました。今、この配備計画の内容と進捗状況はどうなっていますか。

**○又吉進知事公室長** 県の把握しているところによりますと、昨年6月、与那国町議会において、町有地の土地賃貸借契約が承認され、また、3月末までに、与那国町と沖縄防衛局との間で町有地に賃貸借契約と損失補償契約が締結されております。4月19日には、小野寺防衛大臣が来県されまして、この与那国島の沿岸監視部隊配置に伴う造成工事の起工式が行われております。

防衛省におきましては、平成27年度末の部隊の設置等に向けて、沿岸監視装置の取得並びに駐屯地建設に必要な各種施設の設計及び敷地維持の造成工事等が実施されていると聞いております。与那国町長とは、私も何度か断続的にお話をしてお考えを伺っております。引き続き、県といたしましては町のお考えも聞きながら、進捗については注視してまいりたいと考えております。

**○高嶺善伸委員** 地元の理解という場合の地元とは何を指すかということもありますが、町長とはお話しされているようです。住民はまだ根強く不安に思っていて、理解と協力が得られているような状況ではないと思っているのですが、県の認識はどうですか。

**○又吉進知事公室長** 町議会で、町道の廃止案でありますとか給水設備に係る補正予算案が否決されていることは報道等で承知しております。ただ、この決定自体が地元にもどのような影響を与えるのか情報収集を行っておりますし、基本は今、委員がおっしゃったように地元にも理解と協力を得るよう、最大限の説明を政府がなすべきだと思っております、引き続き、町との連絡をとってまいりたいということでごさいます。

**○高嶺善伸委員** 平成25年度にも町主催の説明会があったようですが、県もそのときは説明会に出てお

られるのですか。

○又吉進知事公室長 県は参加しておりません。

○高嶺善伸委員 それで、県がどうかかわり合うかについては非常に難しいところがある気はしますが、知事公室には、自衛隊基地関係の情報を収集し、県民といろいろな協議をするための担当もちゃんと置かれていますし、その辺からお聞きしておきたいと思います。今、一番の不安は、反対の意向があってもそのまま強行するのかということにあって、県議会は、いや、ノーだと、まず先に理解と協力を求めるべきだということで議決になったと思うのです。そういう意味では、まだ十分地元との理解が得られていないということになって、町道の廃止とか給水施設の配備ができなくなれば計画自体前に進まないわけです。そういうことで、県は、この件に対してどのようにかわり合うのですか。

○又吉進知事公室長 再三申し上げておりますが、やはり町の意向といったもの、私も町長といろいろお話をしていますが、委員がおっしゃるように説明が完全に尽くされているかということに関しましては、町長自身もまだまだ説明が必要だとおっしゃっております。したがって、これは町の意向も受けて、側面から住民の不安を取り除くような説明をするように、これは県からも国に働きかけたいと思っております。

○高嶺善伸委員 先日、公共交通ネットワーク特別委員会で与那国町に行ったときに、久部良の背後に設置される予定のレーダーの予定地を見たのですが、集落から180メートルと本当に近いところにある。この前の県議会でも私は質問を申し上げましたが、総務省の電波法の第30条で安全は担保されているというような答弁でしたが、与那国町の住民は、公開質問状や説明会を開いてもらいたいという再三の要望があるのですが、沖縄防衛局は、この前の10月1日の記者との懇談会で、その予定はないと冷たいのです。

そこで、やはり県民生活、県民を守るということでは、こういう不安に思っている住民の皆さんに、皆さんが担保できる安全性についてもきちんと説明をし、補完して、同席しながら住民の悩みとか要望、不安を聞くことも大事ではないかと思っております。特に皆さんが言っていた電波法の第30条は、発熱症状、急性症状の場合を想定した基準であって、今、住民は慢性症状、発熱を伴わない電磁波の影響について非常に懸念しているわけです。だから、説明会は電波法第30条だけではなく、慢性症状に対す

る不安をどう払拭するかということが大事なのです。その辺について、電波法第30条は私は限定的だと思うのだが、今、日本弁護士連合会なども予防原則の適用であるとか世界的に慢性症状に対する新たな基準を設けるべきだという動きになっているのです。日本だけがこれをしていない。その辺について、県の認識はどうですか。

○又吉進知事公室長 今、委員が御指摘になった電波法第30条に健康との関連がいろいろ記載されております。また、それはそれとして、有権解釈というか、説明責任は政府にあると思いますが、いろいろな電波源、レーダーに限らず、携帯電話の基地局もありますとか、そういうものに対する健康への懸念がいろいろなところで指摘されている。

いずれにしても、政府は一つ一つの住民の不安に対してきちんと納得がいくまで説明をする必要がある。その努力が現時点で十分かということ、まだまだ努力をしていただく必要があるだろうということで、県といたしましては十分な説明をするように今後求めてまいります。

○高嶺善伸委員 昨年から予算が執行されて、この前、現場も見たら、造成工事に入っているのです。その配備計画地にある町道の廃止ができなくなったらどうなるかとか、あるいはあそこへの簡易水道の布設ができなくなったらどうなるかとか、いろいろな課題を町も抱え、また国も抱えていると思うのです。一方では、こういうレーダーに対する不安をどう払拭するかという理解を求めるための努力も必要ですが、先ほど知事公室長がおっしゃっているように、国にも働きかけてぜひ説明会を丁寧にやって、議会も執行部も、地方自治体がこの問題にどう向き合うかということをやっていくことが離島振興であるとか、あるいはまた県民生活を守るという意味で大事ではないかと思っております。予算執行との兼ね合いがありますので、ぜひ早いうちに町や国と連携をとって説明会を開催できるように取り組んでくれませんか。

○又吉進知事公室長 どういう形になるか、私どもから形式まで求めることはありません。しかしながら、早い時期に委員の御指摘のように政府から住民に対して説明を行うということは県としても申し入れてまいりたいと思っております。

○高嶺善伸委員 日本の電磁波の健康に対する基準値が世界的にいかに緩過ぎるかということをいろいろな文献を見ると感じました。それは1990年という古い年代につくられた日本の基準値ですので、ぜひ

最近の動向を見ながら県も対応していくべきだと思うのだが、電波法による電磁波の健康障害、不安については、県はどこが担当部署になるのですか。

○又吉進知事公室長 直接それが健康被害等につながるということであれば、環境部で所管することになるかと思えます。ただ、電波源が産業部門なのか、あるいは基地から発生しているのかといった形で、その状況についてはいろいろ起こり得る事態に応じて対応いたしますが、基本的に環境の問題になるのではないかと考えております。

○高嶺善伸委員 それでは、公安委員会に質疑させていただきます。

警察の管理活動費、いろいろと関連してくると思うのですが、離島における運転免許更新の出張実施については、以前は大変不便をかこっておりましたが、今は月2回ぐらいで臨機応変に回数をふやしたりして、かなり改善されているという報告を聞いて大変心強く思っております。

ただ、免許更新の施設、安全運転学校、なぜ警察署を改築するときこれまでやらなかったかという意見があるのです。宮古、八重山は安全運転学校が取り残されております。先日、私も免許更新で行ったら、例えば八重山の安全運転学校は車もとめられない、駐車場が狭いのです。講習を受ける2階はプレハブづくりで、バリアフリーも全く配慮されていない。これでは警察行政としてどうかという気がしました。そこで、安全運転学校に関する老朽化とか狭隘化に対する認識、バリアフリーを今後どうするつもりなのか、その辺について協議をしていないのか、お聞かせください。

○幡谷賢治警務部長 安全運転学校の八重山分校につきましては、昭和55年7月に建設されたものでありまして、築約34年が経過した施設であります。現在、同校を含めまして県有の警察施設で築30年を経過している施設が90施設ございます。警察施設の関係ですが、建てかえにつきましては築30年以上の施設で老朽化ですとか狭隘化、その他の諸事情を総合的に勘案して建てかえの整備を行っているところであります。同校につきましても、老朽化ですとか狭隘化、移転先など、その他の事情を総合的に勘案して検討してまいりたいと考えているところでございます。

○高嶺善伸委員 ちなみに、国庫補助があるのであれば、それにあわせていろいろな対応もしないといけないのですが、こういう施設の場合の財源はどうなりますか。

○幡谷賢治警務部長 運転免許関係の施設ですが、警察法第37条第3項、警察法施行令第3条による国庫補助の対象施設には該当しないということで全額県費の負担となるものであります。

○高嶺善伸委員 そうすると、34年経過して老朽化しているにもかかわらず、財源の手当てのめどがつかないので、なかなか建てかえの計画が進まないということなのですか。

○幡谷賢治警務部長 先ほど申し上げたとおり、30年以上の施設が90ありますし、35年以上経過した施設も21施設あるということで、それぞれの施設につきまして老朽化のぐあいですとか、狭隘化のぐあいですとか、いろいろな事情を勘案した上で検討してまいるところでございます。

○高嶺善伸委員 こちらには総務部長もいらっしゃるので、こういう財政需要もあります、離島の安全運転学校も県民の安全を守るために必要な施設でありますので、財源となると財政側の顔を見ながらということになります、検討していったほうがいいと思います。というのは、今、石垣空港ができたことによって旧空港跡地利用が協議されていますので、そこは広々とした敷地の確保ができるのです。そういうことで、警察本部長、これは最終的に聞きしておきましょう。空港跡地利用、そこに県民の利便性を確保した安全運転学校をつくっていく、そして財政当局とも相談して財源を確保していくという取り組みを始められたらどうですか。

○加藤達也警察本部長 八重山分校の建てかえの話につきましては、今、警務部長からも御説明申し上げましたとおりでありまして、老朽化した施設もほかにもたくさんございまして、その中でどう進めていくかということを経営的に検討していかなければならないと思っております。この分校を建てかえる際に、今御指摘のありました旧石垣空港跡地の利用ということでありますが、移転建てかえの際には、その案も含めて利用者の利便性も考慮しながら移転先等を検討してまいりたいと考えております。

○高嶺善伸委員 せっかくだので、小橋川総務部長、今の質疑と答弁を聞いて一言お願いします。

○小橋川健二総務部長 90あるという話を私は今初めてお聞きしましたが、限られた予算でございますので、当然優先順位をつけながら警察本部の中で検討されていくものだと思います。私どもは、まとまったお話があれば、当然安全安心、あるいは離島住民の利便性の確保といった観点から適切に対応していきたいと思っております。

○高嶺善伸委員 よろしく申し上げます。

次に海難防止ですが、観光立県で事件・事故に遭うと嫌な思い出になる。ところが、マスコミ報道では、今、非常に事件・事故が多いようですが、マリンスポーツやレジャー等の事故の状況、対策についてお聞かせください。

○親川啓和生活安全部長 平成26年9月末現在、水難事故は51件発生、前年同期比プラス4件、25名、前年同期比プラス3名の方が亡くなっております。そのうち、観光客の事故につきましては23件発生、前年同期比でプラス3件です。10名の方が亡くなっております。これも前年同期比でプラス1名となっております。観光客の事故につきましては、シュノーケリング中の事故が11件、これも前年同期比プラス5件と最も多く、7名の方が亡くなっております。これも死亡がプラス3名です。次に多いのが遊泳中の事故で6件、前年同期比プラス2件発生し、3名の方が亡くなっております。遊泳中の事故につきましては、前年と比較してプラス・マイナス・ゼロであります。事故原因につきましては、シュノーケリング中の事故については機材のふなれが原因と思われる事故、遊泳中の事故では流されたり深みにはまったりしたことが原因で溺れる事故などが挙げられます。

次に、マリンスポーツ業者等に対する対応につきましては、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定に照らし、事業届け出時や立ち入りの際にガイドダイバーや水難救助員の配置、潜水具の点検などについて指導を実施しており、飲酒している客や体調不良の客についても潜水や遊泳をさせないよう指導しております。また、マリンスポーツ業者等のうち、安全対策が公安委員会規則で定められる基準に適合している業者等につきましては、公安委員会が1年を超えない範囲で期間を定めて安全対策優良海域レジャー提供業者として指定しております。指定状況につきましては、1787業者中129業者が指定されており、内訳につきましては海水浴場が63業者中7業者、プレジャーボート提供業が787業者中48業者、潜水業が928業者中74業者指定されております。観光客に対する事故防止対策につきましては、水難事故防止ポスターや標語を空港、ホテル、観光地等へ掲示しているほか、海上保安庁等の関係機関と連携して、空港や離島桟橋等におけるチラシの配布、海浜経路による海水浴場での呼びかけなどを行っております。

○高嶺善伸委員 県内で海域レジャー業者が1787業

者もいて、その安全管理の指導の窓口になりますので、ただ、優良標示を受けたのは129業者しかないというのは、わずか1割に満たないですね。これは事故の再発防止をするためには、条例の趣旨を啓蒙して対象となる交付件数をふやして連携していくことが必要ではないですか、今後の取り組みをお聞かせください。

○親川啓和生活安全部長 安全対策優良海域レジャー提供業者につきましては、業者からの要請に基づいて立ち入りをして確認して指定しております。委員おっしゃるように、今後、1787業者にも呼びかけてしっかり対策をやった上で優良事業者としての指定の要請を県警察に行くよう指導してまいりたいと考えております。

○山内末子委員長 休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後1時32分再開

○山内末子委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 まず、知事公室長、歳入歳出決算説明資料の2ページ、広報費です。県の新聞を使った広報は、どういう種類がありますか。

○金城敦広報交流課長 新聞紙面を使った広報につきましては、県政プラザと県民サロンがございます。

○玉城義和委員 2種類の違いといいますか、何を目的にしているかということです。

○金城敦広報交流課長 県政プラザは、県の主要施策やプロジェクト等に関して、県の計画や方針等を具体的に解説し、時には問題提起をして、県民の理解と協力等を得るための広報となっております。また、これに対して県民サロンは、県が実施する行事や職員採用等の募集、俗に言う告知、お知らせが主体となっている広報となっております。

○玉城義和委員 県政プラザについては、この5年以内で言うと、どういうことが出ているのでしょうか。どういう中身で広報していますか。

○金城敦広報交流課長 県政を特集する新聞広報は、先ほど御説明申し上げた琉球新報社とタイアップした県政特集というもので実施しております。県政プラザは実施しておりません。

○玉城義和委員 県政プラザについては、この5年間で一遍も出していないということですか。

○金城敦広報交流課長 はい、そのとおりでございます。

○玉城義和委員 先ほども照屋大河委員からありま

したが、この数年間、5年間、6年間出していないということのようですが、今回、平成26年度は出て、選挙前でもあって県民からは非常にいろいろな声が上がっているわけです。これまで出さなかった、去年も出していないということに鑑みて、特に今回出した理由は何ですか。

**○又吉進知事公室長** そもそもの話から少しさせていただきますと、県広報というのは年次計画をつくりまして、各部局、そして広報交流課が主体となっていくものがございます。県政プラザについては、これまで新聞社の企画、県政特集ということで書いていたわけですが、平成26年度は年度当初に部門別の戦略会議というのがございまして、企画部と知事公室が主になりまして、沖縄21世紀ビジョンの3年目であって、さまざまな沖縄振興一括交付金の事業が開始されている。さらに、基地負担軽減につきましても、基地負担軽減の推進会議が開催されるなど動きがあったという背景を踏まえまして、今年度は戦略的な広報を推進していく必要があるということで、年度当初から既決予算の範囲、部局が持っている広報の予算等も活用して、それを集約する形で3回に分けて広報してまいろうという形で、今年度しばらく中断していた県政プラザを復活させたということでございます。

**○玉城義和委員** 先ほどの答弁で決算特別委員会だからということもありましたので、これ以上深入りはしませんが、先ほども我々は知事公室長に抗議をしてきたわけでありまして。いずれにしても、この時局柄、県知事選挙を前にしているわけであって、仲井眞さんのパンフレットを見ても同じ写真が使われているし、要するに、沖縄振興予算のV字回復などという同じグラフで同じ文字が使われているので、私どもとしては極めて不適切、極めて政治的だと考えますし、県民からもそういう指摘がたくさん相次いでおります。公費を使ってこの時期に、まるで選挙に資するようなことを県がなさるということについて、私は極めて不適切であり、慎むべきことであつたと考えております。そこだけを指摘しておきたいと思っております。中身に入ることは控えなさいということでもありますので、これ以上中身には入りませんが、極めて不適切で、選挙を目前にして、明らかに特定候補の政策を並べたという感は拭えませんが、そこだけ指摘して次に移りたいと思っております。

総務部ですが、歳入歳出決算説明資料の14ページです。所有者不明土地管理特別会計というものがございまして、それについて説明をしていただきたい

と思っております。

**○照屋敦管財課長** 所有者不明土地の件ですが、所有者不明土地とは、終戦後、米軍が沖縄戦によって焼失した公図や公簿の再生を図るため、土地所有認定作業を行いまして、その作業の中で何らかの事情によって所有権申請のされなかった土地、土地証明書が受領されなかった土地または所有者が判明しなかった土地がありまして、それを県と市町村で管理しております。市町村は墓地とか神社、霊地、聖地、それ以外については県が管理しております。

**○玉城義和委員** 所有者不明土地の数は、わかるのですか。

**○照屋敦管財課長** 平成26年3月末現在の所有者不明の土地は、県管理の土地が1459筆、約72万4000平米、市町村管理の土地が1185筆、約8万1000平米、合計で2644筆、約80万5000平米となっております。

**○玉城義和委員** ヘクタールに直すと幾らになるのですか。

**○照屋敦管財課長** 80ヘクタールです。

**○玉城義和委員** 2644筆というのは、必ずしもそのまま人数にはならない、所有者にはならないわけですね。

**○照屋敦管財課長** 共有とかいろいろありますので、筆数で管理をしているところです。

**○玉城義和委員** これまで所有者が判明したというのは、どういうことになっていきますか。

**○照屋敦管財課長** これまで県では373筆、16万8000平米ほど、市町村管理では388筆、面積で言いますと3万7000平米ほど、トータルしますと761筆、20万600平米ほど返還してきております。

**○玉城義和委員** 所有者で言うとか何人ですか。

**○照屋敦管財課長** 筆数で管理しておりまして、所有者の人数は今把握しておりません。

**○山内末子委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、玉城委員から判明した所有者人数を答弁するよう指摘がされた。)

**○山内末子委員長** 再開いたします。

照屋敦管財課長。

**○照屋敦管財課長** 返還の実績については、相続とか裁判だとか、いろいろありまして、そういう人たちに今まで見つかって返還をしてきたということでございます。

**○山内末子委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、玉城委員から判明した地主の人数を答弁するよう指摘がされた。)

**○山内末子委員長** 再開いたします。

照屋敦管財課長。

○照屋敦管財課長 今現在、手元に資料がありません。集計などはまだしていません。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、玉城委員から土地にまつわる地主の数を答弁するよう指摘がされた。)

○山内末子委員長 再開いたします。

照屋敦管財課長。

○照屋敦管財課長 先ほどのように、死亡したとか相続とか、もろもろありまして、相続の人数は把握していませんが、土地の筆数でカウントしてまして、これが先ほど説明したように今まで累計で373筆返還してきたということです。

○玉城義和委員 非常に複雑ですね。今の法律で言えば、特別措置法だとか民法という話になるかもしれませんが、既存の法律で対応できるのですか。

○照屋敦管財課長 県では、平成22年に有識者を集めて沖縄県所有者不明土地検討委員会で問題点を議論していただきました。その中で今、委員のおっしゃったように、幾つかの点で既存の民法の適用とか沖縄の復帰に伴う復帰特別措置に関する法律の改正などによって問題が解決できないかという検討をしてきましたが、結果的には今の制度では無理とか極めて困難ということで、この委員会の中では新たな法律をつくって解決するのが望ましいということで結論が出ております。

○玉城義和委員 予算も相当かかっているわけですから、いつまでも同じことで引っ張っていくというのも余り知恵のない話なので、特別立法というのは可能性としてはあるのですか。

○小橋川健二総務部長 これは沖縄の復帰に伴う復帰特別措置に関する法律も改正をさせて、わざわざ附則で打ってもらったという経緯もございます。それから、必要な措置をとるといった文言についても、国との間では特別立法を指すというような共通の理解ができていると思います。

あとはスケジュール感ですが、国は測量等を入れて全筆調査して、なおかつ所有者の探索をする。この後に特別立法の検討をするというような話でしたが、先ほど申しましたように、もう70年になんなんとする、もうすぐ80年を迎えるかもしれません。そうしますと、ますます探索も困難になりますし、これが無主物ということで国庫に帰属するという事態にならないように、我々は調査を並行しながら、こういう特別立法のあり方も検討すべしということで、この間申し入れをしてまいりました。ここは一

定程度理解が得られていると思っておりますし、平成26年度までは調査費が約1億円の計上でしたが、平成27年度の概算要求ではほぼ2倍の2億円ということで、調査を加速させていこうという共通認識に立っております。そのほかに国、県、市町村でいろいろ課題を洗い出して共通認識を持とうというような協議会も既にもう昨年立ち上げて始まっておりますので、これは認識としては特別立法は間違いないと思っておりますし、スケジュール管理を早目早目に私達もこれが進むように、ぜひ働きかけ、促しをしていきたいと思っております。

○玉城義和委員 私は素人でよくわからないのですが、民法などで飛行機事故だとか海難事故で何年たったら死亡が確定するとか、あるいは拾得物だとか土地の放棄地というもの期限がありますね。何十年たっても放置されてそのままあられてこないというものは、そういうものの適用は難しいのですか。

○照屋敦管財課長 先ほど説明しました平成22年度の所有者不明土地検討委員会の中で、今、委員のおっしゃったように、無主物の国庫帰属制度というのがございます。これは民法第239条ですが、これにつきましては今、所有者不明の土地というのは、所有者は存在するが、その所有者が誰かわからない。それをもって無主物として扱って国に帰属するのは、有識者の中では、これは違うでしょうという結論が出ています。

また、先ほどおっしゃいました不在者財産管理制度の一相続人の不在者財産管理制度につきましても、対象者の氏名だとか誰かというのが既にわかっているということが前提になった制度でありますので、これも適用ができないだろう。もう一つの失踪宣告制度についても、どなたが死亡したかというのも氏名とかそういうものが全部特定されている。今回の所有者不明のものは、誰かわからないということですから、それは性格が違うということで既存の民法とか、そういうものは対応できない。それで特別立法の結論が出たということでございます。

○玉城義和委員 そうであれば、これは特別立法しかないということになると、立法を急ぐしかないわけですね。見通しはどのようなのですか。

○小橋川健二総務部長 先ほども申し上げましたように、当初5年間で全部やるという話でありましたが、それでは遅いということで、加速してくれということを常々申し上げてまいりました。結論として、平成27年度の概算要求も2倍の要求をしていただい

ているということからしますと、これは当初よりはかなり加速をして進むのではないかと思っております。そのための働きかけも私たちはこれからやってまいります。

**○玉城義和委員** いろいろまでという大体のめどというのはわかるのですか。

**○小橋川健二総務部長** これは簡単にめどということまでは、まだ熟度は来ていないと思います。

**○玉城義和委員** わかりました。なるべく早くひとつやっつけていただきたい。

先ほども翁長委員のところでも出ましたが、歳入歳出決算説明資料10ページの公債費です。県債残高は幾らなのですか。

**○渡嘉敷道夫財政課長** 平成25年度末の県債残高は6666億円でございます。

**○玉城義和委員** これの利払いというか、年間にかかっている費用は幾らですか。

**○渡嘉敷道夫財政課長** 平成25年度の利子の支出済額でございますが、85億7600万円でございます。

**○玉城義和委員** 1日割りにすると幾らぐらいになりますか。

**○渡嘉敷道夫財政課長** 1日当たり約2350万円でございます。

**○玉城義和委員** 1日当たり2350万円出ていく、日にちで割っていくとわかるが、なかなか大変な金額です。さっき残高が出ておりましたが、先ほども翁長委員から出ていましたが、将来的にこういうものをずっとやっていくと、県財政というのはどういう形になっていくのですか。

**○小橋川健二総務部長** まず、県債をどうして発行するかということですが、県債の役割は2つあると思っております。1つは大量に資金を必要とする場合、ですから、今、毎年700億円ぐらい発行しているという形になっています。その利払いが800億円ぐらいは元利で返しているということです。もう一つの機能は、世代間の公平を図る。要するに、公共施設は30年、あるいは50年と耐用がありますので、30年後、50年後の県民が利用するということですので、これを繰り延べることによって30年、50年後の県民が税金という形で負担するというような効用もあります。ですから、一概に起債が多いからだめだとはならないだろうと思います。

ただ、あとは財政の中で県債残高、あるいは公債費がどのぐらい占めているかというバロメーターが非常に大事だと思っておまして、例えば公債費比率で言いますと、実質公債費比率が今12%ほどですが、

全国平均よりもかなり低い。多分全国でも一番下です。それから、健全化比率という指標もございしますが、これも25%超が健全化計画をつくるべしということですが、我々はそのままでまだ行っておりません。それから、残高については、ほぼ予算額と同じぐらいの残額になりますが、実はこれの半分は臨時財政対策債という後年度交付税で措置される、言うなればこれは交付税の振りかえ分ですので、実質で言いますと3300億円ぐらい、これが多分普通の一臨時財政対策債を除いた県債だと思っております。ですから、先ほど1日当たり2350万円の利払いということがございましたが、実質交付税の補填分がございしますので、これの半分ぐらい、約1200万円程度が正味のところだろうと思っております。

**○玉城義和委員** 次に、知事公室長、先ほども出ましたが、普天間飛行場の5年以内の閉鎖問題について、本会議で私も申し上げましたが、やはり沖縄の現地の四軍調整官とか、太平洋軍司令官とか、要するにアメリカの実務をやっている現場の人たちからすれば、ほとんど否定的な意見ですね。そういう意味では、日本政府が約束したという話ですが、これは政府として正式に決定をしてアメリカと交渉するという考え方でいいのでしょうか。

**○又吉進知事公室長** 決定のプロセスということはあろうかと思えます。ただ、基地負担の軽減、全ての基地の整理縮小といったものは、日米間では2プラス2でありますとか日米合同委員会といったものが前提になろうかと思えます。現状は2プラス2に関して、あるいは日米合同委員会合意がそこまで行っていない。ただ、先ほど答弁いたしましたように、日本側から外来機の部分については提起されておりますし、また日米首脳会談において仲井眞知事が要望する沖縄の基地負担軽減について、安倍総理からオバマ大統領に配慮を要請したということがございますので、その方向で進んでいくものと考えております。

**○玉城義和委員** 私が聞こうとしたことを先回りして言ったわけですが、私は5年以内の閉鎖ができれば、みんなが望んでいることだし、大変結構なことだと思うのです。そのためには、正式機関である2プラス2とか、あるいは日米合同委員会にのったということであれば、私はそれで一つの方向が見えてきたと思うのです。だから、かつて仲井眞知事が3年以内の閉鎖、開店休業だというような言い方をしていますが、それもだめになったし、稲嶺前知事のときの15年問題も、沖縄のあれに比べる云々で政府



はかなりいい答弁をしたのです。これも結局空手形だったのです。そういう意味で、米国が協議会に入っていない話は、県民はみんな経験でわかっているのです、それは恐らく無理だろうとみんな思っているわけです。だから、そういう意味で担保というのは米国なのです。米国が2プラス2か、あるいは日米合同委員会で議題に上がるということがない限り、私どもは、これはとても実際問題として前に進むとは考えていないのです。その辺は沖縄県としてはどうなのですか。

**○又吉進知事公室長** 今の委員の御指摘は、沖縄の基地問題の本質を言いあらわしていると思います。我々沖縄県が基地問題に対応するに当たって、実際にその基地を整理縮小する方向性、あるいは権限といったものを取り決めていくのは日米両政府、政府間の交渉であるわけでございまして、そこに地方自治体が参加する形には制度的にはなっておりません。委員も、そのあたりを御指摘だと思っております。

しかしながら、これまで営々とした沖縄の基地負担軽減の歴史の中で、その都度その都度沖縄県は段階的、あるいは現実的な対応を政府に求め、それを実現させてきた部分もございまして、今、普天間飛行場という大変大きな問題につきましても、相当高度な政治判断が必要であるというのは当然でございまして、これに向けて総理大臣はやれることは全てやるというようなお話も引き出したところでございまして、近々また負担軽減の推進会議が開催される見通しでございまして、その場でもしっかりと申し上げていきたいと思っております。

**○玉城義和委員** やれることは全てやるというのは、やれないことはやらないということと同じことで、那覇軍港の返還だって、1974年に決定してそれこそ何十年もたっているわけです。だから、県内移設というのはそれほど難しいということなので、特にこの5年問題はもう4年しか残っていないわけです。その間で本当に普天間飛行場が閉鎖、撤去できるかということについては、恐らく県民はみんな強い疑問を持っているわけで、アメリカがそれについて何らの意思表示をしていない。特に現場が逆に非常に厳しい意思表示をしている。そういうところにおいて、それができるといことは私は非常に難しいと感じますし、何となく政局絡みの政治絡みのところがあって言っているという感じを拭えないわけです。

私はいつも同じことを言っているわけですが、5年以内にできれば、本当に辺野古埋め立ては必要な

いということになるわけです。5年やって、5年間の空白で沖縄の海兵隊が済むのであれば、それはもう辺野古埋め立ては必要ないし、そういう意味で言えば、知事の5年以内の撤去というロジックと辺野古埋め立てを認めたというロジックは基本的に相矛盾する事柄なのです。そこはどう考えますか。

**○又吉進知事公室長** これまで何度も答弁をさせていただきましたが、まず、埋立承認の問題につきましては、法にのっとって審査をした上で環境への配慮も含め、行政機関として承認をしたということでございます。その一方で、これを承認した上で、かつ普天間飛行場の危険性を放置できないという行政需要につきましては、政府に対して5年以内の運用停止という形を求めて進めていく、今そういう形になっているわけでございます。

**○玉城義和委員** 一方では辺野古埋め立てを進めて、一方では5年以内に閉鎖しなさいというのは、どう考えても理屈的には合わないということであります。

それでは、次に公安委員会です。運転免許費というのが3ページにあります。それについて少し説明してください。

**○當山達也交通部長** 運転免許の予算としましては、予算現額が6億9086万7000円、支出済額が6億7100万7839円でございます。

**○玉城義和委員** 中身、この使われ方、各交通安全協会、免許切りかえなどをするところでは、どのように使われていますか。

**○當山達也交通部長** 予算の主な事業費といたしましては、運転免許事業費と運転免許証のIC化整備事業費となっております。

**○玉城義和委員** 講師の費用などもここに入っているわけですか。できれば単価も含めて、どういう雇用形態なのかも含めて教えてください。

**○當山達也交通部長** 部外には委託業務といたしまして、運転免許関係の事務委託と運転免許講習関係の委託がございまして、これらの業務委託先といたしましては、沖縄県交通安全協会連合会、沖縄県指定自動車学校協会、指定自動車教習所等々に対して行っております。それぞれが行っております委託業務の内容でございまして、県交通安全協会連合会では、更新時講習、処分者講習、違反者講習と運転免許事務などを行っております。自動車学校協会におきましては、指定自動車教習所の職員講習、取得時の講習、原付講習などを行っております。指定自動車教習所では、仮免許関係の事務と高齢者講習など

を行っております。その中で更新時講習の単価を申し上げますと、優良運転者の1人当たり単価としまして270円、一般講習で457円、違反者講習で746円、初回講習で746円となっております。

○玉城義和委員 要するに、一般講習が安いというのは人数が多いということを前提にしているのですか、講義の内容が違うのですか。

○當山達也交通部長 講習の内容について御説明をさせていただきたいと思いますが、まず優良運転者の講習は過去5年間無事故無違反の方が受講します。これは時間としまして30分です。一般運転者講習は、過去5年間に軽微な違反が1回のみの方が受講します。これは1時間となっております。違反運転者の講習が過去5年間軽微な違反を2回以上の方が受講します。これが2時間、そして初回講習者講習も2時間、高齢者の講習が3時間等々ということでございます。

○玉城義和委員 県が委託をしている講師は全県で何人いらっしゃるのですか。

○當山達也交通部長 講師の人数は24人となっております。

○玉城義和委員 あと、刑事犯件数なども聞きたかったのですが、時間がありませんので、これで終わります。

○山内末子委員長 吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 まず、主要施策の成果に関する報告書の2ページの成果をもう少し具体的に説明できますか。地域安全政策課の仕事の内容です。

○池田克紀参事兼地域安全政策課長 主要施策の成果に関する報告書の2ページの地域安全政策費の中には3つの事業がございます。まず1番目が有識者ネットワークを構築するというところでございますが、この有識者ネットワークを活用しまして、万国津梁フォーラムをやっております。昨年度は2回行いました。今年度は1回行っているのですが、このフォーラムでは、海外の有識者、中国、台湾、あとアメリカの有識者の方々に来ていただきまして、いろいろな議論をしていただくのですが、この模様は一般にも公開をしておりますし、ホームページにも公表しております。それから、毎年度報告書をつくってございまして、この報告書の中にも記載をいたしております。あと、総合的危機管理に関する調査も行っているのですが、その内容につきましても、この報告書の中に掲載しております。県民の安心感調査でありますとか、メディア関係の調査といったことも掲載してございまして、こういったことを

もとに今年度の万国津梁フォーラムでは総合的安全保障というテーマでフォーラムを開催しているところでございます。

○吉田勝廣委員 海外の情報はどこで求めているのですか。例えばアメリカの議会の動きだとか、中国の動きだとか、ロシアの動きはどこで分析しているのですか。

○池田克紀参事兼地域安全政策課長 海外の情報は、インターネット、それからフォーラムを通じまして日常的に意見交換ができるような先生方もできてきてございますので、職員が行きましたら、先生方は沖縄ではないのですが、東京にいらっしゃる場合もございまして、そのときに東京で情報交換をしたり、そういったことでネットワークはつないでおります。

○吉田勝廣委員 そうすると、例えばアメリカの国防報告であるとか、議会での軍事委員会の報告等いろいろありますね。海兵隊の総司令官がしゃべるとか、こういうものは入手しているのですか。

○池田克紀参事兼地域安全政策課長 インターネット等で公表されている部分につきましては、地域安全政策課の研究員、それから基地対策課に通訳等の嘱託職員もおりますので、そういったところで公表されている部分については入手して、それからワシントンには情報収集のために委託をしている業者もございまして、そういったところから現地の情報等も入手はできてございます。

○吉田勝廣委員 沖縄タイムス、琉球新報も、例えば本土紙も外電で伝えてありますね。そうすると、例えば沖縄の海兵隊がどういう動きをしているのか、ほかの太平洋軍との関係とか、それから東アジアでどういう訓練をしているのか、そこも情報はありますか。

○池田克紀参事兼地域安全政策課長 公表されている部分については、ある程度わかるところもありますが、軍の動きでございまして、なかなか表に出ない部分もあるようで、あくまでもインターネットや新聞なりで公表されている部分だけの情報ではありますが、その都度収集はしております。

○吉田勝廣委員 沖縄の海兵隊の最近の動きは大体どういう情報を持っていますか。

○池田克紀参事兼地域安全政策課長 最近の動きといたしましても、通常フィリピンでありますとかタイでありますとか、そういったところで毎年やっている訓練がございまして、そういったものに訓練を行っているというような情報はございます。

○吉田勝廣委員 その内容について持っていたら話してくれますか。

○池田克紀参事兼地域安全政策課長 細かいところまでは今手元には持ってごさいませんが、最近、米軍もフェイスブックなどである程度の情報は出されている部分がございますので、そういったところから今情報は入手しているところがございます。

○又吉進知事公室長 ホームページとか、委員御承知のQDRというのができてきたりとか、そういったものは全て入手をいたしまして、研究員が分析をするということがございます。それが断片的というのですか、今手元にあるのは最近の情報ですが、米比上陸作戦訓練をフィリピンで開催という形で、これは沖縄の第3海兵師団、在沖海兵隊の人数が海兵兵士の約3500人、フィリピン軍が1200人ということで、9月29日から10月10日にかけて、訓練目的は米海軍、米海兵隊とフィリピン軍との相互運用能力の向上、フィリピン軍の上陸能力の強化ということで、訓練内容といたしましては、指揮所訓練、実動訓練、実弾射撃訓練、あと人道支援並びに民間人支援訓練をやるといった情報が適宜入ってまいります。

○吉田勝廣委員 僕もそれは情報をもらっているので、もう一つ、例えば沖縄近海を艦船、揚陸艦であるとか空母とか、そういう情報はありますか。

○又吉進知事公室長 こういう情報が必要とされるのは、例えば航空機事故があったときに、その所属がどこだとか、あるいは落下事故があったときに、どういうことをしていたのかといったことを照会するのですが、これは米軍の運用にかかわることだということで公開していただけないのが現状でございます。

○吉田勝廣委員 例えば今、翁長委員も外来機が来ないようにと言っていたが、外来機が来るという要因は、大体どこの外来機が来るのですか。

○又吉進知事公室長 これはどこだということは定性的に把握されていないのですが、県が見たところ、例えば岩国基地のホーネット、さらに時として三沢基地のF16、さらに韓国の機体、さらに時として米国のF22は本国から飛来する、あるいはアラスカといったところで、各地から飛んできていますが、最も多いのは、私どもが観察したところでは岩国基地からのFA18ではないかと考えています。

○吉田勝廣委員 艦載機はどうですか。

○又吉進知事公室長 FA18は艦載機でございます。圧倒的に海兵隊所属の飛来が多い。艦載機につきましては、

厚木基地になりますので、そういったところで訓練をしているのだろうと想像はされます。ですから、今の御質疑に対しましては、やはり海兵隊ではないかと考えております。

○吉田勝廣委員 もう一つ、よく揚陸艦、奇襲攻撃するときのヘリコプターが乗ったり、F18が乗ったり、F18は乗らなくても大体ヘリコプターの部隊ですが、揚陸艦はどうなのですか。

○又吉進知事公室長 今、佐世保基地に配備されているのは、御承知のようにボノム・リシャルでございます。その他に艦隊を組んで陸上打撃部隊という形で構成されているわけでございますが、沖縄のホワイト・ビーチに入港する艦船というのはボノム・リシャルが中心であると考えております。

○吉田勝廣委員 それに搭載しているさまざまなものがあります。例えばエアークッションのものとか、上陸用舟艇とかヘリコプターとか、これについてはどのように分析していますか。

○又吉進知事公室長 分析と言われましても……。

○吉田勝廣委員 どういう情報を把握しているかということですか。

○又吉進知事公室長 海兵隊の責務として、ある作戦行動の際は、艦船と陸上部隊は沖縄に所在する第3海兵師団の水軍の要員で、さらに普天間飛行場に現在所属しておりますオスプレイといった機体を搭載しまして、所用の作戦現場に向かうということが言われているわけでございます。

○吉田勝廣委員 僕がくどくど聞いたのは、5年間の運用というときに、普天間飛行場には60機の飛行機がいる。そうすると、例えば演習場がないですよと僕はこの間も言いました。僕が一番注目したのは、4ページに機能であれ県外移設が必要であると書いてある。そうすると、想定をする場合に、例えば普天間飛行場の60機がどこへ展開するか。KC130は約870名が移動したと言われていたから、60機が県外に移設されて全部行ったとしよう。その場所はわからなくてもいい。しかし、これは可能性があるかどうかは今言ったように議論しないといけない。僕は3つあると考えていたわけです。1つは県内の各海兵隊施設へ分散移転、2点目は国内の滑走路を持っている部隊へ配備するだろう、3点目は国外。この3つを想定して考えていたら、ここに県外と書いてあるものだから、もう県内はないと考えていいのですか。

○又吉進知事公室長 5年以内の運用停止の実現のためには、現実に普天間飛行場で運用されている機

体を市民の存在から離さなければならない。その方策を徹底的に考えていただきたいというのが県の政府に対する要求でございます、これに関しまして、今、3つの選択肢をおっしゃったのですが、いかなる形であれ、普天間飛行場の負担軽減を図らなければならないということで、飛行機を普天間飛行場以外の県外に持っていくのは大変重要な方策であると考えているわけです。

○吉田勝廣委員 だから、県内はないですねと僕は言っているのです。普天間飛行場の60機の軍用機の県内移転はないですね。

○又吉進知事公室長 運用停止ということであれば、県内にF A18等を収容するところは恐らくないと思います。

○吉田勝廣委員 こちらに県外移設が必要であると書かれているわけだから、県内はないと確約してください。

○又吉進知事公室長 県外が必要であるということでもあります。しかしながら、一方で普天間飛行場の代替施設の計画というのは進捗している、これは認めざるを得ません。したがって、そういったものを勘案しつつ、とにかく普天間飛行場周辺から飛行機が見えない状態をつくっていただくことが大事でございます。

○吉田勝廣委員 そうすると、県内もあるということと理解していいのですか。

○又吉進知事公室長 委員のおっしゃるところの県内というありようについては、ここにありますように、機能であれと書いてあります。いろいろな形があると思います。その状態を県内である、県外である、あるいは期間を区切るであるとか、さまざまな工夫を凝らして負担軽減をする必要がある……。

○吉田勝廣委員 僕は抽象的な議論は好きではないのです。具体的な議論でいこう。抽象的は嫌ですよ。だから、機能というのは何かとまた今度議論するようでは、抽象的な議論はおもしろくない。こういう時期は具体的にやらないと。

○又吉進知事公室長 ですから、私どもがここで、これはある、ないと。つまり、政府に対してはあらゆる方策を追求せよと言っているわけでございます、これ以上ならば県内はないとかいうことは申し上げません。ただ、普天間飛行場の5年以内の運用停止をするならば、県内ということとは考えられないということです。

○吉田勝廣委員 もう一回、今の言葉を聞きそびれたので。

○又吉進知事公室長 つまり、5年以内の普天間飛行場の運用停止といったものを求めているわけでございます、そのための機能であれ、何らかの形の県外移設というのは必要であるということでございます。

○吉田勝廣委員 もう一つ、5年でキャンプ・ハンセンに持っていきます、伊江島補助飛行場に持っていきます、それからキャンプ・シュワブに持っていきます。キャパシティーがあるとするならば嘉手納飛行場に持っていきます。それで普天間飛行場だけは運用停止になる。これがあらゆる方策というか、考えの一つに入るという意味ですか。

○又吉進知事公室長 前提としてキャパシティーがあるかとおっしゃいましたが、キャパシティーはどう見てもないわけでございます。したがって、5年以内の運用停止という形に関しましては、県外に持っていくということ以外には考えられないと思います。

○吉田勝廣委員 そうすると、5年以内の運用停止という場合には、県内移転はないということですね。

○又吉進知事公室長 5年以内に県内移転ということは考えられないと思います。

○吉田勝廣委員 そうすると、今度は次を考えよう。県内5年はないとすると、次は県外ですね。今度は県外を考えると、どこが想定できるか。あらゆる運用だからね。玉城委員と違って僕はできないだろうと想定しているわけです。5年間の運用停止で60機の飛行機を受け入れるところはないだろうと僕は思っているわけです。それはさっき言った、僕がしつこく聞いたのは、運用上の問題、例えば海兵隊がどこで訓練してどうするかとか、外来機が飛んでくるとか、それからハワイとの関係がどうのこうのということを考えると、5年間で60機を受け入れるところはかなり厳しいのではないかと。努力はわかるね。努力をすることは結構だが、それが本当に可能かどうかということを考えると、米軍は首を縦に振らないのではないかと。それが情報収集ではないのか。太平洋軍が、海兵隊がどう考えているか。これは対沖縄と日本だけの問題ではなくて、まさに安倍さんも対米交渉がありますよと言ったでしょう。対米交渉で、これが海兵隊の運用上だめだというのだったら、だめになるでしょう。だから、ここは難しい。だから、あなたが言うハードルが高いというのはそこだと思うのですが、それが本当に5年で可能か。誰が考えてもなかなか難しいのではないかと。僕は、5年間で運用停止というのは否定論なのです。誰が

考えても、これは無理だと僕は否定論なのです。努力はわかるが、できないだろう。知事公室長はできないということが一番わかっているのではないですか。これは恐らく誰が考えてもできない。

**○又吉進知事公室長** 委員が安全保障等について非常にクールな見解を示していることは、これまでの委員の御発言で承知しております。ただ、この5年以内の運用停止を現実に進めないと、普天間飛行場の危険性を放置することになってしまいます。これ以外の選択肢は恐らくないということでございます。したがって、県といたしましては、極めて高いハードルであるということは承知しつつも、政府に対して強く申し上げていくということでございます。

**○吉田勝廣委員** そうしたら、SACOができて平成7年度だったか、あれからもう十何年になって、どうしてこういうアイデアが出なかったか。5年間で運用停止しましょうというアイデアが出なかったのか、僕は不思議ではないがそれはいいです。

もう一つ、皆さんが今、例えば外来機はよそへ飛んでいきなさい、オスプレイもよそへ飛んでいきなさい。それから、嘉手納飛行場のF15が新井田原基地に演習に行きますとか、これが負担軽減になるとか、よく言っていますね。そうすると、実際にどう行われているかは別として、新井田原基地へ行って演習をする。今度は自衛隊の動きです。確かに米軍はよそへ行って演習することになった。自衛隊は今後どうなるか。中期防衛力整備計画をいろいろ考えてみると、那覇基地にF15がふえるのか、E2Cがふえるのか、この辺、どういう分析をしていますか。

**○又吉進知事公室長** 現在公表されているところによりますと、南西諸島地域の安全保障が非常に課題になっておりまして、与那国島への水上監視部隊の配備と同時に、那覇基地におきましては、F15を1個飛行隊増強するというのを聞いております。

**○吉田勝廣委員** 基地対策課長、中期防衛力整備計画で自衛隊の動きはどうですか。ことし、来年の動きに向けて、今度の防衛白書にもいろいろ書いてありますから。

**○運天修基地対策課長** まず、沖縄関連でいきますと、先ほどおっしゃったように、E2Cの早期警戒機の飛行部隊が今年度、部隊を新設しております。

**○吉田勝廣委員** 何機ですか。

**○運天修基地対策課長** 4機です。4機で隊員数としては60名、今年度末には80名増員ということで聞いております。

それから、飛行隊が平成27年度にF15の戦闘機部隊を2個飛行隊化するというようになっておりまして、那覇基地の第9航空団を伸展いたしまして、最終的にはF15が10機ふえて約30機になる。人員は300名程度増員するというようになっております。

**○吉田勝廣委員** もっとないですか。

**○運天修基地対策課長** あとは与那国島の沿岸監視部隊の設置ということで、現在、隊舎の建築に向けた造成工事等が進められているところです。

**○吉田勝廣委員** 今のF15はどこから飛んでくるのですか。

**○運天修基地対策課長** F15は、築城基地から部隊が移動してくると聞いております。

**○吉田勝廣委員** 10機ですか。

**○運天修基地対策課長** 当初は20機ということで聞いております。

**○吉田勝廣委員** こういうことは基地負担にはなるのですか、ならないのですか。

**○又吉進知事公室長** 航空機の運用で最も気になりますのは騒音でございます、それだけの飛行機がふえるということは、当然騒音の増加も考えられるわけでございます。しかしながら、その運用、それから那覇空港は御承知のように沖合にもう一本滑走路をつくっている。そういったものも加味しまして、実際に基地負担がふえていくかどうか、著しい負担になるかどうかということは判断していく必要があると思います。

**○吉田勝廣委員** 片一方では、沖縄の基地の負担の軽減をしましょう、片方では、自衛隊が肩がわりという言葉は余り使いたくないが、ふえるわけです。E2Cもふえました、F15も10機ふえました。築城基地から部隊が移駐する。部隊が移駐するのです。単なる訓練に来るわけではないのです。嘉手納飛行場の部隊は新井田原基地に演習に行くわけです。これは移駐ではない。その辺のところ、この負担軽減はどのように考えるのですか。

**○又吉進知事公室長** 今、委員の議論の中で米軍の基地負担というものがある、現実これを減らしていただきたいということを県は申し上げているわけでございます。その一方で、米軍が日米安全保障条約に基づいて基地を使用し、この地域の安定に寄与しているということは認めているわけでございます。また、自衛隊に関しましては、我が国の安全保障、防衛の観点から、その配備というものはよく理解できる所でございます。しかしながら、先ほど申し上げたような騒音でありますとか、あるいは

基地から派生するさまざまな影響につきまして、極力県民生活に配慮していただきたいといったことを要請しているわけでございます。

**○吉田勝廣委員** 米軍の飛行機であれ、ジェット機であれ、日本の戦闘機であれ、同じ爆音なのです。それはわかるでしょう。同じようにうるさいのです。それに対して、基地機能が負担ではない、日米安全保障条約がどうのこうのというのは言えないのではないですか。住民に与える影響は一緒だと思うのですが。

**○又吉進知事公室長** まず、自衛隊と米軍の一番の相違は、日米地位協定に基づいて国内法が及ばない形で運用されている米軍機と、国内法に基づいて自衛隊に対しては地方自治体として物が言える状況になっております。したがって、そういう違いはありますが、いずれにしましても、爆音が著しいですとか、そういう個々の現象につきましては、県としても強く双方に申し入れていくということでございます。

**○吉田勝廣委員** 知事公室長、いいことを言ってくれたね。まさにそのとおりなのです。だから、拒否もできるわけです。国内法だから拒否もできるのです。もう一つは、国内法だから夜に飛ばす制限もできるのです。本当にいいことを言った。だから、部隊の運用がおかしいのではないですかと拒否もできるのです。これほど高度な基地が74%集中しているのに、また自衛隊が加わって大きくなっていく。それは拒否できるということは、今、知事公室長が答弁したとおりです。国内法ですから。

もう一つ、ことしの防衛白書だが、島嶼防衛についてこう書いてあるわけです。部隊運用で敵の侵攻を阻止し、排除する。事前に兆候が得られず万一島嶼を占領された場合には、航空機や艦艇による対地射撃により敵を制圧した後、陸自部隊を上陸させるなど島嶼を奪回するために戦う。僕もびっくりするのだが、この中に自衛隊が輸送艦とは言っているが、強襲揚陸艦を買うということと水陸両用戦車を買うということになっているわけです。

そうすると、何を意味するかというと、島嶼防衛と称して今度はまさに沖縄の自衛隊の基地が強化になってくる。だって、そうでしょう。F15が築城基地から部隊が移駐する。E2Cも来る。そして、こういう想定のもとで与那国島に基地ができる。そして、奄美大島にもできる。琉球弧が基地になるわけです。それはなぜかということ、敵は恐らく中国だと

思う。宮古島と八重山諸島の間を艦船が通る。そのためにPAC3が必要であるわけです。そういうことを考えると、まさに国内法なのだから、沖縄は、これ以上基地負担はいいではないですかと何らかのメッセージを出すべきではないかと僕は思うわけです。国内法だからできるのです。どうですか。

**○又吉進知事公室長** 今、防衛白書等にいろいろ書かれていることは一つの我が国の防衛の考え方ということで私どもも知っております。ただ、この政策が実際に国民のコンセンサスを得て、さらに具体的な配備でありますとか装備に落とし込まれていくには、相当な国会での議論等が今後あるかと思えます。いずれにしましても、県といたしましては、我が国の島嶼防衛、国策に基づく防衛というものは極めて重要だと考えておりますが、その際には与那国島のケースもあります。地域住民への十分な配慮、説明、理解といったものを得る必要がある。したがって、自衛隊が展開していくということに対しては直接反対はいたしません。

**○吉田勝廣委員** これはすごいことを言うね。これはこれからよく議論するが、同じ爆音なり騒音だから、やはり苦しむのは県民なのです。これは国内法が適用できるからいい。物申すことはできますよ。

2点目、将来、自衛隊が何を考えているかということと米軍と一緒にですよ。いわゆる日米地位協定みたいなものをつくりたい。これは軍事だから、軍事が優先するためには、どうも今の国内法をもっと条件をよくして日米地位協定みたいなものをつくりたいわけです。それは軍人から考えれば、ごく当然のことです。だからこそ、今、米軍は日米地位協定があるわけです。だから、四十何年間も変えないぐらいにやっている。これはいいです。答弁は要らない。それだけは指摘しておきたい。

話を交えましょうね。今度は総務部長、予算の話です。監査委員の18ページ、まず、税収について、平成18年ごろからの動き、5カ年ぐらいの税収の動きを言ってくれますか。

**○佐次田薫税務課長** 5年間の県税収入……。

**○吉田勝廣委員** 平成19年度、平成18年度ぐらいからでもいいですね。

**○佐次田薫税務課長** 平成18年度、収入額で言いますと972億5000万円余り、平成19年度1062億3600万円、平成20年度1066億7300万円余り、平成21年度952億7500万円余り、平成22年度924億3500万円余り、平成23年度906億7200万円余り、平成24年度944億9600万円余り、平成25年度949億5800万円余りとなつ

ております。

○吉田勝廣委員 総務部長、税収と県の予算の関係です。要するに、どうして税収に変動があるのか、今の税収を聞いて、その辺はどう思いますか。

○小橋川健二総務部長 例えば平成19年度ごろは三位一体の改革というのがあって、交付税が削減されたり、あるいは地方税に国税が移譲されて県民税がふえてみたり、あるいは税制改正の制度的な要因とか、それから一番大きいのは景気変動です。さまざまな要因でこうなっているとは思っています。

○吉田勝廣委員 例えば平成19年度、平成20年度は税収が1000億円を超えています。ここは皆さんとの予算の関係からするとどのように分析しているのですか。

○佐次田薫税務課長 平成19年度に三位一体改革で所得税から個人県民税に税源移譲がございました。その影響で平成19年度と平成20年度では税収が1000億円余りふえております。

○吉田勝廣委員 でも、それはずっと継続しているわけでしょう。2回きり、3回きりですか。

○佐次田薫税務課長 その後、平成20年度に今度は地方事業税が地方法人特別税という国税に移管されて、それで税収自体は少し落ちています。

○吉田勝廣委員 それで国税がふえたわけだから、地方交付税はふえましたか。

○小橋川健二総務部長 この部分は国税として取ってプールして、今度は税源の偏在を解消する、緩和するという制度ですので、譲与税という形で返ってまいります。ですから、我が県で言いますと、国税化されたものよりは譲与税でもらう分が大きかったです。

○吉田勝廣委員 そうすると、一概に税収の変動だけを見て判断できないということになるのですか。

○小橋川健二総務部長 先ほど言いましたように、もろもろの要因があると思いますので、ただ数字だけを比較するのではなく、その時々になんかということがあったかということも加味しながら分析をする必要があるだろうと思います。

○吉田勝廣委員 全くそのとおりだと思います。では、これからの分析として、例えばよく言う投資的経費とか、さっき翁長委員も言ったのだが、税収をふやすための方法論として、もちろん新しい税の確立をすればいいのだが、現状の中で税をふやす方法論として一番何が得策なのか、そこは総務部長はどう考えていますか。

○小橋川健二総務部長 午前中、財源との関係でも

申し上げましたが、自主財源比率が低いのは依存財源が大きいからだと申しました。自主財源は絶対額をふやしていくのが大事です。では、それをどのようにふやすかということですが、今、沖縄振興一括交付金なるものがあります。それから、振興予算も3000億円を超えました。そういうボリュームで、あるいは沖縄振興一括交付金の制度で、それから沖縄振興特別措置法の中でさまざまな税制上の優遇措置があります。それから特区制度があります。こういう重層的に沖縄振興が今図られているわけです。

ですから、今、県が進めておりますのは、さっき言いました振興策を活用して、産業振興を図る、それから沖縄振興一括交付金では、例えば子育て環境の整備も働く環境の整備につながってまいりますので、雇用をふやして、所得をふやして、経済を大きくして、結果として税収で反映させていただく、これが自主財源の絶対額がふえる道だろうと思っています。

○吉田勝廣委員 今、一括交付金は他の都道府県でもやっていますか。

○小橋川健二総務部長 似たような制度で、規模は小さいですが、平成26年度から奄美群島で始まったやに聞いております。ただ、内容的に沖縄県のものとはどういう差異があるのかは今持ち合わせはございません。

○吉田勝廣委員 沖縄振興一括交付金制度はいつから始まったのですか。

○小橋川健二総務部長 今の部分は平成24年度からでございます。

○吉田勝廣委員 たしか民主党政権時代ですか。

○小橋川健二総務部長 はい、その時期でございました。

○吉田勝廣委員 自民政権になって一括交付金制度が沖縄県だけになって、他の都道府県はやらないような情報もあったのだが、そこは正しいのですか。

○小橋川健二総務部長 やらないとなったかどうか確認はしておりませんが、この間、似たようなものでは、例えば震災の復興のための交付金制度もできたと聞いておりますし、それから近々、平成27年度に向けて地方創生のための交付金もできるといいますので、その内容もよく見ていかないとはいけません。

○吉田勝廣委員 沖縄振興開発計画と沖縄21世紀ビジョン、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法は、たしか民主党政権でオーケーになったと思ったが、ここはど

うですか。

○小橋川健二総務部長 時期的にはそうだったと思っています。

○吉田勝廣委員 2つの法律は民主党政権のときに成立して、沖縄21世紀ビジョンは県がつくって、当時の民主党は丸のみしたのですか。

○小橋川健二総務部長 県が主体的につくるようになりまして、それを国に認めていただいたということだと思います。

○吉田勝廣委員 私もそうだと思います。この2つの法律は民主党政権が沖縄県の要請に対して丸のみして、それを国の方針として出した、そこは間違いないと私も思います。

○山内末子委員長 前島明男委員。

○前島明男委員 それではまず、公安委員会からお尋ねをしたいと思います。

加藤本部長ほか警察官、警察の職員の皆様方が県民の安全安心確保のために日夜努力しておることに、まず敬意を表したいと思います。

そこで質疑に入るわけですが、通告はしてございませんが、交通関係からお尋ねしたいと思います。きょうお昼のテレビニュースを見ておりましたら、またまた酒気帯び運転で石垣海上保安官が基準の約4倍の酒気を帯びて逮捕されております。また、けさ、カーラジオを聞いておりましたら、10万人当たりか何万人当たりかわかりませんが、酒気帯び運転で逮捕される率が全国ワーストワンだ、しかも飲酒運転によって死亡する率も全国ナンバーワンという不名誉なことがずっとこれまで起こっております。これはもう何十年ですか、交通部長。

○當山達也交通部長 全人身事故に占める飲酒絡みの人身事故の構成率が24年間連続して全国最悪という状況が続いております。

○前島明男委員 確かにそうですね。これは全く県民としても不名誉な話で、これを極力ゼロに近づけないといけないと思うのです。特効薬はないでしょうが、その抜本策を皆様方がどのように考えておられるのか、その辺からお尋ねしたいと思います。

○當山達也交通部長 ただいまの御指摘につきましては、まず県内の飲酒運転の実態を御説明してから、その特徴に対しまして対策をどのようにとっているかということで御説明したいと思います。

まず、9月末で飲酒運転で検挙された者は888件でございます。大体1日当たり3件から4件の検挙でございます。そして、県警察では、飲酒運転の取り締まりを強化しているところでございますが、それ

でも交通事故を発生したということで飲酒運転が発覚するケースが全体の3割ございます。一晩寝たから大丈夫ということで、まだ体にアルコールが残っている状態で運転する、いわゆる二日酔い運転で検挙される運転手も全体の3割弱おります。過去に飲酒運転で検挙された運転手の意識調査をした結果では、その6割が最初から酒を飲む場所に車を運転していった、運転して帰るつもりで行ったと答えている状況でもございます。

当県の特徴としまして、飲酒運転の検挙の基準には呼気1リットル当たり0.15ミリ以上と0.25ミリ以上と基準がございまして、その0.25ミリ以上で検挙される運転手が全体の8割ということで、かなりの飲酒量で運転をしているという状況がございまして。そこで、県警察は関係機関、そして県民の皆さんの御協力も得ながらいろいろな対策をとってきたところですが、結局は運転者自身の意識の問題だと考えております。

そこで、ことしから取り組んでいる対策としまして、免許保有者の皆さんに飲酒運転をしないという宣言書に署名をしていただいて、それを提出していただくという活動をしております。それで飲酒運転をなくそう、運転者の皆さんの意識を高めようということでやっております。具体的には、運転免許センターで更新時講習の際に講習を受けた皆さんにも、その宣言書にサインをしていただいて提出していただいております。各事業所、あるいは居酒屋などの飲食店などでも、その宣言書を提出していただく運動に今取り組んでいるところでございます。

○前島明男委員 いろいろな対策をとっておられるわけですが、私は企業、会社に対して徹底的に、皆さん方はいろいろなお仕事をしておられて大変お忙しいとは思いますが、検挙される皆さん方の6割、7割、もっとかもしれません、恐らく会社に勤めている方ではないかと思うのです。その辺、調査したことはございますか。検挙の率は有職者と無職者でどういう割合なのか。

○當山達也交通部長 検挙されて免許取り消しになる処分者数で見ますと、ほとんどが有職者でございます。

○前島明男委員 多分私もそうだと思うのですが、であれば、大変な仕事量だとは思いますが、企業をシラミ潰しに、これは何年かかかるかわかりませんが、一社一社皆様方が企業を訪問していただいて、企業



の職員を会社で集めて徹底的に指導講演をやっていた。また、大学においても、大学生を対象にそういうことを徹底してやっていったらどうかと思うのですが、その辺のお考えはいかがですか。

**○當山達也交通部長** ただいま御指摘がありましたように、やはり若いうちから交通ルール、あるいはマナーを守るという安全教育が重要だと考えておりまして、御指摘のように、中学校、高等学校への安全教育も行っているところでございます。そして、先ほど委員から御指摘がございました会社ぐるみで取り組む対策が効果的ではないかということがございましたが、まさにその対策も今行っておりまして、例えば車両関係の業界、運転者業界、そして飲食店、酒を提供する業界を含めて、今、先ほどの宣言書の提出をお願いしているところです。

それと、県の条例—沖縄県飲酒運転根絶条例には事業所の責務というのが規定されておりまして、事業者として職員、従業員の飲酒運転を防止する取り組みをするようになっております。具体的には、朝始業前にアルコールチェッカーで昨晚の酒が残っていないかといったものもチェックしていただくということもやっております。現在、自治体も含めまして、事業所で627カ所、そして延べ人数では3万9000人の皆さんから飲酒運転をしないという宣言書の提出をいただいているところでございます。今後もこれは継続していきたいと考えております。

**○前島明男委員** さらに企業に対する指導を徹底してほしいと思います。

せっかく生活安全部長に通告をしてございますので、主要施策の成果に関する報告書の中から、スクールサポーターについて、まず御説明方をお願いしたいと思います。

**○親川啓和生活安全部長** 県警察スクールサポーターの配置状況は、平成25年度は6名を那覇市、宜野湾市、浦添市、沖縄市、豊見城市、うるま市、中城村の計12校の中学校に配置し、各種支援活動を推進しております。活動内容は、派遣された学校において非行グループの補導、解体、非行少年等の居場所づくり、立ち直り支援、非行少年等の保護者や担任等に対する指導助言、家庭、地域、関係機関と連携した環境浄化等を実施し、生徒の非行防止及び健全育成を図るとともに、学校及び学校周辺の環境改善を図っております。

配置効果としましては、スクールサポーターは学校と警察とのかけ橋として重要な役割を担ってお

り、配置先の学校において生徒の問題行動が発生した際の事案の早期把握が可能となり、必要な場合に警察と連携した対策を実施することで問題行動を起こした生徒の早期立ち直り、学校教育環境の早期正常化を図ることができるなどの効果があらわれているところであります。実際にスクールサポーターがいじめに起因する暴行事件や恐喝事件を発見し、警察へ通報したことで早期に事件化し、被害少年の保護措置がとられた効果的な事案もあります。

**○前島明男委員** 学校サイドからは非常に大きな効果があったと伺っておりますので、平成25年度は6人の配置、平成26年度は2人ふやして8人ということですが、これをもっとふやして対応できないかと思うのですが、そのお考えはないですか。

**○親川啓和生活安全部長** 先ほど委員からありましたように、平成26年度は2名増員されて8名体制で各種対策を推進しておりますが、次年度も増員が必要だと考えており、特段の御高配、御支援を賜りますよう、よろしく申し上げます。

**○前島明男委員** 質疑を変えます。サイバー犯罪対策事業について御説明方をお願いいたします。

**○親川啓和生活安全部長** サイバー犯罪取り締まり体制と取り締まり状況についてお答えいたします。

平成24年度に生活保安課内にサイバー犯罪対策室を設置し、取り締まり体制を強化しております。平成25年のサイバー犯罪検挙件数は118件で、前年に比べ21件の増加、本年8月末現在につきましては80件で、前年同期に比べ7件の増加となっております。

**○前島明男委員** サイバー犯罪対策室は18名ですが、これで十分な対応ができているのでしょうか。

**○親川啓和生活安全部長** 平成24年度に室長以下捜査員7名の11名体制でサイバー犯罪対策室を設置した後、現在—平成26年度は18名体制となっております。平成26年度、平成25年度増員を実施している状況でございます。

**○前島明男委員** 増員にも限界があると思いますので、民間企業との連携も必要ではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

**○親川啓和生活安全部長** 平成10年度に県内のインターネット関連事業者と沖縄県サイバー犯罪対策連絡協議会—平成26年度現在17事業者が加盟しております—を設置し、事業所と連携したサイバー犯罪に関する情報共有や防止対策を行っております。また、本年9月4日に県内の7金融機関との間にサイバー犯罪の未然防止及び共同対処に関する協定を締結し、連携を強化しているところであります。サイバー

犯罪は、情報処理技術の進展に伴い、新たな手口のサイバー犯罪が発生しやすい状況にあることから、今後最新の情報処理技術を研究する機関などと連携した取り組みを進めてまいります。

○前島明男委員 ありがとうございます。

以上で終わります。

○山内末子委員長 以上で、知事公室長、総務部長及び警察本部長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

次回は、明 10月16日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後3時3分散会

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 山 内 末 子



平成26年10月15日

平成26年第5回  
沖縄県議会(定例会)  
閉会中継続審査

# 経済労働委員会記録

(第1号)



平成26年第5回  
沖縄県議会（定例会）  
閉会中継続審査

経済労働委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

平成26年10月15日（水曜日）  
午前10時4分開会  
第1委員会室

出席委員

委員長 上原 章君  
副委員長 砂川 利勝君  
委員 座喜味 一幸君 新垣 哲司君  
仲村 未央さん 崎山 嗣幸君  
玉城 満君 瑞慶覧 功君  
玉城 ノブ子さん 儀間 光秀君

欠席委員

喜納 昌春君

説明のため出席した者の職、氏名

農林水産部長 山城 毅君  
農漁村基盤統括監 増村 光広君  
農林水産総務課長 長嶺 豊君  
農林水産総務課 生沢 均君  
研究企画監 宜野座 葵君  
流通・加工推進課長 崎原 盛光君  
農政経済課長 松尾 安人君  
園芸振興課長 西村 真君  
糖業農産課長 長崎 祐二君  
畜産課長 仲村 剛君  
村づくり計画課長 植田 修君  
農地農村整備課長 新里 勝也君  
水産課長 安里 和政君  
漁港漁場課長 新垣 盛勝君  
労働委員会事務局  
参事兼調整審査課長

本日の委員会に付した事件

- 1 平成26年第5回議会認定第1号 平成25年度沖縄県一般会計決算の認定について（農林水産部及び労働委員会所管分）
- 2 平成26年第5回議会認定第2号 平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

- 3 平成26年第5回議会認定第9号 平成25年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
- 4 平成26年第5回議会認定第10号 平成25年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
- 5 平成26年第5回議会認定第11号 平成25年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について

○上原章委員長 ただいまから経済労働委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る平成26年第5回議会認定第1号、同認定第2号及び同認定第9号から同認定第11号までの決算5件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、農林水産部長及び労働委員会事務局長の出席を求めています。

まず初めに、農林水産部長から農林水産部関係決算の概要の説明を求めます。

山城毅農林水産部長。

○山城毅農林水産部長 農林水産部関係の平成25年度歳入歳出決算について、その概要を御説明いたします。

お手元にお配りしております平成25年度歳入歳出決算説明資料により御説明いたします。

1 ページをお開きください。

農林水産部における一般会計及び特別会計の歳入の決算状況の総括表となっております。

一般会計及び特別会計の歳入の合計は、表頭の中ほどの（A）欄になりますが、予算現額745億6482万円に対し、調定額554億2822万9224円、収入済額547億4114万5768円、不納欠損額486万5943円、収入未済額6億8221万7513円で、調定額に対する収入済額の割合である収入比率は98.8％となっております。

2 ページをお開きください。

農林水産部における一般会計及び特別会計の歳出の決算状況の総括表となっております。

一般会計及び特別会計の歳出の合計は、表頭の中

ほどの(A)欄になりますが、予算現額919億883万807円に対し、支出済額680億9368万4616円、予算現額に対する支出済額の割合である執行率は74.1%で、翌年度繰越額202億6718万2304円、不用額35億4796万3887円となっております。

3ページをお開きください。

最初に、一般会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

まず、歳入についてですが、(款)分担金及び負担金、(款)使用料及び手数料、(款)国庫支出金、4ページの(款)財産収入、(款)繰入金、5ページの(款)諸収入、(款)県債となっております。

3ページに戻りまして、歳入の合計は、表頭の中ほどの(A)欄になりますが、予算現額738億7960万7000円に対し、調定額531億3453万5065円、収入済額531億853万1286円、不納欠損額34万8067円、収入未済額2565万5712円で、収入比率は99.9%となっております。

収入未済額について、主なものを御説明いたします。

5ページをお開きください。

(款)諸収入の2424万3712円でございますが、これは主に県発注の土木一式工事の談合に係る損害賠償金によるものでございます。

6ページをお開きください。

次に、歳出について御説明いたします。

表頭の中ほどの(A)欄になりますが、予算現額912億2361万7807円に対し、支出済額674億8761万3413円、執行率74.0%、翌年度繰越額202億6718万2304円、不用額34億6882万2090円となっております。

そのうち翌年度繰越額の内訳を予算科目の(項)別に申し上げますと、まず、(款)農林水産業費の(項)農業費46億2587万6450円、(項)畜産業費7億6465万7573円、7ページの(項)農地費90億6484万6155円、(項)林業費5億222万7445円、(項)水産業費52億9851万2221円、次に8ページの(款)災害復旧費の(項)農林水産施設災害復旧費1106万2500円となっております。

翌年度繰越額の主な理由は、設計調整のおくれや計画変更等によるものであります。

6ページに戻りまして、次に、不用額の内訳を予算科目の(項)別に申し上げます。

(款)農林水産業費の(項)農業費16億2213万7105円、(項)畜産業費2億1867万7530円、7ページの(項)農地費3億1818万8464円、(項)林業費3億8057万4172円、(項)水産業費8億198万607円、8ペー

ジの(款)災害復旧費の(項)農林水産施設災害復旧費1億2726万4212円となっております。

不用額の主な理由は、農林水産物流通条件不利性解消事業において、低温により発生した生育不良に伴い県外出荷量が減少したことによるもののほか、その他の事業における入札残等であります。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要を御説明いたしました。

9ページをお開きください。

次に、農林水産部の所管する特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

まず、農業改良資金特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、表頭の中ほどの(A)欄になりますが、予算現額1億7502万2000円に対し、調定額9億322万5813円、収入済額3億5334万6115円、収入未済額5億4987万9698円、収入比率は39.1%となっております。

収入未済額の内容は、借受者の経営不振等により、貸付金元利収入が未収入となったもの等でありませ

10ページをお開きください。

歳出につきましては、表頭の中ほどの(A)欄になりますが、予算現額1億7502万2000円に対し、支出済額1億2784万416円、執行率73.0%、不用額4718万1584円となっております。

不用額の主な理由は、貸付実績が事業計画を下回ったことによるものであります。

11ページをお開きください。

次に、沿岸漁業改善資金特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、表頭の中ほどの(A)欄になりますが、予算現額9575万4000円に対し、調定額8億9709万8033円、収入済額8億4104万9862円、不納欠損額301万7876円、収入未済額5303万295円で、収入比率は93.8%となっております。

収入未済額の内容は、借受者の経営不振等により、貸付金元利収入が未収入となったもの等でありませ

12ページをお開きください。

歳出につきましては、表頭の中ほどの(A)欄になりますが、予算現額9575万4000円に対し、支出済額9476万7129円、執行率99.0%、不用額98万6871円となっております。

不用額の主な理由は、貸付金の回収に係る委託料の執行残に伴うものであります。



13ページをお開きください。

次に、中央卸売市場事業特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、表頭の中ほどの（A）欄になりますが、予算現額3億9861万7000円に対し、調定額4億142万8646円、収入済額3億9150万4366円、収入未済額992万4280円で、収入比率は97.5%となっております。

収入未済額の内容は、施設使用料及び雑入における実費徴収金についての未収分であります。

14ページをお開きください。

歳出につきましては、表頭の中ほどの（A）欄になりますが、予算現額3億9861万7000円に対し、支出済額3億8284万903円、執行率96.0%、不用額1577万6097円となっております。

不用額の主な理由は、冷蔵配送施設の設計に係る委託料の入札残によるものであります。

15ページをお開きください。

次に、林業改善資金特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、表頭の中ほどの（A）欄になりますが、予算現額1582万円に対し、調定額9194万1667円、収入済額4671万4139円、不納欠損額150万円、収入未済額4372万7528円で、収入比率は50.8%となっております。

収入未済額の内容は、借受者の経営不振等により、貸付金元利収入が未収入となったもの等でありませ

16ページをお開きください。

歳出につきましては、表頭の中ほどの（A）欄になりますが、予算現額1582万円に対し、支出済額62万2755円、執行率3.9%、不用額1519万7245円となっております。

不用額の主な理由は、貸付実績が事業計画を下回ったことによるものであります。

以上、農林水産部関係の平成25年度一般会計及び特別会計の決算の概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○上原章委員長** 農林水産部長の説明は終わりました。

次に、参事監兼労働委員会事務局長から労働委員会事務局関係決算の概要の説明を求めます。

なお、本日は、労働委員会事務局長が体調不良により欠席しておりますので、参事兼調整審査課長が代理出席しております。

新垣盛勝参事兼調整審査課長。

**○新垣盛勝参事兼調整審査課長** それでは、平成25年度一般会計決算における労働委員会所管の決算の概要につきまして、お手元にお配りしております平成25年度歳入歳出決算説明資料に基づき御説明申し上げます。

労働委員会には歳入はございません。

歳出決算につきましては、予算現額1億2819万4000円に対し支出済額は1億2196万3210円で、執行率は95.1%でございます。

支出の主な内容といたしましては、委員の報酬や費用弁償等の委員会運営費並びに事務局職員の給与や旅費のほか、需用費や役員費等の事務局運営費でございます。

不用額は623万790円で、その主な内容は、人件費及び物件費の執行残による不用でございます。

なお、参考までに当委員会の予算の性質別区分で申し上げますと、人件費が95.2%、物件費が4.6%となっております。

以上でございます。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

**○上原章委員長** 参事兼調整審査課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、「決算議案の審査等に関する基本的事項（常任委員会に対する調査依頼について）」（平成26年9月22日議会運営委員会決定）に従って行うことにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会の運営に準じて譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔に発言するよう御協力をお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決算事項でありますので、十分御留意願います。

なお、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うこととしたいと存じますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

さらに、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 では、何点か質疑させてください。農業改良資金特別会計ですね。収入未済額の件数と内訳を教えてください。

○崎原盛光農政経済課長 農業改良資金特別会計における平成25年度末の収入未済額は、件数にして134件、金額が5億4987万9698円となっております。

○砂川利勝委員 これは単年度だけの収入未済額ですか。では、累積は幾らになるのですか。

○崎原盛光農政経済課長 5億円余りの金額につきましては、これまでの累計となっております。

○砂川利勝委員 それでは減った理由、1400万円ぐらい減っていますよね。それは納めたということですか。

○崎原盛光農政経済課長 返済が比較的スムーズに済んだということになります。

○砂川利勝委員 農業改良資金については、経営がなかなかうまくいなくて大変苦慮しているところもあると思いますので、農家等のいろいろな支援をしっかりとやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に移りたいと思います。農林水産部の繰越額の内訳。先ほどの理由の中に計画の変更とか、いろいろあるというお話であったのですが、まず、一番多い農業費の説明をしていただければと思います。

○長嶺豊農林水産総務課長 繰越額のまず農業費では、試験研究の部分で約8000万円程度の繰り越しでございます。これが主なものでございます。

全体で申し上げますと、農林水産部では202億6718万2000円が繰り越しの総額でございます。

○砂川利勝委員 全体はそうですが、これで見ると、農業費と農地費と水産業費ですね。46億円、90億円、52億円と出ているのですが、これだけ大きな数字ですので、その辺の大きな数字のところを3課でいいですので、なぜそういう繰り越しが出ているのか説明してください。

○長嶺豊農林水産総務課長 糖業関係の事業で、含みつ糖振興特別対策事業で約16億円の繰り越しがございます。それから、畜産環境基盤整備事業で約4億7000万円がございます。それから、ハード関係の事業で申し上げますと、水利施設整備事業、水質保全対策事業、農山漁村活性化対策整備事業等で繰り越しの大きい事業がございます。

○砂川利勝委員 繰り越したものは沖縄振興一括交

付金絡みですか。

○長嶺豊農林水産総務課長 沖縄振興一括交付金事業が約104億円程度ございます。あと、沖縄振興一括交付金以外の事業で98億円程度繰り越している状況でございます。

○砂川利勝委員 新たにまた、ことしも沖縄振興一括交付金で事業をやると思うのです。だから、どんどん沖縄振興一括交付金がふえればふえるほど繰り越しが今後出ると予想しているのですか。

○長嶺豊農林水産総務課長 ちなみに、昨年度は沖縄振興一括交付金事業で90億円程度の繰り越しをしております。やはり若干ふえておりますが、できるだけ執行状況の確認、点検、進捗管理を徹底しながら、事業を推進していきたいという考えでございます。

○砂川利勝委員 これだけ事業量がふえてきたら、基本的に職員の数はどうでしょうか。

○長嶺豊農林水産総務課長 今の農林水産部の職員定数といいますか、数につきましては、平成25年度は927名でございます。前年度が948名でございますので、やはり職員の減少は数字的にはあります。事業執行との絡みになりますが、職員定数につきましては行財政改革も含めて、一つの全庁的な取り組みとしてスクラップしたり、あるいは必要な箇所にビルドしたりということで、人員配置の調整はしております。各年度、そういう主要事業を十分勘案しながら配置には努めていきたいと考えております。

○砂川利勝委員 予算がどんどんふえていく中で、やはり執行していく体制は大事だと思うのです。繰り越しがどんどんふえていけば、それだけ人が足りないということのあらわれだと私は思っていますので、行財政改革の結果、予算を残してもしょうがないと思うのです。そこら辺はしっかりと当局とも話をして、もらった予算は全て使うというぐらいの気持ちを一職員が足りなければ足りないということはしっかり言うべきではないかと思うし、また、補充をして、しっかりと予算を使っていたきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。農林水産部長、どうですか。

○山城毅農林水産部長 農林水産部は沖縄振興一括交付金等かなり出てきまして、また経済対策も含めて予算がもとに戻ったというのですか、ふえてきている状況でございます。一方で職員についても、行財政改革の関係もありまして全体的には減っている中で、農林水産部も一定量減ってきたという中では、今後の新行財政改革プランの中ではこのペースを維

持すると聞いております。一方、定年退職の方々も再雇用という制度ができております。そういう意味では、先輩方の再雇用も位置づけしながら、そこをうまくサポートしながらやっていきたいと。あわせて、ハード関係については、農業土木技術職の採用が我々は一番課題となっておりますので、その辺は大学等とも連携しながら、もう一つは技術補、高校卒業の技術関係も今、採用枠をお願いしているところがございますので、そういったものについてまた担当部局と調整しながら、体制についてはしっかりとやっていきたいと考えております。

**○砂川利勝委員** ぜひよろしくをお願いします。

次に、農地・水保全管理活動支援事業、八重山でどのくらい実施団体があるのか。答弁を求めます。

**○仲村剛村づくり計画課長** 現在、本事業を八重山地域で取り組んでおりますのは、石垣市で8集落及び28組織が構成員となっております石垣島地区農地・水・環境保全組織が1団体、対象面積が745ヘクタール。竹富町で農家及び11組織が構成員となっております波照間地域資源保全の会1団体、111ヘクタールとなっております。

**○砂川利勝委員** 与那国町ではやっていないのですか。

**○仲村剛村づくり計画課長** 現在、与那国町では農地・水保全管理活動事業はやっておりませんで、かわりに中山間地域等直接支払事業で取り組みをしているところがございます。

**○砂川利勝委員** 地域の活動なので、農道はいろいろ整備されていて確かに路面はいいのですが、基本的に雑草が生い茂って、例えば4メートルあっても2メートルしか幅がないとか。一生懸命やっている地域はそれなりの整備がされているのですよ。多分、今の支援事業は予算がふえるのです。この辺を説明してください。

**○仲村剛村づくり計画課長** 今年度国におきましては、この事業の国庫予算、対前年度で7割ほど大幅な予算を増額しておりまして、現在、沖縄県におきましても沖縄総合事務局と沖縄県で関係市町村に向く、もしくは説明会を開催するなどして、積極的な事業の取り組みをお願いしているところがございます。その結果、これまでに石垣市で新たに1団体が新設されまして、約2700ヘクタールの農用地を対象に活動が展開される予定となっております。

**○砂川利勝委員** 水田の関係上、そのようないろいろな予算がついたのかと思うのですが、ぜひこの予算を利用して、配水も含めて、しっかりと物はつく

られていますので、それを整備すれば被害も多分少なくなると思います。例えば、市でも町でもいいのですが、どんどんそういう団体をふやして、地域ボランティアも必要ですので、しっかりとそういう対応をしないと、多分あれだけの何百キロという距離は市でもできないだろうし、また、沖縄県でもできないだろうし、いろいろあると思うのです。それはやはり地域の力を活用しなければいけないのです。市とか町とかとしっかりと対応して、そしてまた土地改良組合と対応しながらしっかりと予算を回していただいて、整備に努めていただきたいと思いますので、対応をひとつよろしくをお願いします。

次に移ります。県産食肉ブランド国内外流通対策強化事業ですね。これは予算もしっかりと消化されておりました。この紹介をしていただきたいと思います。

**○長崎祐二畜産課長** 県産食肉ブランド国内外流通対策強化事業でございますが、沖縄県産食肉の国外への流通を強化する事業となっております。本事業によりまして、平成24年度に香港に流通保管施設を整備いたしました。平成25年度はその施設を活用いたしまして、豚肉を約36トン、アグー豚肉を約4トン輸出しております。香港への豚肉輸出量は平成25年度は約40トンとなっております。平成24年度の約25トンと比較して約60%増加しております。今後はトレーサビリティシステムを構築いたしますので、安全安心なアグーブランド肉のブランド力強化を図ってまいりたいと考えております。

**○砂川利勝委員** 海外にそうやって輸出するようになりましたと。やってみて今、課題とかはありますか。

**○長崎祐二畜産課長** 実は受け手の販売のほうでございますが、結構過当競争になっておりまして、ほかの県ですとか、ほかの国ですとか、いっぱい売り込みに来ております。そのためには定時定量を実現し続けられないといけないということが、これからの課題になるかと考えております。

**○砂川利勝委員** 一定量やらなければいけないと。そこで、その農家との連携はどうですか。

**○長崎祐二畜産課長** 今は沖縄県食肉輸出促進協議会をつくっておりまして、その中でそれぞれのメーカーで全部取りまとめまして、その保管施設を利用して保管しておいて、要求があったときにすぐ出せるようにという形でやっております。

**○砂川利勝委員** ぜひとも沖縄のブランドを高めていくということで、多分これから牛肉を含めてやっ

ていられるかと思うのですが、ぜひとも頑張っていたでいて、地域の活躍の場をしっかりとやっていたきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、農林水産物流通条件不利性解消事業、先島地区における内容を説明してください。

**○宜野座葵流通・加工推進課長** まず、全体的な決算の状況を申し上げますと、平成25年度の農林水産物流通条件不利性解消事業の実績につきましては、出荷団体110団体に対しまして、23億3025万円の補助金を交付いたしました。圏域別の内訳としましては、多い順に本島が16億1666万1000円、本島周辺離島が2億9698万4000円、宮古地区が2億4150万4000円、次に八重山地区が1億7510万1000円となっております。先島地区の作物別の内訳を申し上げますと、宮古地区が、野菜で1億8437万7000円、水産物で4022万1000円、果樹で1364万6000円、花卉で195万3000円、続きまして八重山地区が、水産物で8626万6000円、果樹で4947万8000円、野菜で2618万5000円、花卉で991万1000円となっております。

**○砂川利勝委員** 農林水産物流通条件不利性解消事業は農家もすごく助かっているし、また、この制度を利用しながら農家に力をつけてほしいなと思っています。これだけ多くの資金を投入されているということで、ぜひこれもまた一今までやってきた中で、課題らしきものはありますか。

**○宜野座葵流通・加工推進課長** 農林水産物流通条件不利性解消事業の課題としましては、今後の展開もあります。貨物の集約化による移送の効率化のあり方、平成26年度に補助対象品目を8品目追加したところではありますが、さらなる追加を含めた補助対象品目のあり方の検討、事業を継続的に実施していくための多角的な事業効果の検証方法の施行などが挙げられております。

**○砂川利勝委員** ぜひ頑張っていたきたいと思ひます。去年、積み残しとかいろいろあったのですが、農林水産部長が中型機を飛ばすよということで、石垣市でもパイナップルの積み残しとか、そういう話は一切出ませんでしたので、そういう行政の力もしっかりと加味されているのかなと思ひます。ぜひ続けていただいて、また、要望があれば品目をふやしていける体制をとっていただければありがたいと思ひますので、頑張ってください。

**○上原章委員長** 座喜味一幸委員。

**○座喜味一幸委員** 今回の台風の被害、大変大きく出ておりまして、今後の調査ではなお被害がふえて

くるものと想定されますが、速やかな対応をしていただきますことをまずは希望いたします。

先ほども予算執行の話がありまして、繰り越しの話等々ありました。特に技術系のソフト事業、大分必要な事業の繰り越しがどうしても多いのかなと思ひますが、沖縄県全体の中で、先ほど農林水産部長が答弁していただいた農業普及関係の技術職員、農業土木系の職員、その辺の人材育成が必要だが、まず現状として、そういう技術職のポストに事務系の方たちも結構入っているのではないかということが現実だと思ひます。その現状について概要を報告いただけますか。

あるやなしやという方向でいいですよ。充当率でいいですよ。

**○長嶺豊農林水産総務課長** 現在、農業土木関係職員の定数につきましては194名でございます。実際、技術者の配置状況につきましては183名で、足りない補充としましては、再任用の職員だとか、先ほど委員からありました事務職員で補っている部分がございます。

**○座喜味一幸委員** 枠で11名だけ不足ということだが、僕は現場の実態はもっと厳しいものがあると思ひていて、先ほど農林水産部長が言っておりました。これは沖縄振興一括交付金、去年から土地改良を含む予算が自民党にかわってから急激に伸びておりまして、一時期落ち込んだ事業費が今大きく伸びている。それに対して技術職が一技術職は急に育ちませんから、それは民間も含めた対応が必要だという指摘を去年も指摘したのですが、本気でやらないと現場の負担が相当大きい。その辺の民間技術者を含めてどういう形ですか、これは本気で議論しないといけません、いかがでしょうか。

**○山城毅農林水産部長** 先ほど農林水産総務課長からも報告があったのですが、実態としまして技術職が足りないということで、そこには農業職、あるいは林業職、また行政職をはめながら対応している状況であります。そういう中で農林水産部内の対策としては、実は年間を通して研修会制度を設けていまして、そういう事務系の方々も含めて技術的な研修をすることによって、内部の連携を含めて資質向上に向けて体制を整えていることが現在でございます。委員おっしゃるように、民間を使った連携した取り組み、執行体制の構築につきましても、効率的に事業を執行するためには必要かと思ひますので、そのあり方をどうするかということもまた検討しなければいけないと思ひます。それについてはまた、内部

で……。現在、例えば民間と一緒にあって、お互いの研究開発、発表会を連携してやっています、そういった連携もありますので、執行の連携のあり方というものについて、民間を含めて検討していきたいと思います。

**○座喜味一幸委員** これは沖縄県のみならず、市町村も相当技術職不足で大変困っていて、予算執行していろいろな課題が出ていますよ。そういう意味では、沖縄県全体の予算が、これからの執行を含めた沖縄県のありよう、そして市町村の予算執行のありよう、技術者をどう育てていくか、技術行政人をどう育てていくかということは大変重要なので、総点検してもう一回襟を正さないと、整理をしないと少し厳しいものがあると思っています。市町村も含めた検討をぜひお願いしたいと思っています。

少し細かくなりますが、平成25年度主要施策の成果に関する報告書112ページに水産物供給基盤機能保全事業というものがあっていて、この計画24億円に対して、実績10億円、繰越額が13億円できております。このような事業がなぜ起きるのか、余りにも計画と実績に乖離がある。ここも僕は技術者を含めていろいろな問題があると思っています。

**○安里和政漁港漁場課長** まず、水産物供給基盤機能保全事業の概要ですが、これは漁港整備の一つの事業でございまして、老朽化及び耐用年数を経過した漁港の機能診断や維持、更新整備及び地震、津波等の自然災害に対する漁港施設の機能強化、防護対策を行う事業でございます。実は平成24年度の大規模補正予算で大幅な予算を確保しまして、この事業自体が大きく分けると調査事業と保全工事業とに分けられまして、漁港の健康診断をして、この施設そのものが早急に対応すべきものか、それともしばらくして対応すべきものかという調査を行いまして、状況に応じて補修工事だったり、保全工事だったり、強化工事だったり、そういったものをする事業でございまして、それでこの機能保全、健康診断にかなり時間を要しまして、繰越しが大幅にふえてしまった状況でございまして。

**○座喜味一幸委員** 去年の繰越しも8億円ぐらいあったわけでしょう。今回次年度への繰越しが約8億円でしょう。そういう状況の中でどういう形で執行率を上げて、年度内、単年度予算という原則をどう守っていくかということが行政の基本であるものだから、そういうあり方が妥当なのか。執行体制がもしそうであれば、早目に調査を進めて工事に移

るためには一別にいろいろな地権者との交渉とかがあるわけでもないし、何が問題なのかと言われてもしようがない事案だと思うのです。ですから、毎年毎年同じように10億円前後繰り越していくような事業はあり方を考えないといけない。農林水産部長、これはどうしますか。

**○山城毅農林水産部長** 平成24年度、平成25年度ということで、平成24年度は2月の経済対策で相当な金額が来まして、漁港とかハードが大分来たものですから、それが一つの原因となって繰り越して、その執行を優先的にやってというところがありました。それについては現在落ちついてきていると思いますので、今後の繰り越しについてはある程度改善できると見えています。ただ、先ほど申し上げましたように、全体的に技術職が足りないことはもうはっきりしていますので、そこはしっかりフォローしていきたいと思っています。

**○座喜味一幸委員** ですから、トータルとして水産土木の技術者も僕は不足していると思っています、この現状は今後にとって好ましくない。せつかくの予算を執行して、効果を早目に出す、漁業者の利便性を図っていくべき事業なので、この状況を継続するようではいけないので、技術者の不足にどう対応するのか。そして、適正な予算執行というものをどうしていくのか。そもそもの大きな予算の変化の中で、こういう組織のフレキシブルな対応が求められています。私は今回この話を提起していますので、ぜひともこれは各部門の技術職を含めた点検をしていたきたいと思います。

もう一点、農林水産物流通条件不利性解消事業について、先ほどと余り重複しないように伺いますが、農林水産物流通条件不利性解消事業は今、大変大きなインパクトのある事業として現場が動いていると思っています。農林水産物流通条件不利性解消事業は、平成25年だからもう2年目だったのですが、沖縄県からの全県外出荷量に対して農林水産物流通条件不利性解消事業で取り扱った農作物というものはどれぐらいのシェアですか。

**○山城毅農林水産部長** 県外に出ている出荷量全体の把握は非常に難しいところがございます。大手のJAとか漁協の取扱量については、毎年統計をとりながら把握して整理しているのですが、個人で出したりというもの、小団体で出しているものが結構ありますので、JAの系統を見てみたら大体50%程度です。あと50%は系統外の皆さん、個人で出しているものがありますので、その辺の把握が十分できて

いないという現状がありまして、では、何割かということは今申し上げられないのですが、系統が取り扱っているのを見た場合にはほぼ全額該当する、利用されている状況でございます。

**○座喜味一幸委員** なぜこのことを聞くかという、要するに我々が将来観光客1000万人を目指す、地産地消していく中で、トータルとしての農産物の供給があつて、沖縄県外に送る分、沖縄県外から入ってくる分、そういう出し入れをしたときに我々はどうの形で沖縄県内の自給率を高め、沖縄県外への出荷をどう高めて、農家の生産性の向上、経営収支を高めようとしているのかという大きな命題でなければいけないと思つているのですよ。

では、直接聞きますが、例えばこの事業を使ったゴーヤーの沖縄県外出荷量がありますね。そうすると大体7月ぐらい、8月から、夏場はほとんど本土からゴーヤーが入っているのですよ。そういうゴーヤーの沖縄県の年間消費量に対して、どう端境期で勝つて、どう県外のゴーヤーに太刀打ちしていくかという戦略性、年間を通してどう生産していくかという計画がないと、農林水産物流通条件不利性解消事業そのものを本気で活用することにはならないと思つたのです。どうですか。

**○山城毅農林水産部長** 全体的な沖縄県の目標—沖縄21世紀ビジョンの中では10年後の生産額の目標を立てています。平成33年には約1.5倍にふやすという目標を明確に数値で定めておりまして、ゴーヤーについても、県ゴーヤー生産振興計画ということで単品でつくつてございます。8000トンから1万1000トンぐらいまでふやしていく計画をつくつておりまして、それに対して、例えば先ほどの夏場はつくらないということについては、沖縄県内消費分はオーケーなのです。露地とかあります。ただ、台風の被害があつたときに物がなくなることはありますが、課題としては冬春季、冬場の生産量がまず少ないという気象的、技術的な課題がございます。年間を通してやるときに、一方では沖縄県外へ出すときの輸送コストがあつて、夏場は関東地域で産地ができてい関係もあつて、市場販売額が500円あればいいのですが300円ぐらいに下がってきます。そのコストが間に合わないのが、農林水産物流通条件不利性解消事業でカバーしながら、対等な競争力をつけようということに取り組んでいる状況でございます。

**○座喜味一幸委員** 要するに沖縄県として、明確に端境期の生産目標、そのために日照不足という話も

あつたが、その辺の安定供給をして、どう戦略的にやっていくかという部分での詰め込みをしてもらいたいと思つて今、話をしております。

次に、少しまた話を変えて、今回の農林水産物流通条件不利性解消事業の中に小さな離島、その参加シェアというものはどのぐらいありますか。

**○山城毅農林水産部長** 先ほどは大きく宮古圏域、八重山圏域という分類はしておりますが、小さい離島—例えばあるのは、南北大東はカボチャとかジャガイモがあります。久米島もゴーヤーとかインゲンとかございます。そういったものはJA系統になっていまして、系統が1本になっている関係上、小さい離島までは分析が……。資料はあると思つていますが、今、手元にはないので申しわけないです。

**○座喜味一幸委員** 要するに海上輸送費、航空輸送費に該当して、特に島々においては土地利用型の作物とかを伸ばしたいわけ。そういう意味での農林水産物流通条件不利性解消ができて、オール小規模離島まで巻き込んだ形での出荷体制に着目しないといけないのではないのか。少しその辺に対して配慮いただきたいのですが、これも検討していただけますか。

**○山城毅農林水産部長** 我々としては全体的な引き上げで考えていますので、そういう小規模離島についても普及員と駐在員がおりますので、その地域に合ったサトウキビプラス園芸作物、あるいは畜産ということでも進めていますので、そういったものもきめ細かく指導しながらやっていきたいと思つます。

**○座喜味一幸委員** では、最後に1点だけ。同じ農林水産物流通条件不利性解消事業の中で実績として農家のアンケートをとってみると、沖縄県外出荷品目をふやしてくれということが圧倒的に出ています。それから出荷先、チャンネルをふやしてくれという要望が出てはいるはずですが、こういうことに対して私は本気で取り組むべきではないかと思つますが、これに対する対応をいかがいたしますか。

**○山城毅農林水産部長** 農林水産物流通条件不利性解消事業をスタートしてから、かなり現場から品目拡大の要望がございまして、昨年、国とも調整しながら8品目について追加したところでございます。基本的に我々としては、戦略品目をベースにして沖縄県外にチャレンジするという意味で戦略品目に絞つて対応してございますので、それぞれの品目に応じて各地域で新たな品目があれば、そこを産地化してつくり上げていって、事業対象に向けて必要で

あればまた乗っけていくような作業を継続してやっていきたいと思えます。

○座喜味一幸委員 農林水産物流通条件不利性解消事業は非常に期待されていますので、これは相当詰め込んできれいに整理すると、すごく農家を引き上げますし、農業を頑張りますよ。期待しておりますので、ぜひお願いします。

野菜花き類の施設管理高度化技術開発事業、大変重要な事業をしまして、日照不足、低温障害等々の対策をゴーヤー、トルコギキョウ、輪菊でやっていますが、その研究結果と今後の展開について教えてください。平成25年度主要施策の成果に関する報告書の148ページになります。

○山城毅農林水産部長 野菜花き類の施設管理高度化技術開発事業については、野菜花卉類に分類して研究開発をやっているところでございまして、例えば成果として、この事業を使いながら、1つにはサイインゲンの単収が現在1トンぐらいしかないものをジベレリン処理をしながら改善して、4トンぐらいまで引き上げるという技術を開発しまして、長い間かかったのですが、それは現在普及に移しているところでございます。

もう一つは、花卉については電照菊もやっているわけですが、白熱灯がもうしばらくすると製造禁止になりますので、LEDに切りかえできないかということで、LEDを使った低コスト化に向けて取り組んでいるところでございますし、もう一方では、野菜等についても施設の中での管理のあり方というものも、炭酸ガス、光を効率的に活用して、年間を通して単収を上げる技術開発に向けて取り組んでいる状況でございます。

○座喜味一幸委員 もうそういう結果は出ていると思っているので、既存のハウス施設等々に対しても何らかの形で速やかに支援できる事業を起こすと、マンゴーにしてもゴーヤーにしても受粉期の問題が解決できますので、今後既存の施設にも支援していく事業の検討をしていただけませんか。

○山城毅農林水産部長 沖縄県農業研究センターで技術開発したものを普及に移すということで、施設を絡めた一例えばマンゴーなら暖房を若干つけることによって安定的な着果ができますので、そういったことを事業に乗せて支援していることもございますので、そういう意味ではしっかりまた事業につなげて、普及拡大に向けて取り組んでいきたいと思えます。

○上原章委員長 崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 先ほど台風19号の被害状況の説明がありましたが、今回も漁港は甚大な被害を受けています。平成25年度ですが、経済労働委員会で視察をした北大東、南大東の調整池の整備とか、あるいはまた座間味漁港の整備とか、平成25年度1年間の被害状況—台風ごとの状況報告はその都度しているのですが、平成25年度の決算としてトータル1年間で、総額どれぐらいの被害が出ているのか。あるいはそれに対して、災害復旧する費用というのか、対策費はどのぐらいかかったのかということを知りたいのですが、決算上なかなかわかりにくいので、トータルでまとめられているのではないかと思っておりますが、それを聞かせてもらいたいと思えます。

○山城毅農林水産部長 昨年度の被害状況だけ報告させていただきます。まず、6月の台風4号から10月の台風27号まで、昨年度は7つの台風が接近してございまして、トータルすると12億3622万9000円の被害額、これは農作物全部含めてです。

1年間の延べで、ただ単純に足したもので12億3622万9000円で、そのうちの農作物が11億1730万3000円、耕種部門になります。あと施設関係、農地農業用施設、ハウス関係を含めて4083万2000円。畜産が施設、牛等の被害を含めて5367万円。林業関係が施設等で210万4000円。水産関係—漁港、護岸等が多いのですが、2232万円という内訳になっております。

あと農作物については、共済とかそういったもので補填していきますので、行政的に予算化をやる際には農地農業用施設、農道関係とか、護岸、漁港の施設とかになりますので、そういったものが先ほどの農地農業用施設2900万円とか、護岸で2100万円とか、昨年度はそういう……。一昨年度は大きかったのですが、昨年度は大体そのような状況です。ただ、これについては毎年度災害復旧の予算を組んでいますので、そこに対応する。足りない場合に補正を組むような体制を整えています。例えば平成25年度歳入歳出決算説明資料の8ページの災害復旧費がございまして、これが平成25年度に決算した災害の対策費と見てもらえればよろしいかと思えます。

○崎山嗣幸委員 今、農林水産部長がおっしゃられた災害対策費ですが、繰り越しが1100万円余りありますよね。これは何の事業で繰り越ししているのですか。

○増村光広農漁村基盤統括監 1100万円は平成25年度の石垣漁港で浮き棧橋が被災を受けまして、その

工事に対して地元調整等がおくれまして繰り越しをしております。1カ所だけです。

○**崎山嗣幸委員** これは何月ですか。

○**増村光広農漁村基盤統括監** 10月7日に来襲した台風24号です。

○**崎山嗣幸委員** いずれにしても、早急な復旧がなされないと、台風は毎年来ることも含めてやったほうがいいと思います。地元調整がなかなかあったということなので、早目に詰めたほうがいいと思います。

不用額ですが、災害復旧費の不用額も結構出ているのですが、なぜこの不用額が出ているのですか。主なものでいいですよ。

○**植田修農地農村整備課長** 災害復旧事業におきまず不用額につきましては、農地農業用施設関連で申し上げますと、平成25年では不用額が3300万円余り出ております。これにつきましては、予算の段階で、復帰後必要であった金額等から当初予算を6億円余り用意いたしまして、その後、その年度で災害が少なかった場合、2月の補正予算で一旦整理をさせていただいて、例えば平成25年度で申しますと、2月の補正の段階で4億9000万円余りを減額しております。減額して、それは1月から3月までの災害に備えて残りの額を持っていたわけですが、それにつきましても最終的に災害がなかったということで、最終的に農地農業用施設の不用額につきましては3300万円を計上しております。

○**崎山嗣幸委員** 災害復旧費以外に、先ほど農家の被害が全体含めて12億円となっているのですが、農家に関係する部分の助成とかも含めて、1年間トータルで幾らかというものはわかるのですか。例えば被害をこうむらないようなハウスがあるとか、そういう話をしたと思うのですが。概略でいいですよ、どんなものでやっているかどうか。

○**西村真精業農産課長** 平成25年度の共済金の支払い額ですが、農作物共済は、水稻に関しましては1054万6000円程度です。畑作物共済、サトウキビにつきましては5億2600万円、園芸施設共済につきましては6351万6000円となっております。

○**崎山嗣幸委員** 例年来る台風ですので、ぜひ災害対策、そういった台風対策を含めて早急にするように要望して、これは終わります。

海区漁業調整委員の報酬の見直しについて聞きたいのですが、多分平成25年度に海区漁業調整委員の報酬の見直しがあったと思いますが、その理由と報酬額、引き下げ額を説明してくれますか。

○**新里勝也水産課長** 海区漁業調整委員会の委員の報酬につきましては、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、会長が3万円、委員が2万7000円の日額制となっております。これにつきましては平成25年度に見直しがございます。これにつきましてはこれまで月額制だったものが日額制になっております。これは全国的な海区漁業調整委員会の報酬の見直しが進んでいまして、その流れの中で本県につきましても日額制ということで改正がなされているものとなっております。

○**崎山嗣幸委員** その報酬額は、この費目の中でどこかわかりますか。探しているがどこにあるのかと思って。今、出している資料の中で。

○**新里勝也水産課長** 今お配りの資料の7ページ、(項)水産業費の(目)漁業調整費の中に含まれております。

○**崎山嗣幸委員** わかりました。今、説明で全国的な見直しの動きの中で多分に、私が調べる範囲で、会長6万8000円から3万円に、委員が5万5000円から2万7000円に引き下げられたと理解しているのですが、その額でよろしいですか。

○**新里勝也水産課長** 会長が日額3万円、委員が2万7000円となっております。

○**崎山嗣幸委員** 実は私が聞こうと思っているのは、この見直しは全国的な見直しと一般的なことを言っているのですが、この間、ここで議論されているように日台漁業協定の取り消しの問題、あるいはえ縄切断の問題、米軍の射爆場の問題等、沖縄県における漁業調整に果たす役割は、全国的に比にならないぐらい相当ハードなというか、専門的なというか、役割を果たしていると思うのですよ。そこを並列的に全国で行財政改革があったからということでこれだけ大きく切ることについては、沖縄県の水産業を守る専門家の皆さんと先生方に対して意欲をなくさせるのではないかと、余りにも理由がない。全国的に比較して、これだけ米軍の問題が絡んでいる、水域の問題が絡んでいるものに対して、こういうことを参考にしないやり方は問題があるのではないかと私は思って聞いたのですが、この海区漁業調整委員の人数と、学者とか漁業者とか、漁業団体とかあると思うのですが、まずこれから教えてもらいたいと思います。

○**新里勝也水産課長** 海区漁業調整委員会の委員につきましては定数が15名となっておりますが、まず、公職選挙法によって投票で選出された漁業者代表が9名になってございます。そして、知事選任による



学識経験者が4名、行政代表として公益代表者が2名、合計15名となっております。

○**崎山嗣幸委員** では、この方々、漁業者は9名いらっしゃるわけだから、漁をやめて調整に参加すると思いますが、今、私が話をした沖縄の海域、水産資源、水産漁業を含めてこれだけの問題が多発する中で、私がさっき言ったことについては加味されないのですか。本人たちの役割というか、事業については学識者も含めて全く加味されないのかということです。

○**新里勝也水産課長** 現在、海区漁業調整委員会は月1回、年12回のペースで委員会を開催しております。その中で、もろもろの議案を審議しているところでございます。そのような海区漁業調整委員会の開催実績等を踏まえて、総務部と協議した結果、日額こういう単価になっているということでございます。

○**崎山嗣幸委員** 私が調べたのですが、皆さんが今言っているように、報酬見直しについて委員の活動実態を踏まえたということで書かれております。でも、先ほどから言っているように委員の活動実態は、皆さん月1回の定例会と言っているが、実際は私が言うまでもなく琉球新報、沖縄タイムス、マスコミ全てにわたって、私が先ほど言ったことはずっと連載されていて、そして学識経験者も含めて新聞にずっと連載しているわけです。この月1回の定例会に来るこの人たちの研究、いろいろな問題については私が言うまでもなく、マスコミでも既に日台漁業協定の問題とか、はえ縄の問題とかがあらわれているにもかかわらず、皆さんはただ1回だけということで活動実態を評価している。私がなぜこんなことを言うかという、私もそのことで海区漁業調整委員の先生を1人呼んで勉強会をしたのですが、この先生は資料代も自分で、そして現場に行く調査資料も自分で、旅費も自分で、資料作成も自分で、全部自分で持ち込んでくるのです。これが月1回来るまで、皆さんわかるように一新聞を見たらいいですよ。ずっと連載している資料そのもの、月1回の仕事量ではないですよ。ずっとこういう問題が発生しているときに追っている状態は、皆さんと匹敵するぐらい法的な角度とか、あるいは現場の状況とか漁業者との関係を含めて、海区漁業調整委員がそれだけ働いているわけです。それから、海区漁業調整委員会の九州ブロックに提案をしてみたり、全国に働きかけるような活動をしていますよ。そういったことをなしにして、日ごろの活動実態を踏まえたと言って

いるが、私がそれだけ事例を挙げているのに、皆さんは活動の実態を踏まえていないから聞いているわけよ。ただ1回やっていますと言っているが、ただ1回の中に集約される問題は、これだけいっぱい彼たちが研究する。これは漁民もそうですよ。漁の中で実体験から問題提起しているわけですよ。それを全国的なもので皆さんが行財政改革だからと並列的にやることについては、沖縄県の問題、日台漁業協定取り消しについても……。だって、皆さんだって一部撤回とか、あるいは台湾との関係、一向に進まないものについて、皆さんが海区漁業調整委員の役割を低下させている。だから、皆さんも同じでしょう。沖縄県としても、一部撤回、見直しと言っているにもかかわらず、政府は認めないでしょう。でも、彼ら、海区漁業調整委員は全国の海区調整委員会に働きかけて、課題を含めて一緒に動いているわけ。その人たちの役割に旅費も出さない、調査費用も出さない、何もやらない、全国の行財政改革の中で切りますということは僕はおかしいのではないかと思うわけ。農林水産部長、この見解はどうですか。

○**山城毅農林水産部長** 前は月額という定額ですが、今回、日額で出した場合に定例会は1回でございしますが、あと何回か臨時の会議もございしますので、そうすると複数回の開催になります。3回やると3回分、3倍で会長は9万円ということで月額よりふえるという状況がありますので、そういうメリットと、旅費については会議3回の旅費とか、調査に行く場合にはそういう旅費も出しておりますので、その辺は委員のおっしゃっていた個人的なもの、事務局との連携とか、こういう関連があるので調査へ行くということであれば予算措置されていますので、そこはまた見ていきたいと思っています。その辺の調整不足も一つあると思いますので、そこは委員としっかり連携しながら、うまく動ける体制、情報収集できる体制を構築していきたいと思えます。

○**崎山嗣幸委員** 農林水産部長おわかりのように、例えば海区漁業調整委員会へ行くときの旅費とかは出すかもしれないが、個人ではなく委員として知識の修練とか、現場調査とかを含めて日常活動することの経費は出ないわけ。これは個人だとおっしゃっているが、やはり報酬とかの中に含まれると僕は解するわけよ。皆さんは資料代は支払うと言うが、僕たちが呼んだら本人が自費で持ってくるのですよ。皆さんの公費は出さないのですよ。私はそういった

海区漁業調整委員の役割をなぜこうやって低下させるのか、本当に違うのではないのかと言いたいわけですよ。月額報酬について、住民に十分説明ができるならばいいということが法的な見解ですよ。そういうことからするならば、自信を持って皆さんが沖縄県の特殊事情、海区漁業調整委員の活躍を評価することによって、海区漁業調整委員の先生方も頑張ると思うのですよ。でも、これは海区漁業調整委員の皆さんは納得していないのですよ。皆さんおわかりのように、一部問題点を出されたと思うのです。そういったことを考えてあげるならば、全額見直しとは言わないが、それなりの活動における対価と費用について検討したほうがいいのではないかと思います。農林水産部長、いかがですか。

**○山城毅農林水産部長** 委員おっしゃっているとおり、海区漁業調整委員会の委員の皆さんが情報収集したり、そういう蓄えのもとに判断することは大変重要なことですので、そういった先生方、委員の話も聞きながら、どういう改善ができるか少し検討させていただきたいと思います。

**○崎山嗣幸委員** マグロのはえ縄切断の被害ですが、これは5月に起こったのですが、昨年度、平成25年度には起こらなかったのかどうかを聞かせてくれませんか。

**○新里勝也水産課長** 昨年度も同じ時期、7月ごろに同じような水域で米軍の艦船と海上自衛隊の艦船が周辺におりまして、昨年度は沖縄県内漁船はないのですが、宮崎県漁船、鹿児島県漁船が海上自衛隊の艦船に切断されたと聞いております。

**○崎山嗣幸委員** 宮崎県の漁船は被害補償されたのでしょうか。

**○新里勝也水産課長** 海上自衛隊では事実関係を認めて、鹿児島県、宮崎県両方に請求を出すようにということは話をしていると聞いていますが、宮崎県側で請求の積算等の作業がおくれている、現時点ではまだ支払いまでには至っていないと聞いております。

**○崎山嗣幸委員** 自衛艦と米軍艦船はこの航路を通っているが、5月はやられて、去年はなかったということは航路が違っているのですか。今の話では、平成25年度は沖縄県の漁民にはなかったと言っている。なぜ今度はあるのかについて。

**○新里勝也水産課長** 去年とことしとほぼ同じ水域で切断事故は起こっていますので、去年、沖縄県の漁船が被害に遭っていないのは要因はわかりませんが、たまたま沖縄県の船はなかったと理解しており

ます。

**○崎山嗣幸委員** 今回、沖縄県漁業協同組合連合会が提唱している米海軍に対する補償請求の進捗状況を教えてくださいませんか。

**○新里勝也水産課長** 現在、米海軍から被害を受けた個人個人の漁業者宛てに請求書類を出すようにということで、8月23日に届いております。それを受けて、沖縄県漁業協同組合連合会が被害を受けた9名の方々に資料を出すようにしておりますが、1人だけ休業補償分について資料がまだ整っていないということで、それが整い次第提出すると聞いております。

**○上原章委員長** 仲村未央委員。

**○仲村未央委員** では、平成25年度歳入歳出決算説明資料の9ページ、農業改良資金は少し収入未済額が大きいのと不納欠損額が上がっていないので、いま一度説明をいただけますか。

**○崎原盛光農政経済課長** 予算額につきましては、近年数年間の未収金の償還状況などを考慮しました上で、実際に歳入が見込まれる額を積算して歳出額に充当する額を予算額として計上しております。それに対しまして調定額は、実際に償還、歳入があった金額にこれまで未収となっている金額を全て含めるために、予算額と大きな差が出るような結果となっております。

**○仲村未央委員** 収入未済額の内容ですが、実際には最初の貸し付けから最長どれぐらいたっているのですか、長いもので。

**○崎原盛光農政経済課長** 一番古い未収金が昭和52年に貸し付けたものとなっております。

**○仲村未央委員** 最初の貸し付けから37年ということですが、実際返済の見込みがあると皆さんは確認して収入未済額になっているのか。不納欠損額が昨年度出ていないものですから、その調定額のありようはどうでしょうか。

**○崎原盛光農政経済課長** この農業改良資金は復帰後からのかなり古い資金になっておりまして、延滞されている債務者の方の中には確かに10年以上なかなか返しきれない方々もいらっしゃいます。これが全体でいいますと、長期滞納者が16名おりまして、未収金額にすると4553万8000円となっております。ただし、長期滞納者の方も不納欠損につきましては、10年以上であれば確かにこの権利は発生するのですが、御本人からの援用の申し出が条件になっておりますので、これまで返されている方と連帯保証人等を含めた方々に少しでも返せるかどうかの調整を含

めた格好で、今調整しているところです。

○仲村未央委員 実際の償還期間は本来何年で設定されているのですか。違約金の回収率も相当に低いわけですよね。実際には何年の返済期間で、違約金はどれぐらいの年率で発生するような貸し付けになっているのですか。

○崎原盛光農政経済課長 農業改良資金は昭和48年からされている資金で、資金の処理によりまして貸し付けの期間が大分異なります。多いものが8年から、また、最長のものとはたしか一きょうは資料を持っていないので大変申しわけないですが、10年を超えて15年近くまであるものがあつたと覚えております。

○仲村未央委員 1件1件個別には今は確認できないということですが、恐らく違約金自体が元金を超えているような方もいらっしゃるのではないかと思います。そこら辺はいかがですか。

○崎原盛光農政経済課長 先ほどの補足をいたします。昭和47年度から平成22年度までに農業改良資金は5276件、金額にしまして125億1230万円を貸し付けております。そのうち回収された額が120億71万3000円ということで、件数にしますと5138件、パーセントにしますと95.9%の方が現に償還を終えておりまして、長くこの制度資金はございますので、その中の一部の方が残って、今5億円近くの延滞金になっていることとなります。長期にわたって延滞していらっしゃる方もおりますので、違約金が元金を上回っている方もいらっしゃいます。

○仲村未央委員 農林水産部長、先ほど時効援用を申し出ないということですが、むしろここまで据え置いて一私は不納欠損額が上がってくるのかと思っはいたのですが、なかなか回収が芳しくない状態というのは、例年恐らくそんなに動いていないのではないかと見えるのです。そうであれば、既にもう離農されていたり、債務者の状態はよくわかりませんが、何十年も置いておくべきなのかどうかということ、どこかでもう少し判断が必要という感じはしますが、そこら辺の時効援用についての促し方も含めて整理が必要ではないかと。これだけ滞っている状態が余り長引くのは、決算のあり方としてはいかがでしょうか。

○山城毅農林水産部長 各資金もそうですが、農業改良資金についても債権管理指針というものを農林水産部内でつくっております、委員おっしゃるとおり、正常に返している方、あるいは要注意の方とか、回収懸念あるいは困難というような分類をして、

それに応じた対応をやっていこうという方針はつくって、分類はしてございます。その中で、確かに今長期になっていて、その人からの援用の申し出があれば不納欠損処理に持っていけるのですが、なかなかこちらからどう説明するのかという点で微妙なところがありまして、その辺をもう少し我々内部で検討しながら、研究しながら、どのようにして不納欠損に持っていけるかということも農林水産部内でまた検討していきたいと思ひます。

○仲村未央委員 もちろん把握が前提で、安易にみんな時効、時効で不納欠損額を上げてこいということではないにせよ、この会計だけの問題ではないが、ただ、やはりどこかで全庁的な見直しも含めてやらないと、これにかかわっている、いってみればコストが非常に大変だろうなど。実際担当もいらっしゃるの、それをやる担当者は。どうですか。

○崎原盛光農政経済課長 農業改良資金をじかに担当する職員を1名配置しております。また、職員ではなかなか手に負えない方々もいらっしゃいますので、それにつきましては民間管理会社、俗に言うサービサーを利用して行っております。

○仲村未央委員 ぜひどこかでの改善、抜本見直しを促したいと、この件については思ひます。

では次です。沖縄ブランドのことを質疑すると通告してあつたのですが、何か資料はできていますか。沖縄ブランドと言われるものの一覧を、品目なり、種類ごとに提出をお願いします、その生産額の推移やそういったものも含めてありますかということ、要求していたのですが、あれば提出をお願いします。資料、つくっていないのですか。

○山城毅農林水産部長 明確に沖縄ブランドとなると、消費者、生産者を含めて、我々としては定時定量、定品質、安定的に供給できるものが沖縄ブランドという位置づけのもとに今取り組んでおりまして、それを仕上げるために、まとまったものを出すためには拠点産地が必要になってきますので、拠点産地をつくりながら安定供給できる体制をつくって進めておりまして、市場なり社会、ある一定程度の評価を受けているのではないかと判断のもとに、主要なものを取り上げてみます。

まず、ゴーヤーについては、生産量で申し上げますと、平成23年度の6041トンから平成24年度は7151トンになっている。サヤインゲンについては1940トンから1960トン、オクラについては1200トンから1284トンとか、小菊については2563万9000本から1932万4000本一台風の影響で落ちたということもあ

るのですが、そういったものとか、例えばマンゴーであれば1620トンから平成24年度は1227トン、肉用子牛であれば2万3290頭が2万2970頭、モズクについては1万3056トンが1万6167トン、ウミブドウが250トンから303トンというような整理はしてございますが、明確にこれがブランド品目としてある程度認知されているというものと、もう一つ掲げているのは、全国で3位以上の品目についても取り上げておりまして、それについてふやしていこうという取り組みとか、そういったものをやっております。

**○仲村未央委員** ですので、今言っているような資料を下さいということを前提に質疑をしたかったのです。そうしないと、今、言葉だけではこれが追えないと。

ただ、問題は沖縄ブランドの確立ということで、沖縄21世紀ビジョンを初めいろいろな行政上の資料に沖縄ブランドの確立といろいろ出てくるのですよ。ところが、今聞くと定義もあやふや、曖昧だし、何となく市場でそれが受け入れられているのではないか、一定評価があるのではないかの、そのぐらいのレベルの沖縄ブランドなのか。私はそこはもっと、ことしの生産額、生産量というものは去年に比して何%増で、これが戦略的に何年度までにはどこまでいく、輸出はどこまで目指すと。それが流通コストの削減、低減のいろいろな措置とも兼ね合って、計画的な農業計画の中のブランドと位置づけられていると思ったのですよ。ところが今、何品目あるのか、そこら辺も含めて少し弱いのではないかという感じがするのですが、いかがですか。

**○山城毅農林水産部長** ブランドに持っていく品目については、戦略品目ということで位置づけております。それを今58品目位置づけて、明確にしております。それから抜き取ってブランド産地をつくっていこうということでやっています、ブランド産地に持っていくときには、行政的に支援する中では協議会をつくらせているのです。そこは、例えば農作物であればJA、市町村、沖縄県の普及部門、行政、研究部門が入って協議会をつくって取り組んで、協議会ができたなら沖縄県で拠点産地として認定して支援していく。その中で、青果物であれば沖縄県青果物ブランド確立推進協議会というものを立ち上げてございます。この沖縄県青果物ブランド確立推進協議会の中で、沖縄県青果物ブランド確立推進基本方針というものをつくってございます。その沖縄県青果物ブランド確立推進基本方針の中で、政策的にこの品目はブランド化に向けて伸ばしていこうという

ことで品目を決めます。そこは野菜と果樹を中心にやっております、毎年度品目を決めて、生産計画をつくる。ただ、計画をつくる時に、先ほど申し上げましたように沖縄県全体の計画となるとなかなか難しいところがありますので、JAの計画をベースにしてございます。JAは計画を毎年度つくって、生産計画、出荷実績をとってございます。それを協議会で把握して、今年度はどうだったかということシミュレーションしながら、反省しながらやっていくというものが1つございます。

もう一つは、ブランド化に向けて沖縄県ブランド産地成長マニュアルというものをつくってございます。それはきめ細かく、例えば市町村では担当がかわってきますので、担当がかわっても対応できるようにということで、きめ細かいマニュアルをつくってございまして、それに一から十まで全部入れてございます。それを実践させるという意味で、沖縄県青果物ブランド確立推進協議会の中でマニュアルを使った指導をまたやっております、それも報告してもらいながら、そのようにして産地をつくり上げていくことを明確に打ち出しながら、今取り組んでいるところでございます。

**○仲村未央委員** それは非常によくわかるのですよ。いきなりブランドが出てくるわけではないし、拠点産地も必要、戦略品目も必要ですが、それはイコール沖縄ブランドではないわけですよ。だから、皆さんが言うところの沖縄ブランドの確立といったときの確立の基準とか、何をもちいて確立している状態であるかということ誰が認定しているのか。沖縄県がこれは沖縄ブランドだと決める基準とか、認定のシステムとか、そういうものがあるのかという……。沖縄県でできたもので、たくさんつくっていれば何となく沖縄ブランドと言っている程度なのか。まずそこがよくわからないのですよ、その言葉の定義自体が、沖縄ブランドと言うときに。

**○山城毅農林水産部長** 委員おっしゃるとおり、数値的にこういうものであればブランドというものまでは、我々のところではそこまで数値化しているものはございません。ただ、そういうイメージとして、定時定量、定品質のものを出すのがブランドというものをしっかり持っていますので、それに向けて取り組んでいる。先ほどの生産計画にしてもぶれない計画をつくってございまして、検証するのです。例えば市場から言われるのは、台風の影響で減ったとか、病害虫で減ったと報告すると、いつもいつもそうではないかと言われるので、そこを検証しながら何

が必要かということをやります。そのために沖縄振興一括交付金を使って対応、対策の広がりであり、評価があり、施設がありというものを導入しております。

一つのわかりやすい例では、例えばカボチャの事例をとってみますと、カボチャは昭和60年より前に沖縄県が冬場のカボチャを出したということで、沖縄県全体で1万トン以上の作付面積がふえた時期があったのです。大手の業者がニュージーランドで産地をつくって輸入して—そのときはブランドになっていないわけですが、大分競争に負けて、生き残ったのが津嘉山のカボチャだったのです。そこはしっかりした防風垣、土づくりをやって、安定したものをつくっていましたので、それを基本にしながら全島的に普及してきました。基本になるのは防風垣。冬場ですと防風垣と、敷草とマルチ栽培、土づくりが基本になって、これを沖縄県全域に普及していったところ、南北大東でも津嘉山並みのものをつくりますし、宮古・八重山でもつくります。そういう意味では、カボチャはブランド化に向けてある程度確立されてきたのかと。まだ病害虫という課題はありますが、市場からも大分評価されてきたものなのかと。それに向けて我々は取り組んでいるということで、明確にこれはオーケーですよというところは、気象の問題とか病害虫の問題がどうしてもたまに出てきますので、そこをなるべくなくすような努力はやっていきたいと思っております。

**○仲村未央委員** 沖縄ブランドとして認証していくような仕組みはとれないのですか。例えば定量でいくと、規模からすると沖縄県は小さくて、ほかのところと競合しても安定的にやっていくには非常に厳しいが、ただ、質の安定性とか、そういうものでは負けないようなつくり方をしているところもあると思うのです。果樹なんかもそうだし、菊だって、畜産だって。そうすると、これが沖縄ブランドだということを認証するシステムとか、そういう取り組みをまさに戦略的に掲げることで、いろいろな6次産業とか、観光との連携とかというものは、もっと具体的に目標を持って生まれてくる。そうすると、新規就農者も夢が湧いて、ああ、沖縄ブランドのこの部分、生産にかかわっていききたいとか、もっと具体的に戦略化していけるのではないかと。だから、ブランド化、ブランド化と言ってもその行き着く先が、ブランドの確立というところでどこにゴールがあるのかということと……。今お話を聞いていて、やっていることはよくわかるのです。全部そのとおりだと思うのだが、決定的な沖縄ブランドをつくる方向

はないのですか。

**○山城毅農林水産部長** おっしゃっている意味はよくわかります。そういうブランドといったときに、ある程度のもの。例えば今、我々がやっているものは全体でカバーしているものですから、少し問題があると思っております。その優良なもの、上の部分だけをとって一例えばわかりやすいのは、宮崎県の「太陽のタマゴ」は2割ぐらいしかありません。そこをブランドで売り出しています。そういうものをイメージしているかと思えます。我々もそれはもう検討しておりますので、それをやるときに基礎がなければできないところがあります。例えばマンゴーであれば糖度の問題があります。宮崎県は15%以上にしてあります。沖縄県は今14%で抑えていて、糖度測定器がないとブランド化に持っていけないという実情がございます。今やっている豊見城市と宮古島市は糖度センサーを入れてございます。そうすると、そういったものを整備することによって次の展開が開けますので、そういったものも含めて今後検討が必要とは常々思っているところであります。

**○仲村未央委員** 農林水産部長、この間、私は宮崎県の話もしましたが、やはり糖度だけでなく機能性ですね。ビタミンAがどうだとか、具体的なのですよ。ほかのところだとれる、鹿児島県だとれるよりも、熊本県だとれるよりも、宮崎県だとれたものはビタミンAが1.何倍とか、2.何倍とか、そういう具体的な数値化をして、これが宮崎県産だ、宮崎ブランドだと明確に打つものだから、市場が選ぶときに同じように九州産で、わっと福岡市や関東に行っても選ばれると言うのですね。結局は選別の基準が明快だから。沖縄ブランドは何となく沖縄のイメージが非常にいいので、周りもとても受け入れはあると思うのです。ゴーヤーでも沖縄県のものがいいと言われると思うのです。だが、これだけ期待があるのに、実際には基準や確立の状態が少し曖昧。だから、全体を通じていろいろ資料、平成25年度主要施策の成果に関する報告書も拝見しましたが、何かそこら辺の基準みたいなものとかが見えにくいと感じたので、ぜひそこをつくっていく、もっと戦略的なものがあれば6次産業とか、市町村との連携とかももっと具体的に感じるという感じがしたのです。その方向性を聞いて終わりましたか。

**○山城毅農林水産部長** どうもありがとうございます。確かにそういったものをつくって、PRしていく、表現していくことは大変重要なこととございますので、沖縄県は機能性の高いものが結構ございま

す。分析もしています。ただ、そこの土壌の違い—国頭マージ、ジャーガル、島尻マージ、その違いがありまして、若干のぶれがあったりして、そこら辺の表現をどうするかという課題があったものですから、それも含めて前向きに、どのようなブランドという認証制度みたいなものも含めて検討していきたいと思っております。

○仲村未央委員 以上ですが、6次産業については各市町村、現場との連携が非常に大きいと思っておりますので、そこら辺はまたぜひ頑張ってくださいと思います。

○上原章委員長 休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時21分再開

○上原章委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 午前中、砂川委員や座喜味委員からもありましたが、職員配置の問題、特に専門職とか技術職員の不足ですね。これは二、三年前から話があったと思うのですが、特にこの沖縄振興一括交付金が導入されるということで懸念されておりました。たしか2年前ですか、林業関係で試験もなかったということもあったと思うのですが、現実に職員が仕事をするわけですから、それがこういった形で繰り越しか事業執行に出ているのではないかと、問題ではないかと思っています。

午前中、11名の不足を再任用とか事務職員で配置している、これは農林土木でしたか。こういったことはやはり小手先のように思えるのですね。もっとしっかりと職員をふやしていくべきだと思うのですが、農林水産部長、どうでしょうか。

○山城毅農林水産部長 我々としては、人事課では人は入れかえするわけで、入れかえをした中の足りない分は全部埋めるように、採用するよにということでも常々要望しておりますし、その要望の中で、実は実際に採用試験をやってみたときに、農業土木関係の場合は合格者が定員に満たないということでも、思うとおりに採用できないということも聞いています。そういうことがありますので、琉球大学とも連携しながら、学生にもっと沖縄県に目を向けてもらえるように、いろいろまた調整に行ったり、そういうことをやっております。ただ、最近は民間も足りないという話で、両方、どういう人材の育成、確保をするかということが課題としてあると思っておりますので、その辺をしっかりと農林水産部内でも担当部

署には申し入れしながら、連携しながらやっていきたいと思っております。

○瑞慶覧功委員 そのように目を向けないということは、目指していたのに途中で試験がなくなったりとか、そういったことも要因だと思うのです。長い目で見て、農林一特に専門職というか、獣医とかそういう関係もありますよね。やはりこれを事務方というのは厳しいと思うのですよね。やはりこういう沖縄振興一括交付金の関係で、それだけの事業量があると思っておりますので、ぜひそこはしっかりとやっていただきたいと思っております。

それでは、農林水産部長の読み上げ文の4ページの下の方、農林水産物流通条件不利性解消事業の不用額の理由ですが、低温により出荷量が減少したとあるのですが、こういった品目があったのでしょうか。

○宜野座葵流通・加工推進課長 本県の農林水産物は、どちらかといいますと冬春期に出荷のピークを迎える品目が多くて、例えばトウガンとかカボチャとか、そういう多くの品目があって、その品目について当初、出荷団体の計画では2月、3月に沖縄県外出荷を全体の3割以上見込んでおりましたが、低温の影響によって生育不良となりまして、その結果、4月、5月にずれ込んだために計画よりも実績が落ち込んだという状況でございます。

○瑞慶覧功委員 これは何ですか。花とか、主なものではないですか。

○宜野座葵流通・加工推進課長 複数ございまして、例えばトウガン、カボチャ、インゲンとか、そういった野菜を中心とした品目でございます。

○瑞慶覧功委員 それでは、平成25年度主要施策の成果に関する報告書の中からお尋ねしたいと思います。116ページ、災害に強い栽培施設の整備事業ということで、ビニールハウス、強化型パイプハウス、これはこういった品目—例えば野菜とか、花とか、果樹とかあると思うのですが、その面積と件数ですね。

○松尾安人園芸振興課長 平成25年度は強化型パイプハウスと平張り施設などを整備しているわけですが、強化型パイプハウスを18.6ヘクタール整備しまして、その中でゴーヤーとかインゲンとか、スイカ、アレカヤシ、大菊、あとはマンゴーとか、そういうものが栽培されております。平張り施設では小菊とか大菊などが栽培されているところです。平張り施設は8.1ヘクタール整備されております。

○瑞慶覧功委員 次に、125、126ページのサトウキ

ビの分みつ糖、含みつ糖とありますが、今のサトウキビ農家の状況というのですか、専業、兼業はどういった状況になっていますか。

○西村真糖業農産課長 手元に正確な数字を持っておりませんが、およそ半々という状況でございます。

○瑞慶覧功委員 製糖工場の状況ですが、分みつ糖、含みつ糖とあって、その就業者数と、そのうち正規職員が何名いるかですね。

○西村真糖業農産課長 分みつ糖工場は9社10工場ございますが、従業員数につきまして、関連従事者も含めまして1542名ございます。含みつ糖工場につきましては4社8工場ですが、476人、合計で2018人となっております。ただ、委員おっしゃいました常勤、非常勤ということでいいますと、含みつ糖工場は常勤の従業員が107名、季節工が369名ということですが、分みつ糖工場の内訳は今手元にはございません。

○瑞慶覧功委員 今、TPP交渉は進んでいない状況みたいですが、どうですか。このサトウキビに関しては。

○山城毅農林水産部長 TPP交渉については、新聞等報道にもございますように、関税分野については合意に至っていない状況ということで、今、アメリカとも盛んに二国間交渉をしながらやっています。進展がない状況と受け取っております。ただ、砂糖につきましてはアメリカも保護するという立場にありますので、そういう意味では、砂糖が議論にのることはないと考えておまして、今あるのは畜産の養豚、豚関係のものが盛んに議論されていると聞いております。

○瑞慶覧功委員 次に、144ページのキク日本一の沖縄ブランド維持のための生産基盤強化技術開発事業で、その中でLEDを使っているということですが、その電力というのですか、例えば再生可能エネルギー、風力とか太陽光といったものは考えていますか。

○生沢均農林水産総務課研究企画監 一応、これではLEDを活用した試験研究を考えておりますが、風力発電等については計画には上がっておりません。

○瑞慶覧功委員 ぜひ今後、こういったものも含めて活用していくべきではないかと思いますが、どうでしょう。

○山城毅農林水産部長 今、農林水産総務課研究企画監からも説明があったのですが、まずLEDの省力化に向けて取り組むと同時に、もう一つは、今の

太陽光と風力の事例もありますので、そういう意味では、この中でも太陽光を使ったLEDの省力化に向けてどうかということで、研究部門でも取り組み始めております。ただ、コスト的な問題もありますので、業界とまた連携しながら、コストを落とせるような仕組みに向けて研究段階、取り組み始めたところでございます。

○瑞慶覧功委員 ぜひ風力も一緒に研究されたほうがいいと思うのですが、これは提案です。

次に、145ページの島野菜関係です。島野菜の定義というのはどういう定義ですか。

○生沢均農林水産総務課研究企画監 島野菜の定義として3つございまして、戦前から食されているということと、郷土料理に利用されている、もう一つは沖縄県の気候風土に適しているという3つの定義がございます。

○瑞慶覧功委員 次に、148ページの野菜花き類の施設管理高度化技術開発事業ですが、3品目に対してLEDでいろいろな実験をしたとあるのですが、その3品目のほかにも使えるものはないのですか。

○松尾安人園芸振興課長 今、園芸振興課では、植物工場の可能性を探るために琉球大学に委託して調査をしているのですが、植物工場の中でLEDを使って、カラシナとか、リーフレタスとかができるかどうか検討しております。

○瑞慶覧功委員 次に、水産関係ですが、漁民の定義、資格基準等についてお願いします。

○新里勝也水産課長 漁民の定義でございますが、水産業協同組合法第10条の中で、このように定義されております。「漁業を営む個人又は漁業を営む者のために水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する個人をいう」と定めておまして、この漁業協同組合の組合員の資格基準というのものも、同じ法律の第18条で2つございます。正規組合員ですが、正規組合員は「当該組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み又はこれに従事する日数が1年を通じて90日から120日までの間で定款で定める日数を超える漁民」ということになってございます。もう一つ、準組合員については、正規組合員のこの日数に満たない漁民が準組合員という位置づけになってございます。

○瑞慶覧功委員 漁業、専業と兼業があるかと思うのですが、沖縄県内の漁民数、それと沖縄県内の漁業協同組合の組合数。

○新里勝也水産課長 沖縄県内の漁業者数でございますが、昨年行われております2013年漁業センサス

の中で、平成25年の沖縄県内の漁業者数は3732名となっております。しかしながら、この就業者数ですが専業と兼業の統計がございませんで、専業、兼業で分類されているのは漁業経営体がございます。この経営体で説明させていただきますと、経営体合計として沖縄県内は2617経営体ございます。その中で、専業が1495経営体、兼業が1089経営体となっております。また、沖縄県内の漁業協同組合の数ですが、地区別の漁業協同組合、市町村ごとにあるやつが35組合。そして業種別と言っていますが、沖縄県ではマグロとクルマエビの2つの組合、合計で37組合となっております。

**○瑞慶覧功委員** マグロですが、マグロはクロマグロ、メバチ、キハダ、ビンナガがありますが、このキログラム当たりの単価を教えてください。

**○新里勝也水産課長** 沖縄県内で生産されるマグロは4種ございまして、値段の高い順からいきますと、沖縄農林水産統計というものがございまして、この統計の一番新しい平成24年の数字で申し上げますと、クロマグロがキログラム当たり1634円、メバチがキログラム当たり888円、キハダがキログラム当たり733円、そしてもう一つ、ビンナガがキログラム当たり351円となっております。

**○瑞慶覧功委員** 次に、日台漁業取り決めです。発効からもう2年たっているのですが、前にいただいた資料で平均漁獲高が108トン、14%の増とあるのですが、その要因は何でしょうか。

**○新里勝也水産課長** 日台漁業取り決めの発効前後の漁獲量の増減でございますが、発効前の2カ年と比べまして、平成25年、平成26年、発効後の2カ年の4月から7月の間—クロマグロの漁期ですが、この間において本県漁船が漁獲したクロマグロの漁獲量が108トンとなっております。発効前の2カ年の平均漁獲量と比較すると、約14%の増となっております。

参考までに、沖縄県全体のクロマグロの年間漁獲量ですが、過去の推移を見ますと、平成20年から平成25年の間に一番低い年で84トン、多い年で223トンと、最大で約50%の変動となっております。これは、クロマグロの資源状態や海流の影響等が複雑に関係していることからこのようになっていると考えておりまして、今回の14%増という結果が日台漁業取り決めの影響なのかどうかを判断するのは、現段階では少し厳しいと考えております。沖縄県としては、もう少し長期的に漁獲量に関するデータを収

集しまして、この日台漁業取り決めの影響について評価していきたいと考えております。

**○瑞慶覧功委員** これを聞いたのは、この取り決めで漁業がやりやすくなったのかと。前より厳しくなったと思っていたのに、逆に漁獲量は上がってどうしたのかと。それでは、これは今のお話のような要因があるということですね。

漁業者交流会が延期になったという話があるのですが、その状況と今後についてお願いします。

**○新里勝也水産課長** 日台漁業取り決め関連で台湾と日本側との漁業者交流会について、水産庁が10月、今月の初旬ごろに開催するというので台湾側と調整を行っていたところですが、水産庁に聞きましたところ、台湾側から宿泊、航空券の手配がつかないことなどで延期の申し入れがあったと聞いております。現在、水産庁が台湾側と11月中の開催にしたいということで調整を行っている聞いております。この漁業者交流会の中では、ことしの4月から7月のクロマグロの時期における取り決め適用水域内の操業状況について、双方の情報交換を行いながら、今後の操業ルール改善に向けて意見交換を行っていくこととしております。

**○瑞慶覧功委員** 次に、販路といいますか、農産物の輸出。今、農林水産物—いろいろ野菜も魚もあると思うのですが、最近新聞で牛肉をマカオかどこかに輸出するという話があったのですが、私がこれまで聞いていたのは、香港は輸出できたけれども、そのほかの地域は認められていなかったと聞いていたのです。ですから今、台湾とか中国からお客さんが来て、持って帰れないものだから、たくさんこっちで肉を食べて帰ると言われていたのですが、どうなのでしょう。

**○長崎祐二畜産課長** 今、国同士の協議が調った国のみで、それぞれの輸出、輸入ができるようになっております。それで今、アジア地域で協議が調った国が6カ国—香港、マカオ、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム。これらは日本国とそれぞれの国で協議が調っていて、輸出ができることになっております。ただ、沖縄県内にはそれぞれの国の輸出対応許認可施設がまだございませんので、直接輸出することはできません。ただ、沖縄県内で生産された牛肉を、そういう許認可施設を通して輸出している実績がございまして、それが今、香港に約4トン、シンガポールに約1トン、合計で5トンほど出荷されている実績でございます。

**○瑞慶覧功委員** 今、一番外国の観光客が多いのは



台湾ですよ。だから、本当はそういったビジネスチャンスというか、一番近いところでそういう需要があるのに、国として今、政府関係のそういったものがあると思うのですが、もっと働きかけてお土産にも持って帰れるように、また輸出できるようにそれをぜひ進めていくべきだと思うのですが、農林水産部長、どうでしょうか。

**○山城毅農林水産部長** 台湾との交流で盛んに観光客を受け入れて、石垣島にもクルーザー、船で来たり、飛行機で来たりと大量に来て、昨年からいろいろなところからお土産に持っていけないかという話は聞いていまして、こちらからも農林水産省にはこういう沖縄県の事情もあるのではということで、一応申し入れはしてございます。ただ、国対国の協議になりますので、こちらの検疫でどの程度のもので発生するのか、受け入れ側の検疫でどういう対応ができるのかということ、また課題がありますので、その辺を整理してからかなと思いますので、国には継続して申し入れしながらやっていきたいと考えております。

**○瑞慶覧功委員** これはぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。

**○上原章委員長** 玉城満委員。

**○玉城満委員** たしか国の方針として安倍総理が、補助金のツールに農業協同組合ありきというものにははや変えていかなければいけないというようなコメントをされていたと思うのです。今、沖縄振興一括交付金も含め、沖縄県からJAに、年間委託であるとか補助金であるとか、おおよそどのぐらいの額が行っていますか。

**○山城毅農林水産部長** JAに行っているのは、特に園芸関係のものの産地化に向けて、強化型パイプハウス、平張りハウスとか、菊の花の選花機、それと製糖工場、含みつ糖工場をJAさんで運営してもらっているところもありますので、そういったものを含めると約20億8342万4000円でございます。

**○玉城満委員** ほかにまだいろいろな事業があるかと思えます。今、例えばハード事業とソフト事業がたしかあると思うのですが、石垣市の八重山食肉センターは、たしかJAで受けておりませんか。

**○長崎祐二畜産課長** 八重山食肉センターは、石垣市、竹富町、それから一般の方と、あとJAさんが出資して、第三セクターという形でやっております。その第三セクターの屠畜センターで事業を実施しております。

**○玉城満委員** なぜそういうことを聞いたかという

ますと、前も少しばかり触れて質疑したことがあるのですが、株式会社JA設計というところがあると。JA設計に八重山食肉センターの設計を依頼したということで、JAが受けているわけです。ところが、このJA設計の中には設計者はいないけれども、JA設計という会社がある、そこから委託を受けた設計会社があるということです。そのようにして、いろいろなところにJAというツールが絡んだものを含めると、例えば今の20億円ではなく、かなりの額になっているかと思うのです。その辺はどうでしょうか。

**○山城毅農林水産部長** 今のところ、JA系列の補助事業で幾らになるという集計は実はやっていないです。JA本体が受け入れて実施したというのが今報告した内容でございます。

**○玉城満委員** 私が言っているのは、国や沖縄県の補助金の中で、確かにさっき言った第三セクターだけれども、実際それを運営しているのはJAであるとか、それを中心的に運営しているのはやはりJAであるとかというものが結構あるかと思うのです。その辺を含めると、僕はかなりの額があるのではないかと思っているのです。

本会議でも質問させていただいたのですが、新聞にJAの不祥事の記事が出ていましたね。ある農業関係者から聞いたのだけれども、開示せよ、開示せよと何回も言っているが、北海道と沖縄県と富山県だけが最後の最後まで開示しなかった。その開示しないという理由は何でしょうか。

**○崎原盛光農政経済課長** 不祥事の情報を開示しなかった理由をお答えします。本県において、信用事業や共済事業を行っている農業協同組合は1農業協同組合になっておりまして、公開することによって、銀行や信用金庫など他業態に対する競争上の地位、その他正当な理由を害するおそれがあると判断しまして、当初、情報公開申請に対して沖縄県情報公開条例第7条第3号の規定に基づいて不開示といたしました。しかしその後、不開示決定に当たって沖縄県情報公開審査会において慎重に審議を重ねた結果、今年度の6月19日には個人の特定につながる部分を除き情報は開示すべきとの答申を受けましたので、そこで開示したということになっております。

**○玉城満委員** 国や県の補助金を使っている事業でそういう不祥事があつたときに、なかなか開示しないというのはいかがなものかなと僕は思っているのです。不開示の理由は今お聞きしましたが、実は、僕は沖縄県がそのように委託をしたり、補助金を流

している事業の中で、最後の最後まで面倒を見ているのかどうか、丸投げしていないかというところを感じてしょうがないのです。農林水産部長、その辺はどうでしょう。

**○山城毅農林水産部長** 補助事業を実施するときには、事業主体に申請してもらって、交付決定をして、補助金を交付して事業を執行します。事業が完了したら、今度は沖縄県のほうでまた現場の検査をします。検査をした上で確定、そして補助金を渡します。その後も、通常でしたら事業の実績、状況について報告を3年ないし5年でとるようにしています。それをとりながら、うまく目的を達成していなければ、どうしたら達成できるかということでもた指導に入っていくというような体制で取り組んでいるところでございます。

**○玉城満委員** 今、通常でしたらという話をしましたが、ほとんどがそういう報告をして、ほとんどが会計上もしっかりとやられている、事業の確認をしっかりとしているのですか。

**○山城毅農林水産部長** これはそれぞれの所管課で要綱、要領、通達がございますので、それに沿ってしっかりと対応していると認識しております。万が一、それがやられていなければ、沖縄県の監査なり、あるいは国の会計検査で指摘されますので、たまにそういう指摘があるということでございます。

**○玉城満委員** 補助金を使った事業であるとか、いろいろな委託をするとかという事業の中で、やはりもう少し沖縄県が関与しないと、そういう不祥事というのは、これだけの額が動く中で一確かに記事の中ではJ Aの不祥事として紹介されるけれども、補助金を使って沖縄県が関与しているのであれば、これは沖縄県の不祥事でもあると。だから、僕はやはりもう少しJ Aありきのツールのあり方というのは、本当に再度考えるべきだと思います。結局国の方針もそういう方針になってきているので、新しい農業法人であるとかNPOであるとか、そういう農業関係のほかの組織も結構あるかと思っています。けれども、余りに偏り過ぎてはいないかと思っているのです。その辺、今後新しいそういうツールの開拓に関しては、どのように農林水産部長は。

**○山城毅農林水産部長** 今の事業、J Aが不祥事を起こしたときに、沖縄県が補助事業を実施したもので不祥事を起こしたら、すぐ沖縄県は入ります。中に入って指導して、場合によっては公表もあり得ると思います。ただ、今回の不祥事で公表されているものは、補助事業と全く関係ないものが大半で、ほ

とんどがそういう理解で我々は見えています。そういう個別のものがあった場合にはしっかり指導していくことは基本的に持っていますし、沖縄県の中で農業協同組合検査班がありますので、年間何十回となく各J Aへ入って指導検査しておりますので、そこはまたしっかり強化していきたいと思えます。

それと、補助事業の対象として広げたらどうかということで、基本的にJ Aの組合員が多いこともありまして、個人に補助事業はできないものですから、そこはJ Aでまとめてもらって、結果的にJ Aがリース事業をして、事業主体になっているという結果がございます。それ以外のJ Aに加入していないグループ、団体については組合をつくれれば補助対象になりますので、そこを対象にして今、平等に支援しているところでございます。

**○玉城満委員** ぜひその辺の新しい改革をやりたい。これだけ大きい組織になると、農家とのトラブルであるとか、いろいろ聞こえてくるわけです。前回は質疑したけれども、例のアグーとか石垣牛のネーミングの問題であるとか、商標登録の問題であるとか、沖縄県の農家がすごくよくなるよという団体のはずなのに、いろいろなところでこういうトラブルの声が聞こえてくるということは、これだけ補助金が流れ、自分たちに全部仕事があるという形で、自分たちを介していない農家に対して攻撃しているようなイメージ。今、僕は若干そういうイメージを持っているのです。実際そういう人たちから陳情を受けたり、情報を聞いたりしているものですから、そういう意味では、この辺のツールのあり方というのは、今後はいろいろなところに目を向けて、J Aに入っていないから自分たちは補助を受けられないというところがあったとすれば、そこに組合をつくってやればちゃんと回しますよとか、そういう指導方までやっていただけたらいいと思います。多分、これはJ Aに入らないと受けられませんよという話で全部流れているものだから、そこで心配している農家の皆さんであるとか結構いるわけですよ。だから、その辺はもう少し広げて、ツールのあり方を考えていただきたいと思えます。

もう一つですが、先ほど来から執行率の問題があったのですが、農林土木に関して執行率は順調ですか。

**○長嶺豊農林水産総務課長** 先ほど座喜味委員、瑞慶覧委員からの御質疑に対して、私が数字を誤って説明しておりました。まず、定数の194名は先ほどの答弁と一緒にですが、配置が187名ということで、

7名が配置されていなかったということです。11名ではなくて7名です。それで、7名の職員については臨時的任用職員です。臨任職員で配置しております。定数の中で配置された方々についても、農業土木職以外でも農業職だとか、農業土木職を定年して再任用している人たちだとか、あと行政職も含めて補っている部分があるということでございます。済みませんでした。

現在配置されている農業土木関係の職員では、班長級、課長級は全て農業土木の技術職で入っておりますので、班長級以下の内訳になりますが、農業土木職で128名、農業土木職の再任用10名で対応しています。それから、農業職という職がありますので、そこでも8名配置をしております。それから、農業職の再任用職員、林業職が1名、行政職26名ということで、各職種で補って体制をしいている状況でございます。大変失礼いたしました。

**○玉城満委員** 土木建築部でもそうだと思うが、今、ハード事業でいろいろなところに建物をつくったりしていますね。そんな中で納期に間に合わない。これはなぜかと思ったら、職人がいないと言うのです。探しても、どこをたたいも出てこないという状況の中、これから予算もたっぷりあるわけですね。土木関係もやはりこれだけ繰り越しているわけでしょう。本当に今の流れの中でちゃんと計画どおりにつくれるのかということ、前々から僕は、そろそろ東京オリンピックなり何なりで職人がなくなりますよと言って、案の定、今、土木建築の分野だけでももう大変な状況になっているのです。農林水産部長、その辺をどのようにお考えですか。

**○植田修農地農村整備課長** 今、委員の御質疑に直接答えられるかどうか自信はございませんが、その前の質疑にございました今年度の農業土木関係の執行率とかも含めながらお話をさせていただきます。

まず、平成26年度、私ども農林水産部のハード部門の中心を持っております農地農村整備課の執行率でございますが、上半期で76%を見込んでおりましたが、若干おくれて9月末で68%の執行でやっております。職員は一生懸命頑張りがちで、与えられた職務の早期執行に努めているというのが現状だと思います。あと、先ほど来ありました土木の職人さんがおられないという部分のお話は、農林では建物の工事が少のうございまして、そういう声は余り出てきておりませんが、どうしても土木のほうは—我々も同じ技術屋ですから聞きますと、型枠とか鉄筋工とか、特殊工といいますか、そういう部分の人材が

かなり不足していて、建物の建築工事で特におくれが目立っているという状況だと聞いております。

**○玉城満委員** 確かにその辺の建物の部分が少ないかもしれませんが、工事という部分で職人不足になっていることもあって、ますます執行率が落ちていかないかという心配を僕はしているのです。その辺のデータというか、周りがどういう状況なのかということも含めて事業を計画していかないと、ますます執行率が落ちていくのではないかと。これは僕が今、感じていることをお話しさせていただいたのですが、今後、執行率を高めるために、先ほどの職員体制も含めてぜひ一生懸命頑張りたいと思います。これは要望して終わります。

**○上原章委員長** 玉城ノブ子委員。

**○玉城ノブ子委員** まず最初に、去る台風の被害について、全体の状況については先ほど答弁がございましたが、特に今回の被害、もちろん南部地域はサトウキビ、野菜、花卉類で大きな被害がありまして、私も台風後の被害調査をやりましたが、かなり大きな被害になっています。それと今回、同時に久米島のクルマエビ養殖業の被害が相当大きな被害になっているのですが、とりあえずこの状況について御報告をいただけますか。

**○新里勝也水産課長** 今回の台風19号につきましては、久米島のほうも結構強かったと聞いておりました、久米島はクルマエビの拠点産地にもなっておりまして、4業者がクルマエビの養殖をやっております。そのうち3業者の養殖池、コンクリートでつくられていますが、この内壁が破損しまして、今のところ推定で被害額が2億3000万円。そして、4業者のうちの2業者が養殖しておりますエビ、ある程度成長してきている段階ですが、このエビが高潮で潮位が上がって海に逃げてしまったということで、これも推定ですが27.5トン、1億1000万円という報告を久米島町役場から受けているところでございます。

**○玉城ノブ子委員** これに対する補償制度があるのでしょうか。

**○新里勝也水産課長** 4業者のうちの1つ、久米島漁業協同組合が運営しておりますクルマエビ養殖施設につきましては、久米島町が整備した養殖場となっております。これは補助事業で整備しておりますので、今回の被害につきましては、いわゆる暫定法による対応と想定しております。あと、民間の業者につきましては、施設整備については融資の対応になるのかなど。そして、エビについては養殖共

済が平成24年度から国の制度として新たに加わって措置されておりますので、その損失分については共済で補填されるものと考えております。

○玉城ノブ子委員 クルマエビの実績についても答弁していただけますか。

○新里勝也水産課長 今回被災しました漁業協同組合が運営するクルマエビ養殖場につきましては、平成25年度の数字で言いますと76トン、3億1000円の生産となっております。そして、残る2社の民間の事業者につきましては、1社が46トンの1億8900万円の生産、もう1社は37トン、1億8300万円規模の生産実績となっております。

○玉城ノブ子委員 養殖漁業、クルマエビも含めてそうですが、このように災害に遭ったときに受ける被害額が大きいのです。生けすについても、エビの購入についても含めて。だから、そのように被害があったときに、その次の立ち上げができないという状況が今あるのですよね。要するに、今までの養殖漁業もそうでしたが、そういう場合の補償制度をしっかりとやる必要があるかと思うのですが、どうでしょうか。

○山城毅農林水産部長 農業関係もそうですが、水産関係でも、先ほど水産課長からありましたように、養殖の魚種そのものについては、クルマエビとかほかの主要な魚種については養殖共済がございますので、そこへの加入を今進めておりまして、大体入っていると聞いております。ただ、施設建物についても建物共済、施設保険がありますので、そこへの加入等を進めていきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 それと、今回の場合は被害が大きいのですよね。2億3000万円の被害が出ていますので、これはやはり行政としての支援が必要だろうと思うのです。そうでないと、さっきも話をしたのですが、養殖漁業の場合、受ける被害額が非常に大きいのですよね。その修復がなかなかできなくて、養殖を継続していけないということが今までの状況としてあるわけです。今回の場合、相当大きな被害が出ているわけですので、それに対して行政としても積極的な支援を、対応を考えていく必要があると思うのですが、農林水産部長、どうですか。

○山城毅農林水産部長 被害状況をもう少し詳しく分析しながら、行政としてどういう支援ができるのか検討していきたいと思っております。

○玉城ノブ子委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

台風との関係でもう一つ、前にも何度か質疑して

いるのですが、私は台風被害調査で糸満市を全部回ったのですが、真栄平南はいろいろ沈砂池の増設を今やっています。その現場を私もつかんでおります。真壁南もやはり冠水しているのです。この地域も真栄平南と同様に、地元農家の皆さん方が長い間冠水被害で苦しんでいる地域なのです。農家の皆さんが安心して農業を続けていくことができないということで、ずっとこの対策を、農家の皆さん方から出ている地域なのです。何十年もこういう状況が続くと、正直言って農業振興を進めていくことができない事態であるわけです。まだそれが解決していないわけです。皆さん方、この対策については具体的にどのように考えていらっしゃいますか。

○植田修農地農村整備課長 今回の台風の折も、11日に集中して雨が降りました。370ミリぐらいの雨が1日で降っております。実際に御質疑がありました真壁南地区につきましても、地区の一番南側にドリーネがありまして、現在でもそこが排水末端になっております。その部分で冠水が起きておりまして、これまでも冠水の解消に向けて早く取り組もうということでやっております。実際の事業は平成26年から、昔でいいますと県営かんがい排水事業という事業がございましたが、その事業におきまして真壁南地区で調整容量、いわゆる排水末端がドリーネなものですから、一気に抜けていけないということで、そのドリーネの手前に調整をできるような池一約29万トンぐらいの大きさの調整池をつくりまして、そちらで水をためて、畑に冠水しないようにという形で取り組むことにしております。

さらに、この事業は県営かんがい排水事業でございますので、そういう排水改良にあわせて、地元の御希望で畑地かんがいも入れてほしいという御希望がありまして、やはり将来を見据えて、排水改良だけではなくて水も欲しいという相反する一同じ部分ではありますが、干ばつ時には畑地かんがい用水も欲しいということがあります。それが両方セットでできるものですから、この事業を平成26年から進めまして、鋭意努力してまいりたいと思っております。

○玉城ノブ子委員 地元住民との話し合いはきちんと進められていますか。

○植田修農地農村整備課長 真壁南地区につきましても、地元の方々とそういう事業の進め方について、特に調整池が大きいものですから、その用地の取得等のために、糸満市にも間に入っていたいただきながら調整に努めております。

○玉城ノブ子委員 これはもう長年の懸案事項で

す。私は行政の責任が非常に大きいと思っているのです。こういう状況をずっと放置してきたという責任が問われる事態になっていますので、早目に対策事業を進めていただきたいということを一応要望しておきたいと思います。

もう一つ、長年の懸案事項が、まだ糸満市で解決していないのがあるのです。糸満市の糸洲後原の冠水被害も、沖縄県農業研究センターの整備の後に冠水被害が非常に大きくなったということで、周辺の修理工場の皆さん、畜産農家の皆さん方から、調整池から流れ込んできた水で周辺が大きな被害に遭って、農業振興のためにある沖縄県農業研究センターの整備後にこういう事態が起きている状況があって、農家の皆さん方からこれは本当に何とかしてほしいという強い要求があって、私は一緒に沖縄県農業研究センターでいろいろ話し合いもしてきましたのですが、これがまだ解決されていないのです。これについて、皆さん方は具体的にどのように対策をとっていらっしゃいますか。

**○生沢均農林水産総務課研究企画監** この地区の冠水対策のため、平成25年度、昨年度は集中豪雨の緊急対策としまして、まず沈砂池のしゅんせつ、次いで土のうの設置をしております。今年度につきましては、中にあります調整池の貯留量の増設工事、具体的には、今まで6万9000トンの貯水量を9万3000トンに増強して実施しているところです。ただ、この抜本対策につきましては、敷地外の下流部の排水部分の対策がきっと必要ですので、この部分につきましては糸満市で行われます排水対策工事に連動して、対策を実施していきたいと考えております。

**○玉城ノブ子委員** これは結局、沖縄県農業研究センターができた後に、その調整池からあふれ出る排水によってそういう被害が出ていることがあって、農家の皆さん方が、これでは農業を続けていけないということでずっとそういう指摘をしているのですが、それがなかなかこれまで進んでいないということがあります。皆さん方は農業研究センター湛水対策協議会も立ち上げて、ワーキングチームも立ち上げるということで、その中でそういう具体的な話し合いはもう進んでいるのでしょうか。

**○生沢均農林水産総務課研究企画監** まず、農業研究センター湛水対策協議会につきましては平成23年12月に設置しまして、それと連動しましてワーキングチームも平成24年度には2回、平成25年度には3回開催しております。農業研究センター湛水対策協議会は平成26年1月と、昨日の台風でまた少し湛水

が発生しましたので急遽開催しております。

**○玉城ノブ子委員** 調整池の拡充は沖縄県でやる、排水路の整備については糸満市がやるということで話し合いを進めているということですが、糸満市がやるにしても、そこに対するきちんとした支援がないと排水路の整備は進んでいかないだろうと思います。そういう意味では、糸満市ともきちんとして話し合いはしているということですが、これに対する沖縄県としてのきちんとした支援—ずっとかかわり続けていくということで、きちんとした解決策をつくっていただきたいと思うのですが、どうですか。

**○植田修農地農村整備課長** 沖縄県農業研究センターからの排水の末端につきましては、現在、沈砂池、さらには沈砂池と一緒に調整機能を有する池を持っているわけですが、実はそれが排水末端になり得ていないものですから、去る11日の冠水でもその末端部分で冠水が起きていることは確かでございます。これは、糸満市がその部分の排水事業をやるということで、平成26年から基盤整備促進事業の糸満地区の一つの工事として、そちらからの排水整備を計画しております。

ただ、この排水の部分、南部特有で排水末端はやはりドリーネに落ちている。現地の状況で言えば、轟の壕とか糸洲の壕が末端になっておりまして、そこから地下に潜りまして名城集落の北側の平野部に出ているという状況が概念的につかまれております。その部分を排水整備していくということで、沖縄県農業研究センターの西側では、できればオープンの排水路を整備してごうにうまく落としてやる工夫が必要かと思っております。あと、ごうの中は長い年月を過ぎまして、どうも詰まっている状況もあるということで、現在、調査をしておりますので、その結果も見ながら、必要な場所についてはごうの中を少し拡幅するなりなんりの手当てが必要だと思っております。

そういう中で今度は地下に潜りますので、そういう部分を、基盤整備促進事業で糸満市がやるとはいえ、沖縄県も技術的支援を今後とも一緒になってやっていきたいと思っております。

**○玉城ノブ子委員** ぜひそれは早目に進めていただきたいと思っております。

あと、台風との関係で今、災害に強い栽培施設の整備事業を進めていますよね。私もビニールハウス、鉄骨型の災害に強い施設を見たのですが、整備されているところとそうではないところの被害状況が全然違うことがあるのですが、災害に強い栽培施設の

整備事業の計画と実績について。

○松尾安人園芸振興課長 災害に強い栽培施設の整備事業を平成24年度から開始しております。この事業は、台風などの自然災害の影響を受けにくく、計画的、安定的に農作物を供給できる産地を形成することを目的に、沖縄振興特別推進交付金を活用して創設された事業であります。平成24年度、平成25年度の実績としましては、強化型パイプハウスが29.3ヘクタール、平張り施設が20.8ヘクタール、合計で50.1ヘクタール整備されております。本年度は、強化型のパイプハウスを13ヘクタール、平張り施設を12.8ヘクタール、合計で25.8ヘクタール整備する計画となっております。

○玉城ノブ子委員 具体的に、私はこの整備は急いでいく必要があると思うのです。毎年こういう台風常襲地域になっている沖縄県では、そこに対する対応、対策が必要だと思います。特に農産物への対策としては、やはり強化型パイプハウス、災害に強い栽培施設をどのように今後促進していくかということが必要だと思うのですが、この促進に当たっての具体的な課題みたいなものは何かありますか。

○山城毅農林水産部長 この災害に強い栽培施設の整備事業につきましては、やはり我々沖縄県は、台風を回避しなければならない中で必要性を感じて事業を仕組みで、かなり多くの予算、沖縄振興一括交付金の中でも多くの予算措置をしていただいております。それを3年間やってきまして、現場からまだかなり多くの要望がございます。それをいかに達成していくかというのがありまして、この3年間やっただけではまだ十分ではないと。先ほどの菊も、この時期に露地物があるということはまだ足りないという判断になりますので、菊についてはこの時期は全部平張りの中で栽培していくことを基本にしながら、その辺のものを予算措置していきながら、次年度以降も農林水産部としてはこの事業を継続して要求していきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 沖縄県の場合、さっきもブランド化の話もありましたが、定時定量できちんと出すということになると、台風との関係で言えば、どうしても定時定量出荷できないという課題があるわけですね。私たちが東京の卸売市場に調査に行ったときにも、個々の皆さん方から言われるのは、沖縄県は菊も含めて非常にいいものを出しているけれども、これをブランド化してどんどん東京市場に出すということになると、定時定量で出せる仕組みをつくっていかなくてはいけないということがあったの

です。そうすると、台風災害の問題は非常に大きな課題だろうと思うので、その対策をしっかりと、きちんとやっていただきたいということを一応話しておきたいと思います。

最後に、時間がもうありませんので、先ほどの不用額の問題、執行率の問題。これは前にも私は何度か指摘しましたが、73%にまで執行率を上げているのですが、まだ執行率が低いということがあるし、不用額が出ていることもありますので、さっき人の配置の問題がありました。定数にも満たないような人の配置では、こういうことでは、きちんとした執行を年度内にやることは難しいことになっていくので、執行がちゃんとできるような体制をつくっていくことが非常に大事だと思いますので、最後に農林水産部長。

○山城毅農林水産部長 先ほど来、委員からの激励として受け取っておりますので、農林水産部としてもしっかり関係部署には要求しながら、体制を築きながら執行率の向上に努めていきたいと思います。人の配置についても、しっかり適正な配置をしながら、その分また要求もしていきたいと考えております。

○上原章委員長 儀間光秀委員。

○儀間光秀委員 おきなわブランド豚供給推進事業について、概要説明をお願いします。

○長崎祐二畜産課長 本県養豚においては、今現在、母豚1トン当たりの出荷頭数ですとか、肉質が全国平均より少し劣っているところがございます。このために、種豚の改良を課題として本事業を実施しております。本事業で家畜改良増殖の促進、それからおきなわブランド豚肉の生産強化を図るために、高能力種豚ということでランドレースという品種の中でオキナワアイランドを作出いたしましたので、その維持増殖を図って、速やかな農家への普及ということで現在実施いたしております。

○儀間光秀委員 平成24年度から今年度までの事業ですが、平成25年度のまさしく今審査している決算が3400万円で、そのときの予算が4200万円ですね。平成24年度の決算が2300万円、予算も2300万円ちょっとですが、農家への譲渡頭数、平成24年度が54頭で、平成25年度が81頭になっているのですが、今年度の予算が3260万円で、平成25年度の決算より数字から見ると予算が減っているのです。平成26年度の農家への譲渡頭数は何頭ぐらい予定していますか。

○長崎祐二畜産課長 今年度の目標頭数が100頭と

いうことになってございます。

○儀間光秀委員 平成25年度の決算で3477万3000円、今年度の予算で3200万円に、決算より落ちているのですよね。数字は落ちているのですが、頭数が上がるという根拠は。

○長崎祐二畜産課長 昨年度は、先ほどお話しいたしましたオキナワアイランドは増殖ということで、我々が作出した豚をつくって、それをさらに増殖しているところですが、それ以外の豚を本土から導入いたしました。その導入した分が少しかさんでいるということでございます。

○儀間光秀委員 この事業の事業期間は平成24年度から平成26年度、今年度で終わるのですが、今後、平成27年度からも新たな計画等ございますか。これに似た事業は。というのは、平成23年度の出荷頭数が35万5000頭、平成33年度の出荷頭数が45万頭、10万頭ぐらい目標が伸びているのですよね。この事業を継続することによって向上すると思うのですが、今後、平成27年度以降の事業継続の計画があるのかどうか。

○長崎祐二畜産課長 これは3年間の事業でございましたので、一応今年度で終了でございますが、平成27年度から一オキナワアイランドというのは継続して増殖していかなければいけない事業でございますので、それは継続の予定でございます。

○儀間光秀委員 畜産農家の安定所得という意味でもしっかり沖縄県が指導して、農家への安定供給をしっかりとさせていただいて、平成33年度の出荷頭数45万頭をぜひ達成するように期待しております。

次に、午前中に砂川委員も質疑されていたのですが、県産食肉ブランド国内外流通対策強化事業についての概要説明をお願いします。

○長崎祐二畜産課長 この事業は、香港に流通保管施設、アグー豚肉のトレーサビリティシステム、要するに追跡システムをつくるための事業となっております。それによって沖縄県産食肉の国内外への流通を強化するという目的で実施してございます。平成24年度に流通保管施設を整備いたしまして、平成25年度の実績は一般豚肉が約36トン、アグーが4トンということで、平成24年度は一般豚肉が23トン、アグーが2トンでございましたので、約60%の増加ということになってございます。

○儀間光秀委員 これも平成28年度までの事業ですが、平成25年度で両方足して40.5トン、平成28年度、事業最終年度の目標値、輸出のトン数は幾らぐらいを目標にしていますか。

○長崎祐二畜産課長 沖縄21世紀ビジョンにおきましては、11トン目標ということでは既にクリアはしているのですが、事業の完了目標ということでは、今50トンほどを予定してございます。

○儀間光秀委員 アグー豚の、一般豚もそうですが、国内外に沖縄県産の肉を広めていく意味で大切な事業だと思いますので、これもしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、県産農林水産物多角的プロモーション事業の概要をお願いします。

○宜野座葵流通・加工推進課長 沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン実施計画に基づきまして、農林水産業全体の生産額を平成22年の1072億円から平成33年には1750億円とする目標を設定しております。現在、その目標の達成に向けていろいろ取り組みをいたしまして、沖縄県外及び海外における販路拡大に取り組んでいるところでございます。この県産農林水産物多角的プロモーション事業におきましても、沖縄県外に向けての取り組みといたしまして、沖縄県外における商品展示会への出展支援、沖縄県外量販店における沖縄フェアの開催、また、アンテナショップを活用したプロモーション活動の展開などを実施しているところでございます。

○儀間光秀委員 事業実績でバイヤー向け試食会とか、今言う沖縄フェアでPRするとか、その実績を持って、消費者等も含めて、バイヤー等の例えば評価とか課題は実際に沖縄県に寄せられていますか。

○宜野座葵流通・加工推進課長 まず、沖縄県外向けの販路拡大の主な成果としましては、例えば沖縄県外の商品展示会では出展業者11社が108件の商談を行いまして、7件の成約に至っております。また、沖縄県産農林水産物の沖縄フェアを実施する新規店舗の開拓を行いました結果、新たに9グループ25店舗で開催することができ、販路拡大が図られたと思っております。

さらに、ことし8月に沖縄県と協定を締結いたしました、首都圏を中心に展開しているスーパーマーケットのサミットでは、毎年全108店舗において沖縄フェアを実施しておりまして、平成25年度の売り上げは前年度比10%相当となる1億8000万円ということで、かなり成果を上げているものと認識しております。

○儀間光秀委員 沖縄フェアも、今、百数件とおっしゃっていたのですが、それをさらに拡大してやる計画等はございますか。

○宜野座葵流通・加工推進課長 計画については効

果的にやる必要がございます—広げる方法もございますし、店舗を絞り込む方法もありますので、いろいろ効果的な方法を検討しまして実施したいと考えております。

○儀間光秀委員 ありがとうございます。

次に、沖縄県産農林水産物、今の事業は主に沖縄県外、要するに国内だったと思うのですが、若干リンクしてくるとは思うのですが、今度は沖縄県農林水産物海外販路拡大支援事業について御説明をお願いします。

○宜野座葵流通・加工推進課長 海外展開の取り組みといたしましては、まず、香港、台湾、シンガポールにおける現地量販店でのテストマーケティングを実施いたしました。それから、商談会を開催いたしましたし、それに伴ってまた見本市の出席も行っております。外国人観光客へのプロモーション活動も実施しております。戦略的な販路拡大に取り組んでいる状況でございます。

○儀間光秀委員 ここでもバイヤーの評価、課題が出ていて、僕も手元に資料をもらったのですが、例えば豚肉の評価は、輸入を熱望するバイヤーが多いが、規制が早くクリアになってほしいとあるのですが、規制というのは例えばどういったものなのか。

○長崎祐二畜産課長 先ほどもお話ししたのですが、規制というのは、それぞれの国の協議によって輸入、輸出が決まると。その場合は、家畜伝染病予防法という法律がございまして、それによってそれぞれの税関で検査が必要になってきます。それで、それぞれの国で協議が調った場合は、相手の国の要望に応じてそれぞれの税関で検査いたします。ただ、その協議が調わない国もございますので、それが例えば中国とか韓国になってございますが、その要望が整った国同士の中身に関しては、それぞれの国の話し合いになるということになっております。

○儀間光秀委員 沖縄県としては、その辺の評価をいただいた部分、今言う規制も含めて、農林水産省あたりにもこの規制をクリアするためにアプローチとかはされていますか。

○長崎祐二畜産課長 これは病気の問題でございますので、例を出しますと、中国の場合は日本において高病原性鳥インフルエンザがあるということで中止という、例えばそのような形になりますので、一概にはこれで基準を緩めてくださいと言うことはできません。ただ、屠場の関係—病気を外しますと、屠畜場のレベルに応じて例えば国が検査しなさいとかいろいろな段階がございます。それで、沖縄県の

我々が食べている衛生基準をクリアすればいいですよという基準の国もございます。

○儀間光秀委員 わかりました。課題も幾つか品目によって出ているのですが、例えば紅芋は今の関連で出てくるのかなと思ったりもするのですが、沖縄県の生産量が追いついていないという課題が出ているのですが、その辺に関しては。

○西村真糖業農産課長 平成24年のカンショの収穫量は4020トンということで、近年4000トン程度で推移しているところでございます。現状といたしましては、沖縄県内の加工用—観光土産品で芋を使ったお菓子がかなりありますので、そちらが伸びている状況でございます。正直なかなか海外までというのは、一部久米島産のものが出ていますが、まだまだ量的には少ない状況でございます。

○儀間光秀委員 2カ月ほど前、北部の畜産農家の方とお話しする機会があったのですが、アグー—とってもニーズがかなり外国—今出ている香港あたりからもそうらしいのですが、屠畜して部位ごとで送っていると言っていたのですが、沖縄県外でも取引したい業者が来るが、増殖するのに1年半ぐらいかかるということで、需要と供給のバランスが実際にとれていない状況だと思うのです。これもしっかり沖縄県が畜産農家を支援しないと、アグーへの信頼、バイヤーとの信頼関係を含めて、販路拡大もそうですが、消費拡大させる意味でも、やはり安定供給ができないとどうしても前に進まないと思うのです。

1つ要望ですが、沖縄県有地とか、例えば1万坪とか2万坪とかある場合、今後の検討課題にしてほしいのですが、豚舎あるいは設備を沖縄県がつくって、畜産農家に低金額で貸すというのも一つの安定供給の方法かなとか思ったりするもので、その辺も今後の検討課題に入れていただきたいと思うのですが、その辺をお伺いします。

○山城毅農林水産部長 今、養豚の生産振興についてはアグー豚が引っ張っているのかなというイメージを受けていまして、そのアグーブランドを先頭にしながら、西洋豚もオキナワアイランド等を使いながら品種を向上させていく取り組みをやっています。ただ、今課題となっているのは環境問題——の問題で、中南部で土地を探すのが困難になっている状況も一つはございます。そこをうまくクリアするためにウインドレス豚舎ということで、糸満市のほうでそれを導入して、集落の同意をもらって今建築している事例もございます。あと、山が多いの



で北部の土地で養豚団地をつくろうということで、民間、現場から要望がかなり来ていますので、そういったものを整備することによって、ある程度今45万頭、40万頭は確保できるのかなと。

もう一つは、豚舎の増築もそうですが、基本的な生産頭数が全国平均より劣っていますので、そこをしっかりと押さえてあげれば目標を達成できると踏んでいますので、そういったところに力を入れながら、御提案の沖縄県有地等については、それも含めて今後の課題として検討させていただければと思います。

**○上原章委員長** 以上で、農林水産部長及び労働委員会事務局長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

次回は、明 10月16日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

午後2時56分散会

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委 員 長 上 原 章

平成26年10月15日

平成26年第5回  
沖縄県議会(定例会)  
閉会中継続審査

# 文教厚生委員会記録

(第1号)



平成26年第5回  
沖縄県議会（定例会）  
閉会中継続審査

文教厚生委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

平成26年10月15日（水曜日）  
午前10時3分開会  
第7委員会室

出席委員

委員長 呉 屋 宏君  
副委員長 狩 俣 信 子さん  
委員 又 吉 清 義君 照 屋 守 之君  
新 田 宜 明君 赤 嶺 昇君  
糸 洲 朝 則君 西 銘 純 恵さん  
比 嘉 京 子さん 嶺 井 光君

欠席委員

島 袋 大君

説明のため出席した者の職、氏名

子ども生活福祉部長 金城 武君  
福祉政策課長 上 間 司君  
青少年・子ども家庭課長 大 城 博君  
子育て支援課長 名渡山 晶 子さん  
障害福祉課長 山城 貴 子さん  
教 育 長 諸見里 明君  
総 務 課 長 新 垣 悦 男君  
教育支援課長 識 名 敦君  
施設課長 親 泊 信一郎君  
学校人事課長 新 垣 健 一君  
県立学校教育課長 與那嶺 善 道君  
義務教育課長 大 城 朗君  
保健体育課長 座 安 純 一君  
生涯学習振興課長 平 良 朝 治君

本日の委員会に付した事件

- 平成26年第5回議会認定第1号 平成25年度沖縄県一般会計決算の認定について（子ども生活福祉部及び教育委員会所管分）
- 平成26年第5回議会認定第6号 平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について

○呉屋宏委員長 ただいまから文教厚生委員会を開

会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る平成26年第5回議会認定第1号及び同認定第6号の決算2件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、子ども生活福祉部長及び教育長の出席を求めています。

まず初めに、子ども生活福祉部長から子ども生活福祉部関係決算の概要の説明を求めます。

金城武子ども生活福祉部長。

○金城武子ども生活福祉部長 子ども生活福祉部所管の平成25年度一般会計及び特別会計の決算概要について、お手元にお配りしてあります「平成25年度歳入歳出決算説明資料」に基づきまして説明をいたします。

歳入決算について御説明をいたします。

資料の1ページをお開きください。

子ども生活福祉部の歳入決算は、一般会計と特別会計を合わせますと、一番上の子ども生活福祉部計の欄でございますが、予算現額の計（A欄）が283億4387万7000円に対し、調定額（B欄）は256億9046万7493円、そのうち収入済額（C欄）が251億7312万4027円、不納欠損額（D欄）が7482万9386円、収入未済額（E欄）は4億4251万4080円となっております。

次に、歳出決算について御説明をいたします。

2ページをお開きください。

子ども生活福祉部の歳出決算は、一般会計と特別会計を合わせますと、一番上の子ども生活福祉部計の欄でございますが、予算現額の計（A欄）は803億8402万3000円に対し、支出済額（B欄）は710億7276万9366円、翌年度繰越額（C欄）は67億3426万7000円、不用額は25億7698万6634円となっております。

次に、一般会計の歳入決算について御説明をいたします。

3ページをお開きください。

子ども生活福祉部の一般会計の歳入は、（款）で申し上げますと、3ページの上から2行目の（款）分担金及び負担金から、5ページの下から3行目、（款）県債までの7つの（款）から成っております。

それでは、3ページにお戻りください。一番上の欄でございますが、子ども生活福祉部の一般会計の

歳入決算は、予算現額の計（A欄）281億7343万5000円に対し、調定額（B欄）は251億4856万888円、そのうち収入済額（C欄）が248億3825万2559円、不納欠損額（D欄）が7482万9386円、収入未済額（E欄）は2億3547万8943円となっております。

収入未済額（E欄）のうち、主なものを御説明いたします。

同じく3ページ、上から2行目の（款）分担金及び負担金の収入未済額（E欄）5942万4340円は、主に児童福祉施設負担金に係るもので、児童福祉施設入所児童の扶養義務者等の生活困窮、転居先不明等により徴収困難なため、収入未済となっております。

次に、5ページをお開きください。

上から4行目の（款）諸収入の収入未済額（E欄）1億7199万4807円は、主に生活保護費返還金や児童扶養手当返還金に係るもので、経済的事情により手当を受給している者が多く、債務者の生活困窮等により徴収困難なため、収入未済となっております。

次に、一般会計の歳出決算について御説明をいたします。

6ページをお開きをお願いいたします。

子ども生活福祉部の一般会計の歳出は、（款）で申し上げますと、6ページの（款）総務費及び（款）民生費、7ページの（款）衛生費、8ページの（款）商工費及び（款）公債費の5つの（款）から成っております。

6ページにお戻りください。

一番上の子ども生活福祉部計ですが、予算現額の合計（A欄）802億1358万1000円に対し、支出済額（B欄）は709億3693万8863円、翌年度繰越額（C欄）は67億3426万7000円、不用額は25億4237万5137円となっております。

翌年度繰越額（C欄）の内訳ですが、（款）民生費における障害児者福祉施設等整備事業費や安心こども基金事業など6事業の繰り越しとなっております。

次に、不用額について御説明をいたします。

上から2行目、（款）総務費の不用額2361万2193円は、主に（目）諸費の男女共同参画施設整備事業に係る補助金交付先の入札残等によるものであります。

次に、（款）民生費の不用額24億7843万8977円について、その主なものを御説明いたします。

1行下になりますが、（項）社会福祉費の不用額6億2992万712円は、（目）老人福祉費の介護保険給付費等負担事業費における市町村への貸付金が予定額より少なくなったことや、（目）障害者自立支援諸費の障害者介護給付費等事業費において、市町村への負担金実績が見込みより少なかったことなどによる

ものであります。

次に、7ページをお開きください。

一番上の行ですが、（項）児童福祉費の不用額15億9185万3518円は、（目）児童福祉総務費の安心こども基金事業における保育所整備事業の実績減によるものや、（目）児童措置費の児童保護措置費において、当初見込みより児童福祉施設への措置実績が少なかったことによるものであります。

次に、下から6行目の（款）衛生費の不用額3524万8759円は、主に（目）保健所費の福祉保健所職員費に係る給料や職員手当の縮減によるものであります。

次に、8ページをお開きください。

一番上の行ですが、（款）商工費の不用額507万5208円は、主に（目）計量検定費のタクシーメーター基準器修繕費に係る執行残によるものであります。

次に、9ページをお開きください。

母子寡婦福祉資金特別会計について御説明をいたします。

本特別会計においては、母子及び寡婦福祉法に基づき、母子家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、修学資金等全12種類の貸し付けを無利子または低利で貸し付けております。

当該特別会計の歳入は、（款）繰入金、（款）繰越金及び（款）諸収入から成っております。

その合計額は、一番上の行の母子寡婦福祉資金特別会計計の欄ですが、予算現額の計（A欄）1億6825万2000円、調定額（B欄）は5億3971万6605円、収入済額（C欄）が3億3268万1468円、収入未済額（E欄）は2億703万5137円、調定額に対する収入済額の割合である収入比率は61.6%となっております。

収入未済が生じている理由ですが、（款）諸収入において、借受人の多くが生活困窮等の経済的事情により、償還計画どおりに元金及び利子の償還ができないことによるものであります。

次に、10ページをお開きください。

当該特別会計の歳出は（款）民生費から成っております。

予算現額の合計（A欄）1億6825万2000円に対し、支出済額（B欄）は1億3364万503円、不用額は3461万1497円となっております。

不用額が生じた主な理由は、貸付金実績が当初見込みを下回ったことによるものであります。

11ページをお開きください。

次に、公債管理特別会計について御説明をいたします。

公債管理特別会計は、一般会計で発行した県債の

償還について総合的に管理する会計であります。

当該特別会計に係る子ども生活福祉部所管の歳入は（款）繰入金から成っております。

その合計額は、予算現額、調定額、収入済額ともに同額の219万円となっております。

12ページをお開きください。

当該特別会計に係る子ども生活福祉部所管の歳出は（款）公債費から成っております。

歳出予算の内容は災害援護資金貸付金元金の国への償還金であります。その合計額は、予算現額、支出済額ともに219万円となっております。

以上で子ども生活福祉部所管の平成25年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算概要の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○呉屋宏委員長** 子ども生活福祉部長の説明は終わりました。

次に、教育長から教育委員会関係決算の概要の説明を求めます。

諸見里明教育長。

**○諸見里明教育長** 教育委員会所管の平成25年度歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の「平成25年度歳入歳出決算説明資料」の1ページをお願いしたいと思います。

初めに、歳入決算状況について御説明申し上げます。

平成25年度一般会計歳入決算状況は、予算現額計407億5937万6600円、調定額370億394万8713円、収入済額369億182万4843円、不納欠損額5570万744円、収入未済額4642万3126円となっております。

以下、歳入決算の主なものについて御説明いたします。

（款）使用料及び手数料の収入済額は1億3338万7599円であります。

中段の（項）手数料（目）教育手数料の収入済額は1億2307万8500円で、その主なものは高等学校の入学料であります。

2ページをお願いしたいと思います。

（款）国庫支出金の収入済額は354億4529万553円であります。

（項）国庫負担金（目）教育費国庫負担金の収入済額は254億9545万1319円で、その主なものは義務教育給与費であります。

次に、（款）財産収入の収入済額は1億8830万7356円であります。

一番下の行の（目）生産物売払収入の収入済額は8050万8649円で、農林高等学校等の実習生産物売り

払い代であります。

3ページをお開きください。

（款）繰入金の収入済額は1億318万8000円で、高校生修学支援基金からの繰入金であります。

次に、（款）諸収入の収入済額は10億3165万1335円で、不納欠損額5570万744円、収入未済額4642万3126円となっております。

下から3行目の（目）違約金及び延納利息の収入済額は2282万1561円で、不納欠損額5570万744円、収入未済額4548万6688円となっております。

これは県教育委員会の発注した工事に関して公正取引委員会から談合認定を受けた業者に対する損害賠償金であります。

このうち、不納欠損額は入札談合違約金に係る事業者の破産によるものであります。

以上が平成25年度の教育委員会所管の歳入状況であります。

続きまして、歳出決算状況について御説明いたします。

4ページをお開きください。

平成25年度一般会計歳出決算状況は、予算現額計1541億9997万968円、支出済額1463億846万5445円、翌年度繰越額54億7713万2427円、不用額24億1437万3096円となっております。

以下、歳出の主なものについて御説明いたします。

（款）教育費（項）教育総務費は、支出済額102億4010万6378円で、翌年度繰越額14億9919万円、不用額4億5748万2372円であります。

翌年度繰越額の主なものは、（目）教育振興費の公立学校新增改築に係る市町村補助事業によるもので、関係機関との調整に日時を要したことなどにより、やむを得ず繰り越したものであります。

また、不用額の主なものは（目）教育振興費の公立学校施設整備等における入札残であります。

（項）小学校費は、支出済額464億9381万9926円で、不用額2億8414万1074円であります。

不用額の主なものは公立小学校の教職員給与費の執行残であります。

（項）中学校費は、支出済額290億9440万5089円で、不用額1億9564万8911円であります。

不用額の主なものは公立中学校の教職員給与費の執行残であります。

5ページをお開きください。

（項）高等学校費は、支出済額433億5413万2994円で、翌年度繰越額21億7000万9870円、不用額10億2529万9776円であります。

翌年度繰越額の主なものは、（目）学校建設費の施

設整備によるもので、関係機関との調整に日時を要したことなどにより、やむを得ず繰り越したものであります。

また、不用額の主なものは（目）学校建設費の施設整備に係る入札残であります。

（項）特別支援学校費は、支出済額157億7088万5154円で、翌年度繰越額18億554万1557円、不用額2億8598万1867円であります。

翌年度繰越額は、特別支援学校の施設整備費において、関係機関との調整に日時を要したことなどにより、やむを得ず繰り越したものであります。

また、不用額の主なものは施設整備に係る入札残であります。

（項）社会教育費は、支出済額10億1233万8898円で、翌年度繰越額239万1000円、不用額7202万8102円であります。

不用額の主なものは（目）文化財保護費の文化庁国庫補助事業費における執行残となっております。

6ページをお開きください。

（項）保健体育費は、支出済額3億3837万9106円で、不用額3181万4894円であります。

不用額の主なものは学校保健事業における定期健康診断受診者の減によるものであります。

次に、（款）災害復旧費は、支出済額439万7900円で、不用額6197万6100円であります。

不用額は大きな災害復旧事業がなかったことによるものであります。

以上が教育委員会所管の平成25年度歳入歳出決算の概要でございます。

御審査のほど、よろしくお願いたします。

**○呉屋宏委員長** 教育長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑については、「決算議案の審査等に関する基本的事項（常任委員会に対する調査依頼について）」（平成26年9月22日議会運営委員会決定）に従って行うことにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会の運営に準じて譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、自席で起立の上、重複することがないように簡潔に発言するよう御協力をお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖

縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決算事項でありますので、十分御留意をお願いいたします。

なお、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うこととしたいと存じますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

さらに、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

又吉清義委員。

**○又吉清義委員** 御説明大変ありがとうございます。

では早速、まず子ども生活福祉部から質疑に入らせていただきたいと思います。

7ページの歳出決算状況からですが、よろしいでしょうか。その中の真ん中にあります生活保護費の中で、生活保護扶助費とあります。まず、生活保護の各市町村、県、国の持ち出しはどのくらいの割合なのかということが1点目。また2点目として、生活保護は県全体で何世帯で、何名ぐらいの方々がいるのかという点、まずこの2点から確認をお願いいたします。

**○上間司福祉政策課長** まず、生活保護扶助費につきましての負担割合でございますが、生活保護法第75条によりまして、国が4分の3、県も市も含めて自治体が4分の1負担となっております。

次に、生活保護の状況についてお答えいたします。平成25年度の被保護世帯が2万4393世帯、保護人員が3万3995人、保護率が23.53パーミルとなっております。

**○又吉清義委員** ありがとうございます。もしわかりでしたら御説明をお願いしたいのですが、今、保護世帯が2万4393世帯ということなのですが、その中に、例えば母子家庭、ひとり親世帯等は具体的にどのくらい世帯数があるか、把握をしておられるかどうか確認いたします。

**○上間司福祉政策課長** まず、生活保護世帯の類型別でございますが、平成25年度、高齢者世帯が1万923世帯、母子世帯が1380世帯、障害者世帯が4453世帯、傷病者世帯が4058世帯、それ以外の世帯が3444世帯となっております。

**○又吉清義委員** その中で大切な点は、やはり私たち人間は生きている限り、生活保護よりはみずから働いて、みずから汗を流して生活をする、子供たちを育てるのが本来の親の姿であり、目標かと私は思



うのです。ですから、このように毎年、生活保護世帯は減ることなく伸びております。その中で、決算をするだけで毎年伸びる生活保護世帯について、皆さんとしてどのように歯どめをするのか、また、そういった事業をして具体的に生活保護世帯が自立できたとか、そういった実例があるかないかからまず伺います。その点をお願いします。

**○上間司福祉政策課長** まず、生活保護の実施に当たりましては、県といたしましては、生活保護法を遵守いたしまして、国の定めた基準に沿って適正に取り組んできたところであります。例えば、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化等を図るための施策としましては、国におきまして生活困窮者自立支援法を制定しまして、来年度4月1日から施行されることとなっております。県といたしましては、次年度からスタートする生活困窮者自立支援制度の実施に向けて、市町村や関係機関と連携しながら取り組んでいるところであります。また、生活保護制度では、働くことが可能な方は、その能力を活用して働くことで自立を目指すことが求められております。現在、各福祉事務所に33名の就労支援員を配置いたしまして、ハローワークと連携しまして就労支援を行っているところであります。

**○又吉清義委員** 努力はよく理解しております。1つ先へ、では、皆さんところへはまだ十分伝わっていないということで、一つの実例を申し上げます。実は、去年ある自治体で、このように母子世帯、ひとり親世帯です。生活保護世帯です。市と県とタイアップをして、最終的に15世帯ですが、そういった方々がしっかり、この自立支援法になるのかどうかわかりません。皆さんとタイアップして、ある事業を行って、立派に独立して、就職して、立派に仕事についているのです。しかし、残念ながら、このシステムは緊急雇用対策事業という一つの事業なものですから、1回きりで終わりなのです。ですから、生活保護世帯を皆さんが1年間世話するのに、トータルの予算が1世帯で約500万円です。1人の人を自立支援し、就職するまで、しっかりした資格を取る、社会でも食っていけるだけのしっかりした人格を育てるのにかかった費用が1人100万円です。であるならば、もう少し考え方を枠を広げて、1回きりではなくて、これを継続的に各市町村に知らしめて、大いに取り組んでいくべき事業だと私は思うのです。そういったものがあるのは、一応担当課としても御存じであるかないかからまずお伺いいたします。

**○上間司福祉政策課長** 子ども生活福祉部でございますが、私は三、四年ほど前、雇用労政課におりま

して、能力開発班長をしておりました。その際に、職業訓練を含めまして、そういった国の雇用基金を活用した例えばパソコン研修でありますとか、あるいはパソコンでなくても、もう少し簡易な職業訓練を含めまして、あの当時の記憶でありますと、恐らくお一人10万円程度の費用をいただきながら職業訓練をして、自立を目指すという制度があったのは承知しております。

**○又吉清義委員** 今、説明があったように、それもよく御存じです。しかし、残念ですが、そういった支援事業を受けて、そうしたら、特に母子世帯の方々、そして生活保護に陥る方々が実際どのぐらい就職についたかといった追跡調査をしていないかと思うのです。

そしてもう1点目、その事業についても少しだけお話をさせていただきますが、やはり子供を持つ母親、特に若い年齢からすると、非常にその事業を受けたいのだけれども、環境的に合わない。そういった改善策も必要かと思うのです。しかし、残念だけれども、その辺がうまく皆さんとディスカッションがとれていない。ですから、やはりこれから将来的にも、生活保護世帯は、どうしてもなければ、これはもう仕方ないかと思いますが、やはり母子家庭、若い母親世帯、ひとり親世帯は、本来は自分で働いて自分で子供を育てたいということが大きな夢と希望であり、誇りかと私は思うのです。実際、県と行政でタイアップして、1回は成功しております。15世帯のうちの就職者が13名です。もう生活保護を受けなくてもいいと、堂々と前向きに生きております。そういった事業もあるのだよと。実際、県と行政がバックアップして、そういう事業もやっているのだよということを、私はもっと横の連携を広めて、1回きりではなくて、2回、3回とやっていただきたい。ぜひ前向きに検討していただけないでしょうか。

**○金城武子ども生活福祉部長** 商工労働部でやっている事業もございますし、実は子ども生活福祉部においても、来年から生活困窮者自立支援法が施行されます。その前に、平成25年度から生活困窮者自立促進支援モデル事業という形で、今言う自立に向けた相談事業、あるいは就労支援をしております。具体的に数字を申し上げますと、これは南部と中部に事務所がございますが、延べ件数で7000件余りの相談を受けて、実際、就職をされた方も184名という形で、具体的に実績も出ております。

それから、なかなかストレートに就職に結びつかないというか、基本的な社会的なそういうマナーとございますか、いろいろなものを身につけていない方

もいらっしゃるといふことで、そういうことも含めて、就職前のそういうトレーニングもやるような事業を平成25年、平成26年にかけてやっております。次年度から本格的に法が施行されますので、しっかりと法に基づく制度に乗かって事業ができるように、これは福祉事務所を持っている市、郡部は県が事業としてやることになっていきますので、それに向けて現在取り組んでいます。ですから、生活保護に至る前にしっかりと自立できるような取り組みを今後強化していきたいと思っております。

**○又吉清義委員** 子ども生活福祉部長、ありがとうございました。再三申し上げますが、皆さんが自立支援に向けて、そういった技術、職を身につける、やっていることはよく御存じです。しかし、あと少し足りない部分が、あと少しです。ですから、その辺を、皆さんが事業を執行する立場を、少し枠を広げていただいて、受ける側の立場で、その事業を設けて就職に行くのだけれども、何が問題なのだと。少しだけフォローして、枠を広げてあげたら、ほとんどよくなりますよということ。それが皆さんとなかなかうまくディスカッションがとれない。これは母子世帯からの切実な訴えでもありました。この部分が理解できたならできるのですが、どうしてもこの部分を皆さんが受けてくださいという要件と、実際小さい子供を持っている家庭からすると、どうしてもクリアできないのですよねと。それを県が認めてくれると、もっと積極的にいけるし、就職についての場合でも、この部分をフォローしてもらえば、自信を持っていけますということ。です。

ですから、先ほど申し上げました緊急雇用対策事業であったり、この事業は、そういったものをクリアもする、そして、そこでしっかりと技術を身につけて、なおかつ就職についても少しはフォローもしております。やはり幾ら技術を身につけたからといって、実際現場でやるからには不安があると。困ったときにはいつでもフォローしてあげるし、実際担当した方が行って、指導もすると。そうすることによって、しっかりと自立をしているということで、子ども生活福祉部長、このいい事業を期待しておりますので、ぜひお願いいたします。

あと1点、9ページの母子寡婦福祉資金特別会計で、御存じのとおり、償還率がかなり低いという中で、実際この償還率についてですが、一、二例でよろしいです。この資金を利用する方の、例えば据え置き期間、返還期間と決まりがあるかと思っております。まずこれについてどのような感じであるか、1つ2つ例を挙げていただけませんか。

**○大城博青少年・子ども家庭課長** 母子寡婦福祉資金貸付金につきましては、国の政令におきまして、資金ごとに据え置き期間、償還期間が設定されておりまして、据え置き期間は6カ月から1年の範囲、償還期間は3年以内から最長の資金で20年以内で設定されております。

**○又吉清義委員** このように据え置き期間があり、償還期間があります。そして、このとおり、やりくりができなくて苦しい方、例えば据え置きを1年として、償還期間を3年とした場合に、これができない方は、要するに高い利息を払って、3年で返す予定のものを4年、5年で返す方もいるかと思っておりますが、これは間違いないですか。

**○大城博青少年・子ども家庭課長** 委員おっしゃるように、当初、利用者と相談して設定した償還期間どおりにはなかなか償還することが難しいという方は、福祉保健所において支払い計画を変更するという相談に応じているところでございます。

**○又吉清義委員** 何を言いたいかといいますと、当初、すごく前向きで、感謝申し上げます。3年でできるだろうと見込んだものができなくて、それを利息10%、本来ならば1%、2%、無利息かもしれない。そういった高い違約金の利息を払って、3年で返す予定のものを4年、5年で返すと。当初から3年スパンのものをもう少し、資金を受ける方に、延ばすことができるならば、もう少し余裕を持って、3年ではなくて5年とか6年で、多少利息をつけてもいいかと思っております。ゼロであれば、1%ぐらい利息をつけて、もう少し余裕があるような指導でやると、借りる人は大分返しやすくなるのではないかと。当初で3年だからということで考えてやるのですが、やはり計画どおりいかない場合に、どうしても最終的には違約金を払うのが筋かと思うのです。当初、例えば3年で返すとしてやった人が、契約した方が実際にできない場合、返済計画を延ばした場合も違約金は出るのですか、出ないのですか。その点、お伺いします。

**○大城博青少年・子ども家庭課長** 例えば、支払い期間が20年以内ということで設定されている資金について、10年で支払いを終えますという支払い計画を立てた方が、やはり10年では償還額が大き過ぎて難しいので、例えば15年に延期したいという場合には、違約金なしで計画を変更することが可能です。

**○又吉清義委員** だから、20年は可能ですと。3年でやった方は5年に延ばしたら違約金が出るということだと思っております。ですから、最初から無理をしないように皆さんで、3年でできるかもしれません

が、少し余裕を持って、例えば5年でどうですかと。3年と決めつけるのではなくて、もう少し余裕を持って、そういった計画を返しやすい条件に変えたいかがですかということをお願いいたします。多分皆さんの中でこの違約金を払っている方は、償還率が低いいろいろな貸し付けをしております。何年のどの部門が一番償還率が悪いのか、そういうデータ等もあるのか、あればぜひいただきたいと思うのですが、そういったものも統計としてはとっておられますか。

**○大城博青少年・子ども家庭課長** これは委員が今おっしゃった内容にストレートには対応していないかもしれませんが、例えば資金ごとの償還率を見ますと、高いもので就業資金が78.1%、技能習得資金が66.9%、就学支度資金が57.8%、修学資金が44.8%となっております。一方、償還率が低い貸し付けを見ますと、事業開始資金が償還率4.4%しかございません。それから事業継続資金が8.5%で、やはり貸し付ける資金の種類によって償還率は大分差がある状況でございます。

**○呉屋宏委員長** 狩俣信子委員。

**○狩俣信子委員** それでは、子ども生活福祉部からお尋ねします。

待機児童解消についての支援事業ですが、主要施策の成果に関する報告書の51ページと、きょう御説明いただいた平成25年度歳入歳出決算資料の7ページでしょうか。その中で、不用額が結構出ています。その中で、認可化への促進事業が出ていますが、現在、それがどのようになっているか。平成25年度は1カ所となって、平成26年度は27カ所と出ているものですから、これが実現可能なかどうかお尋ねします。

**○名渡山晶子子育て支援課長** 認可化移行支援事業は、認可化移行のための運営費の支援と施設整備の支援になっているのですが、この運営費の支援につきまして、平成25年度の実績は、3施設が法人化されまして、その結果、180人の定員を確保したところなんです。なお、安心こども基金を設置した平成21年以降の通算で見ますと、32施設が法人化され、2145人の定員を確保してきたところなんです。今後も引き続き市町村で随時認可化の運営費支援を入れていくことにより、その認可化を促進していきたいと考えております。

**○狩俣信子委員** それにしても、不用額が結構多いものですから、安心こども基金で結構不用額にしてあるのです。その理由をお尋ねします。

**○名渡山晶子子育て支援課長** 安心こども基金での不用につきましては、昨年度は前倒しでの施設整備

を促すために予算確保したところですが、市町村での計画のおくれであったり、そういった事情がございまして、繰り越しが27施設分出ている関係で執行額が少なくなっているところがございます。あと、不用額につきましては4施設の取り下げがあったところがございます。

**○狩俣信子委員** せっかくの基金ですから、極力そういう施設ができるように、県も対応をしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、新すこやか保育事業の中で、認可外の子供たちへの給食費の補助についてです。この前、那覇市、浦添市、沖縄市と話をしましたが、今、1人当たりどのぐらいの補助なのか、できたらお答えをお願いします。

**○名渡山晶子子育て支援課長** 新すこやか保育事業は、認可外保育施設に入所している子供たちの給食費ですとか健康診断費等を助成しているところがございます。給食費につきましては、日額、ゼロ歳児1人当たり26円、1歳から5歳まで1人当たり89円を支援しているところがございます。県では、各市町村一律の支援、先ほどの単価での支援を行っているところがございますが、市町村によっては、現物支給をしていたり、あるいは独自に上乘せ補助を実施しているところもございます。

今、那覇市、浦添市、沖縄市ということであったところですが、確認しましたところ、那覇市は、県と同額のゼロ歳児1人当たり26円、1から5歳児89円の支援を行っているということでした。また、浦添市につきましては、1歳以上に対してミルクの現物支給を行っておりますが、それを含めると、ゼロ歳児1人当たり26円、1歳児から5歳児89円で、これも同額、沖縄市につきましては、独自の上乗せ補助を行っております、ゼロ歳児1人当たり70円、1歳から5歳児1人当たり117円の支援を行っている聞いております。

**○狩俣信子委員** わかりました。認可外保育所の経営は大変厳しいと聞いていますので、この補助があると結構助かるんだろうということはあります。

それから次、放課後児童クラブ支援事業についてお尋ねいたします。現在、143カ所を支援しているということになっているのですが、それだけで恐らくきっと放課後児童クラブの数は足りないのだろうと思うのです。そこらあたり、今後の予算とかはふやしていく計画はありますでしょうか。

**○名渡山晶子子育て支援課長** 放課後児童クラブへの運営支援のお話だと思うのですが、こちらにつきましては、現在も国庫補助事業として実施している

ところでございまして、次年度以降、放課後子ども総合プランということで、国もその設置促進に努めていくような施策を打ち出しているところでございます。県としましては、市町村と連携しまして、その設置促進に努めていきたいと考えております。

**○狩俣信子委員** 次に、母子家庭への支援についてお尋ねします。医療費が2億円余りかかっていると。18万件、医療の利用者がいらっしゃるのです。その中にまた自立促進事業もあるのですが、とりわけ自立促進事業の就業、それから養育費相談、ヘルパー派遣について詳しく説明をお願いします。

**○大城博青少年・子ども家庭課長** 母子家庭等自立促進事業費の中で、就業相談ですが、平成25年度は852件の就業相談の実績がございました。就業相談の主な内容としましては、より就労時間が長く、賃金の高い職への転職を希望する方が多くなっております。転職先に希望する条件としましては、正規雇用、現在の仕事より給与面で改善される、子育てしやすい勤務時間であり、休日もとりやすい、保育園等に通園させている場合には車で送迎できるなどとなっております。

それから、同じく母子家庭等自立促進事業費の中で、養育費相談につきましては、相談件数は128件となっております。養育費相談は、沖縄県総合福祉センターにおきまして、養育費専門相談員を1名配置しまして、週3回、養育費相談を実施しております。平成25年度の相談実績の主な内訳としましては、養育費の取り決め方法に関する相談が39件、離婚・親権問題が26件、面会交流が8件、支払い履行強制執行が5件、その他が71件となっております。

母子家庭等日常生活支援事業の中で、ヘルパーの派遣ですが、ひとり親家庭において疾病や就職活動などで援助が必要になった場合に、生活支援や子育て支援のためのヘルパーを派遣しているところでございまして、平成25年度は、支援派遣家庭数が123世帯、支援派遣の延べ回数が414件となっております。

**○狩俣信子委員** このヘルパー派遣ですが、私も公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会の皆さんに聞きましたら、やはりもう少し回数をふやせないかというお話もあるものですから、これは予算は幾らでやりましたか。

**○大城博青少年・子ども家庭課長** 本事業の平成26年度の予算額は500万円となっております。委員おっしゃるように、ニーズの増加に対応して徐々に予算額も引き上げてきたところでございます。

**○狩俣信子委員** この500万円は、予算は全て使い切ったと見てよろしいのでしょうか。

**○大城博青少年・子ども家庭課長** 全額執行しております。

**○狩俣信子委員** 就業相談についてですが、先ほど時間の問題とか賃金の問題、正規雇用の問題とかいろいろ言っていたのですが、その相談をやって、結果が出されたのはどのぐらいありますか。

**○大城博青少年・子ども家庭課長** 就業相談でございますが、376人の相談に対しまして、就業に結びついた実績は107人、就業率は28.5%となっております。

**○狩俣信子委員** その他の相談についてはわからないわけ。例えば賃金の問題で改善したとか何とかわからない……これはもういい。時間が無いから次に行きます。

児童虐待防止についてですが、現在の状況と、それにかかった費用をお知らせください。

**○大城博青少年・子ども家庭課長** 児童虐待防止対策につきましては、家庭支援相談等事業費は、児童虐待のホットライン体制の整備に係る費用等を計上しております。それから児童虐待防止対策事業費は、児童相談所に専門職の嘱託員等を配置する事業となっております。実績としましては、家庭支援相談等事業費の決算額が1867万円、児童虐待防止対策事業費につきましては3745万2000円となっております。

**○狩俣信子委員** 現状についてですが、どのぐらいの相談件数がある、虐待の内容は、沖縄はどうなっていますか。

**○大城博青少年・子ども家庭課長** 平成25年度におきます児童相談所で受け付けた虐待の相談件数は348件となっております。前年度と比較しますと15件の減少となっております。虐待の主な内容としましては、身体的な虐待が41.1%、ネグレクトが35.1%、心理的な虐待が17%、性的虐待が6.9%となっております。主な虐待者の内訳としましては、実母が一番多く48.3%、実父が30.2%、実父以外の父が8%などとなっております。

**○狩俣信子委員** 348件も大変だと思うのですが、結構いろいろな内容がある、身体的はもちろんなのですが、性的虐待まであるとなったら、これは本当に大変だという思いがあります。ネグレクトはある意味で養育拒否ですよ。だから、そこのあたりがどう改善できるのかと思うのですが、皆さん、これについて何か虐待防止の対策とかそういうのはありますか。

**○大城博青少年・子ども家庭課長** 児童虐待につきましては、できるだけ未然防止、早期発見に努めていくことが大事だと考えております。ですから、市

町村において関係者のネットワークを構築して、できる限り未然防止、早期発見に努めているところでございます。また、県におきましても、児童虐待を防止するための講演会を昨年度は6回、県内各圏域で開催しまして、県民に対する広報啓発等に努めているところでございます。

**○狩俣信子委員** 教育委員会に行きたいと思うのですが、まず、学力向上対策にかかったこれまでの費用、3カ年分ぐらい、平成23年、平成24年、平成25年とお願いします。

**○大城朗義務教育課長** 平成25年度における事業の予算総額は9259万9000円であります。それから、平成24年度は7318万円、平成26年度が8013万円であります。

**○狩俣信子委員** 大体8000万円前後ということになるのでしょうか、今回、学力向上が全国で小学生が24位という好成績を上げております。そういうことを考えれば、これだけの費用でと言ったら申しわけないのですが、結構効率よくやられたという感じがいたします。学力向上に対しては、今後どのような予算措置でいかれるのかわかりませんが、しっかりとそれは取り組んでいただきたいと思います。

次に行きます。30人学級についての県の予算はどうなっているのでしょうか。とりわけ知事の公約は、8年前は小学校30人学級に期待しました。期待外れでした。4年前、小学校一、二年という感じでやったのですが、実際に30人学級に現在使われている県の予算はどのぐらいなのか。それから、それを全小学校でやると、予算はどのぐらい必要なのかということをお聞きします。

**○新垣健一学校人事課長** 本年度、平成26年度におきます本県の少人数学級の実施にかかる増加教員及び財政の増加負担でございますが、小学校1年生で52名の増で約3億4000万円、小学校2年生で86人増の約5億6000万円、小学校3年生では48人増の約3億1000万円、中学校1年生では43人増の約2億8000万円、合計229人増の約14億9000万円となっております。あわせまして、30人学級を全学年で実施した場合はどうなるかという御質問と思いますが、現在の私どもの30人学級の関係、平成25年で申し上げますと、881学級、881人の教員増で、必要額は57億2900万円と見込んでおります。

**○狩俣信子委員** 要するに、14億円が現在県から出ている少人数学級の費用だと押さえてよろしいわけですね。全部するとしたら57億円かかるということですが、やはり少人数学級は非常に効率がいいと思いますので、そこは何とか次年度に向けても

頑張っていただきたいと思います。

次に行きますが、次は定数内臨時的任用職員の状況をお尋ねします。それに対して教育庁はどのような改善策があるのか、改善に向けての今後の計画とか、そこらあたりをお聞かせください。

**○新垣健一学校人事課長** 本年5月1日時点の定数内臨時的任用職員でございますが、427名となっております。毎年小学校を中心に採用者数をふやす取り組みをしております。今後につきましては、児童・生徒数に応じた定数を勘案しながら、現在、平成22年度からしますと、新規採用者数を約150名から200名ほど増をしておりますが、その新規採用を維持し、なおかつ再任用の制度がございますので、再任用者の希望が、今後、年金等の施策の関係でふえるという見込みなども勘案しまして、今の計画を策定しているところでございまして、順次正規率の改善に取り組んでまいりたいと考えています。

**○狩俣信子委員** 皆さんはいろいろおっしゃっているのですが、本土との比較で言うと、やはりまだ定数内臨時的任用職員が多いのです。そこらあたりをどう縮めていくつもりなのかということがあって聞いているのですが、そこらあたりはどうですか。

**○新垣健一学校人事課長** 委員おっしゃるように、他県とまだ差がございます。それがありまして、現在、平成22年度を基準に平成23年度以降、特に小学校を中心に300人以上の採用を行っております。引き続きそういった数で採用を進めていきたいところですが、一遍に大量採用をいたしますと、教員については1年間の初任者研修が法定で義務づけられております。当然初任者につきましては、1年間十分に現場等で研修、指導を受ける機会を与えないといけない。それがございまして、一定規模の学校でしか受け入れができないということがございます。例えば1学年で2学級しかないようなところに、1学級、新採用がはまりますと、当該年度は隣のクラスのベテランの先生が指導するということもございまして、翌年度はその学年には当然新採用が入っていないわけですので、そういったことを勘案して、現在、300名の新規採用ということにしております。そういった現場での問題等を踏まえまして、できるだけ早期に他県並みの本務率に持っていきたいと考えております。

**○狩俣信子委員** よくわかりましたが、これは小学校がとりわけおくれたのですか、300人とおっしゃるから。小学校は臨時的任用職員が多いということですか。

○新垣健一学校人事課長 平成21年度に文部科学省が発表した時点で、小学校において他県との差が大きかったということがありまして、大量採用に進んできております。現在、実際には中学校においても採用については増加しておりまして、ただ、小学校と違いまして、中学校におきましては当然専門教科のバランスがございますので、そういった需給の計画なども見ながら対応しているところでございます。今、小学校については順次そういった欠員補充が改善されているところでございます。

○狩俣信子委員 小学校の正規雇用率は何%ですか。

○新垣健一学校人事課長 小学校につきましては、本年5月1日現在で、定数に占める割合で申し上げますと、正規は85.4%でございます。

○狩俣信子委員 それで、なおかつ300名を正規職員にするということで、今、取り組んでいらっしゃるわけですね。

次に行きます。これは私、本会議でも質問したのですが、夏季休業中の栄養職員についてですが、オーバーワークをしているのです。そして、現場ではボランティアで奉仕せよという感じのことがあるものですから、私は、働いた者に対してはちゃんと実質賃金を上げなくてはいけないという思いでいるものですから、これをまた取り上げさせていただきます。このオーバーワークについて教育庁の見解、実際にこの夏休みにオーバーワークしたわけです。実際に、10日間しかないものをあと2日上乗せ、そして家に帰ってもいろいろな仕事をさせられている、そういうことに対しての実質補償はお考えでしょうか。

○新垣健一学校人事課長 委員御指摘のとおり、夏季休業中に10日間以内の任用をした臨時の学校栄養職員のうち、一部の職員が10日間以外で自発的業務を行ったということも私も先日把握したところでございます。学校に確認しましたところ、その中では、10日以内で業務が可能であつたらうという場合もございまして。また、10日以内に既に業務を行った臨時の栄養職員もいるということでございまして、あとは研修等に自主的に参加された臨時の職員がいたというふうにも確認がとれております。私どもとしましては、任用とか、あるいは自主とかございまして、その中で勤務をしていただきたいという旨のことは、夏季休業前に各県立学校及び市町村教育委員会を通して申し上げていたところでございます。そういった中で自主的にこういった活動が行われていたということがありまして、それにつきましては、あくまでも本人の自主的な活動の一環であつたと認識しているところでございます。

○狩俣信子委員 悪いのですが、自主的という表現がもうすぐわないのです。実際に働いているのに、あなたは仕事が追いつかなかつたら自主的にやってみたいな感じになるわけでしょう。それではいけないのよと私は言っているのです。実態として、2日オーバーして働いたとかいろいろな書類を私はあげましたね。各小・中学校の実態を調査してもらって、それをお上げしました。その中で、今のような自主的で働くという考え方はどうなのかと私は思っているわけです。たった1人しかいない栄養職員、仕事は多岐にわたっている。それを10日間ではできないということで、学校長を通してお願いしたわけです。それができないからオーバーワーク、皆さんが言う自主的勤務ということになるのですが、こういうところで自主的な勤務ということは、やはり使うべきではないと思います。お金を払ってちゃんとやるのが当たり前のことだと思っておりますが、教育長、どうですか。

○諸見里明教育長 栄養教諭のオーバーワークについては、サービス残業という話も出ていましたが、議会で答弁したとおりの考え方でございます。栄養職員が調理に加え、納品業者への衛生指導、それから施設、備品等の消毒、修繕対応、各種研修会の参加等があるのは承知しております。我々としても、6月議会で質問があつて、その辺、検討すると約束しましたが、それも校長先生といろいろ連携をとりながら、どれぐらい必要か。夏休みの業務の量も加えて実質10日。実質10日というのは、1週間は5日ですから10日以上、土日を入れて最低でも12日、実質10日なんです。例えば、月曜日から金曜日までの5日、その次のまた月曜日から10日で、任用はずっと継続しているわけですから、その分を入れた12日、ひよつとしたら14日とか、土日も一応継続して任用は我々やっているわけです。そういうものも含めてやっています。それから、確かに教育事務所の管轄によって業務量に違いはあるのですが、実質10日いかないような箇所もありますので、その辺はぜひ改善して取り組んでいきたいということを弁明したところです。

○狩俣信子委員 私は、栄養職員の皆さんから相談を受けたから、今回、これをやっているわけですが、やはりただ働きはさせるべきではないし、教育長は今、土日も含めて働くと。誤解を招きますよ。

○諸見里明教育長 実質10日というのは、土日は抜いた実質勤務日を10日間とっているわけです。例えば20日で1学期が終了したとします。20日から30日、その間に土日が入りますから、実質的には12日ぐら

いのオーバーでやっていると思います。ただ、教育事務所ごとによって違うのですが、説明がわからないでしょうか。実質勤務日10日ということは、土日を含めたら12日になります。

**○狩俣信子委員** 要するに、私が言いたいのは、ボランティアで勤務してとか自主的に勤務してとかではなくて、働いた者に対してはちゃんとした正式な評価で給与は上げてほしい。だから、2日間オーバーワークしたと皆さんにおわびしました。それに沿って、再度校長と話をしてやってください。

**○呉屋宏委員長** 新田宜明委員。

**○新田宜明委員** まず、子ども生活福祉部からお願いしたいと思います。せっかく皆さんが主要施策の成果に関する報告書を出しておりますから、それに基づいて質疑をさせていただきたいと思います。

まず、49ページです。待機児童対策特別事業、予算額と決算額が出ておりますが、不用額は2億円余り出ています。そこで、認可外保育施設の認可化促進の運営費22カ所の市町村の内訳を教えてください。

**○名渡山晶子子育て支援課長** 平成25年度における認可化移行支援運営費に係る市町村別の実績について申し上げますと、まず那覇市が5施設に対しまして補助額が1307万7000円、宜野湾市が1カ所で43万8000円、浦添市が2カ所で646万8000円、名護市が3カ所、1689万円、沖縄市が9カ所、1349万1000円、北谷町が2カ所の961万5000円で、22施設で5997万9000円となっております。

**○新田宜明委員** それでは、ついでに待機児童対策特別事業の件ですが、次の認可外保育施設指導監督基準の維持・達成のための施設改修費7カ所とあります。その市町村の内訳も教えてください。

**○名渡山晶子子育て支援課長** 申しわけございません。施設数別がないのですが、市町村数で言いますと、浦添市、沖縄市、西原町、与那原町の4市町において実績がございます。

**○新田宜明委員** 不用額が2億1000万円余り出ているわけですが、主な不用額の要因はどういう内容になっていますか。

**○名渡山晶子子育て支援課長** 指導監督基準達成・継続支援事業につきましては、予算を立てるに当たりましては、市町村から要望をとって予算化しているところではございますが、当初の市町村の要望が実績においてはそう上がってこなかったという結果で、大きな不用を生じてしまったところでございます。

**○新田宜明委員** こういった予算化に当たっては、

ぜひ市町村の事前のヒアリング等、あるいは要望調査をした上でやっていただきたいと思います。

それで、50ページですが、事業の効果として「認可化移行支援事業による運営費支援を22施設に対して実施し、平成25年度末現在で794人の待機児童数の減少が図られた。」ということです。この待機児童の減少というんでしょうか、待機児童を減らしたということですが、それについても市町村ごとにもし実績がありましたらお願いします。

**○名渡山晶子子育て支援課長** 平成25年度の運営費の実績による人数が減ったということでございますが、まず那覇市で294人、宜野湾市で14人、浦添市で113人、名護市で91人、沖縄市で226人、北谷町で56人の、以上、計794人を対象として補助を行うことにより待機児童の解消につなげたということでございます。

**○新田宜明委員** 若干意味合いが違うような、私の受けとめ方とは少し認識が違うような感じがします。この文章の表現の方法なんですが。

次に、同じく51ページの安心こども基金事業です。これも予算額に対する決算額、そして繰越額が27億9577万8000円、事業の効果ということで51ページにあります。これからすると、現年度の実際の整備事業は一、二カ所しかできないということですか。

**○名渡山晶子子育て支援課長** 安心こども基金におきましては、単年度ごとの設置で、更新、更新という形で平成21年度から設置をされた基金でございまして、その関係上、タイトなスケジュールでの施設整備となりまして、例年繰り越しが多額に生じているところではございますが、県としましては、そのあたり市町村と連携をいたしまして、今後とも繰り越しの圧縮に努めていきたいと考えております。

**○新田宜明委員** もう一度確認したいのですが、待機児童ゼロをめどとする実施完了年度は何年ですか。

**○名渡山晶子子育て支援課長** 平成29年度末までの待機児童の解消を目指し、ただいま県と市町村、連携して取り組んでいるところでございます。

**○新田宜明委員** この予算の実績からすると、到底平成29年度末までに待機児童解消のための保育所の整備が追いつかないのではないかと懸念があるのですが、その辺は、皆さんは自信を持って確実に平成29年度末までには待機児童を解消できるという見通しを持っていますか。

**○金城武子ども生活福祉部長** 今の計画でございまして、平成29年度末までに1万1000人ということで、今計画は繰り越しで、完成する時期がずれておりますが、ほぼ計画どおりに進んでおりますので、達成

は可能だと考えております。

○新田宜明委員 平成25年度の繰越額27億9577万8000円の内容ですが、これは何施設を予定しているのですか。

○名渡山晶子子育て支援課長 27施設でございます。

○新田宜明委員 今、潜在的待機児童も含めての想定人数は1万1000人ですか。すると、最終的に保育所増設の最終年度までの増設、施設の数はいくらになるのですか。

○名渡山晶子子育て支援課長 昨年取りまとめました市町村待機児童解消計画によりますと、平成29年度末までに認可保育所の創設や複数園の設置により83カ所、そしてその他認定こども園への移行等により8カ所、小規模保育事業等の事業により46カ所という形で、さまざまな手法により待機児童を解消していくという計画になっております。

○新田宜明委員 児童福祉法が改正されていると思うのですが、その要件どおり、この施設の数が増設によって、保育の必要な子供についての入所は可能になるのですか。

○名渡山晶子子育て支援課長 委員がおっしゃいますように、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度におきましては、保育を必要とする子ということで、これまでの保育に欠ける子よりも少し幅広い方々を対象とした保育の提供という形になります。ただいま申し上げました施設数につきましては、昨年取りまとめた計画ですが、現在、市町村においてはニーズ調査を実施しまして、そのニーズ調査を踏まえた確保の方策を市町村子ども・子育て支援事業計画の中に組み込んでいくことになっておりますので、今おっしゃるような保育の量の拡大につきましても、また、今後この計画を見直すことにより、平成29年度末までの解消を図っていくということでございます。

○新田宜明委員 実は、この時期になると、もう年度が差し迫ってしまっていて、私の年代からすると、自分の孫が保育所に入れない、孫が多いということで、頻繁にそういう相談などを受けていたりするわけですが、まず保育士が定着しないのです。幾ら施設を増設しても、保育士が定着しない、これは非常に問題であるわけです。一時的に保育所が開設をされても、勤続年数が非常に短いという問題があります。ですから、施設をふやすだけではなくて、そういった保育士の人材確保、あるいは処遇の改善をどうするかという問題が根本に解決されないと、待機児童あるいは保育を必要とする児童の入所はできないのではないかと考えているのです。

そこで実際、保育士の勤続年数、あるいは勤続年数に相当する給与水準の実態を皆さんは把握しているかどうか。それをもし把握しているのであれば、勤続年数とその水準、年齢に合った平均的な給与水準を教えてくださいと思うのです。

○名渡山晶子子育て支援課長 保育士の勤続年数につきましては、平成25年度の実績から拾ってきておりますが、認可保育所に勤務する保育士5332人の勤続年数で、5年未満が2030人、5年以上10年未満が1454人、10年以上15年未満が741人、15年以上20年未満が382人、20年以上が725人という構成になっております。年齢に見合った給与ということで御質問かと思いますが、これは厚生労働省の調査によるデータです。平均の勤続年数7.7年の人に対しまして、決まって支給する給与の額が18万1000円というデータは出ているところでございます。

○新田宜明委員 私はぜひ沖縄における賃金実態を知りたいのです。その資料はございませんか。

○名渡山晶子子育て支援課長 少し古い資料で恐縮ですが、平成23年度に沖縄県の福祉・介護人材の需給動向に関する調査という調査が行われておりまして、それによりますと、保育士の月給が17万2600円というデータになっております。

○新田宜明委員 これは平均勤続年数何年ですか。

○名渡山晶子子育て支援課長 済みません、この統計資料には平均勤続年数のデータは掲載されておりません。

○新田宜明委員 ぜひ勤続年数、同時にまた年齢構成も含めて実態調査をしていただきたい。私が聞くところによると、皆さんから出ている数字は少し高目ではないかという感じがいたしておりますので、ぜひ早急に実態調査をして、保育士の処遇改善を含めて施設の増設を図っていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

教育委員会関係ですが、時間がありませんので、離島・僻地の教育格差是正のための事業、平成25年度の実績はどうなっているか教えてください。

○大城朗義務教育課長 離島・僻地の子供たちを支援するために、平成24年度から離島・へき地における学習支援事業を推進しております。これは学習支援員を活用して、放課後とか夕方の時間に子供たちの学習支援をする事業でありまして、一定の成果を上げたものと捉えております。

○新田宜明委員 実は文教厚生委員会で、委員の皆さんも視察に与那国町へ行きました。そこでは、テレビ画面を通して東京の先生とじかに、こうして画面を通して、テレビ電話を通して授業をしている。



これは放課後でしたが、そういう光景を与那国町で見せてもらいました。そのような形で離島における教育格差の是正を、そのような工夫をして非常に努力しているところを見たわけですが、そういった施設に対しても皆さんは補助対象として、そういうメニューはあるのかどうか聞きたいのです。

**○大城朗義務教育課長** おっしゃるとおり、与那国町においては、電話会議システムを活用しまして、東京大学生を活用して塾をやっていると聞いております。同じような事業は北大東村、金武町の並里区というところでも、同じように東京大学生を活用した、電話会議のシステムを活用して塾をやっている、伊平屋村においては、夏休みの間に集中して東京大学生を島に招聘して子供たちに学習支援をしていると聞いております。私たち沖縄県教育委員会としましては、先ほど申し上げましたように、離島・へき地における学習支援事業を推進しておりまして、学力向上担当者会というのがありまして、そこで市町村の担当者と情報交換をする場がありますが、その事業の効果性とかそういうことについて情報を共有したり、取り組みを支援するために、どういうことができるのか、今、情報の共有の充実を図っているところであります。

**○新田宜明委員** 具体的にその施設等に対する補助メニューはありますか。

**○大城朗義務教育課長** 与那国町とかでやっている事業は全て市町村の事業であります。県の教育委員会としてやっているのは、先ほど申し上げましたように、離島・へき地における学習支援事業と申しまして、学習支援員を活用して放課後だとか夕方に子供たちに勉強を教えるという事業をこの3カ年間実施して、現在は6市町村で9カ所、15名の学習支援員を活用して希望する市町村にやっているところであります。

**○新田宜明委員** 教育長、こういったネット開設、それなりのテレビ等も含めて相当の金がかかるのです。ですから、ぜひこれに対する補助メニューなりをつくれませんか。

**○平良朝治生涯学習振興課長** 委員、お聞きの方学力向上に直接係るものではございませんが、今年度の事業といたしまして、遠隔講義配信システムを今構築中でして、例えば県が直接主催いたします講座をライブで放送、あるいはオンデマンドにしてシステムにストックをして、各遠隔地からでも同時に見られるようなシステムでございます。今年度構築をしまして、実際には次年度から運用開始をしていきたいと考えております。その中で、学力にかかわるも

の等も含めて可能かどうか検討をしていきたいと思っております。

**○新田宜明委員** この事業費は県単でやるのですか、それとも市町村の裏負担等も含めての事業を想定しているのですか。

**○平良朝治生涯学習振興課長** この事業は、沖縄県振興一括交付金を活用いたしまして、県の事業でございますので、今のところ、市町村に負担はないものと考えております。

**○新田宜明委員** それから、時間がないですが、本来、教育委員会はたくさんの事業をしているので、もっと主要施策の成果に関する報告書を小まめに書いてほしいのですが、非常にページ数が少ないのです。教育行政の分野は非常に大事だと思うのですが、何でこんなにページ数が少ないのか、もう少し細かく、もっとふやしてほしいということが私の要望です。

279ページに国際性に富む人材育成留学事業があります。これは実績として、高校生70名、社会人25名等の派遣事業をしたということですが、その中で一番留学希望者が多い国を上位から3カ国ぐらい教えてください。

**○與那嶺善道県立学校教育課長** 希望といえますか、平成25年度の実績を申し上げます。高校生は、平成25年度は70名派遣しておりまして、アメリカへ41名派遣しております。ドイツに4名派遣しております。イタリアに2名派遣しております。少し前後しますが、中国は10名でございます。台湾に2人、残りは1人ずつですが、ポルトガル、オランダ、ベルギーと16カ国へ1年の派遣を行っております。

**○新田宜明委員** 社会人の25名の内訳も教えてください。

**○與那嶺善道県立学校教育課長** 大学生25名に対しましては、修士課程で7名、1年課程で13名、6カ月課程で5名、アメリカ、オーストラリア、イギリス、カナダ等6カ国へ派遣しております。

**○新田宜明委員** 派遣事業のためのさまざまな事前の語学研修だとか、これは直接教育委員会がやっているのか、それとも委託事業なのかを教えてください。

**○與那嶺善道県立学校教育課長** 実際委託事業でありまして、一般社団法人沖縄県留学振興会で研修等を行っておりますが、当然教育委員会もタイアップしてその研修等に携わっているところでございます。

**○呉屋宏委員長** 赤嶺昇委員。

**○赤嶺昇委員** 教育委員会から、平成25年度歳入歳出決算説明資料の4ページ、教育振興費の執行率が

77.2%について、その説明をお願いしますか。

○**新垣悦男総務課長** 教育振興費の予算でございますが、予算額が69億2547万2750円に対して53億4602万3948円、77.2%となっております。この理由につきましては、翌年度繰越額が12億8240万6000円、これは公立学校施設整備事業の関係でございますが、実際に市町村が実施する小・中学校の施設建築関係の予算でございます。調整の段階で、設計とかそういった関係で繰り越しをしているということと、あと1つは、不用額がございますが、県立学校再生可能エネルギー導入事業の関係でございますが、執行に当たっての入札残が約1億900万円余り、トータルで77.2%の執行状況ということでございます。

○**赤嶺昇委員** 5ページの学校建設費、執行率63.6%についての説明をお願いします。

○**親泊信一郎施設課長** 学校建設費につきましては高等学校の建設に要する費用でございます。うち翌年度繰越額が21億4400万円余りでございます。これは調整等に時間を要しまして、やむを得ず繰り越したものでございまして、13カ所の県立学校の施設の方でございます。それから、不用額につきましては、校舎等の新增改築事業及び騒音対策事業における入札残、平成22年度、平成23年度に沖縄県立首里高等学校の建設を予定しておりました事業が中止になったことに伴いまして、国庫の返還金が必要になりました。その精算に伴って国庫の返還金を平成25年度当初予算で計上しておりましたが、国の精算がまだできておりませんで、平成25年度での支払いができなかったことによる不用になってございます。

○**赤嶺昇委員** 13カ所の学校が繰り越しになった主な理由は何ですか。設計がおくれたのですか。

○**親泊信一郎施設課長** 主な理由は、学校や関係機関等において建物や教室の配置、あと内装等に関する調整などに時間を要しまして、設計に不測の日数を要したことにより、やむを得ず繰り越したものでございます。

○**赤嶺昇委員** そこでお聞きしたいのですが、学校建設等に際して、県内企業を優先活用とか、下請企業を優先活用、県内資材活用を皆さん推進していますか。

○**親泊信一郎施設課長** 土木建築部で、総括であるところの方針に従って、県の教育委員会でもその方針に基づいて行っております。

○**赤嶺昇委員** 例えば、仮設のプレハブ等においても県外は結構入り込んで、最初から設計が県外しかとれないようなプレハブになっていたりすることがあるのです。それについて皆さん把握していますか。

○**親泊信一郎施設課長** 現在、建築に係る事業につきましては土木建築部に分任をしている関係上、申しわけございませんが、詳細については把握をしておりません。

○**赤嶺昇委員** 把握していないと思うのです。要するに、実際プレハブの仮設校舎等で、最初から1社しかとれないような設計になって、ほかが参入できないような実態があるので、これは特記仕様書にも載っていますから、ぜひ教育委員会、皆さんで県内企業一県内企業優先発注は、そこに雇用があり、そこで製造したりするので、プレハブもそうですし、そこをしっかりと見ていただいて、結果的にこの設計だと1社しかとれないようなことにならないように注意をしていただきたいと思います。と思っています。

それから、30人学級について、先ほど狩俣委員からあったのですが、14億円ぐらい予算をこれまで出してきたということですが、これは県単予算ですか、どういう予算ですか。

○**新垣健一学校人事課長** 国庫も含めた総額でございます。

○**赤嶺昇委員** だから、これは国庫の予算は幾らで、県の予算は幾らですか。

○**新垣健一学校人事課長** 平成26年度予算で申し上げますと、総額14億9000万円のうち、国庫が4億1000万円、県負担が10億8000万円でございます。

○**赤嶺昇委員** 仲井真知事が当選して、2期8年です。30人学級をするから、少人数学級ということで、これは公約なのです。この8年間で県単予算は幾らですか。

○**新垣健一学校人事課長** これまでは加配定数をやっていたので、県単といいますと、今年度、中学校1年生に国の加配定数を除いて40名を措置しておりますので、約2億6000万円ほどになるかと思えます。

○**赤嶺昇委員** 今、平成26年と言いましたが、平成25年についてはどうですか。

○**新垣健一学校人事課長** 平成25年度につきましては、全て国の加配定数等を活用して少人数学級を実施したところでございます。

○**赤嶺昇委員** そうしますと、初めて県単予算が出ているのは平成26年度からと理解していいのですか。

○**新垣健一学校人事課長** そのとおりでございます。

○**赤嶺昇委員** ですから、2期8年をあえて言っているのは、これは1期目からの公約なのです。議会でもいろいろな議員から一1期目は30人学級、2期目は少人数学級、ことしは選挙の年で、初めて予算が出たのです。今度の知事選挙でこういうことも争

点になると思うのです。

この間、教育長は、議会答弁で他府県の状況を見ながら検討するという話でした。少人数学級の実現に向けてはどうされるのですかとということで、全部教育長に振られてきたものですから、僕は仲井眞知事から直接答弁をもらっていることは余りないのです。大事な争点になるこの部分について、ことしになって初めて予算がつくのは、この8年間の、公約という話で見ると非常に問題ではないかと私は考えております。もちろん新しい知事、どなたがなるかわかりません。教育委員会としては、そういったことについては、やはり公約に基づいて、そこはしっかり選挙で県民にこれを約束していくという話です。30人学級を中学生までということになってくると、県民はそこには期待しますし、親も含めて、それについては教育委員会からも、こういった公約については、どなたが当選しようと真摯にやるべきだと思うのですが、教育長、いかがですか。

**○諸見里明教育長** 少人数学級につきましては、もう御承知だと思うのですが、学力向上であるとか生活指導の改善、子供たちと向き合う時間の確保とか、いろいろな面で効果的な点を持っております。現在の知事になるか、また新たな知事になるかわからないのですが、この辺はぜひPRしていったって、少人数学級の獲得に努めたいと考えております。

**○赤嶺昇委員** ぜひ教育委員会もそういう体制で、子供たちの環境を、これを見て、多くの県民が支持している政策だと思っていますので、遠慮なくそこはやったほうがいいのではないかとすることを要望しておきたいと思っています。

子ども生活福祉部について、主要施策の成果に関する報告書の51ページ、先ほどもあったのですが、安心こども基金の執行率が低い。先ほどの答弁を聞くと、皆さんは市町村と連携ということを行っている割には、もう一方では、市町村から具体的に出てこないということも言っているのです。連携はうまくいっていないのではないですか、どうですか。

**○名渡山晶子子育て支援課長** 待機児童対策を進める上では市町村との連携が不可欠でございますので、今年度に入ってから2カ月に一遍ぐらい意見交換会を行うなど、連携は非常に密にとっているということ、そして私どもからも市町村に出向きまして、そのときの実情をヒアリングしたりという形で連携を深めているところでございます。

**○赤嶺昇委員** 連携を密にとっていて、なぜこれだけの執行率なのですか。

**○名渡山晶子子育て支援課長** 安心こども基金につ

きましては、基金設置ということがございまして、予算措置をしても残りはまた翌年度に使用できると、これはお叱りを受けるかもしれないのですが、そういった利便性があることありまして、前倒しの対応がスムーズにできるように、予算におきましては、市町村の要望にプラスして前倒しの実施の分も予算措置をしたりということもございまして。そのあたりで予算が一部多くなってしまうところもあるのかもしれない。また、不用が出るにつきましては、例えば農地転用の際の手続に時間を要したということであったり、昨年度でまいりますと、消費税の駆け込み需要での人手不足等が影響したということもございまして、不用については、そのあたりの不測の事態も生じたことから、執行率は低くなってしまったということもございまして。

**○赤嶺昇委員** 例えば、私は浦添市ですが、認可外の先生方に聞くと、認可はとりたいが、役所に行くと、いや、当分はそんなに積極的に進めませんよということをおっしゃるのです。だから、認可外保育施設に対して、本当に認可をとりたいと言ったときに、許認可は県ですが、市町村が本気で、最近、計画に基づいて出していると思うのです。認可外の皆さんについては、そこにはなかなか温度差があると思っています。もう一方で、浦添市で言うと、みんな分園にしていこうという話が大方です。既に法人格を取っている認可保育所は、認可外が認可になるよりは、分園にしたほうがよほどいいということがあって、だから、認可外保育施設の皆さんの実態も確認したほうがいいと思います。本当に認可がとりたいところがありますかと。それを例えば待機児童が多いところにおいては、宜野湾市とか浦添市とか那覇市とか、そこは今度調査して、皆さんは連携をとっているかもしれないのですが、市町村はやはり認可外に対しては素っ気ない対応、そこは皆さん把握していますか。

**○名渡山晶子子育て支援課長** 待機児童解消の手法はたくさんございまして、委員おっしゃったように、認可外の認可化であったり、既存の施設の分園、第2園の活用等がございまして、このあたりは、各市町村において、地域の実情に応じて、あるいは地域の資源を活用した形での計画を作成していくことになろうかと思っております。認可外の皆様方につきましては、新年度、新制度において小規模保育事業という認可外保育施設からの移行を念頭に置いた制度設計がなされた新たな給付制度も始まりますので、そのあたりへの移行について県としても働きかけているところでありますし、市町村においても、そのあた

りを念頭にして、より今ある認可外保育施設の活用、そして認可保育所化という両面から計画を進めていただいているものと考えております。

平成24年度に県で認可外保育施設に対しまして意向調査をしたデータがございます。少し古いのですが、そのときのデータでは、認可外保育施設のうち63%が認可化をしたいという希望を持っているという回答が出ております。

**○赤嶺昇委員** 63%ですね。では、なぜやりたいという認可外があるのに、皆さん、それが市町村から上がってこないという分析をしていませんか。

**○名渡山晶子子育て支援課長** このアンケート調査では、意向調査と同時に、では、なぜ認可できないと考えていますかということを選んでいただくような調査もしております、それによりますと、資金不足とかそういった部分もあったのですが、あと施設が老朽化しているであったり、あるいは何をどうしていいのかわからないという回答も多くあったところでございます。それで、そのあたりの課題を踏まえまして、県では運営費の支援を拡充したり、あるいは認可外保育施設向けの施設の改修費支援を拡充しております。また、何をどうしていいかわからないという点に関しましては、昨年度、沖縄県保育士・保育所総合支援センターを開設しまして、認可外保育施設に対してサポートを行うという事業を展開しているところであります。今後とも市町村と連携してやっていきたいと思っています。

**○赤嶺昇委員** ぜひ現場の声をもう少ししっかり捉えていただきたいと思っています。それで、平成29年度末には83カ所の保育所を整備ということですが、保育士は何名ぐらい必要になりますか。

**○名渡山晶子子育て支援課長** 平成29年度末までに1万1000人の保育の量の拡大を行っていくために必要な保育士ということで、非常にざっくりとした試算で申し上げますが、約1400人程度が必要になるのではないかと試算しているところでございます。

**○赤嶺昇委員** さっき待遇の件も出ていたのですが、この1400人の保育士確保は可能ですか。

**○名渡山晶子子育て支援課長** 皆さんよく御存じのように、保育士の不足は深刻な状況でございます。そのために、例えば保育士確保策として修学資金の貸し付けということで、保育士養成校の学生さんに対して2年で1人当たり160万円の貸し付けをして、これを5年間、保育所等で勤務をしていただいたら返還をしなくていいという制度の支援策を設けていたり、あるいは先ほどの沖縄県保育士・保育所総合支援センターでの求人であるとか求職の情報の手配、

相談業務に当たる支援の拠点を設けたり、今年度もやっておりますが、給与の上乗せのための処遇の改善事業を平成25年度から実施している、そのように確保の方策、そして処遇の改善、両面から保育士の確保のための施策を講じているところでございます。

**○赤嶺昇委員** 施策はわかりました。1400名の確保は、具体的に年間何名ずつ保育士の資格を取って、そういう計画はありますか。

**○名渡山晶子子育て支援課長** 現在、県内に4つの保育士養成校と、あと11の県外の短期大学部と通信制での連携をした形での保育士の資格が取得できる学校がございまして、こちらから年間約800名の有資格者といえますか、卒業生を輩出しているところでございますので、その方々を保育士に就労していただくような形での合同面接会の開催ですとか、そういう支援をしていきたいと考えております。

**○赤嶺昇委員** 毎年800名が資格を取って、その中で、今度はやめていく皆さんもいます。1回保育士になって、もう二度と保育の現場に戻らないという方も結構いるのです。先ほど平成23年度の調査で17万2600円という給与をおっしゃったのですが、私が認可保育所に行くと、十二、三万円ぐらいです。皆さん、本当に実態を聞いていますか。アンケートとかではなくて、手取り11万円とか10万円とか、周りにいますよ。最近、男性保育士にも会ったら、もうこのままでは結婚もできないので、資格も取ったけれども、もう保育士はやらないという話もあります。ですから、さっきの17万2600円は、私は余り聞いたことがないです。それがベテランの給与なのかかわからないのですが、やはり単なるアンケートではなくて、保育士の皆さんの意見を集約できるような窓口を、保育士が直接自分たちの実態を訴えられるような場所を私は設けるべきだと思います。さっき言ったああいった施設がありますね、沖縄県保育士・保育所総合支援センター。そういったところに、ネットでも構いません、実際働いている皆さんの声を聞くようなものをつくるべきだと思いますが、いかがですか。

**○名渡山晶子子育て支援課長** そのような相談業務等も含めまして、支援の拠点として沖縄県保育士・保育所総合支援センターを開設してございます。そこには、求人をする側、保育所からも求人が来ますが、個々の保育士さんからの相談も数多く寄せられているところでございまして、そのようなツールを利用いたしまして、ぜひ現場の声ですとか保育士さんたちの生の声を拾い上げていけたらと考えております。

**○赤嶺昇委員** ぜひお願いしたいと思っています。

実は、公立の保育所の場合は市町村で組合があるのです。ところが、法人の場合は、それぞれ単独なので、組合がないのです。だから、皆さんが直接交渉ができる窓口もないものですから、私はそこが非常に問題だと思っています。ですから、保育士がその環境で働いて、多分夢を持って資格を取っているわけですから、ああ、いつまでもこの環境で働きたいと思わせるようにしないといけないと思うのです。気持ちはあっても、待遇、生活ができないということで、やむなくやめるといことは非常によくないと思っています。沖縄の子供たちを育ててもらっている皆さん、こういった職業ですので、これはまた、子ども生活福祉部長も現場の声をしっかりと捉えていただきたいと思っていますが、最後に子ども生活福祉部長、見解をお願いします。

**○金城武子ども生活福祉部長** 待機児童の解消を達成するためには、やはり保育士の確保が非常に大きな課題だということは重々認識しております。まさに処遇改善をいかにするかということは常々悩んでいるところでございまして、特に保育士さんの処遇、直接的なこういう声を聞くのは非常に重要だと思っていますので、我々もそういう認識でしっかりと、拠点もありますし、そういうものを活用しながら、機会がありましたら、直接的なそういうお話を聞く場も設けて対応してまいりたいと思っています。

**○赤嶺昇委員** 今、いい答弁をいただきました。

最後に、県が正規雇用の目標を立てています。これは何%で、今現在、それを達成しているかどうか教えてください。

**○名渡山晶子子育て支援課長** 保育士の正規雇用率につきましては、60%を確保していただくことを目標に、認可の際の指導ですとか監査指導を通して行っているところですが、平成26年4月1日現在の割合といたしましては、正規率は40.4%ということになっております。

**○呉屋宏委員長** 休憩いたします。

午後0時12分休憩

午後1時31分再開

**○呉屋宏委員長** 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

糸洲朝則委員。

**○糸洲朝則委員** 平成25年度主要施策の成果に関する報告書に基づいてやりますので、よろしく申し上げます。

まず、58ページの児童虐待防止対策についてでございますが、皆さん方の事業の効果を読んでみると、「児童虐待の相談件数が全国的には右肩上がり

で増加しているのに比べ、本県では、平成17年度以降、ほぼ横ばいで推移している。」という説明でございます。これをもっとわかりやすく数字的なものを示しながら御説明いただきたいと思っております。

**○大城博青少年・子ども家庭課長** 本県における平成25年度の児童虐待相談件数につきましては、児童相談所が処理した相談件数が348件で、前年度の363件に比べて15件、4.1%の減少となっております。一方、平成25年度に市町村が処理した児童虐待相談件数は918件となっております。前年度の850件に比べて68件、8.0%増加しているという状況となっております。

**○糸洲朝則委員** 今、児童相談所の相談件数と市町村における相談件数の数字がありました。トータルでいけばふえていることになるわけですね。

**○大城博青少年・子ども家庭課長** トータルで考えますと、昨年度より件数はふえております。

**○糸洲朝則委員** これは、例えば相談員の専門性という視点からいくと、多分児童相談所のほうがホットラインの対応でも、あるいはほかの面談での対応でも、どっちかという、私はこっちのほうがベテランの部類になるという認識をしております。したがって、専門性のある児童相談所、一方で市町村における、これは例えば担当課あたりで対応していると思っておりますが、この違い等についてどういう認識を持っておりますか。

**○大城博青少年・子ども家庭課長** 市町村と児童相談所は、それぞれ児童虐待の相談窓口としての役割を担っているところであります。児童相談所は市町村でなかなか対応することが難しい困難ケースを担って、市町村の後方支援の役割を担うという形で役割分担をしているところでございます。

**○糸洲朝則委員** そうなりますと、市町村でかなり難しい相談が出た場合、それを児童相談所につなげていくと感じました。その件数は、児童相談所が減っているのを考えると、減っているという思いもしたりしていますが、実際はどんなですか。

**○大城博青少年・子ども家庭課長** 児童相談所が対応した相談件数の中で、相談経路ごとの相談件数を見ているのですが、市町村から虐待の通告があったというのも全体の19%を占めておりますので、虐待の内容からして、児童相談所が対応したほうが適当と思われる事例は、市町村が児童相談所に通告が行われている状況となっております。

**○糸洲朝則委員** 特に市町村が窓口になっている地域ごとのいろいろの違いと申しますか、例えば都市部と町村部とも違うでしょうし、それから離島との違

いもあるでしょうし、いわゆる地域性によって児童虐待の実態もなかなか表に出ないところもあるかもしれませんし、あるいはすぐ通報が来たりというそういったものもあると思うのです。地域による違い、例えば都市部と町村、あるいは離島と僻地、こういったところの実態はどんな違いがありますか。

**○大城博青少年・子ども家庭課長** 児童虐待が発生する要因としては、一般的には家庭の経済的な困窮ですとか、夫婦間の不仲、親の養育力が不足していること、あるいは親が疾患等を抱えていることというものが要因として挙げられております。都市部の市町村と地方の市町村で相談件数は、児童人口当たり直して見てみますと、やはり都市部のほうが虐待相談ケースは多いのではないかと。正確な統計はとっていませんが、市町村ごとの児童人口当たりの件数を見てみると、やはり都市部において件数は多いという印象は持っております。

**○糸洲朝則委員** 皆さん方の実績を見ておりますと、児童虐待ホットラインが囑託員が6名と明示されているわけですが、多分これは児童相談所での6名だと思います。市町村の規模によっても違うと思いますが、大体何名ぐらいで対応しておりますか。

**○大城博青少年・子ども家庭課長** 児童虐待ホットラインにつきましては、中央児童相談所に囑託員6名を配置して業務に対応しているところでございます。

**○糸洲朝則委員** それは囑託員が中央児童相談所にいて、その都度相談を受けている一さっき各市町村でもやっていると言われたものだから、市町村の窓口では、例えば市だったら何名ぐらいとか、町村だったら何名ぐらい、そういったのは結構の数が上がっていますから、918人、市町村で上がっているのがありますから、それ相当の対応がなされていると思えます。

**○大城博青少年・子ども家庭課長** 市町村の児童相談窓口の職員の配置状況でございます。平成24年4月現在のデータになりますが、41市町村で121名の職員が配置されております。

**○糸洲朝則委員** それとあと1点だけ、児童虐待ホットラインに関する質疑というか、確認ですが、児童相談所と各市町村において連絡が入るような仕組みになっていると思うのです。だから、虐待が発覚した場合にどういった連絡をするとか、あるいはまた、連携をとるとか、そういったこと等はとられておりますか。例えば電話で連絡するにしても、この電話に連絡を下さいとか、そういった周知はしておられますか。

**○大城博青少年・子ども家庭課長** 児童虐待防止法で虐待があると思われることを発見した方については、児童相談所や市町村等に通報することが義務づけられておりますので、そういったことについては、市町村や、県においても児童虐待の防止講演会などを通じて周知に努めているところでございます。

**○糸洲朝則委員** 次に、青少年健全育成事業、60ページに移ります。ここでは青少年健全育成事業として、県民運動の実施をなさっているという事業効果の説明がございまして、どのような形で県民運動を実施しておられるか、この件について伺います。

**○大城博青少年・子ども家庭課長** 青少年の健全育成に関しましては、深夜はいかに防止県民一斉運動ということで、7月に各市町村におきまして住民大会を開催していただいたり、あるいは街頭補導を実施しているところでございます。また、青少年の有害環境をできるだけ浄化していこうということで、沖縄県青少年保護育成条例で規制をかけておりますような店舗に対して、立入調査員に立入調査をしていただきまして、条例の遵守状況等の確認や指導等を行っているところでございます。

**○糸洲朝則委員** 本会議でも出ていたと思うのですが、沖縄の少年非行を考える旨の要旨の資料が各会派や議員に配られておりますが、これなんか青少年育成という視点からいくと、皆さん方が大変参考になると思うのです。これはぜひ参考にさせていただきたいと。本当はこれをもとにやろうかと思ったのですが、ちょっと時間がありませんので、これは今回は避けたいと思います。

内閣府青年国際交流事業、計上は12万2000円で、決算額が6万6000円、この事業内容と、あるいはまた、この実績等について教えてください。

**○大城博青少年・子ども家庭課長** 内閣府国際交流事業派遣費につきましては、内閣府が主催する国際交流派遣事業に沖縄県から参加する青年に対して、県から激励金を交付しているところでございます。平成25年度は、青年2名に対して激励金をお渡ししたところでございます。

**○糸洲朝則委員** 次に、青少年交流体験事業、これは沖縄県青少年フレンドシップイン九州事業とか他県少年の船等受入とかありますが、これについても御説明をお願いします。

**○大城博青少年・子ども家庭課長** 青少年交流体験事業につきましては3点事業を実施しております。まず1つはフレンドシップイン九州で、8月1日から8月5日にかけて、児童・生徒251名、職員21名、合計272名を福岡県、佐賀県、熊本県に派遣しま

して、熊本県の児童との交流等を行っております。また、大分県少年の船の受け入れを行いまして、少年の船の船上におきまして、入港式典や大分・沖縄出合いの交流会等を開催しております。また、鹿児島・沖縄交流促進事業におきましては、平成25年12月25日から27日にかけて、児童・生徒54名で鹿児島県を訪問いたしまして、鹿児島県の児童・生徒との交流を実施したところでございます。

**○糸洲朝則委員** 時間の配置で随分バランスが悪いので、教育委員会にまず行きましょう。

261ページ、子どもの生活リズム改善事業とあります。皆さん方、これは実態調査をしたとのことですが、この実態調査の結果、あるいはその結果から浮かばれる対策、こういったもの等について伺います。

**○平良朝治生涯学習振興課長** 今回の調査は、公立の小学校5年生及び中学校2年生、さらにその保護者に調査を行いました。同調査の結果から、食事、睡眠、運動、学習時間や読書時間等の生活実態が明らかになってまいりました。また、テレビの視聴時間の決まりなど、家庭教育やしつけについて保護者の考え方等も明らかになってまいりました。

このことを受けまして、私ども教育委員会としましては、やはり調査の結果を真摯に受けまして、学校、家庭、地域の教育機能の充実、特に家庭教育の改善充実に向け、保護者や地域が一体となって取り組める環境づくりを進めております。具体的に申し上げますと、家庭教育力促進「やーなれー」事業といたしまして、保護者の学習プログラムの作成や支援者の養成、家庭教育の必要性、重要性を伝える啓発活動を充実させ、家庭教育に取り組む環境を整えてまいりたいと考えております。

**○糸洲朝則委員** 皆さん方の調査の項目があるのですが、この中に欠けているというか、今風の子供たちは、例えばスマートフォンで遊んだり、アイパッドで遊んだり、特に僕らみたいにアナログ人間には思いもつかないような遊びをやっているのです。むしろこっちのほうが心配な気がいたしますが、そこら辺の調査はしていませんか。

**○平良朝治生涯学習振興課長** 委員、今お尋ねの件で、設問で携帯電話やスマートフォンの使い方について取り組みや指導の状況という項目がございまして、その中で、小学校5年生の保護者では、携帯電話やスマートフォンを持たせないが6割半ばということで、率にしますと、64.6%を占めております。一方、中学校2年生の保護者におきましては、同じ設問の携帯電話やスマートフォンを持たせないとい

うところが4割半ば、45.8%ということで、少し学年進行によって親御さんの考え方、あるいはお子さんから、どうしても中学校あたりになってくると、持ちたいという傾向があるのかなということがございます。

そのことにつきましては、大学の先生方に考察をしていただいております、少しばかり御紹介をしたいと思います。まず、大学の先生方、3名おられましてお一人の方が、保護者の調査を踏まえまして、特にテレビなどの時間の制限など、家庭教育の習慣化を図る環境をつくるのが望ましいとか、もう一方の先生で、家庭教育、しつけの中で、やはりテレビの視聴時間の取り決め等の家庭教育、しつけは、学力、体力の向上に大きく寄与している可能性がある等々のことが出ておりますので、そこら辺を踏まえた親御さんに向けたプログラムを今作成しているところでございます。

**○糸洲朝則委員** 多分保護者への指導というか、教育が、そこら辺が一番この部分には、ほかのものも全体を通してそうだと思いますが、やはり保護者への指導の徹底は大事かと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、263ページの離島児童・生徒支援センター、まずこれの進捗状況について教えてください。

**○識名敦教育支援課長** 同施設につきましては、平成27年4月の供用開始に向けて整備に取り組んでいたところでありますが、本年の4月に埋蔵文化財が確認されたことから、現在、工事を中断しております。12月に発掘調査を終えまして、1月に再開をいたしまして、平成28年度中の早い時期の開所に向けて整備を進めているところでございます。

**○糸洲朝則委員** そうすると、予定より半年以上おくれるという感覚でいいですか。

**○識名敦教育支援課長** 1年近くおくれるということになります。

**○糸洲朝則委員** どっちみち、これは離島振興の視点からも、また離島の児童・生徒にとってみたら、これが待ち遠しいという意味と、もう一つは楽しみにしているという面、これが成功するかしないかは、今後の離島から出てくる生徒たちにとって大きなポイントになるかと思っておりますので、早く終わらすことと、その運営も含めて取り組んでいただきたいと思っております。

これは午前中にも出ていたのですが、あと離島へき地における学習支援事業、6市町村10カ所です学習支援員を配置と。ほとんど離島とか国頭村、こういったところになっておりますが、この成果を上げ

ていることはよくわかります。わかりますが、今後、こういった学習支援をほかの市町村に広げていくと。見たら、全離島でもないし、また僻地も全部ではないという感じで見えていますが、今後の展望はいかがですか。

**○大城朗義務教育課長** 離島・へき地における学習支援事業と申しますのは、離島・僻地の中学生の進路の選択幅の拡大とか、進路実現を図ることを目的として実施しているわけです。本年度は、南城市の久高島、南大東村、国頭村、多良間村、久米島町に2カ所、竹富町に3カ所、計9カ所で15名の支援員を配置しております。これは希望制でありまして、手を挙げる市町村に配置をしているわけですが、特に成果としては、子供たちが全員高等学校に合格したとか、あるいは定期テストの点数が上がったとかあります。地域によっては支援員が確保できないという悩みもあるようで、なかなか手を挙げてもらえないというところもあるようです。離島・へき地における学習支援事業は、一応、今年度で終了ということになっております。

**○糸洲朝則委員** 終了の理由は何ですか。

**○大城朗義務教育課長** 3カ年間のモデル事業という形で実施しておりまして、これから後は市町村にできればやっていただきたいということで、今年度で終了でございます。

**○糸洲朝則委員** 3年間やって、せっかくいい結果を出したのだから、本来これを継続していただくのが一番いいと思いますが、それをもう市町村にみんなまた投げるのはいささか—これは、教育長、検討してもう1回、あとワンサイクルとか、3年の成果が出たのですから、それを1年延ばしてもらおうとか、そういうことは可能ですか。

**○諸見里明教育長** 義務教育課長からあったように、これは3年間を目途にして、それで一区切りをつけて、モデル事業として出発したのですが、今言っただおりのいい成果を上げております。ただ、この事業は各市町村も同じようなのをやっているのが多くて、しかも沖縄振興一括交付金を活用した事業であることと、最初、この3年間をどうしてもやるために、何とか苦勞してやったわけです。これが今後拡充できるか、あるいは延長できるか、少し研究してみたいと思います。

**○糸洲朝則委員** それでは、検討して頑張っていたきたいと思います。離島・僻地はもう生徒の数も限られておりますし、例えば26名の生徒の中で25名だけ合格して、1人落ちたとか、こういうのは一番本人にとってみれば大変な苦痛だと思うし、だから、

本当にいる子供たちをみんな育て上げていくというその情熱は、地元はもとより、また県からの支援は大事かと思っておりますので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

**○呉屋宏委員長** 西銘純恵委員。

**○西銘純恵委員** お願いします。教育のほうからいきます。

4ページ、小学校、中学校教職員費があります。学校の先生の給与に当たるものが何を指しているのか、そして高等学校と特別支援学校もあわせて、補正予算で減額になって、不用額も大きいと思うのですが、そこもあわせてお尋ねをします。

**○新垣健一学校人事課長** 人件費につきましては、当該年度の所要額を見込みまして、2月補正で減額をしているところでございます。今回、不用額が出ておりますが、主な要因としましては、それぞれの給与費における退職手当の額の減でございます。退職手当につきましては、補正時におきまして、今後の勸奨退職等を見込んで補正予算を組んでいるところでございますが、実際に退職者数の減等によりまして不用が生じているのが主な要因でございます。それぞれ小・中学校、高等学校、要因としては同じような要因でございます。

**○西銘純恵委員** 人数の減はないが、退職手当ということでしょうか。そして、小・中学校、特別支援学校、みんな同じように、理由は退職手当が減ということでしょうか。

**○新垣健一学校人事課長** 退職手当の額そのものが見込みが減ったということではございません。勸奨退職の人数をある程度見込んで予算措置をしております。実際に勸奨退職をした職員数が予算を組んだ時点よりも減ったことが要因でございます。給与費の主な減額は退職手当の減が一番大きな要因を示しております。それは小・中学校、高等学校、特別支援学校、同じような要因でございます。

**○西銘純恵委員** 歳入の国庫支出金ですが、2ページです。教員の給与に当たる国庫支出金はどれだけののでしょうか。そして、小・中学校、高等学校、特別支援学校の定数はそれぞれ何人分がこれに入っているのか。

**○新垣健一学校人事課長** まず、義務教育費国庫負担金の御質疑でございますが、義務教育費国庫負担金につきましては、小・中学校の給料及び手当の一部の3分の1の額を国庫が負担することになっておりまして、平成25年度の義務教育費国庫負担金は204億6580万5000円となっております。

もう一つの御質疑で、それぞれどれだけの定数が



含まれているかという御質疑でございますが、給与費の当初予算を編成する際に、当該年度の当初予算でいいますと、12月時点の現にいる職員数で給与費を計上いたします。4月に当該年度に入りまして、当然人事異動も含めまして、定年、あるいは新採用を含めまして人数に変動がございますので、それを勘案しまして2月補正で調整させていただいているところでございまして、済みません、今のところ、人数が何人かというのは、ちょっと細かい積算数字を持ち合わせておりません。

**○西銘純恵委員** 3分の1、国庫から来るというのが、実際は教員定数が何名という数字がそこで出ないと、額は出てこないわけです。だから、わかりませんということはない。小・中学校、特別支援学校、高等学校それぞれの定数をお願いします。確定でもいいです。

**○新垣健一学校人事課長** 大変申しわけありません。今のところ、手持ちで持ち合わせておりません。

**○西銘純恵委員** 歳出で教職員費とあるのですが、歳入は3分の1ということであれば、では、不足分はどうするのか。県単費は平成25年度は出してないといこれまでのやりとりがありましたので、この定数はとても大事だと思ってお尋ねしているのです。国から来る国庫支出金は定数を想定して入ってくるということであれば、何人分なのかというのは出ないと、私、次に聞くのは定数内臨時教員の件で聞きたいと思って、実際国庫から来るのは何人分なのかというのはとても重要だと思っています。いかがですか。

**○新垣健一学校人事課長** 私、午前中答弁しました県単部分につきましては、まさに30人学級の導入に当たりまして、今年度より中学校1年生に35人学級を導入した際に、基礎定数のほかに少人数指導でありますとか、生徒指導等による加配と呼ばれている教員、これまではこれを活用して実施してきましたが、平成26年度からは国の加配定数が増加が見込めないということ等もありまして、県単定数40名を活用して中学校1年生の35人学級を導入したところでございます。40名の県単定数につきましては義務教育費国庫負担金の対象外でございますので、それに見合う金額につきましては、全額県の単独で持ち出したという説明をさせていただいたところでございます。

**○西銘純恵委員** お尋ねしているのは、国が定めた沖縄県の教員定数は何名で、それはみんな本務ですかということなのです。

**○新垣健一学校人事課長** 教員定数が全部本務かと

いうことではございません。40名で1クラスというのを基準に、それは学校規模に応じまして、40名を基本といたしますが、それに一定数の係数を掛けまして、当然学校現場には学級担任以外にも、例えば小学校ですと、校長、教頭、ほかの教員もございまして、1年生は35人ですが、40名を基準としまして、そのクラス編制に掛けるのは一定数で基礎定数というのが出ます。その基礎定数プラスの、先ほど言いました生徒指導でありますとか少人数指導等の加配定数がありまして、これが本務か臨時的任用かと、そういう考え方ではなくて、それだけの生徒数があれば、それだけの職員が基準としているというところでございます。

**○西銘純恵委員** 国から来る負担金は、その人数分来ているということではないのですか。

**○新垣健一学校人事課長** 文部科学省が定めるところの言う定数分については、それに見合う国庫負担金来ているというところでございます。

ですので、文部科学省から基礎定数及び加配定数でやっている分については、当然3分の1は国庫負担金来ているところでございますが、今、細かい数字を持ち合わせておりませんので、その数字について、今、お答えできないというところでございます。

**○西銘純恵委員** あとの3分の2は県単ではないようですが、歳入は何で入っているのですか。

**○新垣健一学校人事課長** 教職員定数の3分の1については義務教育費国庫負担金で措置されているところでございます。残りの3分の2につきましては当然県の一般財源で対応しておりまして、その一般財源につきましては交付税が入る場合もございまして、税等で充てる場合もあると認識しております。

**○西銘純恵委員** 自主財源ということも少し触れたいしているのですが、交付税で生徒数に対して入っているのではないのですか。みんな国庫ではないのですか。だから、さっき40人を超える35人の中学校にしたときには、県が単独で2億円余りを出したということを行っているのではないのですか。

**○新垣健一学校人事課長** 交付税につきましては、国税5税のうちの一一定の割合で地方に配分され、地方の固有の財源ということになって、一般財源でございまして、それが全額国庫とは認識しておりません。

**○西銘純恵委員** 一般財源という表現をしています。実際は県が独自に教員の給料に単独で充てることはやっていないはずなのです。県単というのは、何か事業をするときに、単独事業ですというのは明確に来るわけですから、そうではないでしょうと聞

いているだけです。そうではありませんか。

○**新垣健一学校人事課長** 午前中説明申し上げましたように、これまでの少人数学級につきましては、他県も同様な動きでございますが、国の加配定数を活用して標準の40人よりも、あるいは小学校1年生につきましては35人よりも少ない学級数で編制するということでございます。それについて、3分の1は当然国庫、3分の2につきましては裏の一般財源で活用しております。それ以外の40名につきましては、加配定数で今回対応できなかったことから、県単独で40名を措置しているわけございまして、私ども一応県単と認識しております。

○**西銘純恵委員** 教員定数でいいです。定数に対する臨時的任用の割合をお尋ねします。

○**新垣健一学校人事課長** 定数に占める割合で申し上げますと、小学校で正規率が85.4%、中学校で84.9%、計85.2%となっております。

済みません。小学校と中学校、定数の考え方が少し違うものですから、手元に今ある実数に占める割合でお答えさせていただきます。実数に占める割合で申し上げますと、高等学校が91.6%、特別支援学校が78.7%となっています。本年5月1日現在でございます。

○**西銘純恵委員** 全国平均と九州平均はいかがでしょうか。4種類お願いします。

○**新垣健一学校人事課長** 全国平均が出ておりますのが公立の小・中学校という形で出ておりまして、平成26年度で申し上げますと、全国平均が93.1%でございます。

高等学校、特別支援学校については全国平均という数字を今押さえておりません。

○**西銘純恵委員** さっきの93.1%というのは小・中学校足してですね。

○**新垣健一学校人事課長** はい。

○**西銘純恵委員** 最初に答えてもらった85.4%は平成26年度でいいのですか。

○**新垣健一学校人事課長** はい、そうです。

○**西銘純恵委員** 九州は。

○**新垣健一学校人事課長** 本県を除きまして各県の率を単純平均した率で申し上げますと91.6%となっております。

○**西銘純恵委員** 平成22年9月議会で臨時教員が本県は10ポイント以上高いということで、元の教育長が答弁したのは、5年間で1500人を本務にしていくということを答えていますが、その後教育委員会の会議が開かれていると思うのです。そこでどのようなことが話されたのか、今の定数内臨時的任用の解

消計画についてお尋ねします。

○**新垣健一学校人事課長** 平成22年当時でございますが、平成22年度を基準といたしまして、臨時的任用教職員の割合を5年間で、沖縄県を除いた九州平均をめどに7%程度にするという内容だったと理解しております。

○**西銘純恵委員** 先ほどその質疑については話したのですが、九州とかということは書いていないし、8%の加配の臨時的任用を正式採用していきたいとか、1500人を本務にしていくとか、小学校では毎年250人程度、五、六年で1500人程度採用されることになるというのが教育委員会の会議で決められているのですよね。

それでお尋ねしますが、平成22年度の小・中学校それぞれの教員採用の数、平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度、どうだったのかお尋ねします。

○**新垣健一学校人事課長** 平成22年度の小学校が109人、中学校が41人、計150人、平成23年度が、小学校250人、中学校が108人、計358人、平成24年度が、小学校225人、中学校112人、計337人、平成25年度が、小学校220人、中学校109人、合計329人、平成26年度が、小学校210人、中学校91人、合計301人でございます。

○**西銘純恵委員** そのときの教育庁の決定ですが、今回から加配教員を正式採用にしていくという方針転換をして、本採用をふやして、学級担任に当てていくように努めていくということも言っているのです。平成23年度、初年度は250人ということでやったかもしれないが、今、全国並みより九州は今平均で1.5ぐらい低いわけですね。九州並みというこの答弁が教育委員会でまた変更があったのかどうか、教育長が独自に言われたのか、それとも知事がこの臨時教員問題に何か言ってきたのか、そこをお尋ねします。

○**諸見里明教育長** 当時の教育長とは私もその場で議論したのです。全国並みにとにかく引き上げようという話で議論は進めてきたのですが、全国並みというのも九州各県というのも、この両方でどうしようかという話も進めてきたと思うのです。ちょっとこの辺、私は記憶にございません。ただ、九州並みに早く持っていこうということで、今、議論を進めているのは確かです。

○**西銘純恵委員** 計画期間はあと3年だと思うのですが、今の計画で達成できますか。

それともう1点聞きたいのは、代替教員の件で、9月30日まで研修の代替が丸ごとその期間代替採用されている都道府県は、沖縄県はそうではないが、

ほかにありますか。

○諸見里明教育長 前半の部分を私が答えて、後半の部分はまた学校人事課長にお願いしたいと思えます。

先ほど学校人事課長からも答弁があったと思うのですが、毎年小・中学校で200名で、高等学校を入れたら300名近くふやしているのです。この4年間で最低でも800人、例えば平成22年ベースでやっているよりも、それだけの人数はふやしているのです。ただ、何度か答弁しているのですが、初任者研修とかいろいろな絡みがございます、採用数に限度があるのです。最初の1回目はかなり無理してやったのですが、学校現場からの大変無理だという批判が大変強くて、それを徐々に抑えてきて、最低でも200名以上はやろうという形で進めているのです。努力はしています。ただ、九州程度に達するのともあと数年は最低でもかかる見込みではあります。

○新垣健一学校人事課長 西銘委員の後半部分の質疑につきましては、全国的にどういう状況かは把握しておりません。

○西銘純恵委員 代替補充教員の内訳別に4つの類で何名いるか答えてもらえますか。

○新垣健一学校人事課長 代替補充の内訳でございますが、まず産児休暇から申し上げます。小学校が40名、中学校が13名でございます。これは5月1日現在です。次に産児休暇代替でございますが、小学校が142名、中学校が61名です。それから研修補充が、小学校が20名、中学校が22名です。それから産児休暇補充が、小学校が71名、中学校が40名でございます。それから休職に係る補充が、小学校が46名、中学校が39名、介護休暇等の補充が、小学校6名、中学校7名でございます。代替補充に係る部分の合計は、小学校で325名、中学校で182名でございます。それでは高等学校、まず産児休暇27人、産児休暇98人、研修26人、産児休暇23人、休職23人、介護休暇等で3人、計200名でございます。特別支援学校、産児休暇で8人、産児休暇で46人、研修で4人、産児休暇で12人、休職で12人、介護休暇等で2人、合計84名、小・中学校、高等学校、特別支援学校合わせて合計で791名でございます。

○西銘純恵委員 前も聞きましたが、産児休暇と休職で460人いるのです。これは1年期間だと思うのですが、1年期間の任用といいますか、任期付の採用について継続雇用が可能かどうかも含めてお答えいただきたいのです。

○新垣健一学校人事課長 産児休暇の複数年につきましては、産児休暇の任期付の採用は可能でござい

ます。任期付につきましては、一般の任期付、あるいは産児休暇の任期付がございます。産児休暇とかにつきまして、そういった一般任期付にはなじまないものだと考えております。

○西銘純恵委員 そうしますと、少なくとも臨時教員の処遇改善で、産児休暇の347人いるという皆さんを任期付にすれば、いろいろな改善ができると思えますので、ぜひ次年度には検討していただきたいと思えます。

続いて、30人学級についてお尋ねします。30人学級と少人数学級、変わりましたが、違いは何でしょうか、教育長にお尋ねしたいです。

○諸見里明教育長 少人数学級というのは、国の標準の学級定数ですが、40名を下回るのを少人数学級と呼んでおります。30人学級というのは、文字どおり、30人の設定数の学級でございます。追加します。小学校1年生は35人以下であります。小学校2年生以上は40人という国の標準です。

○西銘純恵委員 教育長、お尋ねします。30人以下という学級と、今言った国の言う少人数で、学級クラス、少人数のよさを前にも言われたのですが、30人がいいにこしたことはないと思っております。そういう認識でしょうか。

○諸見里明教育長 現在、本県は、小学校1年生、2年生は30人学級でやっております。これは、基本的な生活習慣、生活規律の面できめ細かな対応が要求される特に小学校1年生段階、2年生段階は、本県で30人学級をやっているところです。いろいろ予算面とかそういうのもございますので、小学校3年生、それと中学校1年生は35人学級でやっているところです。

○西銘純恵委員 知事公約が8年前30人から、そして4年前は少人数になったのですが、それも達成はされていないのです。公約そのものが後退したということをおっしゃるんです。それと、達成はされていないと思うのですが、教育長、どう認識していますか。

○諸見里明教育長 御存じのように、本年度から中学校1年生にも拡大したところです。小学校1年生、2年生が30人学級、小学校3年生が35人学級、そして本年度から、先ほど議論しているように、県単定数を含めて中学校1年生に拡大したところです。公約を達成したかどうかというのは、知事はまだ途中であると言っております。本年度は導入したわけがございますから。

○西銘純恵委員 知事は少人数学級を小学校でと言っておりますから、達成されていないと思われ、途

中であるというのは、任期がはっきりしている一今年度ですから、明らかに知事公約は、途中であるという表現が公約との関係で問題だと思うので、私は知事にこのことを聞きたいと思います。

次に、保育所について、待機児童についてお尋ねします。待機児童を解消すると、ゼロにすると知事公約は言っていますが、平成22年4月1日と平成26年4月1日、待機児童はどうでしょうか。

○名渡山晶子子育て支援課長 平成22年度の待機児童数は1680名、平成26年度の待機児童数が2160名となっております。

○西銘純恵委員 10月1日は何人になっていますか。

○名渡山晶子子育て支援課長 今年度、平成26年10月1日現在の待機児童数についてはまだ集計中というところでございます。

○西銘純恵委員 10月1日付、いつも文部科学省は報道速報というのですか、出しますね。だから、県は出ていると思ってお尋ねしたのですが、出ていませんか。

○名渡山晶子子育て支援課長 厚生労働省で毎年この時期に発表されるのは4月1日現在の状況でございまして、10月1日現在のはまだ集計されていないと理解しております。

毎年4月1日現在と10月1日現在の待機児童数を厚生労働省は全国集計して公表されていますが、今年度の10月1日現在のデータにつきましてはまだ集計もされていないし、公表もされていないものと理解しております。

○西銘純恵委員 待機児童をゼロにするどころか、ふえたというのが4年前と今度を比べてははっきりしています。私は、これも待機児童ゼロにするという知事の公約との関係で、ぜひ質疑を知事に行いたいと思いますので、保留したいと思います。

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例が制定されましたが、相談センターはどうなっていますでしょうか。市町村の相談体制は既にできているのでしょうか。相談件数もお尋ねします。

○山城貴子障害福祉課長 まず相談についてですが、障害のある人の福祉に関する相談業務に関しましては、障害者総合支援法第2条に基づきまして、市町村が行うものとして義務づけられていることから、市町村に配置されています相談員が差別に関する相談も含めて応じているところでございます。また県におきましては、市町村の相談員に対する支援を行うために、平成26年度4月1日から新たに広域かつ専門的な立場から技術的助言等を行う広域相談専門

員を県障害福祉課に3名配置しております。この条例がことしの4月から施行されておりますので、県に寄せられた相談件数といたしましては、平成26年4月1日から9月30日までのものといたしまして、相談件数は90件ございました。

○西銘純恵委員 全ての市町村に相談窓口は設置されていますか。

○山城貴子障害福祉課長 先ほど申し上げましたように、障害者総合支援法第2条に基づきまして、市町村は障害者の相談を受ける義務づけがされておりますので、その中で障害に関する相談、今回の条例に関する差別に関するものも含めまして相談を受けることになっております。

○西銘純恵委員 受けることになっているのではなくて、実際受けているのか、窓口があるのかと私はお尋ねしています。市町村の相談を受けた総数はどれだけでしょうか。

○山城貴子障害福祉課長 市町村における相談窓口の設置の方法につきましては、障害福祉事業所などに委託をしているところもございますが、そういったところと、あとは市町村が、直接職員が受けているということで、窓口は全て設置されていると認識しております。

各市町村におきまして相談を受ける窓口が設置されているということでございます。

○西銘純恵委員 相談数は。

○山城貴子障害福祉課長 現在、4月からこの条例が走りまして、市町村に対しましては年間の相談件数ということで、これから求めていく予定にしておりますので、現在のところ、市町村における相談件数につきましては把握しておりません。

○西銘純恵委員 教育にも戻りますが、クーラー問題を一つお尋ねします。県立は何%、そして小・中学校、普通教室何校で、市町村によってゼロ%があるのではないかと思うのですが、そこをお尋ねします。それと、普通教室にクーラー設置が10%以下、そこが何教室中何教室あるのかお尋ねします。

○親泊信一郎施設課長 平成26年4月現在、小学校が68.0%、中学校が67.5%、高等学校が97.9%、特別支援学校については100%が普通教室の整備率となっております。これについては教室数としての率でございます。

全てゼロ%をお答えいたします。小学校で、宮古島市、教室数が164教室です。あと大宜味村が21教室、東村が14教室、今帰仁村が23教室、南風原町が87教室、渡嘉敷村が8教室、座間味村が14教室、北大東村が7教室、久米島町が46教室、多良間村が6教室、

竹富町44教室、与那国町が17教室。あと中学校をお答えします。糸満市が73教室、宮古島市79教室、大宜味村が7教室、東村が9教室、今帰仁村が9教室、本部町が19教室、南風原町が38教室、座間味村が11教室、久米島町が17教室、八重瀬町が42教室、竹富町が23教室となっております。

○呉屋宏委員長 よろしいですね。

それでは、先ほどの西銘委員の質疑につきまして、要調査事項として取り扱ってほしいとのことですので、明10月16日の委員会でその取り扱いについては確認をしたいと思っております。よろしいですか。

○西銘純恵委員 さっき10%以下もと聞いたが、答えていないので……。

○呉屋宏委員長 質疑の中ではなかったよ。

○西銘純恵委員 しました。10%以下もと聞いたのですが、残りの市町村名だけお願いします。教室数は要りません。投げているので教えてください。

○親泊信一郎施設課長 小学校で、石垣市、糸満市、本部町がゼロ%ではなくて10%以下ということです。中学校です。石垣市、南城市、以上でございます。

○呉屋宏委員長 質疑のため、副委員長に委員長の職務を代行させますので、よろしく願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、正副委員長の交代)

○狩俣信子副委員長 再開いたします。

委員長の指名により、副委員長の私が暫時委員長の職務を代行いたしますので、よろしく願いいたします。

休憩前引き続き、質疑を行います。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 平成25年度主要施策の成果に関する報告書から質疑させていただきます。

一番問題なのが、これまで待機児童の解消、これが49ページですか。特別事業で入っていますが、待機がゼロになるのはもう一度、何年ですか。

○金城武子ども生活福祉部長 平成29年度末を目指しております。

○呉屋宏委員 これはもう一度確認しますが、平成29年度末にはゼロになるのですか。

○金城武子ども生活福祉部長 それに向けて全力で今取り組んでいるところでございます。

○呉屋宏委員 この間、実は各市町村の計画書、1市1町だけとらせていただいて読ませてもらったのです。おっしゃるとおり、平成29年4月1日にはゼロになっているという計画になっています。ところが、私は愕然としたのが今度の9月議会、地方の議

会、宜野湾市で、待機児童がゼロになるのはいつですかと宜野湾市議会議員が当局に聞いたそうです。今の計画では平成31年、そう答えている。私は、これは昨年、皆さんが11月に計画を出してくださいと言って、各市町村に出させたのですか。それを取りまとめて、12月にそれを発表したと聞いています。まだ1年にもならないうちに、もう宜野湾市は平成29年は諦めている。平成31年に計画の見直しをしている。これはどうなっているのですか。

○名渡山晶子子育て支援課長 私どもといたしましては、市町村との連携を密にして、平成29年度末までに待機児童を解消するという共通の目標のもと、取り組んでいただいているものと認識しております。

○呉屋宏委員 それでは、宜野湾市議会の正式な一般質問の中で平成31年が待機児童の解消年度ですと、宜野湾市は明確に2人に一般質問に答えている。にもかかわらず、これが数字が誤っているとは思えない。平成29年度を目途にしたが、平成29年度では無理だ、平成31年にやり直しましたと。私はこういうのが、さっきも赤嶺委員からもあったが、本当にうまいこと市町村と県が連携できているのかという感じさえするのです。私は数字のことは聞きませんが、ただ、この辺の皆さんと市町村行政がうまくいっているようには思えない。

それと、さっき現在の待機児童数が幾らとかと言ったが、現在の待機児童数は幾らですか。

○名渡山晶子子育て支援課長 顕在化している待機児童数、平成26年4月1日現在で2160人でございます。

○呉屋宏委員 たしか先ほど子育て支援課長が答えた中に、いろいろな調査事項も入れていくということをしていましたが、これは宜野湾市もやっているようです。保育園に子供を預けたいかという調査をしたのだそうです。ところが、今たしか430人ぐらい宜野湾市は待機がいるのか、よくは覚えていないが、それぐらいだったと思います。ところが、この調査をかけたら、宜野湾市は2000名と言っていますよ。宜野湾市だけで2000名、これはどういう調査になっているのかよくわからないのですが、本当に平成29年に解消できるのですか。

○名渡山晶子子育て支援課長 ただいまおっしゃっている調査は、各市町村が子ども・子育て支援新制度に向けてのニーズ調査を実施した結果だと思っています。市町村においては、県と同じような保護者や事業者等々から成る子ども・子育て会議において、そのニーズ調査の結果を踏まえ、確保の方策を定めていくことになっております。ですから、ニーズ調

査の結果生じた保育ニーズに対応する確保の方策を定めていくことによって、そして平成29年度までに待機児童を解消していきましようという共通の認識のもとに、今動いているところでございます。

**○呉屋宏委員** 私は、平成10年から宜野湾市の市議会議員をスタートして、この世界に入って今もう16年になりますが、ずっとそのころから待機児童というのは問題視してきたのです。当時、宜野湾市の保育所定員が860名ですよ。今幾らかというと2000名余っているのです。これは4分の1の措置費というのか、市町村負担を考えていて、今2000名の措置がされている、4分の1の措置がされているわけです。これがもしあと2000名になるということになると、これは4000名の保育措置費の4分の1を市町村が持つと言ったときには、私は、宜野湾市だけではなくて、ほかの市町村も含めて、これは経常収支比率は本当に90を確実に超えていくだろう、92、93になっていくだろうという感じがしてならないのです。

これは抜本的に、今ただ保育園に入れば待機が消える。そういうものではなくて、沖縄県らしいやり方をもう一回僕は考え直す必要があると思うのです。待機は何名ですか、お金を渡せば保育所をつくってあげるでしょうという形の待機の消し方ではなくて、認可外保育園をどう利用するかということも、僕らは皆さんに随分長い間提案もしてきた。認定保育園制度をつくれということも言ってきた。市町村で認定をさせて、ゼロ歳児が15万円の措置費ではなくて、その半分ぐらいを認可外で、市町村が認定する保育園としてスタートさせたらどうかということもやった。今ゼロ歳児15万円の措置費で、4分の1持ったらパンクしますよ。もちろん5歳児は4万7000円ぐらいだから大したことないかもしれないが、こういうのも抜本的に子育ての環境を変えるべきだと思っています。子ども生活福祉部長、どうですか。

**○金城武子ども生活福祉部長** 待機児童解消に向けては、認可外の認可化も含めて保育所の整備、認定こども園、小規模保育事業、事業として申請の中でメニューとしていろいろ示されております。では、本県の認可外の可能性として、やはり今考えるのは、小規模保育事業に移行する部分がかかなり可能性としては高いと思っておりますので、そういうものも全て含めて、トータルで保育の量の拡充を図った上で、何とか待機児童解消に向けて取り組んでいきたいということでございます。

**○呉屋宏委員** 子ども生活福祉部長、それはよくわかるよ、小規模保育も。ゼロ、1、2はそれでやるということかもしれない。ところが、これが3歳に

なったら、4歳になったら、この子供はまた保育園に戻すのでしょうか。そのような切り張りをしているような児童福祉政策ではなくて、抜本的にどうするんだというものを、今ある事業の中で割り振ってやるということではないのですよ。全体的にどう見直すか。ないものも含めて考える。今ある事業だけでくっつけようとするのではない。そういうことをわかってほしいと思うのですが、もう一ついきます。

52ページ、放課後児童クラブ支援事業、1億円ぐらいの予算がついて、決算が8600万円でやられているのですが、放課後児童クラブ支援事業というのは一体何ですか。

**○名渡山晶子子育て支援課長** 放課後児童クラブ支援事業の内容でよろしゅうございますか。放課後児童クラブ支援事業につきましては、放課後児童クラブが学校の余裕施設等、公的施設を活用することを目的として、その活用促進のために施設の整備ですとか補助を行っている事業でございます。

**○呉屋宏委員** 私は、この部分も含めてもう一つ、259ページ、これは教育委員会ですか、学校・家庭・地域の連携協力推進事業も含めてお話ししますが、これはちょうどいいときに教育委員会と福祉と一緒にいらしやる。私は前から言っているのですが、我々の地域という分野を教育委員会は小学校部分として考えている。福祉もそれに追随し始めてきた。だから、放課後学童クラブが、極端に言えば、小学校単位でやっている。私は、昔のような公民館単位でやってくれないかとずっと言ってきたのです。

これは公民館単位でやるから、近所のおじさん、おばさんたちが、3歳、4歳の子供から小学生まで全部顔がわかるようになっていく。ところが、昔は幼稚園は、中部は全部公民館幼稚園だったのです。そこからスタートだったのです。私は公民館を中心に学童クラブをもう1回再配置をすべきだと思う。そのような広域にしないで単位単位、それが地域の子育てではないのですか。地域で全体を見る、防犯的なものも地域がよくわかる。これを広域化したら今のような状況になるのです。課題が発生してきていると僕は思っている。

なぜか。田舎を見てくださいよ、みんな公民館単位ですよ。だから、みんなの子供の顔と名前が一致する。ところが、今、都会と呼ばれているところはそれが全く一致しない。だから、防犯的にも悪い。公民館は末端の行政機関として皆さんが認定すれば、そこに事業も打ち込める。思い切って予算を流すことができる。そこに学童クラブをつくっていったらどうですか。

○名渡山晶子子育て支援課長 委員がおっしゃいましたように、公民館や児童館といった地域の施設ですとか、あるいは地域の方々、地域住民、地域の資源を活用した子育て支援は重要であると考えております。公民館で学童を実施してはどうかという御提案だと思うのですが、実際に新聞報道にもございました。石垣市のある地区では、公民館を活用して放課後児童クラブを実施している。ほかにも本島内にもあると聞いていますが、そういった形でやっているとところ中にはございます。ですから、放課後児童クラブの実施のやり方等につきましては、市町村においてその地域の実情等を考慮しながらよりよい形で、そして地域の皆さんの合意のもとに実施されていくものではないのかと考えているところでございます。

○呉屋宏委員 ところが、皆さん方が認可外何とかというような団体に対して学童クラブをつくろうと委託事業をしているでしょう。ここはやりやすいから、全部学校を当たっているのだよ。だから、皆さんは地域に応じたというのですが、そこがそのように主導しているのだよ。だから、中城なんかとかというのは津覇小学校にできたり、今度は南上原につくろうとしているわけでしょう。これはつくりやすいからなのですよ。つくりやすければいいというものではなくて、どうやったら地域をまとめていけるか。

これは、先ほど話があった虐待の問題でもそうですよね。虐待の議論をしていましたが、これは58ページですか、これなんか、まさに虐待というのは、今の教育委員会もそうですが、家庭訪問でも玄関先でやる、マクドナルドでやる、こんな事態が今の学校の家庭訪問事業ですよ。これで部屋がどういう部屋になっているかわかるのですか。子供たちがどうなっているのかわかるのですか。そういうのも含めて、地域というものは、何で地域をまとめるのかということ、政策をそこに全部集中させるべきだと僕は思うのです。保育も学童も、そして虐待の件も、皆さんは発生した虐待にどうやってケアするか、早く発見するかではない。虐待をさせないためにどうするかということを考えていない。そういうところの施策をもう一回考えるべきだと僕は思います。

○狩俣信子副委員長 休憩いたします。

(休憩中に、正副委員長の交代)

○呉屋宏委員長 再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 では、教育のほうから質疑をいた

します。

非常に大卒なお話ですが、県の歳出決算額に対する教育費の割合は幾らぐらいですか。

○新垣悦男総務課長 決算状況の中で説明します。沖縄県全体の歳出決算額が7049億2590万271円でございます。そのうち教育費の中のさらに教育委員会所管分がございまして、教育委員会の直接所管するのが1463億846万5445円、一般会計に占める割合については20.8%となっております。

○比嘉京子委員 これを見ますと、全体の支出の中で20%ですから、5分の1は教育費だということになっているわけですが、そのままそうやって比較するのは、どこの県も子供の数は違うわけですから、ちょっと適当ではないと思います。私の意図は、では、沖縄県は教育に対してどれだけの予算を子供たちに上げて、その割合がどういう位置にあるかという質疑ですが、そうすると、1人当たりの教育費にしますと、全国で大体どれぐらいの位置にあるのでしょうか。

○新垣悦男総務課長 平成24年度会計の実績を平成25年度の地方教育費調査でまとめてございます。その中間報告によりますと、児童・生徒1人当たりの教育費総額の比較でございますが、小学校で1人当たり約85万1000円、それが順位としましては37位、中学校で約96万2000円、全国では40位となっております。

○比嘉京子委員 これは建設費も入っているわけですね。それでも全国から見ると、こういう位置にあるということがわかりました。ありがとうございます。

さて、話は変わるのですが、私は教職員の健康問題についてお聞きしたいと思います。これまでに教職員の健診率を聞いたことはないのですが、健診率をおわかりですか。健康診断を受けた割合。

○座安純一保健体育課長 教職員の年1回の健診受診率について、県立学校の定期健康診断調査によりますと、平成25年度の県立学校教職員の受診率は95%となっております。

○比嘉京子委員 義務教育はわからないのですか。

○座安純一保健体育課長 市町村の教職員の健康診断については、学校の設置者である市町村教育委員会が実施しておりますので、県は市町村の教職員の健康診断受診率については把握しておりません。

○比嘉京子委員 その中身については、きょうは質疑しないのですが、どういう有所見率があるかとかは聞きません。何しろ今、教職員の病気休暇、休職が非常に多いのが沖縄県のある意味での大変悩まし

いところであるわけです。それについてですが、まず病気休暇と休職というのでしょうか、定義はどういう考えであったらいいのでしょうか。

**○新垣健一学校人事課長** まず病気休暇につきましては、言ってみれば、病気でありまして休暇として認められている日数がございます。90日間は病気休暇ということで取得が可能です。その後、当該疾病等が治癒しないで、引き続き休む必要がある場合等につきましては、分限等によりまして休職という形をとっているところでございます。

**○比嘉京子委員** 90日を超えて、なおかつ休む場合は休職という形になるという理解でよろしいでしょうかということ。さて、病気休職または休暇に対して、先ほども人数が述べられておりましたが、私はそれによる、例えば病気で休むときの有給、お給料がもらえる範囲はいつごろまでで、そしてそれはどれぐらいの割合なのかをお聞きしたいと思います。

**○新垣健一学校人事課長** 休暇につきましては、当該休暇に係る給与についてはそれぞれ満額支給されるということでございます。休職につきましては、1年以内につきましては100分の80が支給されまして、1年を超えますと100分の100が支給されない、いわゆる無給状態になるところでございます。1年を超えますとゼロでございます。

**○比嘉京子委員** 私がきょう聞きたいのは、これだけ多くの方々が病気休暇または休暇をしているわけです。それに対する代替要員というのは、先ほど人数がありました、それに対して基本的に100%もらえる時期と80%もらえる時期の補填をすべき人たちというのですか、病気休暇や休職に対して人件費の補填といいますか、臨時を雇うための補填費用は、去年の決算でいうと幾らになるのでしょうか。

**○新垣健一学校人事課長** 病気休暇、病気休職それぞれに対応した人件費の決算額につきましては約5億7300万円と試算しております。

**○比嘉京子委員** 休まれる方々が1年を超えたら無給になることも非常に問題だとは思いますが、その5億円余りの補填額が必要になる。これを防ぐためには、これを毎年のように続ける、または決してこれが好転していないことをこの金額からも非常にゆゆしき問題だと思うのです。その一つの解決策として、過重労働、それから職場環境の改革が必要だと思うのです。そのために一つの手だてとして30人以下学級というか、少人数学級ということも、1つには過重労働の解消になるかとは思っています。先ほどダブって聞かれましたので、私はそれはカットい

たしますが、正規化に向けて、少なくとも30人以下学級は今のところもう小学校1年生、2年生以外で見通しがいいわけですね。どうなのですか。

**○新垣健一学校人事課長** 今年度につきましては先ほど答弁したとおりでございます。次年度につきましては、これまで国庫加配定数を活用して主にやってきたと申しあげました。今年度から中学校1年生で40名につきましては県単定数ということでございます。8月に文部科学省が財務省に出しました概算要求につきましては、定数の改善計画につきまして、今回、文部科学省から要求しております。基礎定数にいろいろな生徒指導等、少人数学級等を実施する加配定数がございまして、加配定数につきましては、基礎定数と違って、毎年毎年数字に変動があって、なかなか読みづらいということがあって、その分が我々も臨時的任用で対応している部分の中にはあるわけですが、各県から、これは計画的な職員採用ができない等々の課題がございまして、九州、あるいは全国の教育長協議会、あるいは教育委員長協議会等を通じて、文部科学省に毎年要請をしているところでございます。そういうところも踏まえまして、文部科学省で次の定数改善計画の策定に向けて、今、財務省に提出しているところであります。

そういったことを踏まえまして、次年度以降、教職員の定数がどうなるかということが若干不透明なところもございまして、当然ふえていくということであれば、そういった部分もぜひ活用しながら、少人数学級を進めていく必要があると思っておりますし、また県単定数の拡大につきましては、当然市内での調整、あるいは関係各市町村の意向等を踏まえながら、拡大を検討していく必要があると考えています。

**○比嘉京子委員** おっしゃっていますように、ぎりぎりにならないと加配がわからないと。だから、少人数学級もぎりぎりになってからしか現場に伝えられないというこれまでの問題点が非常にあると思うのです。

次に、正規化の先ほどから質疑があるのですが、定数内の臨時的任用についてです。具体的に今、皆さんが確かに人数をふやしているのはわかっているのです。300名台、400名台。しかし、パーセンテージが全然解消されていないのですね。そのことについてはどう考えているのかということと、それに対して本当に全国並みに9%上げるために具体的な策、これは退職者との兼ね合いもあると思うのですが、そういう数字的な計画案はあるのでしょうか。

**○新垣健一学校人事課長** 確かに平成22年度に比べますと、小学校で言いますと、300人の台で採用をし



ておりますが、平成22年度に公表した際に、臨時的任用率の改善を求めて実施しております、そのときに正規職員数、欠員数、加配の人数を一定程度固定しまして、5カ年間で1500名程度やれば、臨時的任用率が下がるという計画でございました。しかし、児童・生徒が、今、減っているにもかかわらず、学級数につきましては、実は小学校等における特別支援学級の増とかいうことで、学級数はふえております。職員のベースになる分母がふえていることもございます。

そういったところも踏まえて、また、先ほど教育長から答弁がありましたように、新規採用職員につきましては1年間の初任者研修が法定で義務づけられておりまして、それにつきましては、学校現場で1年間じっくりと研修に取り組んでいただいて、人材の育成をやっていただく必要があるということがありまして、学校現場で受け入れ可能な二、三百人台を小学校で言うと採用しているということがございます。

それを踏まえて、現在、そういった退職者の数、新採用の数を含めて、当然今のオーダーで採用者数を維持しつつ、退職者数を勘案しながら、あと再任用者の動向も見ながらやって、各県並みの、あるいは九州各県並みの計画に持っていくというのを今庁内で議論しているところでございます。

**○比嘉京子委員** その議論の結果がまだないという理解をしてよろしいわけですか。

**○新垣健一学校人事課長** おおむね今後8年ほどをめどに91%ほどを達成できないかということで、今調整を進めているところでございます。

**○比嘉京子委員** 一方で、沖縄県はグッジョブ運動って、知事は非常に御執心でいらっしゃるのですが、若い人たちが必要なところに必要な正規雇用、これはもう一般財源である税収にもなる。さまざまな効果があるはずなのに、ここで非常に押されてしまっている。ですから、教員採用を何度も何度も皆さんトライしているわけです。

このことは置いておきますが、もう1点だけ、栄養教諭の任用についてです。今、栄養教諭の資格を持っている学校栄養士が何名いるのかということと、そのうち何名が今栄養教諭に任用されていて、あとどれぐらいの方々が任用を待っているのかということをお聞きします。

**○新垣健一学校人事課長** 現在の人で有資格者については今確認しておりますので、少々お待ちください。これまで平成18年以降、180名の方が受験しまして、53名の方が栄養職員から栄養教諭の任用がえ

がありました。既に退職されていらっしゃる方も中にはいらっしゃいますので、今、現場には40名がおります。先ほど言いましたように、まだ未受験者の人の有資格者数はちょっとお待ちください。

**○比嘉京子委員** その推移についてお聞きしたかったのですが、去年にもし任用されている人がいたら、その上乘せ額という決算額があれば聞きたいと思えます。

**○新垣健一学校人事課長** 昨年度任用されたかということだと少しあれかもしれませんが、おおむね採用13年目の中堅の栄養職員が仮に栄養教諭に任用がえになった場合としますと、1カ月当たりの給与が約1万4500円増額になります。ですので、年額で言いますと約26万5000円増額ということになります。

**○比嘉京子委員** 任用されたのですか。

**○新垣健一学校人事課長** 昨年度お一人栄養教諭の任用がえとなっております。

**○比嘉京子委員** 任用希望者がいないのか—これぐらいのって変ですが、これぐらいの学校栄養士から26万円の上乗せが中堅を考えた場合はあるということですが、今、例えば資格がある人から採用するという計画等はあるのですか。

**○新垣健一学校人事課長** 本県におきましては、食育の重要性に鑑みまして、平成19年度から栄養職員から栄養教諭の任用がえを行っております、これまで53名が合格しているのは先ほど答弁したとおりでございます。これまで栄養教諭の導入につきましては、最初モデル的に導入を図りまして、現在は各市町村に1名程度配置が可能な41名程度の栄養教諭への任用がえという計画に基づきまして、これまで進めてきたところでございます。ですので、現在のところはその数で栄養教諭の任用がえを終えているところでございます。

**○比嘉京子委員** これでは予防医学的に考えてもなかなか厳しいことがよくわかりました。一応時間がないので、教育庁に対しての質疑を終わります。

では、子ども生活福祉部にお願いします。多くの方々有待機児童解消のための事業についてお聞きしましたので、カットいたしますが、待機児童対策特別事業と安心こども基金の事業において、達成できなかった原因をもう一度お願いします。

**○名渡山晶子子育て支援課長** まず、安心こども基金による保育所整備事業につきましては、午前中御説明申し上げたところですが、用地の転用等に時間を要したりした不測の事態により取り下げになったもの、そして事業が繰り越しになったもの等の理由がございます。それと、待機児童対策特別事業の不

用につきましては、主に運営費、認可化移行支援事業の中の運営費支援における不用が大きいのですが、こちらにつきましては、昨年度途中で拡充をしたこと等がございまして、そのあたりの執行が少し弱かったのかと考えております。

認可化移行支援につきましては、市町村において、結局、認可化をしたいという認可外保育施設に対するサポート体制ですとか、この指定を受けるに当たっての移行計画等の作成をサポートするだけの体制が組めなくて、公的資金を入れるのにちゅうちょする場面ですとか、そういったこともあったと聞いておりました、それで昨年、沖縄県保育士・保育所総合支援センターに認可化移行支援員を常駐させることによって、そのあたりの市町村を後方支援しながら、この補助制度の積極的な活用を働きかけているところでございます。

**○比嘉京子委員** 皆さんの待機児童の平成30年までにおける1万1000人でしょうか、待機児童解消の計画を見ているわけですが、保育士の確保をどうするのかというお話が、朝もありましたが、県として保育士の対応といいますか、処遇改善、確保、これについてどう考えていますか。

**○名渡山晶子子育て支援課長** 待機児童対策を進めるに当たりましては、保育所整備だけでは、やはり保育士がいないと子供を預かることはできませんので、その両輪として対策を講じていく必要があると考えておりました、その確保策といたしましては、午前中も御説明いたしました、保育士の給与の上乗せを内容とする処遇改善事業ですとか、沖縄県保育士・保育所総合支援センターによる潜在保育士の掘り起こし、それから保育士確保策として、保育士養成校に通う学生に対する貸し付け、そして就労していただくことによる貸し付け返済の免除というさまざまな施策を通じて、保育士の確保を図っているところでございます。

**○比嘉京子委員** 今の3点のことも非常にいいことだと思います。ただ、保育士の正規化が進まないその現状においてなかなか手がいない。そのことについて正規化がなぜ進まないと思っていますか。

**○名渡山晶子子育て支援課長** 保育士の正規雇用については、県といたしましても、その離職防止等の観点から、そして処遇の改善の観点から重要と考えておりました、60%を目指す取り組みをしているところでございます。進まない要因といたしましては、まず保育士の仕事自体が非常に責任が重いこと、そして先ほど来、委員からの御質疑もありますように、処遇の面で給与が比較的低い水準にあること等があ

りまして、なかなか確保が進んでいかないと考えております。それと正規雇用ですが、そのあたりを考慮いたしまして、今年度正規雇用の取り組みとして、各事業者団体に対して正規雇用促進の申し入れ等の行動も行ったところでございます。

**○比嘉京子委員** 根本的なところの認識、私は全然足りないと思っています。なぜかという、保育現場には今、エンゼルプランから始まって延長保育、言ってみれば、定員の弾力化が進んできたのです。だけれども、現場、保育園からすると、ここを正規で採るわけにはいかないのです。弾力化といたら、来年これだけの子が来るかどうかは全く未知数なのです。そういう中で正規化はどんどん進むわけです。だから、幾ら旗を振っても来ません。そのために何をやるかと思ったら、保育士の処遇、保育所運営費、保育単価ですね。これが沖縄県が一番低いことはわかっているわけです。そして、保育単価の中には、保育士の給与は、20歳から30歳の給与として制度上つくられているのですよ。先ほど20年以上の勤務者が700名余りいましたね。そうすると、ああいう人たちが頑張っていればいるほど、若い人は非正規で採らざるを得ない。この根本的な解決をやらない限り私は無理だと思っているのですが、いかがですか。

**○名渡山晶子子育て支援課長** 保育士の処遇改善といたしまして、委員おっしゃいますように、民間施設等給与改善費の見直しですとか、保育士の配置基準の見直しによる保育士の負担軽減等について、九州主管課長会議等を通して各県と連携して国に要望しているところでございます。

**○比嘉京子委員** これをいつまで要望し続けるかということですが、制度そのものが保育士の離職につながるような制度だということですよ。そこをやらなくて、皆さんが6億円だの、7億円だのと処遇改善にお金を使っても、余り響いていないのです。少しはいいですよ。だから、本当に抜本的な改革を、保育所運営費における保育単価、ここをぜひ切り崩すようにお願いします。

**○呉屋宏委員長** 嶺井光委員。

**○嶺井光委員** 一般質問でも議論しましたが、学力向上対策についてお願いをします。一般質問ですと、時間がなくて再質問できませんでしたが、その中で取り組みに対する教師の負担状況を伺いました。答弁では、いろいろな対策をします、あるいは校務の改善に努めるといってお話がありました。校務の改善というと、かなり絞り込まれて、これ以上の改善があるのかと私は思ったりもするのですが、それはそれとして努力することについては評価いたします。

それから、今後、持続するための方策も伺いました。答弁では、いろいろな策をしながらも、学校力、あるいは教師力を高めていくというお話でありました。小学校については大躍進で立派だと思っております。これは教育長の危機感が学校にも伝わって、先生方の意気込みにつながって、もちろん子供たちも頑張っていて、この成果につながったと理解をしております。あとはしっかり持続、さらに発展をさせていく、あるいはまた、中学校においても全国との差が縮まったという前進があるわけですから、しっかりやれば、もっともっと学力は向上するのは見えておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思っています。

そこで、これまでも何名かが30人学級、あるいは少人数学級等の議論がありました。私もできる限り少人数化、あるいは30人学級の実現を訴えてきました。これは前にも議論をしましたが、30人学級だと、教室の確保等々、大きな課題があります。財政面だけではないと思っておりますから、早々にはできないものではないというのは理解しております。

そこで、これだけ学力向上、目に見えて躍進をしているわけですから、後退させるわけにはいかない。当然皆さんも意気込んでいることだろうと思っております。一言で言えば、教師の数をふやすことを徹底して議論して、実現してほしいと思っております。というのは、学級数としてふやせないのはある意味で理解できますが、では、それをどうやって学力を向上させるかということになると、教師の皆さんが負担がないように、きめ細かく子供たちと接するという形を形づくらなければならないわけですから、教師をふやすということに尽きると思っております。いろいろな方法があります。これまでも申し上げました。TT、あるいは習熟度別、いろいろな方策があると思うのですが、教師の数をふやして、今後、持続発展をさせるという意味で、教育長のまず考え方を聞かせてください。

**○諸見里明教育長** 少人数学級の導入につきましては、これまで答弁してきたように、小学校1年生、2年生、3年生、中学校1年生への拡大も含めて鋭意頑張ってきたところです。ところが、委員がおっしゃるように、やはり施設とかそういう面で30人学級が全てできない学校もありますので、この辺はTTとか、あるいは少人数指導とか、その辺を今検討しているところでございます。

例えば文部科学省でも、平均正答率については、小学校はチームティーチング、中学校は習熟度指導を実施した学校のほうがプラスに働く傾向が見られ

た。それから、平均無解答数が少ないなど、学習への積極的な姿勢が見られるのは少人数学級を実施したほうがプラスに働く。そういう意味でも、少人数学級に劣らず、習熟度、あるいはチームティーチングは、学習面、学力面でもかなり有意な関係があるというのが文部科学省の発表です。この辺は、実は今、30人学級を施設等でできなかった学校、あるいは学級に対して、少人数指導、あるいはチームティーチングとか、少人数指導できないかというのを今議論しているところです。前向きに検討したいと思っております。

**○嶺井光委員** 望ましいのはやはり30人学級ですが、前々回の議会でも申し上げました。すぐにできる方法として、これはもうやる気の問題ですから、教育長、今おっしゃったように、TTや習熟度別に少人数としてやる。そうすることによって、今、学校現場、教師の皆さんは、ある意味精いっぱい頑張っている状況だと思っております。そういう意味では、今のいい状況になっていくものを行政がどう後押し、環境整備をするかとなると、教師の数をふやす。もうこの一つだけに絞られてくると思っておりますから、教育長、今おっしゃった少人数指導の徹底をぜひしっかり進めていただきたいと思っております。

次に行きますけれども、しまくとうばの指導の問題です。学校でも一定程度取り組んでいるのは理解しておりますが、学校の先生方自体がしまくとうばを話せないという時代にもなっております。そういう意味では、先生方に頑張れと言うだけでは事が進まない現実があると思っております。

そこで、地域の皆さんの連携、協力もいただきながらやっているということ聞いておりますが、そこら辺の実態がどうなのかというのをちょっと紹介していただければと思います。

**○大城朗義務教育課長** しまくとうばは歴史的や社会的にも伝統に裏づけられた言葉であって、地域によってさまざまな違いがあるわけです。そのしまくとうばを普及継承するためには、地域や家庭でまずしまくとうばを使う場面を設定するということがとても重要だと思っております。地域の人材を活用して、地域を中心にして取り組むことが非常に効果的だと考えております。最近の新聞の報道でいろいろな取り組みが紹介されておまして、大変好ましい状況だと思っております。例えば、ネットラジオで24時間しまくとうばで放送するラジオ局とか、シルバー人材を活用して語って遊べる指導者を養成するとか、あるいはみゃーくふつ、宮古の言葉を若者たちに伝えようという取り組みが始まったとか、それから名護市

の職員がしまくとぅばで会話をということで、そのような基礎講座を立ち上げたとか、そのように地域や家庭を中心とした取り組みを展開することが非常に大切なことだと考えております。

**○嶺井光委員** しまくとぅばは、今、話があったように、家庭や地域でやるべきだと私は思っております。だからといって、学校でやるな、要らないということではなくて、今、話があったように、我々もそうですが、家庭で、あるいは地域でどう子供たちに継承していくかという危機感をみんなが持つべきだと思います。だから、学校で授業としてやるのは、私はある意味で限界があると思っております。少なくとも集まった集団、学校生活の中でできるのは、地域の方々を入れて、生のしまくとぅばを伝えるという範囲かと思っております。これは沖縄の文化という面もありますから、文化の所管と一緒にあって、まずは地域、家庭で普及をしっかりとやっていく。こういうことに取り組むべきだと思っておりますが、学校でやるなではありません。そういうことに対する教育長の考えはどうですか。

**○諸見里明教育長** しまくとぅばというのは、委員も今お話がありましたように、生まれ育った地域の風土や文化で育んできた言葉でありますから、やはり地域、そして家庭が一義的にやらなければ、これは普及しないと思うのです。学校教育においては、当然しまくとぅばを励行していろいろやっていますが、いろいろなハードルがあるわけですし、学習指導要領であるとか教科の数とか、あるいは特例校制度を使ってもできるのですが、やはり地域、家庭と連携して取り組んでいく。そして、これは文化観光スポーツ部と人材の育成とか、その辺を加味しながら連携して取り組んでいきたいと思っております。

**○嶺井光委員** 一つの学校の中でも、地域の学区の集落によっても違うわけですよ。だから、先生方にしまくとぅばを教えるという授業的なものはもう無理がある。ですから、もう本当に地域、家庭でやってもらうという流れに持って行ってほしい、私はそう思っています。だから、学校では何もやらないというわけにいかんと思っておりますから、今いろいろな団体から読本とかそういうのが出ているようですから、あの範囲で教えるということにすれば、先生方も負担感は軽くなるのではないかと思います。あれもこれも学校へというのは無理があると思っておりますから、そういう範囲で頑張っていただきたいと思っております。

次に、子ども生活福祉部に1点だけ伺います。子育て支援という立場で放課後児童クラブ支援事業が

あります。平成25年度主要施策の成果に関する報告書の52ページですが、そこで公的施設活用の促進とあります。実績のところには数字がないのですが、実際の状況をまずお聞かせください。

**○名渡山晶子子育て支援課長** 放課後児童クラブ支援事業は、県内の放課後児童クラブの公的施設活用を促進し、環境の改善や質の向上、利用者の負担軽減を図る事業です。平成25年度の実績でございますが、この事業によりまして、施設整備補助が9カ所、金額にしますと6604万2000円、環境改善事業が3カ所、444万7000円、そのコーディネート等を行います委託料、公的施設活用促進支援といいますが、この委託事業につきまして1587万7000円の実績となっております。

**○嶺井光委員** 私は、各集落にある公民館、ムラヤー。ムラヤー、公民館としては教育委員会の所管かという感じはしておりますが、こういう施設を公的施設という捉え方で児童クラブの運営を身近な地域でできないかと思うのです。そこら辺はどうか。あるいは、実例があるのであれば紹介してください。

**○名渡山晶子子育て支援課長** そういった地域の既存の施設を活用した放課後児童クラブの設置につきましては、先ほど新聞報道にもございましたように、石垣市において公民館を活用した放課後児童クラブを開設していることは把握しているところでございます。

**○嶺井光委員** ぜひ地域ムラヤーを生かすような方策を検討して推進するという方向性も持っているのではないかと思います。これはいかがですか。

**○名渡山晶子子育て支援課長** そういった公民館や児童館等を放課後児童クラブに活用することにつきましては、地域の実情に応じて市町村で地域住民との合意等もあると思うので、そのあたりを踏まえた上で御活用をいただけるところは御活用されるでしょうし、そういう判断をされるものと考えているところでございます。

**○嶺井光委員** 余り積極的ではないですね。ぜひ前向きに市町村とも協議して、やろうではないかという思いを持ってほしい。なぜかという、前にも教育委員会には尋ねました。今どこを見ても、公民館は閉まっておりますよ。もったいない。せいぜいデイサービスで使うか、こういうところがほとんどです。昔は、我々小さいころは、古い話ですが、公民館はいつもあいていて遊び場だった。ここでもお兄さん、お姉さん、それから小さい子まで、メーゴサーも食らわされて、ああいうところで切磋琢磨し

で強くなっていく。この学童クラブはそういう場所であってほしいと思っているのです。ですから、皆さんも公的施設をという話であれば、身近にある集落公民館、ムラヤーをぜひ使うような方策を示して市町村と連携してもらいたい。よろしく願います。

○**呉屋宏委員長** 以上で子ども生活福祉部長及び教育長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

今回は、明 10月16日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後 3 時48分散会

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 吳 屋 宏

平成26年10月15日

平成26年第5回  
沖縄県議会(定例会)  
閉会中継続審査

# 土木環境委員会記録

( 第 1 号 )





平成26年第5回  
沖縄県議会（定例会）  
閉会中継続審査

土木環境委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

平成26年10月15日（水曜日）  
午前10時4分開会  
第3委員会室

出席委員

委員長 新垣良俊君  
副委員長 仲宗根悟君  
委員 具志堅透君 中川京貴君  
浦崎唯昭君 新里米吉君  
新垣清涼君 奥平一夫君  
金城勉君 嘉陽宗儀君  
新垣安弘君

説明のため出席した者の職、氏名

土木建築部長 當銘健一郎君  
土木総務課長 宮城行夫君  
技術管理課長 徳田勲君  
道路街路課長 上原国定君  
道路管理課長 嶺井秋夫君  
河川課長 上江洲安俊君  
海岸防災課長 赤崎勉君  
海岸防災課副参事 松田了君  
港湾課長 田原武文君  
都市計画・モノレール課長 伊禮年男君  
都市計画・モノレール課長 中村栄秀君  
下水道課長 下地栄君  
住宅課長 嘉川陽一君

本日の委員会に付した事件

- 平成26年第5回議会認定第1号 平成25年度沖縄県一般会計決算の認定について（土木建築部所管分）
- 平成26年第5回議会認定第5号 平成25年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
- 平成26年第5回議会認定第7号 平成25年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
- 平成26年 平成25年度沖縄県宜野湾港整備

- 第5回議会認定第13号 事業特別会計決算の認定について
- 平成26年第5回議会認定第16号 平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 平成26年第5回議会認定第17号 平成25年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
- 平成26年第5回議会認定第18号 平成25年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 平成26年第5回議会認定第19号 平成25年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について



○新垣良俊委員長 ただいまから土木環境委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る平成26年第5回議会認定第1号、同認定第5号、同認定第7号、同認定第13号、同認定第16号から同認定第19号までの決算8件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、土木建築部長の出席を求めています。

まず初めに、土木建築部長から土木建築部関係決算の概要について説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 それでは、平成25年度土木建築部の一般会計及び下地島空港特別会計ほか6特別会計の歳入歳出決算について、お手元の平成25年度歳入歳出決算説明資料で御説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

土木建築部の歳入総額は、予算現額の合計1422億2069万2416円に対し、調定額が986億7990万194円、収入済額が973億6317万1711円、不納欠損額が1億721万26円、収入未済額は12億951万8457円であり、収入済額の調定額に対する割合、いわゆる収入比率は98.7%となっております。

次に、2ページをお開きください。

歳出総額は、予算現額の合計1508億9635万383円

に対し、支出済額は1019億3817万7385円であり、支出済額の予算現額に対する割合、いわゆる執行率は67.6%となっております。

繰越額は460億1202万4953円で、繰越率は30.5%となっております。

不用額は29億4614万8045円となっております。

次に、会計ごとの歳入歳出決算状況について御説明いたします。

3ページをごらんください。

土木建築部の一般会計の決算について御説明いたします。

歳入は、予算現額1211億5787万3852円に対し、調定額が805億641万5378円、収入済額が792億3334万6872円、不納欠損額が1億721万26円、収入未済額は11億6585万8480円であり、収入比率は98.4%となっております。

収入未済の主なものは、(款) 使用料及び手数料の収入未済額が7億3380万4802円で、県営住宅使用料の家賃滞納による未収金等であります。

4ページに移りまして、(款) 諸収入の収入未済額は4億2834万3132円となっており、談合問題に係る賠償金の未収金等であります。

不納欠損については、(款) 諸収入の1億721万26円であり、談合問題に係る賠償金請求の相手方会社の破産によるもの等であります。

5ページをごらんください。

歳出は、予算現額1298億3353万1819円に対し、支出済額が853億9751万1390円であり、執行率は65.8%となっております。

繰越額は420億3432万2515円で、繰越率は32.4%となっております。

不用額は24億169万7914円となっております。

繰り越しの理由といたしましては、用地の取得難や関係機関等との調整のおくれ等であります。

また、不用額につきましては、災害の発生が見込みより少なかったことによる(目) 砂防費や(款) 災害復旧費の不用が主な理由となります。

引き続き、特別会計の決算について御説明いたします。

7ページをお開きください。

下地島空港特別会計の決算については、歳入が、予算現額3億9580万5000円に対し、調定額が4億2781万3705円で、収入済額も調定額と同額であります。

8ページをお開きください。

歳出は、予算現額3億9580万5000円に対し、支出

済額は3億5376万6904円で、執行率は89.4%となっております。

不用額は4203万8096円となっており、その主な理由は、空港管理運営費の委託料見直しによる経費節減であります。

9ページをごらんください。

下水道事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額173億5729万2564円に対し、調定額が148億2726万5910円、収入済額が147億9902万8950円、収入未済額は2823万6960円であり、収入比率は99.8%となっております。

収入未済の理由は、談合問題に係る賠償金の未収金であります。

11ページをお開きください。

歳出は、予算現額173億5729万2564円に対し、支出済額が137億1840万775円で、執行率は79.0%となっております。

繰越額は33億5088万164円で、繰越率は19.3%となっております。

不用額は2億8801万1625円となっております。

繰り越しの主な理由は、宜野湾浄化センターにおける汚泥処理棟の基礎工事のおくれに伴う関連工事の発注がおくれたこと等であります。

不用の主な理由は、委託料及び工事請負費の入札執行残等であります。

12ページをお開きください。

宜野湾港整備事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額の4億2979万円に対し、調定額が4億6905万9940円、収入済額が4億5574万9083円、収入未済額は1331万857円であり、収入比率は97.2%となっております。

収入未済の理由は、談合問題に係る賠償金の未収金等であります。

13ページをごらんください。

歳出は、予算現額4億2979万円に対し、支出済額が4億1152万1947円で、執行率は95.7%となっております。

繰越額は1219万4274円で、繰越率は2.8%となっております。

不用額は607万3779円となっております。

繰り越しの主な理由は、宜野湾港マリーナの浮き桟橋修繕工事に当たり、製品の発注調整に日数を要したことなどによります。

不用の主な理由は、公債費の利率が予算編成時の想定利率より低かったことによる利子償還金の減であります。

次に、14ページをお開きください。

中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額の3億4635万7000円に対し、調定額が3億9265万7261円、収入済額が3億9154万5101円、収入未済額は111万2160円であり、収入比率は99.7%となっております。

収入未済の理由は、施設使用料の滞納による未収であります。

15ページをごらんください。

歳出は、予算現額3億4635万7000円に対し、支出済額が3億3315万1086円で、執行率は96.2%となっております。

繰越額は898万円で、繰越率は2.6%となっております。

不用額は422万5914円となっております。

繰り越しの主な理由は、国土交通省策定のガイドラインに基づく津波避難施設としての機能付加の検討に不測の時間を要したことによります。

不用の主な理由は、港湾管理費の経費節減等によるものであります。

16ページをお開きください。

中城湾港マリン・タウン特別会計の決算については、歳入が、予算現額23億2375万6000円に対し、調定額が18億4742万9457円、収入済額が18億4642万9457円、収入未済額は100万円であり、収入比率は99.9%となっております。

収入未済の理由は、談合問題に係る賠償金の未収金であります。

17ページをごらんください。

歳出は、予算現額の23億2375万6000円に対し、支出済額が15億1756万7473円で、執行率は65.3%となっております。

繰越額が6億564万8000円で、繰越率は26.1%となっております。

不用額は2億54万527円となっております。

繰越理由は、防波機能向上のための栈橋の設計や構造計算に時間を要したこと等であります。

不用の主な理由は、工事請負費の入札執行残等によります。

18ページをお開きください。

駐車場事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額1億1602万9000円に対し、調定額が1億1561万8205円で、収入済額も調定額と同額となっております。

19ページをごらんください。

歳出は、予算現額1億1602万9000円に対し、支出

済額が1億1560万1368円で、執行率は99.6%となっております。

不用額は42万7632円で、主な理由は、公債費の利率が予算編成時の想定利率より低かったことによる利子償還金の減等であります。

20ページをお開きください。

最後に、中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額9378万9000円に対し、調定額が9364万338円で、収入済額も調定額と同額であります。

21ページをごらんください。

歳出は、予算現額9378万9000円に対し、支出済額が9065万6442円で、執行率は96.7%となっております。

不用額は313万2558円で、理由は、公債費の利率が予算編成時の想定利率より低かったことによる利子償還金の減であります。

以上で、土木建築部の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、「決算議案の審査等に関する基本的事項（常任委員会に対する調査依頼について）」（平成26年9月22日議会運営委員会決定）に従って行うことといたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会の運営に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決算事項でありますので、十分御留意願います。

なお、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うこととしたいと思いますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

さらに、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を

行います。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 では、質疑いたします。

主要施策の成果に関する報告書の229ページを見ていただきたいのですが、この持続可能な環境型社会の構築というリサイクルの中で認定の実績というか、この認定は県で認定するのですか。

○徳田勲技術管理課長 建設リサイクルの認定につきましては、県の土木建築部で認定することになっております。

○中川京貴委員 実績は。

○徳田勲技術管理課長 平成25年度の実績では、いろいろな資材がありますけれども、トータルで176万トンとなっております。ちなみに、スタートしたのが平成17年度ですが、平成17年度にスタートしたときに52万トンということで、現在、平成25年度が176万トンですので、この間124万トン増加しているという状況でございます。

○中川京貴委員 ただいまの説明でトン数はわかったのですが、県がこういったリサイクル業者、またリサイクルに対して、こういった補助をしているのですか。

○徳田勲技術管理課長 これは、毎年こういう資材をゆいくる材としてやりたいということで最初の段階は県に申請します。申請して、それを審査して、リサイクル資材評価委員会という審議会があるのですが、それに通して合格という運びになると認定書を交付する。業者さんとしては、認定書をとったらゆいくる材ということで販売できると。初年度はそうですが、次の年以降は継続ということで、製品の検査を年に1回やるという形で継続していく制度になっております。

○中川京貴委員 僕の聞き方が悪かったのか、要するに年間どういった件数が申請されていて、許可を与えて、そして、県は民間でも積極的に利用してもらうためにやっていきたいという方向性を示しているのですが、その実績について聞いているのです。

○徳田勲技術管理課長 平成25年12月1日時点なのですが、ゆいくる材は再生資源含有加熱アスファルト混合物とか、再生資源含有路盤材、あとは再生資源含有鉄鋼製品とかがありまして、平成25年時点で12品目、539資材があります。

認定された企業といますか、業者に直接補助金とか、奨励金とか、そういう金目の支援制度というものはありません。ただし、県の土木建築部では、この路盤材とか、アスファルトとか、そういうもの

については原則ゆいくる材を使用することにして、ゆいくる材の業者から原則とるのですよということをやっております。

○中川京貴委員 わかりました。

234ページ、お願いします。ここで人間優先のまちづくりの項目があって事業名があるのですが、これは街路樹のことだと思うのです。たしか沖縄市の、元コザ警察署から泡瀬に抜ける道路の街路樹のことでしょうか。

○上原国定道路街路課長 234ページに表記していますのは、人間優先のまちづくりということで、県が実施しています街路事業の全てについてまとめております。胡屋泡瀬線というのが沖縄市の胡屋から泡瀬に抜ける4車線の道路整備についても含まれているということでございます。

○中川京貴委員 やはり地元もそうですが、あそこに何十年もの木がありましたよね。拡幅工事に伴って、その木はどこかに移設したのでしょうか、それとも撤去したのでしょうか。

○上原国定道路街路課長 クスノキがかなり大きく生い茂っておりまして、胡屋泡瀬線の4車線の整備をする場合に、2車線で整備したときのクスノキを生かすように、どちらか一方に拡幅するような形で、この沖縄市役所前のクスノキを極力残すような形での整備を工夫してございます。

○中川京貴委員 やはり、この項目のとおり人間優先のまちづくりということで、あれだけ何十年も一地域住民、住んでいる方々はそういった要望もあつたと思いますので、それを極力優先したということと理解してよろしいでしょうか。

○上原国定道路街路課長 地元の要望にしっかり応えたものだと思っております。

○中川京貴委員 1つだけ、前々から思っていたことなのですが、県道74号線、沖縄嘉手納線ですか、嘉手納町から池武当に向かうところです。あそこの中央分離帯にある松とか植栽です。あれは僕は前も指摘したのですが、あんな1メートル置きに松を植えて生えるものですか。

○上原国定道路街路課長 県の道路事業—街路事業で植栽する場合は、基本的に沖縄県道路緑化基本計画を踏まえまして、その地域の環境に適したものを地域の皆さんと一緒に選定するという形で、一応植栽は検討しております。現場を私はよく存じていないのですが、そういった環境に耐え得る植栽をしっかり選定するというのが、基本的な考えでございます。

○中川京貴委員 道路街路課長、ぜひ1回見に行っていたきたいのですが、あれは誰が見てもおかしな木の選定のやり方で、同じ路線でばらばらに木が植えられていて、それも常識では考えられないような植え方をされています。ああいう植え方はよろしくないと思っていますけれども、ぜひ見ていただきたいと思っております。これは要望だけ申し上げておきましょう。

242ページの社会リスクセーフティネットの確立で、無電柱化推進事業の中で、電線の地中化の現在の進捗状況と今後の取り組みについてお伺いします。石垣市、宮古島市ですかね。

○嶺井秋夫道路管理課長 無電柱化推進事業の現在の進捗状況ですが、平成3年から平成25年までの間で117キロメートルの整備を完了しております。そのうち、県管理道路分は54キロメートルが整備完了となっております。

○中川京貴委員 今、石垣市、宮古島市は殺到していると思うのです。要するに、全体的に絞って工事はしていると思うのですが、電線地中化の要望があるところは、大体どれぐらいで完了するというか、予定していますか。

○嶺井秋夫道路管理課長 今、県で策定しています中期計画がございますが、それによりますとあと30年程度を要すると考えております。

○中川京貴委員 了解しました。

それでは240ページ、よろしいでしょうか。これは安謝川、それと238ページの国場川、安里川、またがっていますけれども、一括してお聞きしたいのは、この河川改修事業というものは、私も去年の9月議会でも一般質問させていただきましたが、この事業は国庫、県の単費ですか。

○上江洲安俊河川課長 国庫事業でございます。

○中川京貴委員 去年、私、一般質問もしました。やはり、こういった予測される河川事業を速やかにやるべきだと。なぜならば、そういったことがおくれることによって、それ以上の被害につながると思っております。そういった意味では、河川の草刈りとか、河川の予算は幾らかと聞いたら、沖縄県全体で年間5000万円ぐらいしかない。また、比謝川においては、これまで300万円近くあったのが150万円とか170万円までに減っていると。それを本来なら増額して整備すべきではないかという質問をしましたが、覚えておりますか。

○上江洲安俊河川課長 存じ上げております。

○中川京貴委員 その結果、御承知のとおり、この

間の台風ももちろんそうですが、それ以上の被害になるような災害が起こったということに対して、これから国庫事業に対しては、ぜひ優先順位を決めて取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○上江洲安俊河川課長 委員のおっしゃるとおり、最近の異常降雨に対応するような河川整備というのが必要でして、河川の工事の特質としましては下流側から原則やることになっているのですが、中流部の氾濫と冠水に関しても暫定掘削等の検討をしながら、掘削した直近の下流側の氾濫が起きないような形の暫定掘削を行いたいと考えております。

○中川京貴委員 ぜひ、その件はよろしくお願いたいと思っております。今後も、沖縄は台風やいろいろな災害が予測されることですので、優先順位を決めて取り組んでいただきたいと、これは要望として申し上げます。

246ページ、これは事業名は公営住宅整備事業等ということで、県営団地を含めて、この件も一般質問でいろいろ取り上げました。この不用額について説明を求めます。

○嘉川陽一住宅課長 不用額につきましては、既存の団地のエレベーターの耐震改修工事、それから、西崎団地等の外壁改修工事に係る委託費、工事請負費の執行残でございます。

○中川京貴委員 これも土木環境委員会でも各委員から指摘がありましたけれども、やはり県営団地のあり方について、今、県営団地は沖縄県住宅供給公社一住宅供給公社が指定管理を受けていると思うのですが、これまで県営団地はもちろんそうですが、市町村の団地も住宅供給公社が指定管理を受けていたと思います。しかしながら、ことしから、市町村からも指定管理はいいと断られたケースがあると思うのですが、把握していますか。

○嘉川陽一住宅課長 嘉手納町で指定管理がかわったという話は存じ上げております。

○中川京貴委員 その理由について県は把握しているでしょうか。

○嘉川陽一住宅課長 特に聞いてはおりません。

○中川京貴委員 もともと指定管理というものは、御承知のとおり、自分たちでやるよりも指定管理をさせてコストダウン、そして徴収、いろいろなメリットがあったはずであります。しかしながら、確かにメリットの部分もありますけれども、デメリットの部分が多くなったから恐らく指定管理を外れたのだろうと思っております。そういった意味では、沖

縄本島内の指定管理は住宅供給公社はとりますけれども、沖縄本島以外は住宅供給公社が指定管理を受けていない理由はなぜでしょう。

○嘉川陽一住宅課長 指定管理選定の際に、可能な限り地元の業者を優先するというのもあって、地元の管理会社を選定したということでございます。

○中川京貴委員 これは土木建築部長にお聞きしたいのです。やはり県ももちろんそうですが、この間、私が質問したときに、行政財政改革の中で今後は住宅供給公社を県は外していきたいという答弁もありましたけれども、この取り組みは今どうなっていますか。

○當銘健一郎土木建築部長 外郭団体に対する県の人的関与という意味では、全体の傾向としては、県は人的関与を差し控えるという方向でございます。ただし、住宅供給公社とか、あるいは沖縄県土地開発公社、我々土木建築部が所管している団体がございますけれども、現在は一般職員は住宅供給公社にも行っておりません。ただ、理事長とか、そういう役員の方については県から派遣をさせていただいているという状況でございます。

○中川京貴委員 これも土木建築部長、県議会で質問したときに記憶にあると思うのですが、やはりこういった県の外郭団体と一般の業者、民間団体が指定管理制度に入る場合、到底太刀打ちできないのが民間なのです。その証拠に、県営団地ももちろん、北部、中部、南部地区で応募しましたよね。ほとんど住宅供給公社がとっている。僕が指摘したのは、その中に県の部長、土木建築部長ももちろんそうですし、総務部長も全部役員として入っている状況の中で、同じ土俵で同じ条件で勝負できますかという質問をしました。その結果、今現在、総務部長も土木建築部長もその役職から外れているはずですが、いかがでしょうか。この名簿から名前が外れていると思います。

○當銘健一郎土木建築部長 住宅供給公社などの理事ではまだ私も入っております。ただし、指定管理者を選定する中で、一番最初は行政も関与していましたけれども、今はもう完全に第三者委員会という形で、選ぶ委員会については第三者の方々を選んでいくという状況になっております。

○中川京貴委員 僕は、この問題は過去にも質問したのですが、やはりこれまで住宅供給公社は、県民の皆さん方が建物をつくりたい、住宅を求めたいというときに、1人では開発許可ができないと。住宅供給公社ももちろん開発申請をして、分筆をして、

住宅を求めたという当時の経緯は評価しております。しかしながら、今はもう民間の時代なのです。民間が建て売り住宅もするし、民間が建て売りをどんどんしながら住宅を求めると。ある意味では競合する部分が出てきておりますので、僕は住宅供給公社は独立させるべきだということを過去にも提案しましたけれども、土木建築部長、いかがでしょうか。

○當銘健一郎土木建築部長 住宅供給公社は地方住宅供給公社法に基づいて設置されているわけですが、その中で、新規の住宅を供給していくという業務については今はもう停止をしている状況でございます。ただ、こういった公営住宅なり、市町村営住宅も含めてですが、そういった住宅の管理というものについては一定のノウハウを持っておりますし、またこの県営住宅のように非常にボリュームの大きいものについては、まだまだ民間ではなかなかノウハウがないということもあって、住宅供給公社が北部、中部、南部地区というところでとっていると思うのですが、今後、委員おっしゃるとおり、そういう民間の方にどんどんノウハウができて、住宅供給公社にとってかわるような状況というものは当然あり得るだろうと考えております。

○中川京貴委員 土木建築部長、住宅供給公社が指定管理を受けてとりますよね。その下に民間が仕事をしているのです。民間に少しさせるのですよね。住宅供給公社が、例えば県営団地のガラスが割れた、また木が倒れたとか、そういったときには近くに居る地域の業者と契約を結んでこの業者にさせるのですよ。違いますか。

○當銘健一郎土木建築部長 確かに通常のメンテナンス、窓ガラスが割れればガラス屋さん頼まないといけませんし、植栽が倒れれば造園業者さんと呼ばないといけませんし、ドアのノブが壊れれば鍵屋さん頼まないといけない、それは確かにそういうことになっております。

○中川京貴委員 ですから、これまでは例えば嘉手納町一市町村が管理している場合は、台風の後、役場に電話すればすぐ飛んできた。今は1週間たっても来ない、ひどいときは2週間たっても来ないと。管理しているのは沖縄県全体ですから、そういった例もありますので、ぜひそういうことがないように要望を申し上げて終わります。

○新垣良俊委員長 新里米吉委員。

○新里米吉委員 まず、土木費の繰越額が平成24年度に比べ、平成25年度は50億2535万円、13.6%ふえています。平成25年度沖縄県歳入歳出決算審査意見

書の11ページにあります。その主なものは何か調べてみますと、道路新設改良費105億8826万円、土木総務費84億8946万円、これは平成25年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書30ページに記載されています。この道路新設改良費と土木総務費の繰り越しについて説明をお願いします。

○宮城行夫土木総務課長 土木総務費の繰越額は、沖縄振興公共投資交付金の市町村事業分となっております。なお、土木総務費は前年度と比較して繰越額が増加しておりますが、その理由は、平成24年までは各項に計上していた沖縄振興公共投資交付金の市町村事業分を平成25年度から土木総務費に移して一括計上したことによるものであります。

○上原国定道路街路課長 道路新設改良費の繰り越し105億8826万6000円のうち、道路街路課所管分は87億9741万7000円となっております。繰り越しの主な理由としまして、台風の発生、接近のため工事の進捗がおくれたこと、用地価格の問題で用地取得が遅延したこと、物件補償において借家人との交渉に時間を要したこと等となっております。

○中村栄秀都市計画・モノレール課室長 道路新設改良費の繰越額105億8826万6000円のうち、沖縄都市モノレール延長整備事業に係る繰越額が17億9084万8000円となっております。繰り越しの主な理由としましては、用地交渉に不測の日数を要したこと、それから、埋設物の移設方法など関係機関との調整に不測の日数を要したこととあります。

○新里米吉委員 それでは、不用額が21億8841万円となっておりますが、その主なものとして港湾建設費4億6039万円、砂防費が3億7634万円、平成25年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書の30ページに記載されています。この港湾建設費、砂防費の不用額について説明してください。

○田原武文港湾課長 港湾建設費の不用額4億6039万円の内訳は、港湾改修事業で実施している伊江港、渡嘉敷港などの7港の整備において、事業完了に伴う執行残や計画見直しによるコスト縮減等による2億7899万円、東海岸における海洋性レジャー拠点創出事業、いわゆるソフト交付金で実施します与那原マリーナの整備において、入札残や計画の見直しによるコスト縮減による8409万円、それから、沖縄振興特別推進交付金、ソフト交付金で実施する本部港の休憩施設の整備等において、事業完了に伴う執行残や計画見直しによるコスト縮減等により5530万円、需用費や使用料及び賃借料等の事務費その他で4201万円、これらを合わせて4億6039万円となって

おります。

○赤崎勉海岸防災課長 砂防費の不用額3億7634万円の主な理由といたしましては、緊急砂防関係対策事業費において対象となる災害の発生がなかったこと及び用地の未相続等によって用地取得難から不用としたこととございます。

○新里米吉委員 中城湾港マリン・タウン特別会計6億564万円の繰り越しと、同じ中城湾港マリン・タウン特別会計の中で2億54万円の不用額が出ておりますが、これについて説明をしてください。これは36ページになりますが、56ページには関係機関との調整のおくれ等によると書いてあります。その関係機関との調整のおくれについて、詳しく説明をお願いしたい。

○田原武文港湾課長 まず、関係機関との調整おくれについて説明します。中城湾港マリン・タウン特別会計の繰越額は6億564万8000円であり、その主なものは、工事請負費5億8415万3000円であります。繰越理由の関係機関との調整おくれとは、新規住宅分譲地における土地造成事業において分譲区画が112区画と多数であったことから、与那原町が施行する水道本管と県が施行する各区画への水道引き込み管の配置計画に関して町との調整に時間を要したためであります。

○新里米吉委員 そして、中城湾港マリン・タウン特別会計の単年度収支額で5188万円が赤字と審査意見書の38ページに書いてあるのですが、そのことについても説明してください。

○田原武文港湾課長 御指摘のありました単年度収支額の赤字については、平成25年度末の繰越金、いわゆる剰余金が平成24年度に比べ減少したことをあらわしているものであります。平成25年度の繰越金が減少した理由としては、前年度の繰越金を活用し、マリーナの浮き桟橋整備を行ったことによります。

○新里米吉委員 これは収支赤字といっても、マリーナの桟橋をつくったということになると、一般的な感覚でいう赤字と意味が違うのですか。

○田原武文港湾課長 ここで示されている赤字というものは単年度収支と呼ばれているものであります。当該年度、平成25年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いて求めることになっております。通常、この単年度収支は赤字になるのが健全と言われておりまして、租税徴収を行う地方自治体においては、黒字が大きくなるということは、かえって好ましくないとされております。

○新里米吉委員 次、主要施策の成果に関する報告

書の中で、繰越額の大きいものを列挙して説明を聞こうとしましたが、沖縄振興公共投資交付金、それから、都市モノレールについては、既に最初の質疑とあわせて答弁で説明がありましたので省きます。

沖縄県総合運動公園プロサッカースタジアム事業237ページ、無電柱化推進事業242ページ、港湾改修費251ページ、社会資本整備総合交付金の浦添西原線道路整備事業等252ページ、これはどちらもかなりの繰越金が出ております。それぞれについて主な理由を説明してください。

**○伊禮年男都市計画・モノレール課長** 沖縄県総合運動公園プロサッカースタジアム事業ですが、平成25年度予算13億3451万8000円で、そのうち9億2745万5000円繰り越しております。繰り越しの主な理由なのですが、実施設計の段階において、既存施設の老朽化箇所が確認されたため、劣化調査や、また、その対策方法の検討が必要となったことと、沖縄陸上競技協会から施設使用の見直しの要望がありました。これに対して関係機関との調整に不測の日数を要しまして、これに伴い実施設計がおくれ、工事の発注がおくれたことにより、年度内の完成が困難になったことから繰り越しております。

**○新里米吉委員** そうすると、計画がかなり大幅におくれているということですか。

**○伊禮年男都市計画・モノレール課長** 現在、プロサッカースタジアムの工事については全て発注しておりまして、来年の1月末には完成することで工事を進めている状況です。

**○新里米吉委員** 13億円のうち9億円も繰り越しが出ていて、その理由の説明を今聞いたら、もろもろの事情で計画どおり進まないの事業実施がおくれていると理解したからおくれているのかと聞いているのだけれども、ちゃんと質疑に答えてください。

**○伊禮年男都市計画・モノレール課長** 当初の工程の予定からおくれたのですが、それに関しては3月に発注しまして、そのおくれを取り戻しているという状況です。

**○嶺井秋夫道路管理課長** 無電柱化推進事業の繰り越し理由につきましては2つの要因がございます。まず1つ目が、平成24年度から事業を開始している要請者負担方式の箇所におきまして、電線管理者との協議に時間を要し、設計業務の発注がおくれたことから、それに伴い工事発注がおくれたものが9億7935万2000円となっております。2つ目が、電線管理者との合意箇所の国道390号、石垣市において、支障物件移設の調整に時間を要したことによりお

くれたものが2億5300万円となっております。2つの合計で12億3235万2000円が繰越額となっております。

**○田原武文港湾課長** 主要施策の成果に関する報告書の本部港の整備についてお答えします。本部港の繰越額17億983万8000円の主な理由は、防波堤沖の位置について貨物フェリーの船社と調整したところ、クルーズ船等が寄港することを勘案して、当初計画の位置から110メートル沖へ移動したことによる防波堤の設計、検討に時間を要したことにより12億4700万円。それから、岸壁本体であるケーソンコンクリートの大きな箱ですねーの製作において、ケーソンを製作するためのフローティングドック船が、相次ぐ台風の来襲により本部港への入港がおくれたり、避難等を余儀なくされたことによる工事のおくれによって4億6283万8000円が繰り越しとなっております。

**○上原国定道路街路課長** 252ページ、ハンゴ道路ネットワークの構築における社会資本整備総合交付金（道路）、浦添西原線道路整備事業等の繰越額は16億6678万1000円となっております。繰り越しの主な理由としましては、用地単価不満や道路事業計画への反対等による用地交渉の難航、隣接する他の事業との工程調整による工事発注のおくれ等となっております。

**○新里米吉委員** この繰り越しの中でも、とりわけ無電柱化推進事業が14億円余りの予算額に対して繰り越しが12億円余りもあるんですね。ですから、先ほどもお話があったように早く無電柱化してほしいというのが県民の要望で、30年もかかるといながら、14億円のうち12億円も繰り越しが出るようなことでは困るので、これは要望ですが、しっかり年度内でできていくようにしないと、これを繰り越すと次の年度の方も出てくるわけだから、また繰り越しが出るのが懸念されますので、しっかりやってほしいということを要望します。

それから、国道329号の下を小波津川が流れておりまして、今その工事をしております。もう随分長い期間かかっているという印象なのですね。我々町民としては、一体いつ完成するのかということがありまして、そこを早くやらないと下も上も工事が進みにくいのではないかと思います。こんなに長期間になっている理由と工事の進捗状況、そこはいつ完了するのか聞かせてください。

**○上江洲安俊河川課長** 小波津川につきましては、平成15年度から事業着手しておりまして、整備が必



要な延長が下流から上流まで3.8キロメートルあります。国道329号から下流側の約900メートルについては重点的に整備してきておりまして、一部用地取得難航箇所を除いて、平成27年度にはおおむね整備を完了する予定であります。今、委員がおっしゃる国道329号の橋があります。これは直轄工事でやっております、県が負担金を出して工事しております。国道の工事が少しおくれがみだということで、聞くところによりますと平成27年度までには橋梁は完成する予定だと聞いております。それで、上流側についても用地買収等を進めているものですから、平成27年度以降順次整備していきたいと考えています。平成27年度におおむね下流側は概成といいますか、完成するということになっています。

**○新里米吉委員** 平成25年度歳入歳出決算説明資料の2ページを見ますと、一般会計、それから中城湾港マリン・タウン特別会計の執行率がかなり低いです。先ほども、マリンタウンについては説明がありましたが、こんなに執行率が低い理由は何ですか。

**○宮城行夫土木総務課長** まず、一般会計についてお答えしたいと思います。一般会計において執行率が低いものとしましては、土木建築部の平成25年度歳入歳出決算説明資料、5ページか6ページを参考になさったらいいいと思います。(目)土木総務費が56.6%となっております。(目)土木総務費には、市町村の沖縄振興公共投資交付金が計上されており、市町村の事業進捗に伴い交付されるのですが、市町村の事業進捗がおくれ、繰り越しが発生していることが原因となっております。次に、(目)砂防費が48.4%となっております。これは、用地取得のおくれから工事着手がおくれていることなどが原因となっております。そして次に、(目)港湾建設費が54.9%となっております。これは、設計に不測の時間を要したことによりおくれが生じたことなどが原因となっております。そして次に、(目)土地区画整理費が53.3%となっております。大湾東地区において下水道工事施工中に空洞が確認され、空洞調査及び対応策の検討に時間を要し、区画整理事業の工事着手がおくれ、年度内の工事完了が困難となったことなどが原因となっております。

次に、(款)災害復旧費が57.2%となっております。これは、災害に備えての見込み予算を計上しておりましたが、対象となる災害がなく不用額が発生しております。これが一般会計の執行率が低くなっている主な理由となっております。

**○田原武文港湾課長** 中城湾港マリン・タウン特別

会計の執行率が低い主な理由は、ホテル、コンドミニアム予定地がございますけれども、そこに西原町と与那原町がMICEの誘致を表明したため、分譲に関する整備を保留したことにより不用額が生じたものでございます。また、与那原マリーナにおいて、静穏度向上のための栈橋形状の検討、それから、構造計算等の検討に時間を要したため繰り越しが生じたものでございます。

**○新里米吉委員** ホテル予定地は県の責任でやることになっていて、土木建築部の20年来の大きな課題になっていますから、MICEはそこに置いたほうが問題解決するだろうと思いますので、ぜひ皆さんの課題も早く解決するように頑張ってください。

それから、少しお聞きしておかないといけないと思っているものがあるのですが、県政プラザにおいて大々的にシリーズで出されています。それについては来年の決算の大きな課題になると思うのですが、しかし、今執行しているのは現在の知事、部長たちですから、それで少し事実関係、疑問点などをお聞きしておきたいと思います。土木建築部も広報予算を県政プラザに支出していると思うのですが、幾ら出しましたか。

**○當銘健一郎土木建築部長** この県政プラザについては、私も初めて聞いたのですが、分担金があって、幾らかの予算を計上して出している。ただ、金額については、今、手持ちに資料がないものですから、わかりません。

**○新里米吉委員** 我々が調べたところによると、従来、最近では県の新聞などへの広報は、当初予算で948万円、平成22年、平成23年、平成24年、平成25年と変わらないのですよ。今年度も948万円は変わらない。これにプラスして、今年度は県政プラザの予算として2672万円の費用が出ているわけです。これまでの当初予算は900万円余り、これはずっと変わらない。それを上回る額が分担金で皆さん全部集められて、調べたら皆さんも300万円出している。だから、土木建築部長は知らなくても土木建築部長以外の方が知らないということは本当はおかしいのだけれども、そういうことで今回、突然、急にというのか、これが出てきている。その辺を土木建築部長が知らなかったということがびっくりなのだけれども、これまでは出さないのに突然ことし、従来出していない額を各部局に話をして出してもらうということは、これはどこかで協議があったのですか。

**○當銘健一郎土木建築部長** 詳しい経緯については

よくわからないのですが、総務部から話があって、各部から分担金を出したという経緯のようです。

**○新里米吉委員** ということは、この従来の当初予算とは別に、その3倍近い額の2672万円を特別に出して、それを総務部から各部局に要請をしてつくらせたということだろうと思いますが、これは必ずしも今でなくても、もし沖縄21世紀ビジョンを知らせるというのであれば、これは去年でもいいわけですよ。一昨年から始まっているのだから。むしろ知らせるためだったら一昨年か去年でやるべきで、突然今度、しかも県議会で対立点になるものの宣伝までし始めているので、それが非常に気になるのは、沖縄21世紀ビジョンの早期実現を求める県民の会というところから、私にも送られてきましたよ。返信封筒まで送られてきている。その資料とつくり方は違っても、これに出ているものと沖縄21世紀ビジョンの早期実現を求める県民の会の資料とそっくり同じなのですよ。どうもこれは名前を見ると知事の応援団みたいな感じなのですが、こういうあり方でもいいのかと県民が非常に疑問を持って、今、論壇などにもかなり抗議の論調のものが出たりしている。ここは部長たち、ただ言われたから、はい出しましょうではなくて、こういったものに対しては皆さんもしっかりとした視点、疑問を持ってほしいということ要望して終わります。

**○新垣良俊委員長** 仲宗根悟委員。

**○仲宗根悟委員** それでは、幾つか質疑をしたいと思います。平成25年度歳入歳出決算説明資料からまずお願いしたいのですが、今、土木建築部長から説明があった不納欠損額については、談合による賠償金は破産して取れない状況になって不納欠損に至ったという説明でした。この未収金が12億円余りあるのですが、その中の7億円余りが家賃滞納だと、そして4億円余りが談合だと、主な未収金なのですが、今、訴えの提起もしながら回収見込みというのでしょうか、この家賃の7億円余りの未収金が今年度でどう回収をされるのか、その辺の説明をお願いしたいのですが。

**○嘉川陽一住宅課長** 未収金につきましては、今年度は、昨年度と比較すると716万円余りふえております。理由としましては、家賃の徴収率が昨年度と同じ87.5%でございましたけれども、調定額は過去最高になったため、これに伴って収入額、収入未済額、いずれも増額になったということでございます。

**○仲宗根悟委員** この家賃滞納の7億円余りなのですが、これは年間ですか、それともまた繰り越し、

繰り越しで来ている額もありますか、どうなのでしょう。

**○嘉川陽一住宅課長** 収入未済額の内訳でございますけれども、現年度分、いわゆる昨年度の分が1億1226万8000円でございます。それから、それ以前の過年度に係る収入未済額が5億8880万7000円ございます。

**○仲宗根悟委員** そうしますと、これを積み重ねて年度をまたいでいくと、結局は取れなくなりますよね。不納欠損に至るまでの期間は5年間でしたか、また不納欠損に至るといって予想されるわけですか。

**○嘉川陽一住宅課長** 過年度の不納額についても鋭意徴収に努めておりまして、全体としては、その総額はふえているというところではございません。

**○仲宗根悟委員** 今、県の未収金に対して、時効に至るまでの間に回収を一生懸命なさっていると思うのですが、その回収についてどういった取り組みがなされているのか、未収金の回収作業は、今現在、どのようになされていますか。

**○嘉川陽一住宅課長** 特に過年度につきましては非常に徴収が困難だということもありまして、民間の債権回収会社に委託をしているという状況でございます。

**○仲宗根悟委員** 民間の回収会社に委託しているということなのですが、この成果というのでしょうか、民間に委託するほうがいいという格好になっているのでしょうか。

**○嘉川陽一住宅課長** 過年度実績を見ますと、やはり20年ほど前の古い債権についても回収できているという事例も見受けられます。

**○仲宗根悟委員** その場合、いろいろな事情があって支払いたくても支払えない状況というのでしょうか、家計の状態というものも審査の対象だとは思いますが、その辺に關しての考え方はどうなのでしょう。

**○嘉川陽一住宅課長** やはり、過年度の債権ということになりますと、特に県営住宅を退去されている場合には、その方の現住所を確認しながら徴収、あるいは徴収のお願いをするということになりますので、やはり多少の困難が伴うこともございます。

**○仲宗根悟委員** 先ほど申し上げましたとおり、払いたいのだけれども払える状況にないという、生活困窮でしょうか、それともまた仕事に行きたくても仕事がない、失業状態だと、収入がないのだという方々も含まれていると思うのですよね。そう

いった方々の考慮もあってしかるべきと思うのですが、その辺についての皆さん方の考え方はいかがですか。

○嘉川陽一住宅課長 やはり、現時点でも生活に困窮しているという方もいるものですから、そういう方については徴収というものは非常に難しいところもあると思いますが、中には、債権会社のネットワークと申すか一持っている情報から、現在については、かなり立派な持ち家に住んでおられるという方も見受けられますので、そういう方については、また家賃のお支払いについて、再度お願いをしているというところがございます。

○仲宗根悟委員 その点についても鋭意努力していただきたいと思っております。

あと、もう一つの4億円余りの談合の未収金です。確認したいのですが、これは、たしか示談によってその額どおり4億円余りでしたか。

○宮城行夫土木総務課長 (款) 諸収入が4億2834万3132円で、そのうち談合問題に係る損害賠償金が1億8314万8675円、それから、県営住宅使用料の滞納に係る契約解除に伴う損害賠償金が1億8410万9500円となっております。

○仲宗根悟委員 では、その4億円についても回収の見込みはあるということで、よろしいのでしょうか。

○宮城行夫土木総務課長 この収入未済に係る部分に関しては、基本的には会社が倒産しているとか、それから、代表者が死亡しているとか不在とかということで、なかなか回収が困難な状況になっております。

○仲宗根悟委員 では、この4億円余りの中から、いずれ不納欠損に至る額も大体予想がつくのでしょうか、どうなのでしょう。

○宮城行夫土木総務課長 この中に、今9月県議会で和解を提案したのがあります。それは契約金の10%を5%にしたので、その5%分が不納欠損になる予定であります。それから、例えば会社が解散、清算した場合、終了した場合もその部分が不納欠損になります。

○仲宗根悟委員 わかりました。

では、総括表の5ページの中の道路維持費でお聞きしたいのですが、この道路維持費の中に道路除草作業の費用も含まれていますか。

○嶺井秋夫道路管理課長 道路維持費の中に除草の予算も含まれております。県管理道路の除草、剪定につきましては、平成25年度は県単独費で約4億円

程度計上しております。それで、年2回程度の除草を行っております。

○仲宗根悟委員 今、道路管理課長の説明ですと、年2回除草をしていると言うのですが、年2回では相当足りないのではないかと。大体四、五回、あるいは6回ぐらい刈らないことには、沖縄の旺盛な雑草というのはどうでしょうか。それと、この2回という回数というものは、道路管理課長自身どうお考えですか。

○嶺井秋夫道路管理課長 委員のおっしゃるように、やはり年に4回、5回程度は必要だと感じております。昨年度までは予算的にも年2回程度でございましたけれども、平成26年度につきましては約8000万円程度増額をしてもらいまして、2回から3回程度は除草を行う予定としております。

○仲宗根悟委員 以前、決算特別委員会の中で県警からも、道路管理者である県に速やかに草を刈るように、そして、見通しのいいように、交通事故が起こらないようにと、危険箇所も何度か指摘をしてきましたというお話もあったのです。道路ですから、草を刈ってどこも見通しがいいということが非常にいいのですが、危険箇所、特にこの交差点というポイントを置いて、そこは特別に例外的に四、五回でもいいという箇所も皆さんにはあるのですか、どうですか。

○嶺井秋夫道路管理課長 各土木事務所で危険な交差点とか、また子供たちが利用する通学路、その辺は優先的に2回と言わず、四、五回はやっている状況でございます。

○仲宗根悟委員 よくわかりました。では、道路管理課長も予算的などころがあって、全体的にもうぎりぎりなんだと、3回までしかできないと。四、五回やりたいのだけれども、予算がないというお考えなのですか。

○嶺井秋夫道路管理課長 今、年2回程度というお話をしたのですが、これはあくまでも平均してということでございまして、場所によっては四、五回やったり、また極端な言い方をすると1回しかできないというところもございます。

○仲宗根悟委員 見てみますと、国道もそうなのですが、観光立県というには余りにも草がぼうぼうと生えていて非常に見苦しいと、通るたびによく思うのですよ。先ほど、広報の予算の話もありましたけれども、観光という面から見ると、あるいはいろいろなところから見ると、予算をかき集めて除草したらどうかと思っております。皆さん集め上手で

すから、それで予算をつくっているいろいろな事業もしているわけですが、その辺についてもぜひ観光と密接にかかわりがあるわけですから、観光の予算から繰り出せないかと思っておりますが、この辺についてどうお考えでしょうか。

**○嶺井秋夫道路管理課長** 今、観光部局とも連携をとりまして、観光部局と沖縄総合事務局の国道事務所も含めて連携して協議をしているところがございますので、できるだけ観光部局からも予算を回してもらえるように、やっていきたいと考えております。

**○仲宗根悟委員** 特に国道はよく通るもので気づくのは国道なのですが、いろいろな分離帯を越えて、非常に危険ではないかと思うぐらい、見通しが悪いところをUターンしようとするレンタカーも何度か見かけて、観光部門でできるのであれば、この辺もタイアップしていただきたいと要望を申し上げたいと思います。

あと、その下の河川改良費49億6000万円余りなのですが、以前聞きましたら、もう30年前からずっと整備を続けてきていて、年次的にやっているというお話もあったのですが、この49億円余りの予算、どのようなところを工事しているのでしょうか。

**○上江洲安俊河川課長** 河川改良費といいますのは、河川整備、それからダム建設に関する費用ということで、補助事業と県単事業を含めて8つの事業で構成されている事業です。

**○仲宗根悟委員** この河川改良費の中で、県が管理する2級河川のしゅんせつ工事費も、その中から使えるお金ですか、どうでしょうか。

**○上江洲安俊河川課長** 国庫補助で改修区間に入っているところ、断面不足とか、そういった補助事業で採択されるものはしゅんせつもできます。

**○仲宗根悟委員** 今、1億5000万円余りしか不用額は残っていないのかな、どうなの。もったいないと思うのですが、しゅんせつ要望というのはいろいろなところであると思うのです。各地の要望、ここもしゅんせつしてもらいたいとか、しゅんせつすることによって冠水対策にもなるのではないかという意見もあるのですが、その辺についてはいかがですか。

**○上江洲安俊河川課長** しゅんせつにつきましては、この河川改良費はどちらかといいますとハード整備なのですが、県単事業で河川維持費というものがございます。その中で優先順位をつけて、各土木事務所でしゅんせつ、除草等も含めてやっております。

**○仲宗根悟委員** それと、先ほど不用額の理由の中

に、災害復旧費はかなり災害が少なかったということで不用額になってはいるのです。先ほどと関連するのですが、予算の使い方ですが、優先順位をつけながら、非常に待っているところと、あるいは、新里委員あたりもいらいらして、早く工事が進まないかというお話もあるのです。豪雨があったり何やかんやするわけですから、災害復旧費の21億円余りも残しているわけですから、その辺についてもいろいろ組み立てしながら補正を組んだり、あるいは流用というのか、そういった形で使えないものかと思うのですが、その辺についていかがですか。

**○赤崎勉海岸防災課長** 災害復旧費については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業費に充てるための予算として、当初予算で計上しているものでございます。この用途については、異常な天然現象—これは暴風雨とか台風等により被災した公共土木施設、河川の護岸であったり海岸の護岸、あるいは道路、港湾の施設を原形に復旧するための調査測量設計、それから用地及び補償費、工事に充てるための予算であります。

**○仲宗根悟委員** 災害復旧費は豪雨だとか特別な事情によって使うお金と言っているのですが、中川委員も言ったように、そのときにしか感じないのですよね。常、平生からやってさえすれば、そんなにも被害は出ないだろうと予想もつくわけなのですが、一旦豪雨が来て、初めてその状況というものがわかるわけなのですよね。やはり、その辺のところも理由づけもしながら、どうにか災害復旧費21億円も、なかったから使いませんでしたというものを、むしろこれから起こりますと理由づけできないものかと思うのですよね。その辺のところ検討していただきたいと思います。

あと、駐車場事業特別会計です。この雑入が利用実績収入なのかと思うのですが、これも説明をお願いしたいのです。

**○嶺井秋夫道路管理課長** 駐車場事業特別会計の雑入は、指定管理者が県に対して納付する固定納付金となっております。

**○仲宗根悟委員** これは別に駐車場を利用した方々の利用料という形で計上されている額ではないのですか。

**○嶺井秋夫道路管理課長** 指定管理者が駐車場料金を全部いただきまして、その中から県に対して平成25年度は約6600万円の固定納付金を支払うことになっております。

**○仲宗根悟委員** 1日の平均の利用台数というので

しょうか、利用者数というものはわかりますか。

○嶺井秋夫道路管理課長 平成25年度の利用状況が日平均499台となっております。ちなみに、平成24年度は450台ということで49台増となっております。

○仲宗根悟委員 駐車場運営の中で、何台来たらペイするという収支バランスというものはありますか、それはないですか。

○嶺井秋夫道路管理課長 今、収支バランスというところまでは確認しておりません。

○仲宗根悟委員 教えてもらいたいのですが、1回の利用制限というのでしょうか、駐車場を私たちが利用する場合は時間で料金を払うのですが、1日だとか、2日だとか、3日、長時間、長日数にわたっても利用できる状態でしょうか。

○嶺井秋夫道路管理課長 駐車場の利用料金につきましては1時間当たり300円を設定しておりますが、上限を1200円として4時間以降は一定と。これはあくまでも1日当たりですが、日を越しますとまた再度クリアされます。

○新垣良俊委員長 奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 土木建築部長の読み上げ文に沿って、それから監査委員からの平成25年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書を含めてお聞きしたいと思うのです。まず最初に、土木建築部の不納欠損が1億721万26円となっておりますが、土木建築部長はこの金額についてどう思われているのかを先に聞きたいと思えます。額を聞いているのではないですよ。その認識を土木建築部長に、今、聞いているのです。不納欠損について、今、これだけの不納欠損が出てしまったけれども、これについてどう思っているかということをお聞きしたい。

○當銘健一郎土木建築部長 委員から御指摘のありますように、不納欠損額は全体で1億円を超える額の不納欠損金となっております。ただし、その内訳を見ますと、ほとんどが談合問題に係る違約金関係でございますので、これは相手方の会社の破産などによって債務が消滅したり、あるいは和解成立によって10%を5%にしている関係で、その5%分が不納欠損になっているということでございますので、ある意味少しやむを得ないような部分もあるのではないかと考えております。

○奥平一夫委員 それでは、さらにお聞きしますけれども、この5年間の不納欠損の総額は幾らになっていきますか。担当課長、誰かわかりましたら。

私が言いたいのは、毎年同じような不納欠損が出ているということをぜひ皆さんに認識していただき

たい。これは本当に努力すれば取れるべきものがあつたはずなのですね。それは、今の談合問題については非常に厳しい、確かに難しいところもあつたかもしれませんが、ただ、それでよしという答弁は少し僕は納得できないし、もう少し不納欠損についての姿勢はきちんとしていただきたいという思いでお聞きしました。これはもう正直言って、権益にもとるし、あるいは税の公平負担という観点からしても全然よくありませんので、この辺はしっかりやっていたいただきたいということです。

これにつながるだろうと思われる収入未済額12億951万円も非常に心配をしておりますけれども、これについての認識もお聞きしたいと思えます。土木建築部長の認識でいいです。

○當銘健一郎土木建築部長 収入未済額につきましては12億円余りということで非常に大きいわけですが、これについて内訳としては、県営住宅の使用料と手数料が7億円余り、あと諸収入の中の4億円というものは、これはまた先ほどの談合問題に係る金額となっております。県営住宅の使用料につきましては、やはりこれは徴収をする努力を積み重ねていかないといけないと思っております。ただし、先ほど仲宗根委員からもございましたように、もともとが住宅に困窮する低額所得者を対象としておりますので、払いたいけれどもなかなか払えないという方がいることもまた事実でございます。ただ、やはり払える資力のある方も当然いるわけで、そういう方は探し出してでもきちんと払っていただくという努力を地道に重ねていくことが必要だろうと考えています。

○奥平一夫委員 僕は、土木建築部長の読み上げ文で収入済額の調定額に対する割合、いわゆる収入比率は98.7%ですと。これは確かに98.7%ですが、これだけ徴収していますと言わんばかりのことなのですが、私が問題にしたいのは収入未済額なので、こういう書き方もいかがなものかと思えます。もちろん、努力をこうして示していくということも確かに気持ちはわかりますけれども、収入未済額に対する心構え、やはりきちんとしていただきたいと思っております。

それから、支出済額の予算現額に対する割合、いわゆる執行率が67.6%、この原因についてお聞かせください。細かい話ではなくて、これは例えばこの執行率が67%というものは平成25年度だけなのか、それとも前年はどうだったかということも含めてお聞かせください。

○宮城行夫土木総務課長 平成25年度の一般会計、特別会計の執行率が67.6%、平成24年度が67.8%、それから平成23年度が74.5%となっております。

○奥平一夫委員 土木建築部長、これは高いと思いますか、低いと思いますか。

○當銘健一郎土木建築部長 執行率がやはり最近では60%台となっているのは、私は低迷している状況だと思っておりますので、この執行率を高める努力というものは当然していかないといけないと考えています。

○奥平一夫委員 きのうも監査委員との質疑の中でもやはりいろいろありました。特に土木建築部がかなり高くて、それから、その中にある下水道もかなりそのようによくない状態なのですね。ですから、その執行率がなぜ低いかと、いろいろ理由はありますけれども、私は少し仕事がふえ過ぎていないかなと思うのですが、いかがですか。

○當銘健一郎土木建築部長 平成24年度からの新しい振興計画に基づいて、御存じのとおり、公共事業の予算も平成24年、平成25年、平成26年とどんどんふえてきているということは事実でございます。また、それに見合った執行体制をきちんと組んでやっていかないといけないというところが、少しおこなっている部分は若干あるだろうと考えています。

○奥平一夫委員 行革で大分人減らしをされてきましたね。かなり重要なポストを持っている皆さんもやめていかれたり、あるいはいろいろ回ったり、この辺についてはどう思われますか。執行を上げるためのね、どうですか。

○當銘健一郎土木建築部長 行革は行革でそれなりの目的を持ってやっているわけでございますけれども、ただ、こういう公共事業がふえるような状況になれば、それに対応して執行体制も、組織、定数を含めて、改めて考えていく必要は当然あると考えています。

○奥平一夫委員 それを要望していこうという気はありますか。

○當銘健一郎土木建築部長 まず、この繰り越しの理由でいろいろとありますけれども、その中の最大の原因というものがやはり用地、そして補償といった第三者の交渉相手のある事柄についてなかなか進捗しないと。そしてまた、用地が取得できず、あるいは物件が補償できなければ、そこに工事を入れることができませんので、工事もどんどんおこなっていくということになります。したがって、まず私どもとしては、用地関係職員なり、せんだっては南城市

からも南部東道路について現場事務所をつくってもらいたい、土地も建物も提供すると、あるいは南城市からも職員を派遣してもいいと、いろいろなそういうこともございました。南城市の南部東道路なども用地取得がおこなわれているという実態があるわけでもございまして、やはりそこら辺は次年度に向けて組織定数をきちんとした形で、これは県の総務部当局に要求していこうと考えています。

○奥平一夫委員 この執行率が非常に低いということが、県民生活にどのような影響を及ぼしていると感じますか。

○當銘健一郎土木建築部長 県民生活への直接的な影響といたしますのは、やはり繰り越しが多くなれば、本来県民生活が向上するであろう生活利便施設としての道路とか、公園とか、そういうものの供用開始がおこなわれるわけですから、そういった影響は当然あるでしょうと思います。また、こういう公共事業を発注するものにつきましては、県の経済を引っ張る一つの要因でもありますけれども、それがまたおこなわれると。そしてまたおこなわれると、その繰越予算が次年度の現年度予算の足を引っ張るということで悪循環に陥る部分もありますので、これはしっかり対応していく必要があると思います。

○奥平一夫委員 そうですね。そういう意味で本当に執行率を上げるためには、やはり執行体制をしっかりと確保してその仕事に当たっていくということが非常に大事なかなと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それから、不用額が29億円もありますけれども、これはどういう理由でしょうか。それと、その不用額というものはどうなっていくのですか。

○宮城行夫土木総務課長 土木建築部における不用額は全体で29億4614万8045円となっており、一般会計が24億169万7910円、特別会計が5億4445万131円となっております。不用額の内訳と主な原因としましては、一般会計の(項)河川海岸費が6億668万3813円で、主な理由は、災害の発生が見込みより少なかったことや用地買収困難によるものとなっております。そして、(項)港湾費が5億2661万1698円で、主な理由は、港湾改修事業で実施している伊江港及び渡嘉敷港の7港の整備において、事業完了に伴う執行残や計画見直しによるコスト縮減等によるものとなっております。また、(項)道路橋りょう費が3億3186万8258円で、主な理由は、国直轄事業県負担金支出事業の内示減に伴い、県負担額が減ったこと及び用地買収困難等によるものとなって

おります。特別会計の不用額の内訳の理由としましては、下地島空港特別会計、それから、下水道事業特別会計、中城湾港マリン・タウン特別会計において不用額が発生しております。

○奥平一夫委員 その不用額というものは実際どこへ行くのですか、国庫に戻るのですか。それとも一般会計に戻ってくるのですか。これだけの金額がどこへ戻ってくるのですか。どのように会計処理をしているのですか。

○宮城行夫土木総務課長 基本的に支出がないですから、国庫に関しては収入がありません。県の一般財源に関しては、そのままということになります。

○奥平一夫委員 もう一回詳しく、わかりやすく。

○宮城行夫土木総務課長 国庫事業に関しては、基本的に支出がないと国庫からの受け入れがありませんので収入がありません。県費に関しては、翌年度にまた事業等に活用できます。

○奥平一夫委員 次、下水道事業特別会計について伺います。この下水道事業もかなり繰り越しがありますよね。これも例年同じような比率で繰り越しているのでしょうか。

○下地栄下水道課長 本年度は33億5882万円の繰り越しですが、そのうちの28億3941万9000円が契約繰り越しとなっております。

○奥平一夫委員 ですから、その契約の繰り越しなのですが、なぜ契約がおくれたのですか。

○下地栄下水道課長 代表的な例ですが、宜野湾浄化センターにおいて、汚泥処理棟の基礎工事で少しかたい層があったものですから、そこの施工に手間取った関係で関連の工事の発注がおくれて繰り越すという状況になった次第です。

○奥平一夫委員 冒頭言いましたように、この繰越額といいますか、繰越額比率ですか、それは大体毎年このようなものですか。

○下地栄下水道課長 繰越額の縮減については毎年頑張っているつもりなのですが、例年このぐらいのところまで推移しているという状況にあります。

○奥平一夫委員 土木建築部長、今の答弁についてどう思われますか、毎年だそうですね。

○當銘健一郎土木建築部長 やはり、繰越額は、先ほど申し上げましたように、縮減する対策をとる必要があると思っております。

○奥平一夫委員 いやいや、土木建築部長、それだったら誰でも言えますよ。やはり危機感もないのですよね。確かにおっしゃっていますように、職員の確保がなかなかままならないということもあって、も

う少しその辺のところを緊張感を持って、やはり執行体制がどうなるか、現場にきちんとした人材をどう確保できるかというところを、「やります。」とか「やらなければならないですね。」とかという答弁ならわかるけれども、そういうことではなくて、もう一度その辺の視点からお話しできますか。

○當銘健一郎土木建築部長 毎年やはり繰越額もふえていく状況ですので、これは何とかしないとけないと考えているところです。そこで、先ほども申し上げましたとおり、まずは執行体制をしっかりさせるということで、これは組織定数でもきちんと対応してもらおうということで取り組んでいきたいと考えています。

○奥平一夫委員 下水道事業では、今、不用額が2億円出ていますよね。下水道課長、これはどういうものがありますか。

○下地栄下水道課長 2億円の繰り越しの大部分が維持管理で不用を出しております、それは、当初見込んでいたよりも人件費が安く上がってしまったとか、光熱水費、あと修繕料とか、そういったもので執行残が出ております。

○奥平一夫委員 それでは次に、談合に係る賠償金の総計というものは、例えば下水道事業ではわかりますか。急で申しわけないですが、総額で幾らか。

○下地栄下水道課長 賠償金の金額の残額ですが、2億7265万2973円となっております。

○奥平一夫委員 総額で2億7000万円ということですか。

○下地栄下水道課長 そうです。

○奥平一夫委員 今、残と言わなかったですか。

○下地栄下水道課長 残ですね。

総額が6億3245万8785円で、和解による不納欠損額の3億5980万5812円を控除しますと、残額が2億7265万2973円となっております。

○奥平一夫委員 今後の収入見込みはございますか、これで終わりですか。

○下地栄下水道課長 先ほどの件ですが、収入未済額は2823万6960円となっております。それから今後の予定ですが、調査会社とかそこら辺に委託しまして、回収の計画も検討しております。

○奥平一夫委員 いわゆる談合に係る賠償金というものは、多分5年、6年ぐらい前ですよね。そうすると、この不納欠損は平成25年度から発生しているのでしょうか。それとも平成24年度から。

○宮城行夫土木総務課長 談合問題に係る調停が平成22年12月10日に県議会に提出されて、それ以降調

停が成立していますので、平成22年度から不納欠損額が発生しています。

調停においても、基本的には例えば特A企業に関しては契約額の10%を5%にして、その5%が不納欠損となっております。

○奥平一夫委員 了解しました。次に、土木建築部の最後のほうの中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計は、予算が9364万円となっておりますけれども、平成25年度はこれはどういう事業を扱っているのですか。

○田原武文港湾課長 中城湾港泡瀬地区につきましては、先行で漁業補償をしておりますので、その償還ということになります。

○奥平一夫委員 では、現在は償還分だけ9000万円出ているのですが、この埋め立てとか、いろいろなそういう土木事業というものは、どこまで進んでいるのですか。

○田原武文港湾課長 臨海債については、工事はまだやっておりません。

○奥平一夫委員 これはいつまでの事業ですか。

○田原武文港湾課長 県の事業は平成32年度までとなっております。

○奥平一夫委員 トータルでお聞きしたいのですが、国も含めた事業はいつ完了するのですか。平成25年度までの進捗率も教えてください。

○田原武文港湾課長 国は、埋立土量ベースで43%の進捗率となっております。県の場合は現在埋め立てしておりませんので、事業費ベースでいきますと18%ということになっております。

○奥平一夫委員 これは計画どおりの日程で完了すると考えているのですか。

○田原武文港湾課長 現在、平成32年度完了を目標に事業を進めております。

○奥平一夫委員 だから、この進捗からして平成32年度までに完了するという見込みは、あるのですかと聞いているのです。

○田原武文港湾課長 平成32年度完成目標で現在事業を進めておりますので、平成32年度に完成を今考えております。

○奥平一夫委員 そうでしょうね。そういう答弁しかできないと思います。

下水道はもう一つ、実は事業として取り上げようと思ったのですが、時間もないので、最後に主要施策の成果に関する報告書253ページ、沖縄建設産業グローバル化推進事業をもっとかみ砕いて話していただけないか、説明をいただきます。

○宮城行夫土木総務課長 本事業は建設産業の新分野、新市場の開拓を促進するため、県内建設関連企業等が経済成長の著しいアジア等へ事業展開することを支援するもので、事業期間が平成25年度から平成28年度までを予定しております。

○奥平一夫委員 これは例えば、今でもアジアで起業している中小企業というものはたくさんあると思うのですが、何社ぐらい東南アジアに行っているのか把握していますか。

○宮城行夫土木総務課長 海外展開している企業に関しては、今のところ把握しておりません。

○奥平一夫委員 この実績についてわかりやすく教えてください。この事業内容が、計画と実績で少し何かずれている感じがするのですが、この辺についても教えてください。

○宮城行夫土木総務課長 平成25年度の実績ということに関しては、アジア等海外建設市場への参入意欲のある企業または企業グループを9社から7グループ選定し、その企業が海外市場調査に出かけております。

○奥平一夫委員 この主要施策の成果に関する報告書の中では、「委託業者の選定や企業公募などに時間を要したため海外市場調査の期間が十分に確保することができなかったことから」とありますけれども、これはどういう意味ですか、説明してください。

○宮城行夫土木総務課長 平成25年度はこの事業の当初だったものですから、まずこの事業を委託する企業の選定に時間を要したということと、それからさっき言ったように、進出企業を9社から7グループを選定するために時間を要したということになっております。

○奥平一夫委員 普通はいろいろな予備調査、市場調査をして、本当にどれぐらいの需要があるのか、あるいは県内企業でどれぐらい要望している企業があるのかということ調査するのではないですか。何でそういう業者選定に手間取って、9社から7グループを選択するのに、これだけ期間を要したというわけですか、1年間もかけて、おかしいのではないですか。

○宮城行夫土木総務課長 まず、受託する企業を選ぶのに企画コンペというか、そういうプロポーザルなので、それに大分時間を要します。それから、事業所を選定した後、今度は参加する企業に関しても公募になりますので、それに関してもまた委員会を開いて、そこで選定するというところで時間を要しております。



○**奥平一夫委員** こういうのはもっとスピードを上げてやらないと全く意味ないと思います。こんなものに1年もかけて、2000万円以上の金をかけてこんなことをやっていて、また今年度多分やっているでしょうけれども、こんなものはスピードを上げてやらないと、私の知っている紺野さんという方は、もう今、東南アジアでも3つ、4つぐらいの事業を展開して、これは2年前ですよ。これだけの事業をやって、若い人が起業をするために、参入をさせるためにいろいろ連れて行ったりしている方がいるのですよ。だから、そのようにもっとスピードを上げてやらないと、これはいいアイデアだと思います。グッドアイデアだと思いますけれども、本当にこれだけの事業費をかけてやるのだったら、しっかり効率を上げてやるという気構えがないと、こんなのでは絵に描いた餅になって終わりますよ。最後になりますけれども、土木建築部長、その見解はどうですか。

○**當銘健一郎土木建築部長** これは県内企業の海外展開を支援する非常にいい事業だと思っておりまして、いろいろな企業グループがエントリーをしてきて、そのうち7企業グループに対して支援をするということをやっております。ただ、企業を選ぶ段階では公募をして、プロポーザルをして、それに対して、やはりきちんとした委員会を選んでいただかないと、行政側だけで選ぶというわけにはいきませんので、それで少し時間を要したということもあります。また、そのプロポーザルの中でも海外に展開していくという意味においては、実現性とか継続性、会社の体力、いろいろなことを勘案する必要があったということで少し時間がかかっておりますけれども、今後スピードアップして、しっかり支援していきたいと考えております。

○**新垣良俊委員長** 休憩します。

午後0時16分休憩

午後1時32分再開

○**新垣良俊委員長** 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** 主要施策の成果に関する報告書の中からお願いします。これは242ページの無電柱化推進事業なのですが、共同溝という表現をされているのですが、どういう業種で共同しようという計画なのですか。

○**嶺井秋夫道路管理課長** 電線共同溝方式について御説明いたします。電線共同溝方式は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、2つ以上の

電線を収容する施設となっております。現在、利用者としては、沖縄電力株式会社、あと、西日本電信電話株式会社、沖縄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社USEN等の利用がございます。

○**新垣清涼委員** 国道58号なども牧港あたりまで大謝名付近でも進んでいるのですが、電話線がまだぶらぶら下がっているものですから、それはいつごろの予定なのですか。

○**嶺井秋夫道路管理課長** 電線共同溝の利用者につきましては、計画策定の際に占用予定者を確認しております。道路管理者が管を敷設した後に利用することになります。現在、電気利用者は利用されていて、電話関係はまだということでありましたら、多分追っかけてやることになるかと思っております。

○**新垣清涼委員** 年次計画、皆さんからいただいた資料なのですが、宮古島市の国道390号、これは合意路線と要請者負担との2つに分かれていて、その説明をお願いします。

○**嶺井秋夫道路管理課長** 合意路線と要請者負担方式の2通りございますが、合意路線につきましては、電線管理者を含む沖縄ブロック無電柱化推進協議会において、この電線管理者、または道路管理者が合意した路線となっております。要請者負担方式の箇所につきましては、その合意路線から外れた箇所につきまして、重要な箇所を電線管理者が負担する予算を道路管理者が負担して実施する事業となっております。

○**新垣清涼委員** そうしますと、この割合というのは、その路線の中でその後現場でしかわからないということになるわけですか。同じ路線で2つに区切られているものですか。

○**嶺井秋夫道路管理課長** 合意路線につきましては5カ年計画を立ててやりますので、その時点でこの合意路線の区間がどこからどこまでということがはっきり決まりますので、そこから外れた箇所が要請者負担ということになります。

○**新垣清涼委員** 次に、公営住宅の整備事業ですが、先ほども少しあったのですが、県営住宅については皆さん建てかえの計画が出ていますよね。おおむね昭和50年前後に建てられたものの改築計画が出ていますが、住宅供給公社が建てたものについては皆さんの関係としてはどうなのでしょう。

○**嘉川陽一住宅課長** 住宅供給公社につきましては、平成26年3月に沖縄県住宅供給公社賃貸住宅等ストック活用計画を策定しております。これによると、当蔵賃貸住宅、小禄賃貸住宅、美里団地、赤道

団地、愛知団地につきましては、住宅供給公社による建てかえの検討、嶺井団地につきましては、地元自治体による建てかえを検討するとなっております。

**○新垣清涼委員** 先ほども午前の質疑の中で土木建築部長は、住宅供給公社は今は建てかえをやっていないという話でしたが、今の答弁からすると、住宅供給公社は今後もそういう建てかえをして提供していくという考え方になっているのですか。

**○當銘健一郎土木建築部長** 午前中お答えいたしましたのは、住宅供給公社においては新規供給はしていないということでございまして、建てかえについてはやっていないというわけではございません。ただ、建てかえをするにいたしましても、今、住宅供給公社の経営自体が非常に厳しい中で、自前で建てかえるということがなかなか難しいので、いろいろ国庫補助事業などを活用した形で建てかえができないかと。その一つとして、先ほど住宅課長から言いましたような嶺井団地とか、あるいは当蔵賃貸住宅、そういったところを国庫補助事業が導入できそうですので、建てかえの方策を模索しているところでございます。

**○新垣清涼委員** 赤道団地ですが、かなりセメントの剥離があって非常に危険な状況なのです。これは前にも私は一般質問でも取り上げたのですが、その後全然進展もないようで、どんどん剥離する状況が進んでいるのです。子供たちが下で遊んでいると3階から落ちてくる。たとえ小さな破片だとしても、これは人身事故につながる可能性があるのです。やはり県としては役員を送っていらっしゃるわけだから、そういう意味では、また先ほども言ったように、理事には皆さん入っていらっしゃるわけだから、しっかりと指導というか、そういう方向性を出していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

**○嘉川陽一住宅課長** 住宅供給公社の賃貸住宅につきましては、一番最大の団地であった豊見城団地については、県と豊見城市で建てかえを行ったところでございますが、残りの6団地につきましてはやはり老朽化が非常に進んでいるということで、部分的に今補修を入れながら、何とか危険を回避しているという状況ではありますけれども、やはり抜本的には建てかえというところを目指していきたいと考えております。

**○新垣清涼委員** ぜひそれは県で指導しながらやっていただきたいと思います。

それから次に、これは244ページの土砂災害対策

なのですが、これは実績としてかなり上がっているのですが、その箇所、危険でやった箇所、説明をお願いできますか。

**○赤崎勉海岸防災課長** 県内の急傾斜地等の土砂災害危険箇所は1032カ所あります。そのうち保全人家が5戸以上ある684カ所について土砂災害防止対策工事を行うこととしております。平成25年度末までの整備済み箇所は123カ所、整備率は18%となっております。現在、10カ所で土砂災害防止対策工事を実施している状況でございます。

**○新垣清涼委員** 今度の去る台風18号、19号を含めて、この皆さんが指定している箇所で崩落したとか、そういう箇所はありませんか。

**○赤崎勉海岸防災課長** 去る台風19号による土砂災害の箇所なのですが、全部で12カ所土砂災害があるという報告を受けております。そのうちの3カ所について急傾斜地の崩壊、危険箇所ということになっております。

**○新垣清涼委員** これは皆さんの優先順位から外れていたわけですね。それで今回そういう事故になっていると思うのですが、そういう箇所はなぜそうなったのか、調査が弱かったのか、そこら辺の原因としては何を想定していますか。

**○赤崎勉海岸防災課長** 先ほども御説明いたしましたけれども、危険箇所が1032カ所あるのですが、整備をするときには法律で区域を設定しないといけないということになりまして、その法律で区域設定するのが家屋が5戸以上あるところでございます。今回の3カ所の危険箇所については、そこから外れていたりとか、あるいはそういうところの可能性があるとということで、今現在、調査をする必要があると考えております。

**○新垣清涼委員** では、その3カ所については、そういう家屋の被害はないと理解していいのですか。

**○赤崎勉海岸防災課長** 本部町谷茶においては落石がありまして、これについては鉄工所の作業所が一部損壊しております。あと国頭村伊地については、これは土砂が流出したのですが、そこについても住宅が一部損壊しているというところでございます。

**○新垣清涼委員** 法律ではそういう5戸以上ということがあっても、近くに県民が住んでいる、あるいはそういう使っている工場なり、そういったものがあれば、やはりそういったものを先に優先してやるべきではないかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

**○赤崎勉海岸防災課長** 先ほど急傾斜地等の整備に

についてはそういう区域を法律で指定して、それから事業に着手することが原則でございますので、それに当てはまらない、あるいはそれ以外の箇所については他の事業等も勘案しながら、そういう市町村と連携をして対策をしていきたいと考えております。

**○新垣清涼委員** ぜひそういった地域に関しては、人身に被害が起こらないうちに対策をとっていただきたいと思っています。

次に、230ページの水環境創造事業ですが、この範囲というのは毎年ふえるのでしょうか。広げているのでしょうか、どうなのでしょう。

**○下地栄下水道課長** 現在、再生水が利用できる区域は、那覇新都心地区、県庁周辺地区、本年度供用予定の那覇空港地区となっております。毎年ふえるとかそういうことはなくて、一応事業自体は平成26年度で終了ということになっております。今後については、状況を見きわめながら再度計画を練り直すこととなっております。

**○新垣清涼委員** では、今年度でも配水できる、利用できる地域は終わり、配管は終わるといっていいのですか。

**○下地栄下水道課長** はい、県が送水管を整備して、那覇市が施設への配水管を展開していくのですが、県の送水管の整備としては終わりということになっておりまして、那覇市の事業は今後も続くということになります。

**○新垣清涼委員** わかりました。そうしますと、今これは那覇新都心地区、それから県庁周辺、空港、浄化センター近辺ですか、この辺の利用状況というものはどのようになっていますか。処理水と利用水はどのぐらい使われているというか。

**○下地栄下水道課長** 那覇市の浄化センターで再生水をつくっているのですが、那覇浄化センターの平均の処理水量としては13万トンぐらい汚水が入ってきて放流しているわけですが、再生水の供給量としては平成25年度現在で685立米パー日となっております。

**○新垣清涼委員** 量はここに出ているのですが、何世帯とか何カ所とか、そういうことを。

**○下地栄下水道課長** 再生水の供給予定の計画としては75の施設がありまして、現在のところ54施設が接続済みということになっております。

**○新垣清涼委員** これはこれからも推進していかれると思うのですが、県は再生水をつくる。そして那覇市がつなぐのは進めていくという仕事の役割分担になっているのですか。

**○下地栄下水道課長** はい、委員がおっしゃるとおり、県が送水管を整備したところから建物まで那覇市がつなぐ。と同時に料金徴収も那覇市が行っているという役割分担になっております。

**○新垣清涼委員** 沖縄の場合はかなり道路の植栽なども、御成橋通りですか、そこは植栽升じゃなくて植木鉢みたいな感じでやられているのですね。そうすると、二、三日雨が降らなかつたりすると水を上げないといけないのですよ。この間も、私は毎日ここを通るのですが、二、三日雨が降っていないと葉っぱがしおれてくる。そういう状況があるので、やはりそういう散水業者が、ところどころ受水できるような施設というものも県で準備しているのでしょうか。

**○下地栄下水道課長** 再生水といえども、水道ほどの値段ではございませんけれども、料金的には1立米200円掛ける消費税ということで供給しております。道路の植栽等へ散水する分については、何も再生水程度の水質を要求されるわけではないものですから、例えば那覇浄化センターの放流口から、そういう業者さんがくみ水をして散水するということは、無料で提供しております。

**○新垣清涼委員** 要するに枯れるような状況があるものだから、水がなくてやっていないと僕は思ったものだから、それで今お尋ねしているのです。県も県道をいろいろ管理されていると思うのですが、道路をつくって木を植えますね。そうすると、これは宜野湾市のパイプライン通り、浦添市との間に最近開通しています。木は植えておりますが、その後に管理が弱くてススキが生えているのですよ。それは皆さんパトロールして、こういうものはチェックしたときに、掃除というものはどの割合でされているのですか。

**○嶺井秋夫道路管理課長** 道路のパトロールにつきましては、基本的に2日に1回程度行っておりますが、今、委員がおっしゃいましたススキとか雑草につきましては、可能な限りパトロールをしながら、すぐに必要なところはやってはいるのですが、それ以外の箇所につきましては、先ほどから申し上げていきますように、年に2回程度しかできないということで、その辺につきましては、また地域のボランティアの方々にも協力していただいております。

**○新垣清涼委員** 道路管理に関しては、要するにその歩いている距離を、しかも草がぼうぼう生えてから、今、年に2回とおっしゃっているのですが、

そうではなくて、やはり本当に何十万円単位でもいいから、要するに小口というか、小さな作業も発注して、ススキなんかだったら、小さいうちだったらすぐ取れるのですよ。ところが、あれはかなり伸びてくると、根っこは強いですから、取りにくいです。時間がかかります。

そういう意味で、宜野湾北中城線の新城で擁壁の排水口にウスクガジュマルが入って、撤去するときはかなり予算がかかったと思うのです。ああいうものを小さいうちに発見して取ってしまえば、人の手で引っ張れたのが、何百万円という金をかけないといけないと思うので、パトロールもいいのですが、職員の皆さんはいろいろな道路を通過して各地から県庁へ登庁されると思うのですね。出勤されると思うのです。せめて土木建築部の皆さんは、そうやって道路の状況、壊れた状況だけではなくて、植栽の状況などもチェックをして、どこかでそういう報告するような体制づくりはできないですか。

**○嶺井秋夫道路管理課長** 委員、貴重な御提言ありがとうございます。今と言いますか、私どもも最近道路管理瑕疵の問題とか結構出てきておりますので、近々土木建築部内の課所長会というものがございまして、その場をかりて各所属長の方に私どもから、もし道路の異常点が発見された場合には報告してくださいと、それを土木建築部の職員全体に知らしめて、やりたいと思っております。

**○新垣清涼委員** これは皆さん車を持っていたり、歩行もそうですが、気づいた方が県の職員としてぜひそこは目配りをしてほしいなど。その道路の傾きだったり、そういう雑草の多いところだったり、ごみの投げ捨てが多いところだったり、そういった中で、ぜひどこかで集約するような仕組みをつくれば、みんながやると思うのです。そういう仕組みがないとなかなか言いにくい、人のことまでは口出しできないところがあると思うので、ぜひそれはやっていただきたいと思います。

**○新垣良俊委員長** 金城勉委員。

**○金城勉委員** 最初に、橋梁長寿命化修繕事業がありますけれども、例えば3・11があって、全国的に国土強靱化計画とか防災・減災計画とか、いろいろな取り組みがなされてきましたけれども、県内における橋梁の老朽化とか、そういう保全改修事業とか、その辺の実態調査などはなされておりますか。

**○嶺井秋夫道路管理課長** 沖縄県の管理する道路にかかる橋梁672橋について、平成19年度から平成21年度に点検を実施しまして、平成22年度までに橋梁

長寿命化修繕計画を策定しております。沖縄県橋梁定期点検マニュアルに基づき5年ごとの点検を行うこととしておまして、平成24年度から平成25年度にかけて2回目の点検を終えたところでございます。また、今年度から道路法施行規則の改正により、5年に1度の近接目視による定期点検が義務づけられているところでございます。

**○金城勉委員** この241ページの資料の中には、道路保全事業として繰り越しが12億円、パーセントにして約三十五、六%ぐらいの繰り越しがあるのです。結構大きな繰り越しになっているのですが、そのいわゆる強靱化計画、防災・減災の視点からすると、少し疑問に思うのですが、この辺の中身を説明してもらえますか。

**○嶺井秋夫道路管理課長** 繰越理由につきましては何件かございますが、代表的なものを申し上げますと、入札不調が結構ございまして、それを踏まえて工事内容や入札方式を見直したことがまず1つございます。次に、ヤードに用いる隣接地の借地交渉に不測の日数を要したということがございます。3つ目に工事をするための仮設道路にかかる借地交渉に不測の日数を要したということが理由として挙げられます。

**○金城勉委員** この辺は工夫していただいて、やはりできるだけ計画どおりに進められるように取り組みをお願いいたします。

672の橋梁があると把握されていますけれども、この辺のところ、修繕事業として完成の見通しというものは、年度計画としてどのぐらいのスケジュールで考えていますか。

**○嶺井秋夫道路管理課長** 672橋のうち、平成24年度からの10年間で544橋の補修工事を計画しております。平成25年度までに65橋の補修が完了しまして、80橋が補修中となっております。今年度も新たに25橋の補修に着手する予定でございます。引き続き計画的な補修を行いまして、災害に強い社会基盤を構築していきたいと考えております。

**○金城勉委員** ぜひ頑張ってください。

次に、中城湾新港地区の防災計画について伺います。これはやはり3・11のところからいろいろ議論が重ねられてきましたけれども、この地区、4000名以上の皆さんが埠頭で働いておりますので、そういうところの地震対策、津波対策等々を含めた防災計画について御説明をお願いします。

**○田原武文港湾課長** 中城湾新港地区の防災計画については、平成25年9月に国により策定された港湾

の津波避難対策に関するガイドラインに基づき、平成26年度、防災計画の策定を進めております。地震対策や津波対策については現在策定を進めている防災計画の中で検討していきたいと考えております。計画策定においては、避難困難地域の抽出、それから避難対象人数を把握する等、新港地区の特徴を整理の上、緊急避難場所や避難経路等を検討し、沖縄市、うるま市の地域防災計画に反映させていきたいと考えております。また、岸壁、橋梁等の耐震性の分析もこの業務の中で行い、港湾機能が維持できるか検討します。

**○金城勉委員** 今年度、避難計画を含めての計画策定中ということですが、これが具体的に沖縄市やうるま市、あるいは県と、その辺の具体的な計画が実施計画に至るまでのスケジュールはどうですか。

**○田原武文港湾課長** 避難訓練の計画については、ことし11月5日の津波防災の日に、県と市町村が主催する沖縄県広域地震津波避難訓練が県下全域で行われます。県は、中城湾港新港地区協議会へ訓練参加の案内をしております。新港地区に立地する企業が参加する予定となっております。この避難訓練の結果を検証しながら、現在策定中の防災計画に反映していきたいと思っております。次年度から地域防災計画を実施しますうるま市、沖縄市と連携を図りながら新港地区埋立地についても防災訓練を実施していきたいと思っております。

**○金城勉委員** では、沖縄市、うるま市とも密に連携を図って進めてください。

それから次に、泡瀬地区の埋立事業について伺いますけれども、周囲から見ると、スピードがもう少し早くできないかという思いがするのですが、その皆さんの計画と照らしての進捗状況はどうですか。

**○田原武文港湾課長** 中城湾港泡瀬地区の埋立事業については、国と県が連携を図りながら事業を推進しているところでございます。埋立面積95ヘクタールのうち、国が86ヘクタール、県が9ヘクタールを埋め立てることになっております。平成25年度末までの進捗率としましては、国が埋立土量ベースで約43%、県は事業費ベースで18%となっております。

**○金城勉委員** これの完成見通しはいかがですか。

**○田原武文港湾課長** 国の事業につきましては平成28年度完成予定となっております。県の事業につきましては平成32年度完成予定となっております。

**○金城勉委員** 以前から声があるのですが、ビーチを先行供用という地元からの要望が強いのです。それができないのは、進入道路の建設が県の管轄に

なっていますから、これとの兼ね合いで難しいと聞いているのですが、これは検討の余地はないですか。

**○田原武文港湾課長** 泡瀬地区への進入道路については、延長が800メートル、それから車線数が4車線の供用となっております。平成25年度から着手したところでございます。現在、設計中ではございますけれども、完成供用を平成32年度にしたいということで設計等を進めております。委員のおっしゃっております早期に供用できないかということにつきましては、橋梁が4車線ございますので、2車線を暫定的に早目に完成させて、それを使えないかということで、現在、設計の中で検討しているところでございます。

**○金城勉委員** ということは、2車線を早期に完成させて、そこからビーチの供用ができるという、その可能性はあるわけですね。

**○田原武文港湾課長** その2車線を使って、できるだけ早目にビーチが使える方向で対応したいと考えております。

**○金城勉委員** 地域の住民、市民からは、ぜひ早目の供用をお願いしたいという声が以前からありますので、ぜひそれに応えられるようお願いをいたします。

それと、土地利用計画については市が担当するのですが、これは県も何らかの形でかかわることは考えていますか。

**○田原武文港湾課長** 委員のおっしゃるとおり、土地利用計画については沖縄市が主体的にやるところとなりますけれども、現在、沖縄市で民間施設の企業誘致方針の策定や多目的広場の基本計画の検討を行っているところであります。県としましては、これらの調査結果を踏まえて沖縄市の土地利用計画の実現に向けて連携していきたいと考えております。なお、去る7月18日には、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローなどの観光関係者と整備中の現場を回りながら、それから国、県、沖縄市も含めて、埋立地の土地利用について意見交換を行ったところでございます。

**○金城勉委員** ぜひいい計画ができるように、県もその利用計画については市の支援、バックアップをお願いいたします。

次に、山里第一地区の再開発事業について、これも進捗状況を少し御説明いただけますか。

**○伊禮年男都市計画・モノレール課長** 山里第一地区の進捗状況なのですが、沖縄市で事業計画の見直しを行ってまいりました。今月の2日に具体的な建物

や駐車場等の配置を変更する都市計画の変更の告示を行っております。今後、沖縄市では、組合設立認可申請に向け取り組んでいくと聞いております。

**○金城勉委員** 当初のスケジュールからすると、若干おくれてきているのですね。これは権利者の皆さん方の問題とか、あるいはまた組合の準備状況のこととか計画の見直しなど、いろいろ影響しているように聞いておりますけれども、これは県から見たときにどのように受けとめていますか。

**○伊禮年男都市計画・モノレール課長** 基本的に、参画する企業等と沖縄市で、駐車場問題、また商業施設の配置計画ということで調整して、そういう見直しになっているということです。若干のおくれはあるのですが、内容としてはそういう形で整理しているということで、県としても重要な事業と考えておりますので、それなりに支援していきたいと考えています。

**○金城勉委員** ライカムのゴルフ場跡地の大型商業施設も来年度がオープン予定になっておりまして、その辺の影響も少し懸念したりもするのです。やはりその辺の整合性をお互いに相乗効果が出るような事業計画であってほしいと思うのですが、県はそこまでかかわれるかどうか、あるいはまた市を通しての何からのかわりとか、そういうことは考えられませんか。

**○伊禮年男都市計画・モノレール課長** 基本的には沖縄市で対応するのですが、ただ、県でも内容の確認の中で、隣接する大型商業施設がありますが、それとの整合性はどうなっているかということで内容の確認はしています。市でもそこら辺は十分検討して採算性が合うということで、企業を誘致していると聞いております。

**○金城勉委員** よろしくお願ひします。

それと、県もその財政支援をやっていただいておりますけれども、市からの情報としては、もう少し県に頑張ってもらいたいという市長からの強い要望も届いているかと思うのですが、その辺の検討状況はいかがですか。

**○當銘健一郎土木建築部長** 委員御指摘のとおり、事業計画を見直したことによって非常にいい配置計画に変わったと思っています。ただ、若干事業費がふえたということで、県が負担する金額について増額を今要請されております。そして、私どももこれは大変市街地再開発事業としていい事業だと思っておりますので、何とか前向きに支援の増額については対応していきたいということで、関係機関と調整

をしているところでございます。

**○金城勉委員** 非常にうれしい答弁でございます。桑江市長も非常に情熱的に今取り組んでおりまして、私にもぜひバックアップをとということもありますので、ぜひ御検討をし、いい形の回答がいただけるようお願いをいたします。

次に、県道20号線の拡幅工事についてですが、今、胡屋十字路から高原交差点向けに鋭意進められておりますけれども、順調に進んでおりますか。

**○上原国定道路街路課長** 県道20号線の胡屋交差点から高原交差点までの延長約3.1キロメートルについては、街路事業の胡屋泡瀬線として3工区に分けて、幅員32メートル、4車線で整備を行っております。胡屋交差点から室川入りロバス停付近までの1工区1220メートルについては、平成17年に着手し、進捗率は用地取得ベースで約86%であります。室川バス停付近から高原団地入りロバス停付近の2工区1000メートルは、平成20年度に着手し、進捗率は用地取得ベースで約27%となっております。また、高原団地入りロバス停付近から高原交差点までの高原工区860メートルについては、平成25年度に着手しまして、現在実施設計を行っているところでございます。

**○金城勉委員** これは皆さんの計画と照らして、順調にやっているかと受けとめていいですか。

**○上原国定道路街路課長** 用地取得等で若干問題等は発生しておりますけれども、今のところ計画どおり完成を目指して進めているところでございます。

**○金城勉委員** その次に、高原交差点から泡瀬十字路の間、市道から県道に移管されましたけれども、ここまで延長しての計画になっていますよね。この部分についての計画の位置づけというものは、スケジュール的にはどのようになりますか。

**○上原国定道路街路課長** 県道の認定を終えまして、これから県道としての整備を進めていきたいと思っておりますけれども、来年度、平成27年度に道路の予備設計を行いたいと考えております。予備設計を終えた後、都市計画の変更に向けて取り組んでいきたいと考えております。

**○金城勉委員** その後の、その予備設計に来年度から着手をして、その事業着手、それから完成に至るまでのスケジュール的な見通しはどうですか。

**○上原国定道路街路課長** 予備設計、都市計画の変更を行った後、事業化につきましては、今現在整備中でございます高原交差点までの3つの工区の進捗状況を見ながら事業化を検討したいと思っております。

して、できれば平成30年度ごろから着手したいと考えてございます。

**○金城勉委員** わかりました。では、鋭意取り組みをお願いいたします。

次に、天願川の改修工事ですが、ことしも台風8号のときに大雨と台風等が襲いまして、私も現場に行ったのですが、大変な氾濫がありました。この川の拡張整備についても進められているとは聞いていますが、特に具志川ゴルフ場の下のほう、あの近辺は、少しの大雨でもすぐ氾濫するということが繰り返し起こっておりまして、その地域住民の皆さん方から非常に早目の拡張、その被害防止などの声も強いのですが、その辺の取り組みはいかがですか。

**○上江洲安俊河川課長** 天願川については、整備が必要な延長約6.5キロメートル、そのうち下流部から約4.5キロメートルが概成しております。しかしながら、一番天願橋から下流部において未整備箇所があることとか、それから、今、委員おっしゃる上流部の改修が未着手であるということが氾濫の要因となっていると認識しております。それで、これまでも氾濫がありました。県としては、この改修は急務と思っていますので、できるだけ地元の協力を得ながら早期に整備に取り組んでいきます。具体的には、早期の工事着手に向けて、地元の協力を得て用地取得、未買収箇所が何か所かあって、それがネックになっているのも事実です。そこについて、地元のうるま市、あるいは関係団体の協力を得て用地取得を推進していきます。それから、原則的には下流部から施工するわけですが、中流部のほうに、今、委員がおっしゃったゴルフ場のところ、これまでも冠水した事例はございます。そこについては、暫定施工した直近下流があふれない程度の暫定施工を今検討中でございます。

それからあと1点は、橋梁等の占用工作物の早期移設といいますか、関係機関との調整を迅速に進めていくということです。

あと、ソフト対策として、氾濫箇所への監視カメラの設置などについて検討しているところであります。

**○金城勉委員** 今、河川課長の説明がありましたように、その川には米軍のパイプラインが通っている箇所がありますね。ここもまた懸念材料ではないのかということで地元の方々の声があったのですが、ここはどうですか、見通し、米軍とのかかわりとか。

**○上江洲安俊河川課長** 米軍のパイプラインが今のゴルフ場の上流側にあります。そこが断面不足だと

いうこともボトルネックとなっておりまして、これまでも調整は進めてきているのですが、なかなか進んでいないという状況もありまして、今後加速化して、米軍あるいは地元と連携しながら調整を進めていくということで今進めております。

**○金城勉委員** やはり向こうはそのパイプラインがあるために拡張できない、あれが移動もしくは何らかの手だてを考えないと拡張できない構造になっているのですよね。そこがそういう手をつけられないと、ここで詰まってしまうという状況があるようですから、ぜひこれは沖縄防衛局も一緒になって米軍側との交渉をぜひ早目に決着をできるような方向で進めていただきたいと思います。

最後に、土砂災害対策事業の件。2年ぐらい前でしたか、台風が襲ったときに、浜比嘉島のビーチの砂が部落内に大変な勢いで舞い込んできて、物すごい砂、道路一面全部砂だらけに覆われてしまったというケースがありますけれども、あの地域の対策について御説明をお願いします。

**○赤崎勉海岸防災課長** 浜比嘉島の浜区のビーチは、平成3年度から平成12年度に高潮対策事業により、階段式護岸、突堤、養浜及び樹木により砂防施設を整備しています。その後、砂の安定を図るため、平成21年度に中央突堤を整備し、平成23年度には飛砂防止強化のため、フクギ等を追加植栽しております。現在飛砂防止のフクギ等が成長しており、ことしの台風8号による飛砂被害の報告は受けておりません。今後も飛砂被害状況を把握し、飛砂防止の既存樹木の管理を行う等、飛砂対策について適切に取り組んでいきたいと考えております。

**○新垣良俊委員長** 嘉陽宗儀委員。

**○嘉陽宗儀委員** 私は、辺野古の埋立承認問題について中心に聞きます。

まず、この公有水面埋立承認業務は、担当はどちらですか。

**○當銘健一郎土木建築部長** 公有水面埋め立て等の担当業務は、漁港区域内は農林水産部になっておりますけれども、それ以外の公有水面の埋め立てに関しては土木建築部が所管しているということになっております。

**○嘉陽宗儀委員** 今回の埋立承認業務についても土木建築部の海岸防災課がやったということですね。

**○當銘健一郎土木建築部長** 一部漁港区域もございまして、海岸防災課と漁港漁場課で担当させてもらっております。

**○嘉陽宗儀委員** 平成25年度沖縄県歳入歳出決算書

を見て、どこに海岸防災課の決算があるのかな。埋立承認に幾らぐらい金を使ったかと調べているのだけれども、どこにも出てこないのですが、これはどこにあるのですか。

○**當銘健一郎土木建築部長** 基本的にこういう許認可の審査業務といいますのは、審査に従事した職員の人件費とか、あとコピーを使ったり、パソコンを使ったりというようなこと、あるいは私ども現場の確認も行きましたので、旅費とか、そういう事務費が主なものですから、全体の中に含まれているという形になります。

○**嘉陽宗儀委員** 全体の中に含まれていても、議会は決算審査ですから、少なくとも議会の側から言えば、幾ら予算が出たかということは当然関心を持ちますよ。それで調べている。それについては幾ら使ったのですか。

○**當銘健一郎土木建築部長** この辺野古の埋立審査に幾ら使ったかというものは実は出してはございません。埋め立ては、例えば同じ時期に那覇空港の第2滑走路も出てまいりましたし、それ以外の埋め立ての審査もございましたので、そういう一連の業務の中でやっておりますので、この辺野古の埋め立てに事務費が幾ら使われたかというものは出してはございません。

○**嘉陽宗儀委員** 業務量、埋立承認書、これは相当の業務量ですよ。これは審査するのに何名、何日かかったのですか。

○**松田了海岸防災課副参事** 審査体制についてお答えします。時期ごとに増員をしまして人員を強化した経緯がございますので、時系列的に御説明します。平成25年3月22日以前、これは申請書の提出以前でございますけれども、その時点では3名でございます。その後、3月22日の提出をもちまして、3月25日付で2名増員しまして5名の審査体制になってございます。その後、平成25年6月1日にはさらに1名土木の技術者を増員しまして6名一失礼しました。引き続き5名でございます。それから平成25年10月1日付で2人増員しまして、最終的には7名で審査を行っております。

○**嘉陽宗儀委員** 今後、審査体制も気になるのですが、実労働時間というのですか、これだけでこの分厚い承認書を逐次検討したわけですから、どのくらい時間がかかったのですか。

○**松田了海岸防災課副参事** 各担当した職員の従事した時間を合計してみないと、どの程度の時間がかかったかということについては御説明が今できるよ

うな状況にございません。

○**嘉陽宗儀委員** 一人一人わからなくても、ただ働きさせたのであれば別ですが、少なくとも仕事をしたのだったら人件費は出ているでしょう。それはどうなのですか。

○**松田了海岸防災課副参事** 人件費は支出してございます。

○**嘉陽宗儀委員** これは部内の職員だったら、人件費は当然通常の人件費として出ているからいいけれども、専門家を皆さん方はちゃんと使って点検したわけでしょう。それについては人件費ただというわけではないはずですから、これが幾らですか。

○**當銘健一郎土木建築部長** これまでの公有水面埋め立ての審査と同様に、我々行政の中で審査を進めさせていただいております。

○**嘉陽宗儀委員** 私が聞いているのは、これまでのものは泡瀬干潟もかなりやったけれども、あのときでたらめだと私は指摘、批判したけれども、今回のものについて限定して聞いていますから、少なくともどういう分野の専門家で、何名で、何時間これ进行分析して、環境保全可能ですという結論を出しているわけです。これをはっきりしてください。

○**當銘健一郎土木建築部長** 埋め立てをする場合には環境アセスメントを前段で行います。その中で環境アセスメントの委員会の先生方の御意見も当然入ってございます。そしてまた防衛省では普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価に関する有識者研究会一有識者研究会というものも組織して、評価書に対する知事意見をもとに評価書の補正を行っております。そしてまた私どもは埋立申請があった後に環境部に意見照会をしております。その中で環境部は専門家の先生方に御意見を聞いたということで、いろいろな専門家の方々がかかわっているものと承知しております。

○**嘉陽宗儀委員** これには何名の、どういう専門家がかかわっていますか。分野別専門家というものは誰がいるのですか。例えばサングはいるか、ジュゴンはいるか、気になるところですからね。

○**當銘健一郎土木建築部長** 環境アセスメントの方々については13名の委員だと聞いております。そして防衛省が設置した有識者研究会につきましては、今数えますと9名の専門家の方々で構成されて、審査といいましょうか、指導、助言がなされていると聞いております。

○**嘉陽宗儀委員** ちなみに、今の環境保全の専門家の皆さん方、いろいろ意見を確かに出している。し



かし、今のままでは環境保全は困難だという意見を出している。県の環境部もそうです。いろいろな団体がありますね。これは何団体あったのですか。このままでの環境保全は困難だと、自然環境の保全についての懸念が払拭できない、こういう意見を結構出しているでしょう。

**○當銘健一郎土木建築部長** いろいろな団体からそういう懸念が払拭できないということについては直接は聞いておりませんが、まず平成23年12月28日に提出された普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書については、まず知事意見として自然環境の保全を図ることは不可能と考えるということを出しております。それに対して防衛省では、有識者研究会を設置し、評価書の補正を行っております。その補正された評価書をもとに公有水面埋立申請書が作成され、3月22日、これは昨年ですが、県に提出されました。この提出された申請書につきまして、私も環境部に対して意見の提出を求めたところでございます。その中で環境部からは、環境の保全についての懸念が払拭できないという内容の意見の提出がございましたので、それを踏まえて事業者に見解を求めるとともに、申請書の内容について審査を行ったということでございます。

**○新垣良俊委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、嘉陽委員から自然保護団体等からの意見等はなかったのかと確認があり、当銘土木建築部長から抗議、意見の提出があった旨の答弁があった。)

**○新垣良俊委員長** 再開いたします。

嘉陽宗義委員。

**○嘉陽宗義委員** 今のはちゃんと正式に議事録に残るように答弁してください。

公有水面埋立申請書に対して、このままでは環境が守れないと懸念をしている自然保護団体がいろいろありましたね。何団体で、どういう意見でしたか。

**○當銘健一郎土木建築部長** まず、公有水面埋立法の法的な手続として利害関係者の意見を聞くということがあります。これはもう既に公表されているところでございますけれども、3000人を超える人または団体からのいろいろな意見がございました。その中で否定的な意見は3343件ございまして、その中には今の委員から御指摘のある団体も入っておりますし、個人も入っているということでございます。

**○嘉陽宗義委員** 具体的に皆さん方は別添資料ということで、ずっとこれまで私は問題にしていますけれども、たくさんの環境保全措置ということで列挙

されているのですが、その中でずっと何をどうするかということの、具体性が何もありませんね。例えばこの米軍の低公害車の導入問題についてもどうするかというものも何もない。これも一々全部言うわけにいかないから、要するに何もない。答えは、マニュアルを作成することによって周知する、それで環境保全策をとりますと言うのですが、マニュアルをついたら埋立事業による環境保全は図れるのですか。これに書いていますよ。

**○當銘健一郎土木建築部長** 供用後の埋め立てをした後の施設の運用について、マニュアルなどを作成して、それを米軍に示すことにより環境保全措置を図るということが、この申請書には記載されているということでございます。

**○嘉陽宗義委員** このマニュアルをつくって周知するというものは何カ所になるのですか。

**○當銘健一郎土木建築部長** 箇所数については数えておりません。

**○嘉陽宗義委員** マニュアルの具体的な中身について一つでもつくっていますか。

**○當銘健一郎土木建築部長** マニュアルにつきましては、これから防衛省でつくると承知しております。

**○嘉陽宗義委員** これだけ幾らやっても前に進まないから、これは知事呼んで知事からはっきり聞かないといけないけれども、委員長、総括質疑で知事から聞きたい。

それから、知事が現段階でとり得ると考える環境保全措置が講じられておりと言われてますね。今の答えは、知事の見解表明は全くでたらめということになるのではないですか。

**○當銘健一郎土木建築部長** 昨年提出された埋立申請書の中で、現段階でとり得ると考えられる措置が講じられていることから審査基準に適合していると。したがって、承認であると判断をしたところでございます。

**○嘉陽宗義委員** 例えばジュゴンについて、誰が、今のこの工事計画で、保全を図れるという見解を出しているのですか。

**○當銘健一郎土木建築部長** ジュゴンなどの海生生物に対する主な環境保全措置として、作業船が沿岸を航行する場合は基地から10キロメートル以上離れて航行するとともに、大浦湾の湾口から施工区域に進入する場合は、一定速度で沖合から直線的に進入する。あるいは専用の監視船やヘリコプターを配置し、目視、ソナーによる音波測定による監視を行って、大浦湾内で確認された場合は水中音を発する工

事を一時的に休止するなどの対策を行う。環境保全措置が速やかに講じられる監視体制を構築して、事後調査を実施し、当該調査結果に基づいて、環境保全措置の効果も踏まえてその妥当性に関して検討するという、これは具体的な措置ですが、それ以外にも、専門家等の指導、助言を得て必要な措置を講じるということが記載されていることから、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置がとられていると判断したところでございます。

**○嘉陽宗儀委員** 今の環境保全措置は、ジュゴン対策から言えば、全くそういう措置はなっていない。だけれども、僕は、今どういう措置をとられているかということをごに皆さん方の文章に書いているから、これはだめだから、これは誰がそういう見解を出したか、専門家を。私が行って聞こうと思って。今を書いたのは誰ですか。こんなジュゴンの方策はありますか。

ちなみに、沖縄防衛局に私が聞いたら、向こうも専門家がいますと言うから、いであ株式会社か、結構向こうが仕事をしますから、向こうに専門家がいますと言うから、僕はいであ株式会社まで電話して、ジュゴン対策について皆さん方専門的立場から案を出しているけれども、専門家は誰かと聞いたら、いであ株式会社は、百条委員会で聞くと言ったら、いないと言ったのですよ。だから、現段階の私の調査の結果では、ジュゴンの専門家という人の意見が全く反映されていない。どこに専門家はいますか。氏名を明らかにしてください。

**○當銘健一郎土木建築部長** ジュゴンそのものについての専門家かどうかは私どもはよく存じ上げておりませんが、アセスメントの委員の方々にもこういった海洋生物に関する専門家の方々もいらっしゃいますし、また、防衛省が設置した有識者研究会の中でも、そういった海洋生物に対する専門家の方々はいると聞いております。

**○嘉陽宗儀委員** この海洋生物といってもたくさんありますよ。私が石垣空港の埋め立て問題でアオサングは無いと言うから追及したら、サングの専門家という会社の人は、実は海洋生物といっても、アオサであって、サングは知りませんと言ったのですよ。だから、ジュゴンというものは日本には特定の専門家もいない。高度な知識がないといけないのに、それを、います、こういう結論を出しましたといったら、こういう人たちもいないのに、何でこんな結論が出せるのかというのが私の疑問ですが、どう答えますか。だから、その専門家がいたのなら出し

てくださいよ。

**○當銘健一郎土木建築部長** 繰り返しになりますけれども、環境アセスメントの委員会の先生方、あるいは防衛省が設置した有識者研究会の先生方によってジュゴンの環境保護対策についても十分な議論がなされて、そして申請書が取りまとめられたものと承知しております。

私も環境とか余り海洋生物については詳しくはありません。しかし、これまでのいろいろな報告書や研究論文などでは、防衛省が設置した有識者研究会の中の京都大学大学院の情報学研究科の准教授と書かれておりますけれども、荒井先生がそういった、これは報告書か論文かわかりませんが、そういった報告を出しているということは事実としてはございます。

**○嘉陽宗儀委員** 結局は専門家ではない人たちの誰の意見かよくわからないけれども、何かの専門家かもしれないけれども、ジュゴン対策がきちんとできないにもかかわらず、できましたという格好でとれる措置を全部やりましたということになっているということは、これは問題ですよ。これについても改めて知事に聞きます。

それから岩礁破碎、今、許可は漁港課かな。今ボーリング調査をしていますね。ボーリング調査をするときに皆さん方は、ボーリングをやるところにサングがあったかどうか確認されていますか。

**○當銘健一郎土木建築部長** まず岩礁破碎についての許認可は農林水産部ですのでよくわかりません。今現在やっていますのはボーリング調査ということで、埋立工事ではないということです。それは私どもは埋立工事ではありませんので、うちの埋め立ての承認もしくは留意事項ではなかなか環境保全に対して効果がないものですから、改めて文書を出させていただいて、環境保全措置をしっかりとやるようにと、そして保全措置をした後は報告をするようにという文書を出しております。

**○嘉陽宗儀委員** 岩礁破碎は確かに農林水産部だけれども、ただ今は、岩礁破碎でボーリング調査でサングを粉々にして、その後もずっと掘られているということがあるものだから、皆さん方は環境保全に影響がないように、ちゃんととれる措置は全部やっていると。これも具体的に環境破壊が進んでいるのに、その周囲は汚れ、拡散していますよ。環境保全されていないのですよ。それにもかかわらず、とれる措置は全部とっていると言うから問題にしている。それ以上聞いてもしようがない。

それで、今、国は工法変更を皆さん方に出していますね。いつ出してきましたか。

○松田了海岸防災課副参事 9月3日でございます。

○嘉陽宗儀委員 具体的にどういう中身の変更になっていますか。

○當銘健一郎土木建築部長 変更の内容は主に4つでございます。1つは工事用仮設道路の追加、もう一つは中仕切り護岸の追加、3つ目、美謝川切りかえルートの変更、4つ目が埋立土砂運搬ルートの一部変更、4つでございます。

○嘉陽宗儀委員 この美謝川の計画変更については、前は暗渠の分は小さくして、開渠、ふたをあけるから、これを長くすることになっていたけれども、この前の代表質問でも聞きましたけれども、結局は全部暗渠にしてみましたね。暗渠にすると、いろいろ自然環境に大きな影響を与えるというものが出ているけれども、これは皆さん方、それで同意したのですか。

○當銘健一郎土木建築部長 これはまだ、現在、審査中でございます。それで、今、農林水産部の意見を求めているところでございまして、そういったところからの意見が出ましたら、それを参考にして、さらに審査を進めていきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 これはこの美謝川のルート変更だけでも大問題だと思うのですが、土砂の運搬の方法にしたって、あれは10トントラックかな、あれが1日に何百台も通るような計画になっているのではないですか。

○當銘健一郎土木建築部長 本会議の席でもお答えをさせていただきましたけれども、変更承認申請書には1日当たり592台と記載されております。

○嘉陽宗儀委員 これは1分間で何台通ることになるのですか。

○當銘健一郎土木建築部長 今、計算いたしましたところ、1日8時間労働するというので、1.23台ということになります。

○嘉陽宗儀委員 これは交通量としては多いほうですか、少ないほうですか。

○當銘健一郎土木建築部長 このトラックだけであれば、それほど交通量は多くはありません。それ以外の車などが加味されれば、また別の話になります。

○嘉陽宗儀委員 実態を土木建築部長は推測していないみたいですが、トラックは大変です。1台通るだけでも大変ですよ。あれは交通安全でも、荷物が無い状態だったらいいけれども、あれは少しでも荷

物があつたら、重力加速度があつて簡単にスピードも出せない。だから、あれは1台1分幾らということ、今の土木建築部長の計算だと、この距離で速度は幾らで走る計算ですか。

○當銘健一郎土木建築部長 私の今の計算に速度は加味されておりません。1日当たり592台ということですので、これは8時間仕事をするということで、1分当たり直してお答えいたしました。

○嘉陽宗儀委員 結局いろいろ調べてみても、現在とれる措置はとられていない。にもかかわらず埋立承認をしたということは重大問題です。改めてやはり沖縄の子や孫に軍事基地として渡すか、自然豊かな沖縄を残すかということが問われていますから、今の最後の件についても知事に直接お伺いしたいと思います。

○新垣良俊委員長 先ほどの辺野古埋立承認に関する質疑につきましては、要調査事項として取り扱ってほしいということですので、あしたの委員会で、その取り扱いについて確認いたします。

新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 最後になりました。よろしくお願いいたします。幾つか質疑通告しているのですが、重なる部分もありますので、気になるところだけやっていきたいと思っております。

まず、主要施策の成果に関する報告書の232ページ、公園整備の件です。これは6カ所の公園整備をやったということになっているのですが、まず首里城公園の部分です。首里城公園のどういうところをやったのか、そこをひとつお願いします。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 首里城公園に関しては、円鑑池と円覚寺の間の園路整備をやっております。主な工事としては園路整備になります。

○新垣安弘委員 円鑑池と円覚寺の間の園路整備ということでしたら、予算的にはお幾らぐらいですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 予算としては1億2000万円程度あります。

○新垣安弘委員 首里城は今観光客もどんどん行って、結構守礼の門から通って本殿に行くのが大多数だと思うのです。片や、円覚寺、あと弁財天、龍潭、あの一帯というのは本当に地元の人にとっても憩いの場になるようにしなければいけない部分だと思うのです。そういう点で、先ほどの間の整備も必要なのですが、一つお伺いしたいのです。これはきょうの新聞にも円覚寺の碑が見つかったということで、これは円覚寺本堂の再建の計画はないと思うのですが、山門の復元の計画はあるのですよね。円覚寺の

山門、そこは本当にそういう意味でもあの部分というものは大事な部分ですのでお伺いしますけれども、龍潭池と円鑑池の間、そこは龍淵橋があるので、その円鑑池から龍潭池にその龍淵橋の下の部分から随分しみ出てきていて、あそこがすごくずっとじゃかじゃかしているというか、そういう状況があるのですが、その修理というか、補修についての計画はありますでしょうか。

**○伊禮年男都市計画・モノレール課長** 委員がおっしゃるとおり、現地を確認しますと、やはりいろいろなところから湧水があるということで確認しています。そういう中で、那覇市で円鑑池は今管理しているものですから、そのしゅんせつ、また防災工事を那覇市で計画していると聞いております。その際に県としても園路の浸水対策を検討したいと。具体的に関係機関と調整しまして、現状調査をしまして、浸水の対策、また園路の改修も含めて検討していきたいと考えております。

**○新垣安弘委員** 恐らく円鑑池をちゃんとしゅんせつもして調べれば、ちゃんとした工事になると思うのです。そこで問題なのですが、円鑑池は要は那覇市管理なのですよね。これは那覇市がやらないと手をつけられない状況なのです。土木建築部長、これは前に一般質問でも取り上げたのですが、いわゆる国営、首里城の国管理の部分が県に移譲になると。そこで県が一体管理をする上で、園比屋武御嶽とか円鑑池、そこは那覇市から県が譲り受けるべきではないか、そういう意味で県が一体管理すると、そういう方向に進むべきだということを申し上げたのです。前向きな答弁だったと思うのですが、そのやりとりは、今、どういう状況でしょうか。

**○當銘健一郎土木建築部長** 那覇市からも、この円鑑池の県への管理移管について要請がございました。そのときにいろいろお話をさせていただきましたけれども、まずこの円鑑池、園比屋武御嶽、玉陵と、この3カ所あるわけでございます、それらを一元管理ということで県が管理をするということは、方向性としてはいい方向ではないかとお話をさせていただきました。

ただ、円鑑池につきましては、まだ那覇市が今管理している段階で、委員がおっしゃっているように、少し未整備な部分があります。その部分については今那覇市で何らかの計画を持って整備をして、その後、県に移管ということを考えているようにも思いますので、その辺の状況は少し見きわめながら対応していきたいと。最終的に県が一元管理をするとい

うことは、方向性としては決して間違っていないと思っております。

**○新垣安弘委員** あの一帯はぜひ整備していかないといけない場ですので、その那覇市との関係も積極的に進めてもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、231ページです。景観対策事業なのですが、この事業効果ということで二、三書いてあるのですが、この事業を少し簡単に説明してもらえますでしょうか。

**○伊禮年男都市計画・モノレール課長** 231ページの沖縄らしい風景づくり推進事業なのですが、これについては平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用しまして景観施策を推進してきております。平成25年度の事業内容なのですが、1点目が風景づくりに係る人材の育成、あと市町村の景観行政職員の技術向上を図るということで、ワークショップ、また講習会等を開いております。あと景観に配慮された良質な公共空間の創出を図るということを目的としまして、土木建築の公共事業について、景観評価システムを構築したいということで試行を行っております。これについては道路事業になるのですが、道路事業に係る景観チェックリスト、また解説書の案を作成しております。

**○新垣安弘委員** この景観対策事業と、あと街路の整備もそうなのですが、何度かいろいろと除草のこととか植栽のこととか今まで出ましたけれども、例えば、これは2300万円の予算がかかってはいるのですが、この広報に作成した資料とかシンポジウムをやったものとか、そこら辺、後で資料をいただけますでしょうか。例えば3番目の景観チェックリスト、解説書、よろしいですか。

**○伊禮年男都市計画・モノレール課長** 後で準備して配付したいと思います。

**○新垣安弘委員** そこで、これは一つの提案でもあるのですが、私は前に道路の整備に関しては、もう何度も今までずっと皆さんからも意見が出ているし、これは市町村に任せたらいいのではないかといいこともお話ししましたけれども、ただ、市町村に任せたら、また、市町村も市町村なりの負担がふえると思うのですよ。それで、予算のかかる問題だから、結局2回しか除草できないとか、あるいは平成26年度は3回できるとか、いろいろあるかもしれません。もう一つ、これは、みんなが誰もが感じている状況、観光立県として十分ではない。街路整備、景観整備、そういう点ではもっと県民の力を引き出

すような企画、事業をしないとイケないのではないかと思います。例えば、地域の婦人部の美化コンクールとかをやって、それで整備をするとか、あるいは地域の老人会とか、そういう組織を使って街路の整備に力をかしてもらおうとか、ボランティア組織も確かに結構な数あるのですが、現状ではまだまだ足りない状況だと思うのです。そこをもう少し、除草するための予算はこれだけしかないから年に2回しかできない、結果は全然最悪だと。そういう実態があるわけですから、そこはもう少し民間の組織の活力を使うような方向で検討して、これにも予算はかかると思うのですが、検討してみるべきときに来ているのではないかと思います。そこら辺どうでしょうか。

**○嶺井秋夫道路管理課長** 今、確かに道路ボランティアの方々に御協力いただいて除草作業とかやっているとところではございますが、また、毎年8月には道路ふれあい月間というものがございます、その中でそれぞれお手伝いしていただいた方々、活躍していただいた方々に対して表彰をすることもやっております。今後、さらにこういったボランティア団体も募って広げていきたいと考えております。

**○新垣安弘委員** 実態は本当にこのままではいけないという感覚だと思いますから、ぜひ積極的に取り組んでください。

あと、県営住宅の件でお伺いします。いろいろとありましたけれども、八重瀬町にいわゆる新規の県営住宅の住宅地が確保されているのですが、この造成が終わるのはいつでしょうか。

**○嘉川陽一住宅課長** 八重瀬町区画整理課によると、県営住宅建設用地の造成工事については、平成27年の6月ごろに発注し、年末には完成できるようにしたいということで聞いております。

**○新垣安弘委員** 新規の県営住宅を建てるのに、普通何年前から計画して着工するのでしょうか。

**○嘉川陽一住宅課長** おおむね着工の前年度には設計に取りかかる、あるいは設計を終えているのが望ましいと考えております。

**○新垣安弘委員** これは宅地の造成が平成27年度に終わるのですが、ここに関してはどういう計画でしょうか。

**○嘉川陽一住宅課長** 県としては、現在、今年度中にこの伊覇地区について設計を発注できるようにしたいということで、今、内部で調整を行っているところでございます。

**○新垣安弘委員** これは地元から、いろいろ場所的なものもあって、近くにある県営屋宜原団地と同じような高層にはしてくれるなど、せいぜい2階建て、3階建てぐらいにしてくれという地元からの要望があると思うのですが、それに関してはどうなのでしょう。

**○嘉川陽一住宅課長** 昨年に八重瀬町の区画整理課と調整を行っております。その中で地域住民から、県営住宅の階数については3階以下に抑えてもらいたいという意見があることは聞いております。したがって、階数等の規模については、敷地の有効利用を踏まえ、八重瀬町の意見も参考にしながら、今後、検討していきたいと考えております。

**○新垣安弘委員** これは5階建てではなくて2階から3階建てとなると、戸数が随分減ると思うのですが、そこら辺は県としては大丈夫な話ですか。

**○嘉川陽一住宅課長** やはり敷地がかなり広うございますので、我々としても、やはり敷地の有効活用ということを考える点からは、ある程度の戸数は配置したいと考えておりますので、階数を抑えながら、できるだけ駐車場、緑地等にも配慮しながら、設計の中で考えていきたいと考えております。

**○新垣安弘委員** 地元はアパートがどんどん建ってきて20年前と全然さま変わりしているのですが、これは地元の状況、八重瀬町だけの状況に配慮することではないのか、南部一帯の全域のことで配慮すべきことなのか。

もう一点は、これはつくることは確定なのか、それとも町からの何らかの要請があれば、ほかの公共施設に土地を転用することもできるのかどうか、そこら辺どうですか。

**○嘉川陽一住宅課長** 県営住宅につきましては、やはり広域的な観点から設置をするということで、その募集に当たっては、当然、今回つくる団地につきましては南部一帯からの応募がかなりあるということは予想されております。ただ、この敷地については地区計画というものが定められておりまして、地区計画の中では集合住宅用地という形で指定されておりますので、建築物の用途制限とか高さ制限等があります。公営住宅以外に建築できる公共施設としては、学校、福祉施設及び一定規模以下の郵便局や地方公共団体の支所といったものが建築可能とはなっておりますけれども、現在、八重瀬町からは特にこういう施設をつくりたいという積極的な話が出ていないということでございます。

**○新垣安弘委員** わかりました。

あともう一点、公共交通と自動車の台数についてということで質疑を上げているのですが、県は、きょうも新聞に出たのですが、南北縦貫の鉄道を敷こうとしている。あとその支線もそれぞれ地域から支線を敷いてくれと言われていた。そういう状況の中で、これは企画部でやっていると思うのですが、沖縄は車社会だと。土木建築部はどんどん道をつくっていると。今そういう状況なのですが、ここは我々もヨーロッパを視察したときに、自動車から公共交通に変えようということで、そういう政策をしいて、自動車の数がどんどん減っていったという効果があったというのを見てきているのです。視察してきました。沖縄の場合、この鉄軌道、公共交通を南北と支線も走らそうとしているのですが、ここは道をつくっている道路を担当している土木建築部とその計画がばらばらであっていいものかどうか。今後のことを考えたら、では、沖縄にどれぐらいの車が限度なのか、どれぐらいまで減らしたほうがいいのかとか、そのときに道は将来どの程度必要なのかとか、そこら辺はやはり連携して考える必要があると思うのですが、それに関してはどうでしょうか。

**○当銘健一郎土木建築部長** こういった公共交通のあり方については、委員御指摘のとおり、企画部が所管してやってはいるのですが、沖縄県公共交通活性化推進協議会などには私も入っております。企画部につきましては、沖縄県総合交通体系基本計画におきましても土木建築部の役割というもの是非常に大きいと思っています。

ただ、公共交通に関して言わせてもらいますと、本県では3.2%ということで、全国ではやはり30%近い公共交通の割合を持っているということで、かなり低いと考えています。

それで、沖縄は今後もしばらく人口がふえ続けますので、自動車交通を含めてそういう交通量はふえていくということです。その中で今、企画部でいろいろ鉄軌道とか軌道系という公共交通を考えていく中で、土木建築部としてもやはり、計画にももちろん側面的には参加いたしますけれども、事業実施に当たっては土木建築部がメインとなってやっていくということもありますので、積極的にかかわっていきたくて考えております。

**○新垣安弘委員** あと、もう一点、先ほど来、無電柱化の話が出ていました。これはよく皆さんどんどんやるべきだというものはあると思うのですが、ただ、事業が全然進んでいない。この原因を一つお伺いしたいのですが、これはやるときに、沖縄電力

株式会社とか、あるいは西日本電信電話株式会社、そこら辺もいわゆる出資する部分があって、そういうところとの関連性があるから工事が思うように進んでいかないという部分もあるのでしょうか。

**○嶺井秋夫道路管理課長** 電線地中化につきましては2通りのやり方がありまして、合意路線—電線管理者と合意した路線につきましてはお互いに費用を負担し合ってやります。これにつきましては、大体1キロメートル当たり5億円かかりますのを、3億円は道路管理者が見まして、あとの2億円は電線管理者負担となります。もう一つの要請者負担方式といいますのは電線管理者の負担が大きいということで、なかなか事業が進まないということで、道路管理者が電線管理者の分も負担しようということでやる事業です。これはソフト交付金を活用してやってございますが、それにつきましては、今後、もしこの事業が終わった後に新しく家を建てる箇所が出てくるとか、そういう場合に、では、その引き込みまで全て道路管理者が未来永劫に見るかという話がありまして、その辺で少し電線管理者と協定を交わすときにいろいろありまして、それで少し時間がかかりまして、今回、繰り越しが大分ふえているという状況でございます。

**○新垣安弘委員** 最後に、この間久米島町へ行ったときに、事業のいわゆる離島における地元発注の話が出たのですね。これは去年、おとしも県に地元からの要請もあったと思うのですが、久米島町だけに限らず、地元発注に関する配慮とか現状とか、そこら辺をお聞かせください。

**○当銘健一郎土木建築部長** 従来から県では県内企業に優先発注ということで県内企業に優先的に発注しているところです。特に離島におきましては、宮古島市とか石垣市といったところでは建設業者さんがかなりたくさんいますので、例えばBクラスの工事で指名をしましても十分集まります。ただ、宮古島、八重山諸島以外の離島ではなかなか業者数も少ないということもありまして、例えばBクラスの工事を発注するときに、そういった該当する企業が少なければ、直近、上位、下位といったところまで含めて、そういった離島については地元が受注しやすいような発注形態もとっておりますので、かなりの部分、地元の業者が受注されているのではないかと考えております。

**○新垣良俊委員長** 以上で、土木建築部長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆様、大変御苦労さまでした。

次回は、明 10月16日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後 3 時17分散会

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣良俊